

米国新政権の動向

2017年10月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

要旨	1
トランプ氏の通商政策の実現には障壁が存在ーピーターソン国際経済研上席研究員に聞くー(米国)	3
トランプ大統領、TPP 離脱と NAFTA 再交渉を表明ー就任演説では米国第一主義を強く打ち出すー(米国)	5
関係正常化の動き、当面は手詰まり状態かートランプ新政権誕生の影響ー(米国、キューバ)	7
欧州委、米国との TTIP 交渉継続に意欲ー(米国、EU)	9
懸念高まる貿易面への影響ートランプ米大統領就任に対する見方ー(香港、米国)	11
国境の壁建設や難民受け入れ停止など大統領令を次々発令ー中東・アフリカ 7 カ国からの入国禁止措置により主要空港で混乱発生ー(米国)	13
原油パイプライン建設再開へ、大統領覚書が後押しートランスカナダはキーストーン XL パイプラインを再申請ー(米国、カナダ)	16
欧州委、「米国との TTIP 交渉は停止状態」との見解示すー(EU、米国)	18
政財界は米国との経済的結び付きを強調ー石油パイプライン計画復活を歓迎ー(カナダ、米国)	19
トランプ政権の政策は EU にとって「脅威」ー欧州理事会議長が EU 首脳への書簡で言明ー(EU、米国)	20
米国の TPP 離脱を受け、2 国間 FTA や RCEP ヘシフトー(マレーシア、米国)	21
米国との FTA に期待と不安が交錯ー(英国、米国)	23
シリア和平プロセスに注目、原油安やドル高を懸念ートランプ新政権誕生の影響ー(湾岸協力会議<GCC>、アラブ首長国連邦、米国)	25
トランプ政権に強く反発、懸念表明相次ぐーEU がマルタで非公式首脳会議ー(EU、マルタ、英国、米国)	27
保護主義や移民排斥に警戒強まるートランプ米大統領就任に対する見方ー(フランス、米国)	29
周辺諸国との貿易活性化や EU との FTA 交渉加速に期待感ートランプ米大統領就任に対する見方ー(ブラジル、米国)	31
トランプ米政権の保護主義的姿勢に警戒感ー(シンガポール、米国)	33
カナダ外相、米国の国境調整税には「適切に対処」と表明ートランプ政権の国務長官らと会談ー(カナダ、米国)	35
全米商工会議所会頭、NAFTA 維持の重要性を強調ーカナダ商工会議所主催のイベントで講演ー(カナダ、米国)	36
トランプ大統領、カナダとの NAFTA 再交渉は「微調整」ー加米首脳が初の会談、共同声明を発表ー(カナダ、米国)	37
トランプ大統領、就任 1 ヶ月の実績を誇示ー閣僚人事の承認では遅れもー(米国)	38
トランプ政権の重商主義的な通商政策を疑問視ーブルッキングス研究所の外交専門家に聞くー(米国)	40
全米商工会議所、トランプ大統領の通商政策で発言ー国際政策部副部長が在外公館関係者らに講演ー(米国)	42
国内法に基づき貿易救済措置を厳格に執行ーUSTR がトランプ政権の通商政策を公表ー(米国)	44
「米国第一主義」徹底する姿勢強調、トランプ大統領が施政方針演説ー(米国)	46
移民局が「専門職ビザ」特急申請の一時停止を発表ー(米国)	48
自由貿易協定は交渉の透明化が課題ージョージタウン大教授に聞くー(米国、世界)	49
カナダ首相、米国の国境調整措置に懸念表明ー「CERA ウィーク 2017」開催ー(米国、カナダ)	51
マキラドーラ企業の競争力維持が課題ートランプ政権の対メキシコ貿易政策への反応(1)(メキシコ、米国)	53
報復措置の関税引き上げは米食品・農産物が損害被る恐れートランプ政権の対メキシコ貿易政策への反応(2)ー(メキシコ、米国)	56

下院共和党、オバマケアの撤廃・代替案を公表－関係団体の反応は賛否分かれる－(米国)	59
商務省、パイプライン建設に係る情報提供を呼び掛け－米国製品の使用促進に向けた計画案策定に反映－(米国)	62
国務省、キーストーン XL パイプライン建設を認可－州の認可や土地所有者との交渉が必要－(米国、カナダ)	64
国防と国民の安全を重視した「米国第一予算」－2018 年度予算教書の方針を発表－(米国)	66
トランプ大統領、前政権の環境規制を大幅に見直し－エネルギー自立と経済成長に関する大統領令に署名－(米国)	69
トランプ大統領、貿易赤字の要因分析を指示－(米国)	71
対中貿易赤字の縮小に向けた「100 日計画」の策定で合意－トランプ大統領、習国家主席と初の首脳会談－(米国、中国)	73
オバマ前政権下での気候変動政策を大きく転換－トランプ政権の規制緩和政策と米国石油業界(1)－(米国)	75
気候変動のリスクを認識、対策に前向きな企業も－トランプ政権の規制緩和政策と米国石油業界(2)－(米国)	77
医薬品・医療機器分野の制度改定と直接投資収益性の高さを評価－2017 年外国貿易障壁報告書(日本編)－(米国、日本)	79
中国からの炭素合金鋼板輸入に AD 税・相殺関税賦課－今後は企業の申請なしに発動する可能性も－(米国)	81
貿易・投資のルールなど対話の大枠で合意－第 1 回日米経済対話が東京で開催－(米国、日本)	84
通信市場改革の進展を評価、品目別輸入規制は問題視－2017 年外国貿易障壁報告書(メキシコ編)－(米国、メキシコ)	86
鉄鋼製品輸入による安全保障への影響調査を開始－大統領は迅速な審査を求める－(米国)	89
デジタル貿易に初めて言及、過剰生産など懸念は山積－2017 年外国貿易障壁報告書(中国編)－(米国、中国)	91
中国を為替操作国には認定せず－トランプ政権発足後初の為替政策報告書－(米国)	94
「バイアメリカン」強化を目指す大統領令に署名－免除規定や貿易協定の譲許見直しも－(米国)	96
就労ビザ厳格化に向けた大統領令に署名－「専門職ビザ」取得対象者の最低賃金引き上げを示唆－(米国)	99
著作権保護期間の延長や投資事前通知基準額の引き上げを評価－2017 年外国貿易障壁報告書(カナダ編)－(米国、カナダ)	103
国内鉄鋼製品の使用義務に賛否両論－商務省、パイプライン建設に係る情報提供締め切る－(米国)	105
トランプ政権が税制改革案の骨子を発表－国境調整税は盛り込まれず－(米国)	107
日本などからの炭素合金鋼板輸入に AD 措置を発動－トランプ政権下で初めて日本製品が対象に－(米国)	111
トランプ大統領、FTA などの調査・見直しを指示－(米国、メキシコ)	113
米商務省、カナダ産針葉樹材に相殺関税を暫定適用－米加針葉樹紛争再燃(1)－(カナダ、米国)	115
相殺関税適用にカナダ連邦政府は反発－米加針葉樹紛争再燃(2)－(カナダ、米国)	117
上院、ライトハイザー氏の USTR 代表就任を承認－トランプ政権の通商政策が本格始動へ－(米国)	119
海底油田・ガス田の掘削規制を見直す大統領令に署名－海洋資源開発拡大の実現には課題も－(米国)	121
トランプ政権、NAFTA 再交渉の意向を議会に通知－(米国)	123
共和・民主両党が妥協し、2017 年度予算に合意－(米国、メキシコ)	125

NAFTA 再交渉による協定の近代化に期待－(カナダ、米国、メキシコ)	127
NAFTA 再交渉に関するパブリックコメントの受付開始－6月27日に公聴会を開催－(米国)	129
サントス大統領がトランプ大統領と初会談－麻薬対策や貿易・投資、域内政策などで意見交換－(コロンビア、米国)	131
ITC、NAFTA 再交渉に伴う関税撤廃の影響を調査－6月20日に公聴会を開催－(米国)	133
政策に対する「過剰な反応は禁物」とアドバイスー元商務長官、トランプ政権の特徴を解説－(米国)	135
トランプ大統領の歴訪、中東首脳は対話を評価－GCC 諸国を中心とした各国メディアの反応－(湾岸協力会議<GCC>、米国)	137
トランプ大統領、パリ協定離脱を発表－(米国)	139
ハガティ氏、対日貿易赤字縮小に意欲－駐日大使に指名、上院外交委の公聴会で所信表明－(米国、日本)	141
ビジネスや防衛・軍事など幅広い分野で合意－トランプ米大統領のサウジ訪問(1)－(サウジアラビア、米国)	143
10年後に財政収支を黒字化の見通しを提示－2018年度予算教書の詳細を公表(1)－(米国) ...	145
アラブ・イスラム諸国首脳とテロ対策など協力確認－トランプ米大統領のサウジ訪問(2)－(サウジアラビア、米国)	148
メディケイドへの支出削減や政府全般の合理化を提唱－2018年度予算教書の詳細を公表(2)－(米国)	150
NAFTA 再交渉を前にパブリックコメントを受け付け－(カナダ、米国、メキシコ)	153
トランプ大統領が「米国のインフラ再建計画」を発表－規制緩和策や連邦政府による支出の用途を提示－(米国)	155
トランプ大統領、キューバに対する経済制裁を強化－個人渡航の制限や軍関連企業との新規取引禁止－(米国、キューバ)	157
商務省の2018年度予算は前年度比で16%減少－統計や貿易関連を重視－(米国)	160
米国の対キューバ経済制裁再強化措置に反発－対話継続については前向きな態度示す－(キューバ、米国)	162
ロス商務長官、外国投資歓迎の姿勢をアピールー新政権で初めてのセレクトUSA投資サミット開催－(米国)	164
米商務省、カナダ産針葉樹材にAD関税も暫定適用－(カナダ、米国)	166
「米国における職業訓練制度の拡充」目指す大統領令を発表－高度人材の育成が喫緊の課題に－(米国)	168
参加国に加え国内環境技術関連業界も反発－パリ協定離脱表明の反響(1)－(米国)	170
企業や自治体が連合結成、連邦政府に代わり協定を順守－パリ協定離脱表明の反響(2)－(米国)	172
域内原産比率をめぐって労使の意見は対立－NAFTAに関する公聴会・パブリックコメント(自動車業界)－(米国、カナダ、メキシコ)	174
トレーシング対象に熱延鋼板が加わると自動車業界に影響－NAFTA原産地規則改定の留意点－(メキシコ、米国、カナダ)	176
原油生産が活況、油価の回復も反映－米国原油パイプライン建設をめぐる動向(1)－(米国)	183
各地で根強い建設反対運動－米国原油パイプライン建設をめぐる動向(2)－(米国)	186
市場アクセスを維持、原産地規則の改定内容は示さず－NAFTA再交渉の目的公表(1)－(米国、カナダ、メキシコ)	188
無税での市場アクセスが大前提で一致－NAFTAに関する公聴会・パブリックコメント(農業・畜産・酪農)－(米国、カナダ、メキシコ)	190

NAFTA 再交渉に向け関税恩典や原産地規則の維持を要請－メキシコ日本商工会議所がパブリックコメントを提出－(メキシコ、米国、カナダ)	193
加盟国に対する貿易救済措置の発動を容易に－NAFTA 再交渉の目的公表(2)－(米国、カナダ、メキシコ)	195
原産地規則の例外措置をめぐる主張分かれる－NAFTA に関する公聴会・パブリックコメント(繊維・アパレル業)－(米国、カナダ、メキシコ)	197
米国の TPP 復帰の訴えに多くの支持－「アジア太平洋の経済統合と日米の役割」セミナー(1)－(米国)	199
野党は政権にカナダ側の目標の説明を要請－NAFTA 再交渉めぐる米国の目的公表への政財界の反応－(カナダ、米国、メキシコ)	201
シカゴでもアジアの広域経済連携に高い関心－「アジア太平洋の経済統合と日米の役割」セミナー(2)－(米国)	203
国防力維持に向けた製造業調査の大統領令に署名－サプライチェーンに含まれる全ての工業製品が対象－(米国)	205
トランプ政権と議会共和党、国境調整税の導入を断念－税制改革に関する共同声明を発表－(米国)	207
プーチン大統領、経済的対抗措置は取らず－米で対ロ制裁強化法成立－(ロシア、米国)	209
オイルサンドの資産や権益、カナダ企業への売却進む－アルバータ・BC 両州にみる石油・天然ガスの開発動向－(米国、カナダ)	211
メキシコ政府が NAFTA 再交渉での優先項目を発表－外相は講演で、日系企業の意向も尊重すると強調－(メキシコ、米国、カナダ)	214
制裁の免除・撤廃には議会の承認が必要に－ロシア制裁強化法－(米国、ロシア、ウクライナ)	216
NAFTA 再交渉が開始、USTR 代表は大きな改善が必要と主張－(米国、カナダ、メキシコ)	218
NAFTA19 章の維持に断固たる姿勢で臨むと強調－フリーランド外相が再交渉の主要目標を公表－(カナダ、米国、メキシコ)	220
商務部、外交部ともに強い懸念を表明－米大統領の通商法 301 条調査指示－(中国、米国)	222
中国の技術移転策などに関する通商法 301 条調査を開始－WTO 協定に則した対応が取られるかは不透明－(米国、中国)	224
インフラプロジェクトの手続きを迅速化、大統領令に署名－主導機関を一本化、平均約 2 年以内の完了を目指す－(米国)	227
米韓 FTA の見直しに向けた特別協議を実施－USTR は小幅な修正で合意を目指すとの見方も－(米国、韓国)	229
トランプ政権、研究開発は 5 分野を優先－2019 年度の予算方針を発表－(米国)	232
トランプ政権、中国企業による米半導体企業買収を阻止－(米国、中国)	234
USTR 代表、中国の脅威を名指して批判－トランプ政権の通商政策の優先事項について講演－(米国、中国)	236

要旨

本報告は2017年1～9月にかけて、ジェトロが発行する世界のビジネスニュース「日刊通商弘報」に掲載された米国新政権の動向や、米国の政策による影響が大きい諸国の反応などをとりまとめたものである。この要旨ではトランプ政権が掲げた主要な政策とその進捗を紹介する。

<「米国第一主義」の下で制度・政策を見直し>

2017年1月20日に第45代大統領に就任したトランプ氏は、就任演説で「全ての政策は米国人の労働者、家族の利益のために実施される」「米国製品を買い、米国人を雇用する」など、米国第一主義を強く打ち出した。同日には大統領府のウェブサイトで、通商、経済、エネルギー、法執行、外交、安全保障の各分野に関する政策骨子を発表した。通商政策では環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱や北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を表明し、経済分野では法人税の引き下げなどの税制改革や医療保険制度改革法（オバマケア）の運用見直し、エネルギー政策ではシェール、天然ガスなど米国のエネルギー資源の最大限活用やオバマ前政権の包括的な気候変動対策である気候行動計画の撤廃などを表明した。トランプ大統領は2月28日の施政方針演説においても、政策運営において米国民の利益を最優先する「米国第一主義」を徹底する姿勢を強調した。

<TPP 協定からは離脱、NAFTA は再交渉を開始>

通商政策のうち TPP については、トランプ大統領は1月23日、協定から永久に離脱することを指示する覚書に署名した。米国の離脱を受け、残りの TPP 交渉参加 11 カ国では、米国を除く TPP11 の発効を目指す動きが見られる。トランプ大統領は4月29日、米国が締結する貿易・投資協定の見直しを指示する大統領令に署名した。ウィルバー・ロス商務長官は、世界 164 カ国・地域が加盟する WTO に関しても調査対象とすることを明らかにし、WTO ルールの基本原則である最恵国待遇原則が、米国が他国との「相互主義的な協定（reciprocal agreement）」を追求する妨げとなっていると批判した。

NAFTA の再交渉は8月16日に開始され、9月までに3回の会合が開催された。9月23～27日にカナダのオタワで開催された第3回会合では、NAFTA の「現代化」に係る条項が中心となったもようで、中小企業の活用促進に関しては交渉がまとまった。しかし、政府調達や貿易救済措置の発動に係るルール改定、原産地規則や投資家対国家の紛争解決手続き等については、米国側から具体的なテキストが示されておらず、交渉のヤマ場は第4回会合以降になった。

韓国との貿易赤字を問題視するトランプ大統領は、米韓自由貿易協定（KORUS）の「再交渉（または脱退）」を主張。USTR は8月22日、ソウルで韓国政府と KORUS の見直しに係る特別協議を実施した。米国政府は貿易赤字の削減に向けた協定の見直しが必要と主張したが、韓国政府は KORUS が貿易赤字の要因との見方を否定し、両国間で共同調査を行うことを提案した。

<議会での税制改革審議は本格化に向かうが、オバマケア廃止は困難な状況>

経済分野では、トランプ政権は4月26日、税制改革案の骨子を発表した。企業税制改革では、連邦法人税の現行 35%から 15%への引き下げを明記し、国内所得のみを課税対象とする源泉地課税方式への移行を柱とした。下院共和党の税制改革案（ブループ rint）に盛り込まれている国境調整税については、7月28日にトランプ政権と共和党の議会指導部が導入を断念する共同声明を発表した。その後、トランプ政権と議会共和党は9月27日、連邦法人税の 20%への引き下げなどを盛り込んだ税制改革案を公表しており、今後議会での税制改革審議が本格化する。

トランプ政権は5月23日、2018 会計年度の予算教書の詳細を発表した。政策の優先事項を前政権から大幅に見直し、国防費やインフラ投資などの重点分野に対する歳出拡大を図る一方、メディケイドへの支出削減や政府全体の合理化などを通じて、義務的経費や裁量的経費の多くの分野において歳出抑制を行う案が提唱された。米国の連邦債務を巡っては、債務上限の引き上げ期限が9月末に迫っていたが、トランプ大統領と議会共和・民主両党の指導部は9月6日、

連邦債務上限の3ヵ月引き上げや暫定予算案の可決を目指すことで合意し、9月8日に2018年度継続歳出法が成立した。

一方、トランプ政権の目玉政策である医療保険制度改革法（オバマケア）の廃止と置換については、下院では5月4日にオバマケア改廃法案（米国ヘルスケア法）が僅差で可決したが、上院では7月に代替法案に加えて廃止を先行する法案が否決されており、法案成立は困難な状況が続いた。

<パリ協定離脱表明に対し国内外から反発>

トランプ大統領は6月1日、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定から離脱すると発表した。その理由として、協定が米国に不利益をもたらす一方で、他国にとって極めて有利となる点を挙げた。協定は既に発効しており、規定により米国の離脱時期は早くとも2020年11月4日となる。大統領の離脱表明に対して、協定参加国の首脳や国内の大手企業、環境技術関連の業界団体からは、落胆と批判の声のほか、あらためて協定を支持する声明が相次いだ。

2017年10月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部

トランプ氏の通商政策の実現には障壁が存在－ピーターソン国際経済研上席研究員に聞く－ (米国)

2017年01月19日 米州課

トランプ新政権の通商政策には依然として不透明な部分が多い。米大手シンクタンクのピーターソン国際経済研究所で長年通商問題を担当しているゲーリー・ハフバウアー上席研究員に聞いた(1月18日)。同氏はトランプ氏が唱える政策について、議会と協調する必要性と金融市場への影響を考えれば、実現は容易ではないとみている。

<NAFTAの再交渉から着手の見通し>

問：トランプ政権の通商政策の見通しは。

答：トランプ政権は貿易赤字の縮小を重視している。3月の外国貿易障壁報告書の発表をきっかけに議論が本格化する可能性が高い。ただし、向こう6ヵ月を予想すると、通商政策を実現するのは決して容易ではない。新政権はオバマケアの見直し、税制改正、インフラストラクチャー投資を優先するからだ。

政策の内容も、原案に比べてより現実的なものになる可能性が高い。その理由の1つは、議会への諮問が必要になること。それを行わないと、別の政策分野で議会の協力が得られなくなる。もう1つは、金融市場へ大きな影響を与えかねないこと。トランプ氏はいずれも望まないだろう。こうした理由で、通商政策の実施には遅れが生じるだろう。

問：北米自由貿易協定 (NAFTA) はどうなるか。

答：通商政策では、NAFTAの再交渉から着手するだろう。NAFTAは発効して時間が経過している。新政権は関係企業に声を掛けて、NAFTAの不満を聴取することになるだろう。対象分野としては、知的財産、電子商取引、環境、労働などになると考えるが、いずれも環太平洋パートナーシップ (TPP) の内容が参考にされると予想している。

<対中通商政策は徐々に軟化か>

問：対中政策はどうなるか。

答：閣僚に指名されている面々は、中国と通商戦争になることは望まないだろうから、徐々に軟化していくのではないかと。その代わりに、アンチダンピングの利用やWTOへの提訴は増加する可能性が高い。米通商代表部 (USTR) 代表に指名されたロバート・ライトハイザー氏はこの分野の専門家だ。従来、USTRは勝訴する案件のみをWTOに提訴してきたが、ライトハイザー氏はそれに従わないだろう。案件を増やすことによって、国民へのアピールにもなる。

問：対日政策は。

答：新政権に加えて、議会関係者も日米間の自由貿易協定 (FTA) に関心を示している。NAFTAが片付いたら関心が高まる可能性が高いが、同僚と私は実現する可能性は低いと考えている。

<英国とのFTAは早くても2018年以降>

問：それ以外で注目すべきは。

答：トランプ新政権は英国とのFTAに関心を示している。しかし、米国企業は英国のEU離脱条件が固まるのを待っている段階で、動くのは早くても2018年以降になるだろう。

また、外国企業の対米 M&A を審査する外国投資委員会（CFIUS）の運用についても注目している。ここ数年は安全保障上の理由から一部の投資案件の承認を見送るよう大統領に勧告してきたが、トランプ大統領は米国経済への利益を重視した判断を行う可能性がある。

<2017 年の成長率は 3%近い可能性も>

問：税制改正の影響については。

答：IMF が 1 月 16 日に、米国の 2017 年の成長率を 0.1 ポイント引き上げて 2.3%にしたが、低すぎると感じている。減税、インフラ投資、連邦準備銀行による緩やかな金利引き上げと、それによるインフレ率の上昇は成長率を 3%近くまで高める可能性がある。

税制改正で注目されている国境税（注）の導入については、法人減税を実現するための新たな財源として議会共和党が進めてきたものだが、内容はまだ不確かだ。トランプ氏が「複雑すぎる」と発言したことで今後の見通しはより不透明になったが、もともとトランプ氏も前向きに捉えていた。今後、再び翻意する可能性もある。ただ、小売業、自動車販売業などが反対の姿勢をみせており、どうなるかは分からない。

代案として、輸出時の付加価値税の還付を見直すよう、メキシコに働き掛ける可能性も考えられる。本来、欧州型の付加価値税を導入するのが王道だが、米国では歴史的に付加価値税は嫌われてきた。それ以外の案としては、法人減税の水準を 20%まで下げずに 25%程度にとどめるという考えもあるだろう。

（注）共和党の税制改正案で明らかにされた新たな税制度。付加価値税と同様、仕向け地課税とすることにより、輸出品を非課税とする一方、輸入品は輸入時に課税する案。詳細については、議会共和党関係者と政権移行チームの間で調整が進んでいると報じられている。

（秋山士郎）

通商弘報 f2c853fc6e824a19

トランプ大統領、TPP 離脱と NAFTA 再交渉を表明—就任演説では米国第一主義を強く打ち出す— (米国)

2017年01月23日 ニューヨーク事務所

大統領に就任したドナルド・トランプ氏は1月20日の就任演説で、「全ての政策は米国人の労働者、家族の利益のために実施される」「米国製品を買い、米国人を雇用する」など、米国第一主義を強く打ち出した。同日には、事前の公約どおり、ホワイトハウスのウェブサイトで環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定からの離脱、北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉を表明した。このほか、法人税の引き下げなどの税制改革、米国のエネルギー資源 (シェール、天然ガスなど) を最大限活用することなどを表明した。

<「全ては米国人の利益のために」>

1月20日、首都ワシントンで大統領就任式が行われ、2016年11月の大統領選挙で勝利したトランプ氏が第45代大統領に就任した。トランプ大統領は就任演説で、「今日からこの国は新しいビジョンによって統治される。米国第一主義だ。貿易、税制、移民、外交に関する全ての政策は米国人の労働者、米国人の家族の利益のために実施される」「われわれは米国製品を買い (バイ・アメリカ)、米国人を雇用する (ハイヤー・アメリカ) という2つの単純なルールに従っていく」として、選挙戦を通じて訴えていた「米国第一主義」をあらためて推進していくことを明言した。

また、トランプ大統領は「われわれは自分の気持ちを自由に話すべきだが、常に連帯することが必要だ。米国が団結するとき、誰も米国を止めることはできない」と語り、国民の結束を呼び掛けた。最後は、選挙戦のキャッチフレーズでもあった「われわれは米国を再び偉大にする (We will make America great again)」で演説を締めくくった。

<成長率4%、雇用2,500万人創出を表明>

大統領府のウェブサイトで同日、通商、外交、エネルギーなどの政策が6テーマに分かれて発表された (表参照)。内容的には、選挙前の公約で表明していたものとほぼ同じといえる。

まず、「米国人のための貿易交渉」とのテーマの中で、TPPからの離脱を表明した。NAFTAについては再交渉し、相手国が米国人労働者に公正な交渉を拒んだ場合は脱退を通知する、とした。また、全ての不正な貿易行為を特定し、あらゆる手段で止めさせるように商務長官に指示するという。ただし、選挙公約で為替操作国に指定するとしていた中国について、具体的な言及はなかった。

「雇用の回復と成長」では、今後10年間に2,500万人の雇用を創出し、成長率4%を実現すると表明した。税制改革を通じ、税制の簡素化、全ての税区分での税引き下げ、法人税の引き下げを実施するとしている。税制改革については、ポール・ライアン下院議長 (ウィスコンシン州)、ケビン・ブレイディ下院歳入委員長 (テキサス州) を中心とした議会共和党指導部が、トランプ大統領の政権移行チームとの間で具体的な中身について、協議を進めているもようだ。改革案の中には、輸入品に一定の税率が課税される「国境税調整」が含まれており、進出日系企業の間でも懸念が持たれている。

また、「米国第一エネルギー計画」では、エネルギーコストの引き下げ、米国のエネルギー資源 (シェール、天然ガスなど) の最大限の活用、外国資源への依存からの脱却が盛り込まれた。さらに、前政権の包括的な気候変動対策である気候行動計画などの政策、規制の撤廃により7年間で300億ドル以上の賃金を増やすという。エネルギー生産による収入を道路、学校、橋などの公共インフラの建設資金に充てる方針も示された。また、クリーン石炭技術の推進、石炭産業の復活も表明された。

トランプ大統領が1月20日に発表した政策

米国人のための貿易交渉
<ul style="list-style-type: none">・TPPからの離脱・NAFTAについては再交渉を実施。相手国が米国人労働者に公正な交渉を拒んだ場合はNAFTAからの脱退を通知・全ての不正な貿易行為を特定し、あらゆる手段でやめさせるように商務長官に指示
雇用の回復と成長
<ul style="list-style-type: none">・今後10年間に2,500万人の雇用を創出し、成長率4%を実現・税制改革により、全ての税区分での税引き下げ、税制の簡素化、法人税の引き下げを実施
米国第一エネルギー計画
<ul style="list-style-type: none">・エネルギーコストの引き下げ、米国のエネルギー資源(シェール、天然ガスなど)の最大限の活用、外国資源への依存からの脱却・気候行動計画(注)などの不必要な政策、規制の撤廃により、7年間で300億ドル以上の賃金を増やす・エネルギー生産からの収入により、道路、学校、橋、公共インフラを再建・クリーン石炭技術の推進、石炭産業の復活
法執行のために立ち上がる
<ul style="list-style-type: none">・暴力的犯罪の縮小・法の執行、地域社会による関与、警察の強化・不法移民の流入を止めるための壁建設・犯罪歴のある不法移民の強制送還
米国第一外交
<ul style="list-style-type: none">・「イラクとシヤームのイスラム国(ISIS)」をはじめとする過激イスラム組織の根絶・国際的な協力により、テロ組織への資金源を止める
米軍を再び強化
<ul style="list-style-type: none">・米軍再建のための新たな予算案を議会に提出・イランや北朝鮮からのミサイル攻撃に対応する防御システムの開発・サイバー攻撃への対応強化

(注)オバマ政権が2013年6月に発表した包括的な気候変動対策。

(出所)大統領府ウェブサイト

トランプ大統領は20日夜、医療保険制度改革法(オバマケア)の運用の見直しを関係機関に指示する大統領令に署名した。今後はこれら一連の政策が議会との調整を含めて、どのタイミングで具体化され、実施に移されるのか注目される。

(若松勇)

通商弘報 927346b5d694d025

2017年01月25日 メキシコ事務所

トランプ大統領は1月20日の就任後、キューバについて何ら方針を示していない。同氏のキューバに関する発言は、フィデル・カストロ前国家評議会議長が死去した3日後の2016年11月28日が最後で、「キューバが自国民、キューバ系米国人、米国全体にとってより良い取引をするつもりがなければ、私は取引を終わらせる」とツイッターに投稿した。次期国務長官のレックス・ティラーソン氏も、1月11日の上院外交委員会の公聴会で、「キューバの民主化に進展がなければ制裁解除の可能性はない」と述べるなど、両国関係は当面、手詰まり状態が続くのではないかとみられている。

<米国が強硬姿勢になる可能性も>

ティラーソン氏は1月11日に開かれた上院外交委員会の指名承認公聴会で、「トランプ大統領は就任後、全ての関係機関に対し、オバマ大統領が進めてきた対キューバ制裁緩和措置の内容を精査(レビュー)するよう指示することになる」と述べた。

また、キューバ系米国人のマルコ・ルビオ上院議員から「キューバの民主化に何ら進展がみられない状況で、仮に議会でキューバ制裁解除法案が可決された場合、大統領に拒否権を発動するよう進言するか」と質問され、「もし(民主化に進展がみられない状態が)確認されれば、拒否するよう進言する」とし、「オバマ大統領の政策は、人権問題でキューバ側から何らの譲歩も引き出せていない」と語った。

ティラーソン氏の発言を受け、一部報道では、オバマ前大統領が進めてきたキューバとの融和的な政策が逆戻りする、あるいは強硬になる可能性が指摘されている。

他方、キューバを経済という観点でみると、トランプ大統領がしばしば非難するメキシコのように、米国からキューバに工場が移転されるわけではなく、キューバ製品が米国に輸入されるわけでもなく、キューバは米国にとってまだ参入できていない「新たな市場」以外の何物でもないだろう。

ティラーソン氏は石油大手エクソンモービルの前会長兼最高経営責任者(CEO)で、ロシアとのエネルギービジネスを成功させたことでも有名だ。トランプ大統領と共にビジネスマインドの高い2人がキューバ政策を担うことで、キューバ側の出方や交渉内容次第では経済関係がむしろ進展するとの見方もなくはない。

一方、トランプ新政権にとって、キューバの政策的な優先順位は必ずしも高くない。これまでの発言から、オバマ大統領が進めてきた関係正常化路線を継続する可能性は低いとみられ、何かのきっかけがなければ、両国関係は当面、前進も後退もしない状態が続く可能性があるともみられている。

<キューバ側に目立った反応なし>

キューバ政府は、これまでのトランプ陣営のキューバに関する発言に対して特段の反応を示していない。また、1月20日のトランプ大統領就任に際してもコメントなどは発表していない。

キューバ共産党の機関紙「グランマ」は1月21日付1面で、「デモ隊がトランプ大統領を歓迎」との見出しで、米国内各地で反トランプ・デモが実施されたり、警察とデモ隊が衝突したりした様子を伝えている。さらに国際面では、就任式の模様を伝えるとともに、メディアの数はオバマ大統領就任時の半分だが、式典にかけた経費は歴代最高だとして、「億万長者のセレモニー」などと皮肉っている。

(峯村直志)

通商弘報 88946ff9ff5388f0

欧州委員会のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）は1月23日、EUと米国との包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉継続に前向きな姿勢を明らかにした。トランプ新政権の方針が明らかになっておらず、（否定的な）方向性を結論付けるのは時期尚早と判断した。米国が環太平洋パートナーシップ（TPP）からの離脱を決め、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を求め、EU側はオバマ政権下で始まった「TTIP 漂流」を食い止めようと懸命だ。

<背景に「交渉の火」を消したくない産業界の声>

欧州委が1月23日付で公表したマルムストロム委員の書簡によると、「EUと米国との貿易・投資関係の経済的・戦略的重要性は明らかであり、EUとしては今後も（米国との）強固な関係を維持する方針だ」としている。

これは欧州機械・電気・電子・金属産業連合会（ORGALIME）、欧州建設機械工業連合会（CECE）、欧州農業機械工業会（CEMA）、欧州工作機械工業連盟（CECIMO）、欧州庭園機械協会（EGMF）の5団体が連名で、2016年12月1日に欧州委に提出した「TTIP 交渉推進を求める要望書」に対する回答として示された。5団体は欧州委が米国との TTIP 交渉を継続することを強く求めている。

TTIP 交渉は、2013年7月の第1回会合（米国ワシントンで開催）以降、2016年10月の第15回会合を経ても妥結の見通しが立っていない。欧州側の有識者からも、「トランプ大統領の政策は保護主義的で、政治的コストが高い TTIP にリソースをつぎ込むとは考えにくい」「TTIP は死んだ」などと指摘されていた。マルムストロム委員自身も2016年11月時点では「TTIP 交渉は当面、凍結されるだろう。解凍された時に何が起こるかについては、成り行きを見守っていく」との見解を示していた。

<埋まらない非関税分野の溝>

今回の「要望書」を出した5団体も「（EU・米国間の）関税撤廃」を「達成が簡単な果実（Low hanging fruit）」と表現し、関税撤廃はEU産業界に数百万ユーロの直接的な経費削減効果があるとし、交渉の進捗を歓迎している。このことは、これまでの交渉で、関税分野では合意が形成されつつあることを示唆している。

これに対して「規制協力」「標準化」「適合性評価」については、エンジニアリング分野の交渉で米国側に妥協の姿勢はみえず、欧州委が調整に苦慮していたことを5団体は明らかにしている。例えば、適合性評価機関とその評価結果の相互承認については合意には至っておらず、その結果として米国では、米国以外の第三者認証機関（NB：Notified Body）に対する承認や国際基準に基づくNBを承認するシステムの普及が遅れると指摘する。米国の労働安全衛生局（OSHA）が監督する第三者機関による検査の義務化については、EUとして大幅な緩和を求めるべきだとしている。

また5団体は、「バイアメリカン法」のような米国企業に有利な法令の撤廃により米国の州や自治体を含む公共調達市場を自由化することはEU側にとって重要だが、これまでの交渉で進展はほとんどないとしている。

<トランプ政権の通商政策を見極める姿勢>

この点、マルムストロム委員は書簡で5団体と同様の認識を示し、エンジニアリング分野の交渉遅滞の原因は「規制協力」「標準化」「適合性評価」の3分野にあるとしている。同委員はTTIPについて、「（EUが）野心的で、双方に利益のある、高い水準の合意を目指す姿勢は変わらない」と、「EUと米国のエンジニアリング分野では双方のアプローチに構造的な差異があ

り、これが交渉を困難なものにしている」と認めた上で、「それでも EU は米国との交渉継続を諦めない」と意欲を示した。

さらに、マルムストロム委員は TTIP 交渉の行方について、「トランプ政権が誕生したからといって早計な結論を出すべきではない。EU の対米通商政策の方向性を評価・決定する前に、トランプ政権の進める政策を精緻に分析する必要がある」と付言した。

なお、マルムストロム委員は 1 月 20 日に日本の岸田文雄外相に書簡を送り、日 EU 経済連携協定 (EPA) 交渉は「強い政治的意思と双方の努力で妥結可能 (within reach)」「この不透明な時代に『開かれた市場』が重要とのメッセージを送るためにも、EU と日本は早期の交渉妥結が不可欠」とし、今後の交渉に強い意欲をみせた。

(前田篤穂)

通商弘報 cdc54b6bf4e12614

懸念高まる貿易面への影響—トランプ米大統領就任に対する見方—（香港、米国）

2017年01月30日 香港事務所

米国のトランプ大統領就任（1月20日）に対し、1月27日時点で香港特別行政区政府は公式のコメントを発表していない。一方、香港経済は中国を中心とする外部経済に大きく依存しており、現地のエコノミストや企業関係者は、貿易面を中心にトランプ新政権の経済政策や市場の動向を注視している。

<中国の香港経由の対米輸出に影響あれば打撃>

トランプ大統領就任後の香港株式市場の動向をみると、初めての取引日となった1月23日におけるハンセン指数は前営業日の1月20日に比べ12.6ポイント（0.06%）上昇の2万2,898.52と、大きな変動はみられなかった。その後、インフラ投資の拡大など、トランプ新政権の経済政策への期待などから、1月25日の米国のダウ平均株価が初めて2万ドルの大台を突破したことを好感し、翌26日のハンセン指数は前日比325.05ポイント（1.41%）上昇の2万3,374.17と、大きな上げ幅を記録した。

香港政府の梁振英（C・Y・リョン）行政長官は1月16日に香港で開催されたアジア金融フォーラムであいさつし、「英国のEU離脱や米国の新大統領就任（といった新たな環境）に対し、グローバル経済は適応の途上にあるが、香港の経済・金融市場は堅調に推移している」（「情報」電子版1月16日）と述べた。

トランプ政権の誕生によって、懸念が高まっているのは貿易面への影響だ。香港政府統計処が1月26日に発表した2016年の香港の貿易統計によると、輸出は前年比0.5%減の3兆5,882億4,700万香港ドル（約53兆8,237億円、1香港ドル＝約15円）、輸入は0.9%減の4兆83億8,400万香港ドルでいずれも微減となった。香港の対外輸出のうち、98.8%は香港以外の国・地域原産品の再輸出となっている。

主要貿易相手先をみると、輸出入とも中国が最大の相手先で、輸出、輸入総額の5割前後を占めている（表参照）。また、米国向け輸出、輸入比率はそれぞれ9.0%、5.2%となっている。

2016年の香港の主要相手先別貿易統計（単位：100万香港ドル、%）

輸出				輸入			
国・地域	金額	構成比	前年比	国・地域	金額	構成比	前年比
中国	1,943,469	54.2	0.4	中国	1,916,831	47.8	△ 3.4
米国	324,040	9.0	△ 5.3	台湾	292,072	7.3	6.4
日本	116,746	3.3	△ 4.9	シンガポール	261,694	6.5	6.4
インド	116,702	3.3	14.6	日本	246,698	6.2	△ 5.2
台湾	74,516	2.1	14.6	米国	206,645	5.2	△ 2.0
ベトナム	72,173	2.0	△ 5.8	韓国	196,228	4.9	14.0
ドイツ	66,717	1.9	△ 5.1	インド	92,773	2.3	11.9
シンガポール	61,285	1.7	4.8	マレーシア	90,584	2.3	△ 3.7
オランダ	57,378	1.6	10.3	タイ	82,586	2.1	△ 2.7
韓国	54,040	1.5	△ 0.6	フィリピン	59,768	1.5	5.8
総額	3,588,247	100.0	△ 0.5	総額	4,008,384	100.0	△ 0.9

（出所）香港政府統計処統計を基に作成

香港政府統計処のスポークスマンは2017年の香港の貿易について、「足元の世界経済を取り巻く環境はやや改善傾向にある。こうした状況が持続すれば、アジア域内の貿易および香港の輸出にプラスに働くだらう」とする一方で、「外部の経済環境をみると、米国の貿易政策の動

向、米国の金利正常化、一部主要国のファンダメンタルズの弱さ、英国の EU 離脱手続きの進展、政治情勢が緊迫している地域が少なくないことなど、不透明な要素が多く存在している」と指摘している。

香港の金融機関関係者はジェトロに対し、「トランプ政権の貿易政策が米中貿易に与える影響を懸念している。香港を経由した中国の対米輸出に影響が及べば、香港の貿易業界にも少なからぬ打撃となる」とし、「米国、中国という世界 1 位、2 位の主要経済国の経済動向から香港は逃れることはできない」と、トランプ政権の政策が香港経済に与える影響について懸念を示した。

なお、トランプ大統領が 1 月 23 日、環太平洋パートナーシップ (TPP) からの離脱に関する大統領令に署名したことについて、スタンダード・チャータード銀行の劉建恒高級エコノミストは「米国の TPP からの撤退は想定範囲内だ。一方、香港の主要な貿易パートナーは中国であり、香港への影響は日本などの国と比較すると小さいだろう」（「商業電台」1 月 24 日）とみている。そして、劉氏は「米国の TPP からの撤退後は、中国が主導する東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) が TPP を代替するかたちとなり、地域内の貿易関係はむしろ深まる」と分析している。劉氏はさらに、「（トランプ政権は）短期間に中国に対して（45%の）報復関税を課すことはないと思われるが、一定程度の関税の賦課は行うだろう。そのため、香港の貿易・卸売業の業況が改善に向かうのは難しい」と、香港の関連業界への影響を指摘している。

<主要メディアは対中政策の動向を注視>

トランプ政権発足後の米中関係の行方について、香港の主要メディアもその動向を注視している。現地紙「リンゴ日報」は 1 月 21 日の社説の中で「トランプ政権は、中国に対し一方的な経済措置を多く実施するだろう」としながらも、「（これまでのトランプ氏の主張どおりに）中国に対し 45%もの報復関税を課すのは難しいだろう」との見方を示した。その理由として、「1974 年に米国が制定した通商法では、大統領に対し、国際収支の赤字を理由に 150 日間に限り関税を 15%引き上げることのみを認めている」とし、大統領であっても米国の関税率の調整に関連した権限は限られていることを挙げている。また、同社説では「貿易紛争を激化させる手法は、米中両国の経済にとって共にマイナスに働くほか、外交戦略上のリスクの増大にもつながりかねず、米国内の世論の圧力も高まるだろう」と分析している。

トランプ大統領が、中国が為替操作を行い、200 万人の米国の雇用機会を喪失させているとして、中国に対し 45%もの報復関税を賦課する、などと発言していることについて、中国本土のシンクタンク中国現代国際関係研究院の前院長である崔立如氏は「トランプ大統領は選挙期間中に誇張したようなかたちで、断固たる態度で米国の外交・グローバル戦略の基本路線を変更することは難しい。一部の重要な政策については、あっさり当初の主張と異なる政策を実施する可能性もある」（「香港商報」1 月 22 日）と指摘している。

米中関係について、同じく中国本土のシンクタンク中国国際問題研究院院長の蘇格氏は「（両国関係の）ファンダメンタルズをみるべきで、ある時点の言動によって両国関係が動くわけではない。米国、中国は世界 1 位、2 位の経済大国だ。両国関係は世界で最も重要な 2 国間関係の 1 つであり、アジア太平洋地域の平和と安定や世界全体の枠組みにも影響を与える」とした上で、「（米中両国は）協力すれば利益を得られるが、争えば互いに損失を被る」とし、トランプ政権下においても、米中関係の安定的な発展が両国の利益につながることを強調した。

(中井邦尚)

国境の壁建設や難民受け入れ停止など大統領令を次々発令－中東・アフリカ7カ国からの入国禁止措置により主要空港で混乱発生－（米国）

2017年01月30日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は、就任から10日ほどの間に16本に上る大統領令や大統領覚書に署名し、公約の実現に取り組んでいる。南部国境の壁建設ではメキシコ側から猛反発を招き、テロ対策の一環である中東・アフリカ7カ国の一般国民の入国禁止措置では主要空港で大統領令に反対するデモが発生するなど、波紋が広がっている。

<会社経営のスタイルで指示を出す>

トランプ大統領は1月20日の就任後、選挙公約の実現に向けて、矢継ぎ早に大統領令と大統領覚書（注）を発出している。そのスタイルは自分の会社経営のようだ、と評されている。就任から10日足らずの1月28日時点で署名された大統領令は6本、大統領覚書は10本に上る（表参照）。

トランプ大統領が署名した大統領令と大統領覚書(2017年1月28日時点)

署名日	タイトル	主な内容
大統領令 (Executive Order)		
① 1月20日	患者保護ならびに医療費負担適正化法の廃止に伴う経済的負担を最小限にすること	オバマケアの運用見直しを関係機関に指示。
② 1月24日	優先インフラプロジェクトの環境評価の促進と承認	優先インフラプロジェクトの環境評価、許認可の迅速化。
③ 1月25日	国境防衛および移民管理の改善	不法移民、薬物取引、人身売買、テロ行為を防ぐために、南部の国境に早急に物理的な壁を建設する。
④ 1月25日	米国内の公共安全の強化	不法移民の取り締まりの強化。
⑤ 1月27日	テロリストの入国から米国を守る	イエメン、イラク、イラン、シリア、スーダン、ソマリア、リビアの7カ国の一般国民について、入国を少なくとも90日間禁止する。2017年度国連難民受け入れプログラムについても120日間停止。受け入れ審査のプロセスの検証。シリアからの難民受け入れは無期限で停止。
⑥ 1月28日	指名された政府幹部の倫理コミットメント	退職後5年以内のロビー活動の禁止。外国政府、政党のロビー活動に従事しない。ロビイストからの贈答品を受け取らない、などを誓約。
大統領覚書 (Presidential Memorandum)		
① 1月20日	執行部局、機関の長について	各省、機関の長が着任するまで、新規の制度、規制の導入を一時停止。
② 1月23日	新規採用の凍結	連邦職員の新規採用の凍結（軍を除く）。
③ 1月23日	環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定からの離脱	協定から永久に離脱。2国間協定を追求する。
④ 1月23日	メキシコシティー政策 (注)	妊娠中絶を促進している団体やプログラムに対する連邦政府支援を停止。
⑤ 1月24日	ダコタパイプライン建設	審査・承認を迅速に行う。
⑥ 1月24日	キーストーンXLパイプライン建設	トランスカナダに申請を要請。申請を受け審査を迅速に行う。
⑦ 1月24日	米国のパイプライン建設	新規のパイプラインには米国製の素材、機材が使用されるように計画策定。
⑧ 1月24日	国内製造業の許認可簡素化、規制負担の軽減	60日以内に規制・手続きの課題を聴取。商務長官が簡素化のための行動計画を大統領に提出する。
⑨ 1月28日	「イラクとシリアのイスラム国 (ISIS) を打破する計画	ISISを打破する新たな計画を策定する。
⑩ 1月28日	国家安全保障会議、国土安全保障会議の組織	組織・体制の見直し。

(注)もとは1984年にメキシコシティーで開かれた国連の国際人口会議でロナルド・レーガン元大統領が発表した政策。
(出所)大統領府ウェブサイト(大統領令⑤の内容は現地メディアから入手)

主要なものをみると、就任当日の1月20日に医療保険制度改革法（オバマケア）の運用の見直しを関係機関に指示する大統領令を出したのに続き、エネルギーの分野では24日、前政権によりストップがかかっていたキーストーン XL パイプライン計画の建設認可を指示する大統領覚書に署名した。同時に、ダコタ・アクセス・パイプライン計画の建設許可、国産パイプラインの使用に関わる覚書も署名された。

<国境の壁建設をめぐるメキシコは猛反発>

不法移民対策では、トランプ大統領は1月25日、メキシコとの国境沿いに壁を建設するための大統領令（国境防衛および移民管理の改善に関わる大統領令）に署名した。不法移民、薬物取引、人身売買、テロ行為を防ぐために、南部の国境に早急に物理的な壁を建設するとしている。壁の建設は、トランプ大統領の選挙キャンペーンの主要な公約の1つだ。

ただし、建設資金の支出には議会の承認が必要となり、その金額は200億ドルに達するとの見方もある（「ワシントン・ポスト」紙1月25日）。トランプ大統領は、その資金をメキシコ側に払わせるとして、メキシコ側の反発を招いてきた。なお、同日に署名された別の大統領令（米国内の公共安全の強化に関する大統領令）では、国内に滞在する不法移民の取り締まりの強化も指示している。

壁建設の大統領令への署名に反発したメキシコのペニャ・ニエト大統領は1月26日、翌週に予定していたトランプ大統領との首脳会談をキャンセルする、と発表した。しかし、27日朝には両大統領の間で1時間にわたる電話会議が行われ、共同声明も発表された。声明によると、会談は「生産的、建設的で、米国がメキシコとの間で抱える貿易赤字、両国の友好関係の重要性、薬物や銃器の違法取引の取り締まりへの協力などについて議論した」という。さらに、壁建設の資金負担については、「両国の立場に大きな違いがあることを認め、2国間関係全体を話し合う中で解決していくことに合意した」としている。

<中東・アフリカ7カ国からの入国禁止で波紋広がる>

1月27日にはテロ対策として、中東・アフリカにおいて難民が多く、イスラム教徒が多数を占める一部の国からの一般国民の入国を制限する大統領令（テロリストの入国から米国を守る大統領令）に署名した。同大統領令では、イエメン、イラク、イラン、シリア、スーダン、ソマリア、リビアの7カ国の一般国民について、査証を持っている場合でも、入国を少なくとも90日間禁止する。また、2017年度の国連難民受け入れプログラムについても120日間停止し、受け入れ審査のプロセスの検証などを行うことを指示した。特に、シリアからの難民受け入れは無期限で停止するとしている。

複数の現地メディアによると、同大統領令が即日、実施に移されたことから、ニューヨークのジョン・F・ケネディ空港で到着後に入国を拒否されたり、出発国で飛行機の搭乗が認められない事態が発生したりしている。国土安全保障省幹部のコメントとして、大統領令発令後の約1日で375人が米国内の空港で拘束、または出発国で航空機の搭乗を拒否されたという。

グーグルのサンダー・ピチャイ最高経営責任者（CEO）は従業員に向けたeメールで、「少なくとも187人の従業員が影響を受ける。優れたタレント（才能）を米国に受け入れる障害になる」とコメントしている。フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ CEO も「大統領令の影響を懸念する。国の安全は大事だが、実際に脅威を与える人物だけを対象にすべきだ」として、大統領令に異を唱えている（「ウォールストリート・ジャーナル」紙1月27日）。また、全米の主要空港で大統領令に反対するデモが発生している。

<2国間交渉に重点を置く方針>

通商関係では、1月23日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定から永久に離脱することを指示する覚書が署名された。同覚書では今後、2国間交渉に重点を置いていく方針が示されている。トランプ大統領は27日、就任後初めての首脳会談として、英国のテリーザ・メイ首相を迎え、会談した。ホワイトハウスの発表によると会談では、安全保障の面でNATOの重要性が確認されたほか、2国間の貿易協定に向けてハイレベルの協議を開始し、協定の基盤づくりに取り組むことなどが話し合われたもようだ。

なお、トランプ大統領は1月28日、日本の安倍晋三首相とも電話で首脳会談を行った。外務省の発表によると、安倍首相が「トランプ大統領のリーダーシップによって、米国がより一層偉大な国になることを期待しており、日本は信頼できる同盟国として役割を果たしていきたい」と発言した。両首脳は、日米同盟の重要性について確認するとともに、日米経済関係の重要性についても一致した。さらに、2月10日に安倍首相が訪米し、日米首脳会談を行うことで合意したという。

大統領令を次々と発出しているトランプ政権だが、主要閣僚は依然として上院の承認待ちであり、政策を実施する官庁・関係機関とのすり合わせを十分に行わずに進められていることに懸念の声が出ている。今後、さまざまな課題が生じる可能性もある。

（注）「大統領令」あるいは「大統領覚書」は、大統領が行政機関の責任者に対して、執行を指示する文書。いずれも法的拘束力を持つ。大統領令と覚書の違いは、前者が官報に掲載する義務があるのに対し、後者はない。

(若松勇)

通商弘報 9b0f4b67f941dab6

原油パイプライン建設再開へ、大統領覚書が後押し—トランスカナダはキーストーン XL パイプラインを再申請—（米国、カナダ）

2017年01月31日 米州課

トランプ米大統領は、1月24日にキーストーン XL パイプライン（KXL）とダコタ・アクセスパイプライン（DAPL）計画の再開・推進を内容とする大統領覚書に署名し、併せて今後国内でパイプライン建設に要する資材に米国製品の使用を求めた。これを受けて、原油パイプライン建設が再開に向けて動き出すことになり、トランスカナダは1月26日に KXL 建設を国務省に再申請した。しかし、KXL の経済性には疑問の声もあり、先住民居住区周辺を通る DAPL については近隣住民側との対立が再燃する可能性が高い。

<KXL の経済性には疑問の声も>

トランスカナダの KXL は、環境重視の前政権が 2015 年に却下していたが、トランプ大統領は 2016 年の選挙期間中から同社に KXL の再申請を呼び掛けていた。パイプラインの建設により得られるカナダからの追加的な原油供給は、中東など他の諸外国からの原油輸入を代替し、米国の製油所は安定的な原油の調達が可能になること、また米国内でのパイプライン建設で新たな雇用が創出されること、などがその理由だ。

1月24日に署名された大統領覚書では、トランスカナダに計画の再申請を要請するとともに、国務省には再提出から 60 日以内に承認の結論を出すよう指示している。これを受けてトランスカナダは 1月26日、国務省に KXL 建設承認を再申請した。

KXL 計画が最初に申請された 2008 年と比べて、米国のエネルギー需給はシェール革命で大きく変化している。トランスカナダのラス・ガーリング最高経営責任者（CEO）も前日の 1月25日には「KXL は申請当時の 2008 年には経済的な合理性を持っていたが、石油市場は変化している。KXL を再申請するか否かは、原油の需給動向次第だ」と慎重だった。

米国のメキシコ湾岸の石油精製施設は、中東・アフリカ諸国から輸入される原油の多くが重質油だったため、重質油対応の製油所が多かった。このためトランスカナダは、アルバータ州で産出される重質油のオイルサンドの精製に適していると踏んでいた。しかし、米国内では軽質油であるシェールオイルの増産に伴い、メキシコ湾岸の製油所は徐々に軽質油対応に転換している。このため、カナダ産オイルサンドを受け入れる余地は減っている。

また、KXL は建設時の 2 年間は 4 万 2,000 人の雇用が期待されているが、2014 年に国務省が公表した報告では、建設後のオペレーションで長期に雇用されるのは 50 人程度にとどまるとされ、パイプライン建設による雇用創出効果は限定的とみられている。

<DAPL では住民側との対立が再燃か>

一方、全長 1,886 キロの DAPL は米国ノース・ダコタ州バッケンおよびスリーフォークスで生産されるシェールオイルを、イリノイ州パトカ近郊の製油所に送油するものだ。パイプラインのほとんどが地下を通るため、近隣住民から安全上や環境上の懸念が出ていた。パイプライン計画を推進するダコタ・アクセスは「現在の列車輸送より安全性が確保できる」としていたが、建設ルート近くの居留地に住む先住民から、水源が汚染されるとして反対され、工事予定地を管轄する陸軍省は 2016 年 12 月、ミズーリ川をせき止めたダム湖「オアヘ湖」の地下にパイプラインを通す工事を認可しないと発表し、パイプライン建設が中断されていた。

トランプ大統領は 2017 年 1 月 24 日の大統領覚書で、ほぼ 90% の工事を終了している DAPL の完成が雇用創出などで米国の国益にかなうとして、陸軍省に工事再開へ向けての検討を指示した。このため、DAPL 側と住民・環境保護団体側との対立が再燃するのは必至とみられる。

さらに同日の別の大統領覚書でトランプ大統領は、米国内で建設・補修されるパイプラインで使用する鋼管、機器などに可能な限り米国製を使うよう求めた。商務長官は 180 日以内に、これを具体化する計画を大統領に提出することになる。

(木村誠)

通商弘報 8aad5c86d81c4da6

2017年02月01日 ブリュッセル事務所

欧州委員会のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）は1月31日、EUが米国と進めてきた「包括的貿易投資協定（TTIP）」交渉が、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあるとの見解を示した。欧米自動車業界の3団体からの要望書に対する回答の中で明らかにした。しかし、これまでの交渉で、共通の自動車安全基準に関する合意形成は相当進んでおり、自動車団体側もトランプ政権の通商政策を注視しつつ、「長期戦」を辞さない構えだ。

<欧米の自動車3団体宛てに回答書>

欧州委員会が1月31日付で公開した「欧州自動車工業会（ACEA）」「米国自動車工業会（AAM）」「全米自動車政策評議会（AAPC）」の3団体に宛てた回答書の中で、マルムストロム委員は「双方の利益を両立する自動車安全基準の実現と、EUと米国あるいは国連・欧州経済委員会（UN/ECE）の下で策定・改正が進められてきた『国連の車両などの世界技術規則協定（1998年協定）』の枠組みでの相互協力の促進について、EUと米国の自動車分野の専門家・政策担当者による広範な協議を重ねてきた。この分野の成果は極めて大きい」とし、3団体によるこれまでの協力に謝意を述べた。しかし、「米国の大統領選挙の結果、TTIP交渉は停止状態に陥った」との厳しい見方も示した。

3団体は大統領選挙後の2016年11月25日に、自動車安全分野でのEUと米国の当局間の「規制協力」をTTIPの中で進めることを求める要望書を欧州委に提出していた。

この中で、欧米の自動車産業を代表する3団体は「自動車安全基準をめぐるEUと米国の当局間の連携強化の結果、双方の相互理解はこれまで以上に進んでいること」「（この結果）野心的な交渉成果の実現が射程に入ったこと」を明言。さらに、EU・米国の双方は「同等」と見なし得る基準や規制のリスト作成なども進め、自動車分野での合意形成は近い（「within reach」）との認識を示していた。

<交渉合意事項のリスト化を要求>

他方、3団体は「米国の政権交代に伴うTTIP交渉の停滞は不可避」との懸念も表明。これまでの双方の努力を無駄にせず、交渉の成果が出るよう欧州委に注文を付けていた。具体的には「EU・米国の双方で既に『同等』と見なすに至った自動車安全基準・規則に関するリスト」「おおむね『同等』と見なすに至ってはいるが、幾つかの技術的要件を満たす必要のある自動車安全基準・規則に関するリスト」「規制協力を通じて調和が進みつつある追加的な自動車安全基準の進捗状況」「1998年協定に基づく自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の作業成果を強化し優先的に取り組み、世界統一技術基準（GTRs）をより多く採用するための共通理解」「EU・米国双方の連携によって進める自動車安全基準に関する研究についての実務作業」などを文書化し、「交渉再開」に備えるべきとしている。

（前田篤穂）

政財界は米国との経済的結び付きを強調－石油パイプライン計画復活を歓迎－（カナダ、米国）

2017年02月02日 トロント事務所

トランプ米大統領の就任演説を受け、カナダ各界はコメントを発表した。ジャスティン・トルドー首相は、アプローチは異なるものの中間層の支援という観点では共通しているとして、大統領や米国議会との協力を期待を示した。産業界は、米国との経済的な結び付きの強さを強調。1月24日にトランプ大統領がキーストーンXLパイプライン計画を復活するための大統領令に署名したことに対しては、カナダ経済に好影響をもたらすと期待するコメントが多い。

＜保護貿易主義には警戒感も＞

トランプ米大統領の就任後、カナダの主要メディアは各界の反応を相次いで報道した。「ハフィントンポスト」紙（1月20日）によると、トルドー首相は「カナダ政府は、カナダと米国との中間層の繁栄を取り戻し、より安全で平和な世界をつくり出すため、トランプ大統領および米国議会と連携することを楽しみにしている」「中間層に対するアプローチはトランプ大統領と異なるが、われわれはどちらも中間層を支援することを公約に掲げて選出されており、両国に住む一般家庭を助けるための共通点を見いだすことができるだろう」と述べている。

カナダ商工会議所のペリン・ビーティー会頭は「カナダはトランプ大統領の国際貿易、特に対カナダ政策が明らかになるまで過剰な反応をするべきではない」とした（「グローブ・アンド・メール」紙1月20日）。さらに「米国の35州の最大の輸出相手国はカナダであり、保護貿易主義は保護貿易主義を招く。つまり、カナダ製品に対して障壁を設けるのであれば、カナダも米国製品に対して障壁を設けるだろう」とも述べた。

「トロント・スター」紙（1月20日）によると、オンタリオ州のキャスリーン・ウィン首相は「米国の20州にとって、オンタリオ州は最大の輸出相手となっており、またオンタリオ州の全輸出の8割以上を米国向けが占めている」と述べ、オンタリオ州と米国の経済的結び付きの深さを強調した。また、「米国新政権の誕生がオンタリオ州にとって何を意味するか正確には分からないが、保護貿易主義の時代が始まるかもしれない今、われわれはビジネスの競争力を高める必要がある」と述べた。

＜パイプライン計画の復活は雇用増大に寄与＞

大統領就任式に参加したカナダ石油生産者協会のティム・マクミラン会長は1月20日、CBCニュースのインタビューで、「トランプ氏の大統領就任演説は、カナダに注意を喚起するものだ」と述べた。同会長は「米国の政策変更は必ずしもカナダを念頭に置いているものではないが、トランプ大統領が演説時に繰り返し言及した保護主義という心配の種は、統合が進む北米の石油ガス業界において障害になるかもしれない」と懸念を示した。

一方、1月24日にトランプ大統領がキーストーンXLパイプライン計画を復活させるための大統領令に署名したことを受け、カナダの政財界は歓迎のコメントを発表した。トルドー首相は、トランプ大統領の決定はカナダに雇用と政府の収入の増加をもたらす、原油価格の低迷に苦しむアルバータ州を支援することになる、として支持を表明した（CBCニュース1月24日）。また、ビーティー会頭は「今回の決定は、主に建設関連などで4,500人の直接雇用を創出し、何千人もの人々が間接的に恩恵を受けることになるだろう。エネルギー業界は、オンタリオ州の製造業界やケベック州のエンジニアリング業界、ブリティッシュ・コロンビア州のクリーンテック産業にとって重要な顧客となっている」と述べた。

（伊藤敏一、ジョニー・タン）

トランプ政権の政策は EU にとって「脅威」－欧州理事会議長が EU 首脳への書簡で言明－ (EU、米国)

2017 年 02 月 02 日 ブリュッセル事務所

欧州理事会のドナルド・トゥスク常任議長は 2 月 3 日にマルタで開催される EU27 カ国（英国を除く）の非公式首脳会議を前に EU 首脳に書簡を送り、米トランプ政権の政策を中国、ロシア、中東情勢などと並ぶ「脅威」と位置付けた。さらに、米国の環太平洋パートナーシップ（TPP）離脱などを念頭に、EU との通商関係を重視するパートナーとの交渉に集中すべきとも述べ、「米国抜き」で世界の通商ルールの形成を進めることも辞さない姿勢を示しつつ、米国の孤立は本意ではないとの考えもにじませている。

<「中国」「ロシア」「中東情勢」と並ぶ脅威に列記>

トゥスク常任議長は EU 首脳に送った書簡の中で、EU を取り巻く情勢を「（3 月に 60 周年を迎える）ローマ条約調印以降で最大の危機」とし、「今日、われわれは『地政学的環境変化に伴う外部からの脅威』『EU 懐疑主義やナショナリズム、外国人排斥などを背景とする内部の脅威』『これまで EU 統合を推進してきたエリート層（自身）の幻滅、ポピュリズム迎合などの心理的脅威』の 3 種の脅威に直面している」と指摘した。

この中でトゥスク常任議長は、特に EU 域外からの地政学的脅威を危険と見なし、「『海洋進出』の暴走など攻撃的な中国（assertive China）」「ウクライナなどでの強引なロシアの軍事行動」「中東アフリカでの紛争・無政府状態」と並ぶ脅威として「米国新大統領による憂慮すべき政策に伴う不透明な先行き」を列記した。これらは EU の価値観とは相いれず、特に米国での政権交代は EU に困難な状況をもたらしているとして、「これまで 70 年間続いてきた米国の外交政策を否定しかねない」とトランプ大統領の政策展開を批判した。

<「米国抜き」で通商ルール形成を進めることも辞さず>

他方、書簡の後半でトゥスク議長は「EU 統合の重要性」に繰り返し言及。米国、ロシア、中国の超大国に屈しないためにも、EU27 カ国による統合を維持することが肝心とし、英国の EU 離脱（ブレグジット）問題についての危機感もにじませた。

さらに、書簡の末尾では「われわれは米国の通商政策の転換を EU の優位性に活用すべきだ。われわれの利益を守ることに配慮するが、EU との利害を重視する貿易パートナーとの通商交渉に集中すべき」との見解を明らかにした。これはトランプ政権による TPP 協定離脱や北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉などの政策転換に伴い世界の通商ルール形成が停滞するなら、EU 主導でこれまでの通商パートナーとの交渉を優先的に進め、通商ルールを構築しようとの姿勢を示唆したものだ。トゥスク議長は「EU は開かれた『貿易の世界の超大国』としての役割を放棄してはいけない」「法の支配による国際秩序の維持に努める」とも語り、「米国抜き」で世界の通商ルール形成を進めることも辞さない姿勢も示した。

ただし、これまでの欧米関係を放棄し、米国を孤立させようとしているわけではないとも述べ、「団結すれば栄え、分断すれば滅ぶ（United we stand, divided we fall.）」（ケンタッキー州のモットー）という言葉で「米国の友人に思い出してもらいたい」と書簡を結んだ。

（前田篤穂）

通商弘報 d34e1a13d4a74b9e

米国の TPP 離脱を受け、2 国間 FTA や RCEP ヘシフトー（マレーシア、米国）

2017 年 02 月 03 日 クアラルンプール事務所

トランプ米新政権が 1 月 23 日に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱を表明したことを受けて、マレーシア政府は今後、2 国間自由貿易協定（FTA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の交渉・締結に力を入れていく方針だ。日系企業の受け止め方は冷静だが、TPP 協定が市場アクセスの拡大だけでなく、マレーシア国内の規制緩和など後押しする意義もあっただけに、今後の展開に関心を示している。

<ムスタパ MITI 相が表明>

ナジブ首相は 1 月 21 日、米国第 45 代大統領に就任したドナルド・トランプ氏に祝福のメッセージを送った。首相は「新大統領と仕事ができることを楽しみにしている」と述べ、「新大統領は、長らく無視されてきた『アメリカのために』という視点で演説していた」と就任演説への感想を伝えたとされる。

通商政策を所管する国際貿易産業省（MITI）のムスタパ・モハメド大臣は 21 日に、「トランプ大統領の下、TPP は発効に失敗することになるだろうが、マレーシアは TPP 加盟国と 2 国間 FTA を締結することに力点を置く」と表明し、同時にアジアの広域 FTA となる RCEP、ASEAN 経済共同体（AEC）のさらなる進展にも尽力するとした。

23 日にトランプ大統領が TPP 離脱の大統領令に署名した後、ムスタパ MITI 相は「トランプ大統領は就任前から言及していたので、正式離脱表明は驚くに値しない」とした上で、「（離脱は）米国経済には良くない結果をもたらす可能性がある」と述べた。さらに、「新大統領は TPP 加盟が雇用喪失と他の加盟国への資金流出を引き起こすというが、米国はこれまで FTA を締結してこなかった日本、ベトナム、マレーシア市場へのアクセスを手にするメリットもある」とした（「ニュー・ストレーツ・タイムズ」紙電子版 1 月 24 日）。

<産業界は市場アクセス拡大が見込めない点を懸念>

製造業を代表するマレーシア製造業者連盟（FMM）は、マレーシアが今後も TPP に加盟することを望むとの声明を発表した。仮に TPP 協定が発効しなかった場合は、TPP 加盟国でマレーシアとの FTA が無い米国、カナダ、メキシコ、ペルーとの 2 国間 FTA 締結交渉を行うべきだとし、さらに、優先順位が落ちている EU との FTA 交渉にも注力する必要があるとした。また、交渉中の RCEP については 2017 年末までの交渉妥結に期待を寄せている。

TPP 協定が発効に至らない場合を見据えて、戦略を練り直す動きも出ている。マレーシアの戦略資源の 1 つであるパーム油について、マー・シウキョン・プランテーション産業・商品相は、マレーシアから TPP 加盟国への輸出を、2014 年の 130 億リング（約 3,250 億円、1 リング＝約 25 円）から 2021 年までに 200 億リングに引き上げる目標は難しくなった、とした。市場アクセスの拡大よりも、より付加価値の高い商品を提供することに重点を置き、下流分野を強化するとともに、環境に配慮して生産したことを示すマレーシア独自の認証「マレーシアの持続可能なパーム油（MSPO）」を全てのパーム油生産者が取得できるように支援していく方針だ。

マレーシアの主力輸出品の電気・電子製品（E&E）に米国の TPP 離脱が与える影響について、マレーシア・米国商工会議所傘下のマレーシア米国電子産業（MAEI）のウォン・シューハイ委員長は、現時点では何とも言えず待ちの姿勢としつつ、「TPP はマレーシアの市場アクセスを拡大するもので、この点では、（米国の離脱は）市場拡大の機会に（マイナスの）影響を与え得る」と指摘した。

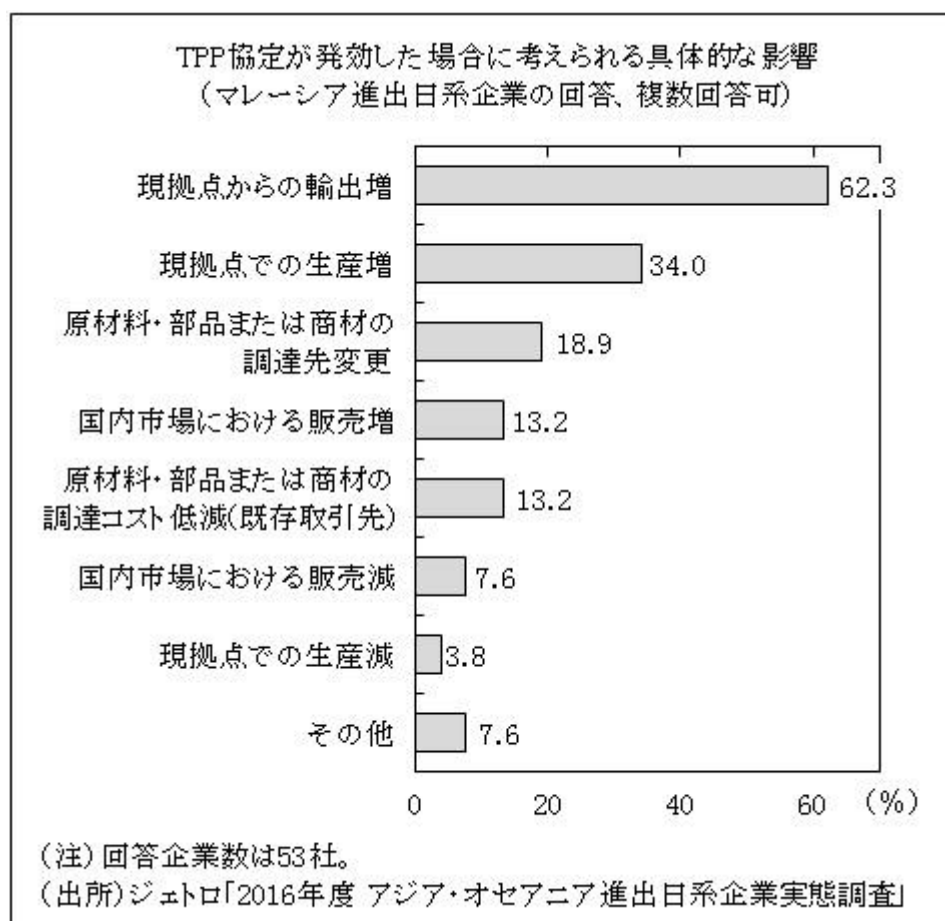
<日系企業の受け止め方は冷静>

在マレーシア日系企業は、米国の TPP 離脱の動きを比較的冷静に受け止めているようだ。大統領選挙戦の過程である程度想定できていたことや、もともと ASEAN 諸国や日本と貿易を行う企業が多く、既存の FTA で特恵税率を享受できていることが理由に挙げられる。加えて、これらの FTA は発効から時間が経過しており、関税削減・撤廃が TPP より進んでいるため、アジアに広範なサプライチェーンを持つ日系大手電機メーカーからは中国、インドを含む RCEP への関心、大手物流企業からは AEC の動向を注視しているとの声が聞かれた。

2016 年 1～3 月にジェトロとマレーシア日本人商工会議所（JACTIM）が、日系企業を対象に共同実施したアンケートで TPP に対する関心を聞いたところ、回答企業 136 社のうち「活用する」は 6.6%にとどまった。ただし、「活用を検討する」も 37.5%あり、実際に TPP が発効した場合には活用に踏み切る企業も一定数あったとみられる。

12 月にジェトロが発表した「2016 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」では、TPP が発効した場合に影響があると回答した在マレーシア日系企業 53 社のうち、62.3%が「現拠点からの輸出増」、34.0%が「現拠点での生産増」などと回答、輸出および生産面でのメリットが期待されていた（図参照）。

また、ある日系大手小売業は、サービス業に投資面で各種規制がある中、TPP は将来の自由化に向けた契機となると期待感を示していた。



(新田浩之)

トランプ米大統領は、就任後初の首脳会談の相手として英国のメイ首相を指名、1月27日の会談では2国間自由貿易協定 (FTA) の締結などが話題に上った。トランプ大統領は FTA の早期締結に意欲を示しているが、英国にとってメリットのある合意を得るには難関も多いと分析されている。

<両国首脳とも FTA 交渉に意欲>

トランプ大統領の就任に際し、「フィナンシャル・タイムズ」紙 (電子版1月22日) のインタビューに応じたメイ首相は、米英間の「特別な関係」の維持に意欲を示し、そのためには両国首脳の率直な意見交換が必要と語った。

一方のトランプ大統領も、就任直前に「タイムズ」紙 (電子版1月16日) が行ったインタビューで、2国間の FTA 交渉の早期着手・合意を目指すと発言、これを裏付けるかのように就任後最初の首脳会談をメイ首相と行うこととなった。

首脳会談は1月27日に行われ、その後の会見でメイ首相は、技術力の高さなど両国市場に親和性があることも踏まえ、将来的な FTA 締結に向けハイレベルの対話を早急に開始するとし、米国との交渉にあらためて意欲を示した。そして、EU 離脱という選択を下した中で、英国にとっては米国との2国間経済関係が極めて重要だと強調した。

<交渉の阻害要因も多数>

英国にとって米国は最大の輸出相手国であり、政府は米国との経済関係の維持・発展を模索するが、実現に向けた障害も少なくないとされる。

まず、BBC (英国放送協会) は、今回の会談でメイ首相は FTA 締結についてトランプ大統領から好意的な見解を引き出したものの、具体的な内容に欠けていたと指摘した。

「フィナンシャル・タイムズ」紙 (電子版1月23日) は、両国間の貿易は財、サービスとも英国の黒字、米国の赤字となっているが、貿易収支の黒字・輸出超過を是とするトランプ大統領が FTA に期待するのは米国産品の輸出増加だと指摘。また、分野別にみると、英国が得意とするのは金融サービスだが、先行する EU と米国の包括的貿易投資協定 (TTIP) 交渉において金融規制の相互認証が交渉長期化の要因の1つとなっていることから、英国には厳しい交渉が待ち受けるとしている。米国政府は海外金融機関の米国内での活動を管理する意向とみられるが、英国が EU 離脱を決めた背景に自国以外で決められた規制に束縛されることへの嫌悪感があることを考慮すれば、この分野を含めた合意を得るのは容易なことではなさそうだ。

「ガーディアン」紙 (電子版1月29日) によると、既に両国間の貿易は流動性が確保されているにもかかわらず、「米国第一」主義のトランプ大統領と交渉を行うことは、これまで農産物輸入などから英国産業を保護してきた EU のセーフガード措置などを喪失することしか意味しないとして、最終的には英国企業が米国の多国籍企業との競争にさらされ損害をこうむるとの

見方を示す。トランプ大統領が FTA に望んでいるのは「自由な貿易 (free trade) 」ではなく「ただ乗り (free ride) 」だと手厳しい。

<ビジネス環境の不確実性を懸念する日系企業も>

産業界では英国経営者協会 (IoD) が会員の声を紹介している。オバマ前大統領が「英国は米国との自由貿易交渉待ちの列の最後尾に並ぶこととなる」と発言したのに比べて、トランプ大統領の前向きな姿勢を評価し、両国に便益をもたらす経済関係の構築が可能という意見や、米国経済と中国やロシアとの関係に関心を持つトランプ大統領にとって英国との経済関係の構築は優先順位が高くない、とする見方などが混在している。

ある在英日系メーカーは、自社のビジネス領域がトランプ大統領の関心の対象となることを懸念しており、製造拠点の米国内への移転を迫られるような事態にならないか、情勢を注視したいという。また、政治経験のないトランプ大統領の次の一手が予測できないことがビジネス環境の見通しを不透明にするとし、この不透明性・不確実性が世界経済の縮小につながる可能性もあると警戒している。

(佐藤央樹)

通商弘報 acb9b479501e6784

シリア和平プロセスに注目、原油安やドル高を懸念—トランプ新政権誕生の影響—（湾岸協力会議<GCC>、アラブ首長国連邦、米国）

2017年02月06日 ドバイ事務所

トランプ新政権の中東政策の全体像がまだ見えない中、湾岸協力会議（GCC）諸国では、ロシア主導の和平プロセスが進みつつあるシリアにおける「イラクとシャームのイスラム国（ISIS）」への対応に注目が集まる。経済面では、エネルギー政策などの影響による原油価格の下落、さらに雇用拡大政策などによる通貨高などへの影響が懸念されている。

<ロシア主導の和平協議への対応に注目>

トランプ大統領は就任以降、在イスラエル米国大使館のエルサレムへの移転検討、シリア難民受け入れ停止、イラク、イランなど中東・北アフリカ7カ国の国民に対するビザ発行の一時停止などの方針や政策を相次いで出している。一方で、1月29日にはサウジアラビアのサルマン国王、アラブ首長国連邦（UAE）アブダビ首長国のムハンマド皇太子と続けて電話で会談し、両国間の友好関係の強化について協議した、とUAE国営メディアが報じた。

トランプ政権の中東政策やその影響はまだ明確になっていないものの、注目されるのはシリアにおけるISISへの対応だ。就任式当日に発表された外交政策で、ISISをはじめとする過激派イスラム組織の根絶を掲げたが、シリアでは2016年12月にロシア・イランが支援するアサド政権により首都アレppoが奪還され、政府軍と反体制派勢力（ISISなど過激派は除く）が停戦で合意した。ロシア、トルコ、イランが主導した1月23～24日のシリア和平会議に、米国は駐カザフスタン大使をオブザーバーとして派遣した。国連主導の和平協議は2月に再開の方向で調整されているが、トランプ大統領は1月28日に、ISIS掃討計画を30日以内に提出するようマティス国防長官に指示しており、ロシア主導の和平の流れにどう対応するか注目される。

<投資や観光に響く通貨高>

トランプ政権が1月20日に発表した「米国第一主義」とするエネルギー、外交、雇用、国防、治安、通商からなる6つの政策は、GCC諸国の経済にさまざまな方向から逆風を吹かせると思われる。

まずエネルギー政策では、米国のエネルギー自立の方針が明確にされた。2016年12月にOPEC非加盟国を含めた日量180万バレル減産の合意後、原油価格は1バレル当たり50ドル台前半で推移している。今のところ政策発表後も油価に大きな変化はないが、米国のエネルギー自立方針だけでなく、保護主義的な通商政策に伴う世界の貿易量減少や経済低迷も油価の下落圧力となる。GCC諸国の中で、現在の50ドル前後の水準でも2017年度に財政黒字を維持できるのはクウェートだけとみられており、今後、油価下落圧力が高まるようであれば、各国は財政改革のスピードを速める必要が出てくるだろう。

また、米国の財政支出の拡大や減税政策への期待などによって米国長期金利が上昇しているが、クウェートを除くGCC諸国の通貨はドルペッグ制を採用しているため、米国に合わせて金利を引き上げざるを得ない。GCC諸国は景気が悪化し、さらには財政改革に伴う政府支出の縮小により民間の資金需要が増しているにもかかわらず、金利を下げるできないという矛盾を抱えている。さらに、対ユーロおよび対アジア通貨に対し高くなることで、欧州やアジア各国からの投資、人の流れの減少も懸念される。米国の雇用拡大政策により、米国企業の対外投資への関心が相対的に低下する可能性も指摘される。

欧米やアジア各地域からの投資や人の流れの減少は、ドバイへの影響が特に懸念される。地域の経済ハブとして物流や観光の機能を強化する戦略を描いているドバイにとって、米国は2015年の海外直接投資流入先の2位で、8億400万ドルの直接投資を受け入れている。また、米国からの宿泊来訪者数は60万2,000人で5位で、西欧諸国からは宿泊来訪者数全体の約21%

に当たる 298 万人が来訪している。ドバイ経済開発局は、2017 年の観光セクターの成長率を 2.0%と見込んでいるが、通貨高による悪影響が懸念されている。

(山本和美)

通商弘報 a6193a45b7a64a83

トランプ政権に強く反発、懸念表明相次ぐ—EUがマルタで非公式首脳会議—（EU、マルタ、英国、米国）

2017年02月06日 ブリュッセル事務所

EUの非公式首脳会議が2月3日、マルタの首都バレッタで開催された。会議前半は、不法移民対策について協議した。地中海中央部経由の不法移民流入を抑止するため、リビアに対し支援を拡大する方針などを「マルタ宣言」として採択した。ランチタイム・セッションには、EU首脳として初めて米国ドナルド・トランプ大統領との会談を実現した英国のテレーザ・メイ首相も出席し、結果報告が行われた。ただ、トランプ政権の政策に対するEU首脳の反発は強く、「EUの理念が踏みにじられた場合、われわれは黙っていない」などと、米国に対し懸念を表明する発言が相次いだ。

<不法移民の流入抑止へリビア追加支援を決定>

今回、初めてEU議長国（任期：2017年1～6月）を務めるマルタで2月3日、EUの非公式首脳会議が開かれた。会議前半は移民問題対策について協議し、リビアなどアフリカ北部からマルタ、イタリアなど地中海中央部を経由した不法移民の欧州流入を抑止するため、リビアに対する支援拡大を盛り込んだ「マルタ宣言」を採択した。会議の中で、欧州委員会はまず、リビア政府への2億ユーロの追加支援を決定、リビア経由の不法移民の渡航を水際で食い止め、今後はさまざまな基金を活用し、北アフリカ地域全体の経済開発などに包括的に取り組む方針だ。

地中海中央部ルートから流入する不法移民はEUが認識しているだけで2016年の1年間に18万人を超えており、死亡者・行方不明者も後を絶たない。地中海東部ルートからの流入は、トルコ政府の協力を得て不法移民対策を徹底した結果、減少傾向にあり、EUとしては今後リビアの沿岸警備のほか、リビアに滞留する不法移民の本国送還などを含めて中央部ルート対策に本腰を入れることになる。

<トランプ大統領と先行協議した英国に批判的空気>

ランチタイム・セッションには、トランプ米大統領との会談報告のため英国のメイ首相が出席した。メイ首相は1月27日、EU加盟国の首脳として初めてトランプ大統領と会見したが、欧州側の主要メディアが同首相を「トランプのメッセンジャー」と報じるなど、苦しい立場だ。こうしたメイ首相について、リトアニアのダリア・グリボウスカйте大統領は「（メイ首相に米国との橋渡しをしてもらう必要はない。なぜならば）われわれは最近の米国とはもっぱらツイッターでやりとりすることになっている」と皮肉った。このほか、議長国マルタのジョゼフ・ムスカット首相は、英国がEUとの離脱協議〔同時進行の自由貿易協定（FTA）交渉〕と並行して米国とのFTA交渉を進めようとしていることを念頭に、英国はEUと米国のどちらに優先順位を置くか決めなければならない、と苦言を呈している。また、メイ首相はこの機会に、欧州側のNATO軍経費負担増額を求めるトランプ大統領の意向をEU首脳に伝えたこととされ、このことがEU側の強い反発を呼んでいる。

このほか、メイ首相は「英国におけるEU市民の権利保障とEUにおける英国市民の権利保障は互恵関係にあるべき」と発言したと報じられており、ハードブレグジットの結果、EUが域内で生活する英国市民の権利保障を一方的に打ち切った場合、報復する姿勢を示したものと思われる。

<良き友人である米国に「物申すEU」であるべき>

ランチタイム・セッションを挟み、午後は「（今後の対米関係などを念頭に）EUの将来」について議論が交わされた。欧州理事会のドナルド・トゥスク常任議長は閉会あいさつで、「最近の世界情勢をみると、いかに強力なEUが必要かということの思い知らされた」と述べ、「大

西洋の対岸（米国）との協力関係は引き続きわれわれの優先課題」「（欧米関係は）自由主義世界を支える屋台骨だ」と総括した。

マルタのムスカット首相は会議閉会後の記者会見で、「反米主義に傾くつもりはない」と前置きした上で、「米国との関係を維持する必要性に変わりはないが、政治理念に影響が及ぶ場合、それを看過することはできない。EUの理念が踏みにじられた場合、われわれは臆することなく発言するだろう」と述べた。EUを軽視し、英国との関係を優先しているように受け止められる米国のトランプ政権の姿勢に対し牽制姿勢を示唆する発言だ。ルクセンブルクのグザビエ・ベッテル首相も「ここ数日の間に米国で起きていることには感心できない」とコメントしている。

フェデリカ・モグリーニ副委員長（外務・安全保障政策上級代表）も2月1日、欧州議会での答弁で、トランプ大統領の大統領令によって導入された特定国籍者に対する米国への渡航制限措置について、「EUとしては同意できない」と明言した。また、同副委員長は現在の米国の状況を「米国の危機（American crisis）」と表現、「欧州は、米国の良き友人だ。双方に基本的価値について見解の相違が生じた場合、米国に敬意を払いつつ、（賛同できないという）意思を伝える義務がある」と述べている。

（前田篤穂）

通商弘報 c6cc148e445a0a99

2017年02月07日 パリ事務所

オランダ大統領は、米国のトランプ新政権が打ち出した保護主義や移民排斥措置に対し、EU加盟国に結束して強硬姿勢で臨むよう求めた。これまでトランプ大統領の政策運営を見守る姿勢を示してきた産業界も警戒心を強めている。米国の保護主義政策がフランス経済に与える影響は大きくないとの見方がある一方、米国と中国の通商戦争勃発による世界的な景気低迷が懸念されている。

<EU加盟国に結束して対抗求めるオランダ大統領>

オランダ大統領はトランプ新政権に対し、強硬な姿勢を示す。トランプ氏がドイツ「ビルト」紙と英国「タイムズ」紙（いずれも1月8日）のインタビューに、英国のEU離脱を「正しい」と発言し、ドイツのメルケル首相の移民政策を「破滅的間違い」と批判したことについて、オランダ大統領は1月9日、「EUは何をすべきか外部からの助言を必要としない」と反論した。

またトランプ氏が大統領就任後、選挙期間中に公約した環太平洋パートナーシップ（TPP）離脱やメキシコとの国境の壁建設、移民入国規制などの大統領令にサインしたことについて、オランダ大統領は1月28日、「米国大統領がパリ協定の有効性を疑問視するために気候問題に言及するとき、われわれはこれに反論していかなければならない。米国大統領が欧州経済だけでなく世界経済を不安定にする保護主義政策を次々と打ち出していくとき、また彼が移民の受け入れを拒否するとき、欧州は彼に反論していかなければならない」とし、EU加盟国に、結束して米国に対抗していくことを求めた。

フランス国内でトランプ新政権を支持する政党は極右「国民戦線（FN）」だけで、マリーヌ・ルペン FN 党首はトランプ氏の政策を「経済愛国主義の良い例だ」と称賛する。ルペン氏は1月4日、米国自動車メーカーのフォードがメキシコ工場建設の中止を発表したことについて、「トランプ氏は大企業から海外生産移転の撤回を取り付け、米国民の利益のため国内回帰を命ずることができることを示した。政治的な意思があれば可能なのだ」と発言していた。

ただ、トランプ大統領とフランスの関係は極めて弱いとされる。「ル・パリジャン」紙（1月17日）によると、トランプ氏はフランスの政治家とのつながりを持たず、米国のオンラインニュースサイト「ブライトバート・ニュース」で FN を支持する意思を表明したスティーブン・バノン首席戦略官・上級顧問もルペン党首と面識はないという。

<産業界は慎重姿勢も警戒心強める>

フランスの主要な企業経営者の中でトランプ氏と面談したのは、今のところ高級ブランドのLVMH モエ ヘネシー・ルイ ヴィトングループのベルナール・アルノー会長のみ。トランプ氏と（米国内での）雇用について話し合ったと報道されている。これまでフランスの産業界は、トランプ大統領の政策運営を慎重に見守る姿勢を示してきた。ルノー・日産のカルロス・ゴーン会長は1月5日、「北米自由貿易協定（NAFTA）の内容が変われば、新しいルールに従うだけだ。同じルールが全員に課されるのであれば、どのような状況にも対応できる」と発言した。一方、フランスの経営者団体であるフランス企業運動（MEDEF）のピエール・ガタズ会長はトランプ氏が大統領選挙（2016年11月）に勝利した際、「トランプ政権の政策が向かう方向を見極める必要がある。われわれは状況に対応していく」としていたが、1月11日には「（トランプ氏の）度を過ぎた保護主義は世界にとって極めて危険だ」と述べ、警戒心を強めている。

<米中通商戦争の勃発を懸念>

フランスの貿易に占める米国の比重は、輸出・輸入ともに7%ほどで比較的小さい。米国の保護主義政策がフランス経済に与える影響は大きくないとの見方が強い一方、米国と中国の通商

戦争勃発による世界的な景気低迷の影響が懸念されている。「レ・ゼコー」紙（1月6日）は「米国が国内の産業・雇用を守るため、WTO 規定で使用が認められているアンチダンピングやセーフガードを相次ぎ発動してくるだろう。これが保護主義的措置の対象となった相手国による提訴につながるのを避けられない。短期的にはこれが最も起こり得るシナリオだ」と解説した。

トランプ政権の通商政策では、フランス国際経済予測情報研究所（CEPII）のセバスチアン・ジャン通商問題担当ディレクターはトランプ大統領が調印した TPP 離脱の大統領令について、「TPP はオバマ政権が中国を軸にアジアの経済地域圏が構築されることを避けるために着手したもの。米国の TPP 離脱は米国から中国への『史上最大の贈り物』だ」とし、「今後、中国は東アジア地域包括的経済連携（RCEP）を推し進めることになるだろう」と見通した。また、フランス国際関係戦略研究所（IRIS）のエコノミストは「米国離脱後は参加国の TPP への関心が薄れ、TPP 自体が消滅することも考えられる」との見方を示した。EU が米国オバマ前政権と交渉してきた EU と米国の包括的貿易投資協定（TTIP）についても、「トランプ政権が交渉を続けることはないだろう」とした。

「ラ・トリビューヌ」紙（1月30日）は「（トランプ大統領の標的となった）中国はドイツおよび EU と（反保護主義の）戦略的提携を探ることになるだろう」と解説。一部の識者からは、EU は「一帯一路」構想でグローバル化する中国と協力することにより、アジアでのプレゼンスを高めるべきだ、との声も出始めている。

（山崎あき）

通商弘報 c8fb9e0f0c3404d1

周辺諸国との貿易活性化や EU との FTA 交渉加速に期待感—トランプ米大統領就任に対する見方— (ブラジル、米国)

2017 年 02 月 08 日 サンパウロ事務所

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定からの離脱など、米国のトランプ新政権の通商面での新たな方針は、世界的な自由貿易協定 (FTA) 網形成の流れに後れを取ってきたブラジルにメリットをもたらすとの見方が出ている。周辺諸国との貿易の活性化や、EU との FTA 交渉の加速に期待が高まっている。

<メキシコの関心がブラジルに向かう可能性>

米国とメキシコの通商関係の変化やメガ FTA 形成の停滞が懸念される中、「エスタード」紙 (電子版 1 月 22 日) は、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルーから成る太平洋同盟諸国が、南米南部共同市場 (メルコスール) 諸国との貿易にこれまで以上に高い関心を示す可能性について言及している。貿易研究センター財団 (FUNCEX) も、メキシコ製品の米国市場へのアクセス条件が悪化すれば、メキシコにとってブラジルとの既存の経済補完協定 (ACE) 54 号や 55 号を深化させるインセンティブが働くと分析する。

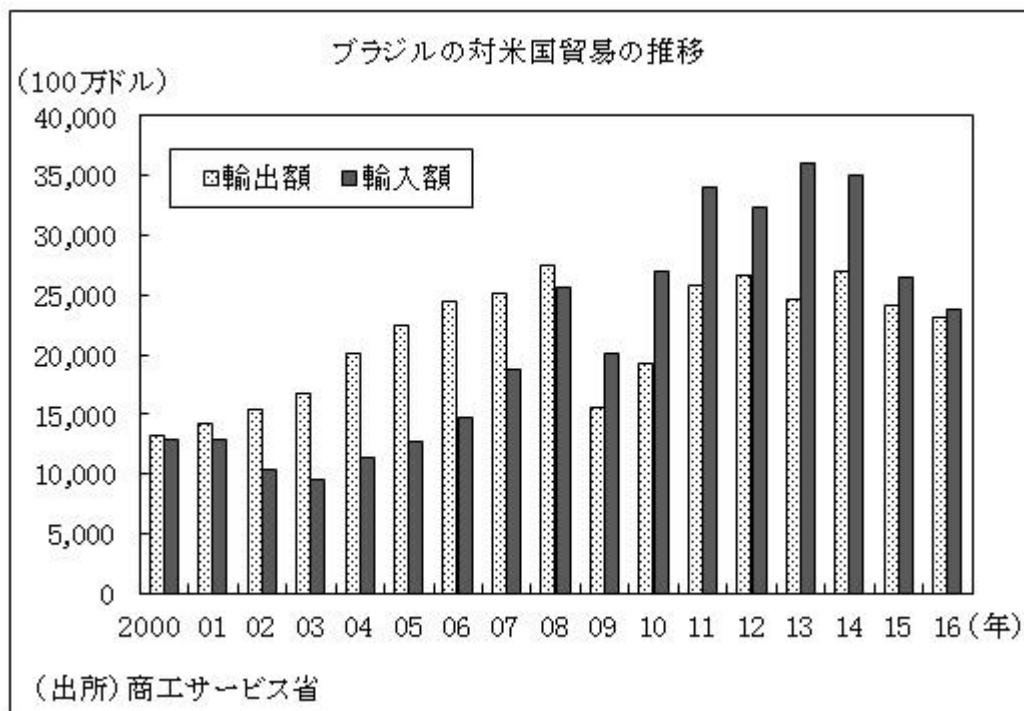
ブラジルとメキシコ間の貿易は、2009 年から 2015 年までブラジル側の貿易赤字が続いていたが、2016 年は貿易黒字に転じた。しかし、2016 年後半以降のメキシコ・ペソの下落とブラジル・レアルの上昇により、メキシコ製品の価格競争力が増している。メキシコとの経済補完協定については、既に 53 号 (締結国: ブラジル、メキシコ)、54 号 (ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ)、55 号 (54 号と同じ) がある。自動車協定である 55 号については更新期間 (2015 年 3 月 19 日から 4 年間) が定められており、安易に見直しできる状況にはない。ただし、国内市場が低迷する中、ブラジルは自動車をはじめとするメキシコへの輸出拡大を志向しており、メキシコ側の関心がブラジルに向かう可能性があるとするれば好材料といえる。

<2009 年以降はブラジルの対米貿易赤字続く>

駐米ブラジル大使のセルジオ・アマラウ氏は「米国にとってブラジルは優先順位が高い国ではないため、標的になる可能性は低い」と述べている。ブラジルの対米貿易は 2009 年以降ブラジル側の貿易赤字が続いていることも、通商面で米国のブラジルへの関心が低い要因だろう (図参照)。

一方、ブラジル工業連合 (BIC) 専務理事のアントニオ・ジョジーノ・メイレーレス氏は、自国製品の購入を後押しするバイ・アメリカンなど、米国第一主義を掲げるトランプ大統領の保護主義的な政策の間接的な影響は出てくるとの見方を示した。また、2 国間貿易を推進する米新政権の方針により、米国とメルコスール諸国がこれまで以上に接近する可能性もあるとした。

ちなみに米国は、ブラジルの貿易相手国としては 2016 年の輸出で 2 位、輸入では 1 位。貿易額全体に占める割合は、輸出が 12.5% で、輸入は 17.3% とわずかに中国 (17.0%) を上回った。輸出では、米国の堅調な自動車市場を受けて乗用車が増えている。



<ブラジルが追い付く時間与えるメガ FTA 交渉の停滞>

ブラジルの主要輸出産品の構成から、TPP 署名国の中ではオーストラリアとニュージーランドに、そして EU・米国間の包括的貿易投資協定 (TTIP) 交渉参加国では米国に、競争条件で劣後する点が懸念されていた。通商問題に関する独立系シンクタンクである統合・開発研究センター (Cindes) エコノミストのサンドラ・リオス、ペドロ・ベイガ両氏はその論文 (注) の中で、通商協定の中でも財の貿易に議論を集中させたいブラジルにとって、交渉テーマがサービスや投資など広範囲に及ぶメガ FTA の停滞は好都合だ、と分析している。さらに、世界的な FTA 網形成の流れに大きく乗り遅れてきたブラジルにとり、米新政権による通商政策の見直しは、より包括的で自由化の水準の高い協定である前述のメガ FTA にブラジルが追い付くための時間的猶予を与えてくれるという見方だ。

なお、メルコスールと EU の FTA 交渉に関し、EU のセシリア・マルムストロム欧州委員 (通商担当) は、米国の保護主義的な政策が広がるリスクを懸念し、メルコスールと EU の早期 FTA 発効を目指したいと発言した (「バロール」紙 1 月 20 日)。また、3 月にはブエノスアイレスで両ブロック間の交渉が行われることも明らかにしている。欧州は 2017 年に主要国で選挙が行われる予定で、米国の通商政策の変更とともに、こうした政治日程も交渉の行方に影響するだろう。

(注) 「ブレグジットとトランプの時節にあるブラジルの通商政策：通商交渉の余地はあるか」 (「RBCE」誌 129 号)。

(辻本希世)

通商弘報 810d52991c7ec196

トランプ米政権の保護主義的姿勢に警戒感—（シンガポール、米国）

2017年02月10日 シンガポール事務所

シンガポール経済は貿易依存度が高く、これまで自由貿易やグローバル化の恩恵を受けてきただけに、政府はトランプ大統領就任に当たって自由貿易の意義・成果をあらためて強調し、メディアなども同大統領の保護主義的な姿勢に警戒感を示している。同大統領が環太平洋パートナーシップ（TPP）離脱の大統領令に署名したことに関しては、他の加盟国と協議を続けるとする政府に対して、産業界は米国抜きでも協定発効を目指すべきだと働き掛けている。

<首相は自由貿易の意義・成果を強調>

リー・シェンロン首相は1月20日付のトランプ大統領宛書簡で祝意を示しつつも、「（米国・シンガポール自由貿易協定は）投資を促進し、輸出を増やし、両国に多くの雇用を生み出してきた」と、同大統領の保護主義的な発言を牽制した。さらに、米国大統領選後にトランプ氏に宛てた2016年11月10日付の祝辞（[2016年11月18日記事参照](#)）と同様に、「米国で2万社以上の中小企業が両国間の貿易で利益を得ており、米国は対シンガポール貿易で常に黒字を計上している」と強調した。

1月22日付の「ストレーツ・タイムズ」紙の解説記事は、トランプ大統領が就任演説で「（自国産業や雇用の）保護こそが素晴らしい繁栄と強さをもたらす」と述べたことに関し、「自由主義諸国の盟主であるはずの米国が、保護こそが繁栄と強さをもたらすと主張したのは驚きだ」と批判した。また、23日付の社説では、「米国に雇用を取り戻すための保護主義的な手段は、米国内だけでなく海外にも懸念を及ぼしている」とし、「近視眼的な米国第一主義を採用して他の国々に打撃を与えれば、それは不快な反応を被るだけだ」とした。

<米国抜きでも TPP は企業に多大な利益>

トランプ大統領が1月23日に TPP 離脱に関する大統領令に署名したことに対しては、政府と産業界の意見は異なっている。

貿易産業省は1月24日付の声明で「米国の参加なしでは TPP は発効できない」としつつ、TPP の今後については、「まずは他の加盟国と協議しなければならない。それぞれの加盟国は（米国抜きでの）新たな利益のバランスを注意深く検討しなければならないだろう」と述べた。そして、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）やアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想など地域統合に向けたイニシアチブが進行していることに触れ、「シンガポールはこれらのイニシアチブに引き続き参加していく」とした。

一方、シンガポール・ビジネス連盟（SBF）は政府に対し、米国抜きでも TPP 協定の発効を目指すよう求めている（「ストレーツ・タイムズ」紙1月25日）。SBF のホー・メンキット会頭は「米国市場は既にかなり開かれていることから、米国抜きでも TPP は企業にとって多大な利益をもたらす」と述べ、さらに1月27日付「ストレーツ・タイムズ」紙へのアジア貿易センター（ATC）のデボラ・エルム所長との共同寄稿でも、「TPP は 11 カ国の方が企業にとっては利益となるかもしれない」と指摘し、その理由を「米国との直接的な競争が抑制されるため」と説明した。加えて同会頭は、TPP は他のどの貿易協定よりも 21 世紀のビジネスパターンに合致した内容となっていること、TPP の国別のコミットメントや関税譲許表によれば、加盟国の企業はほぼ全ての産業で相当の恩恵を享受できることを強調した。

また、この問題に関しては民間エコノミストの間でも意見は分かれている。CIMB 銀行エコノミストのソン・センウン氏は「TPP が頓挫したことによりシンガポールが国際貿易に参加する手段が減った」と述べた（「ビジネス・タイムズ」紙1月25日）。一方、地場大手銀行 DBS のエコノミストのアービン・シア氏は、シンガポールが TPP 加盟国のうちカナダとメキシコを除く

国々と2国間自由貿易協定（FTA）を締結済みであるため、米国がTPPを離脱しても「シンガポールにそれほど打撃となることはない」と指摘する（「ストレーツ・タイムズ」紙1月25日）。

（小島英太郎）

通商弘報 5be9de4127b5e25d

カナダ外相、米国の国境調整税には「適切に対処」と表明—トランプ政権の国務長官らと会談— (カナダ、米国)

2017年02月10日 米州課、トロント事務所

クリスティア・フリーランド外相は2月7～8日に米国ワシントンを訪れ、トランプ政権のレックス・ティラーソン国務長官や、ポール・ライアン下院議長ら連邦議会の主要議員と相次いで会談した。両国のバランスの取れた貿易関係などについて議論を行うとともに、米国がカナダからの輸入品に国境調整税を課す場合には「カナダ側も適切に対応する」と表明した。

<国境調整税はカナダと米国の双方に有害と指摘>

フリーランド外相は2月7～8日にワシントンで、ティラーソン国務長官のほかライアン下院議長（共和党、ウィスコンシン州）、ジョン・マケイン上院軍事委員長（共和党、アリゾナ州）、ボブ・コーカー上院外交委員長（共和党、テネシー州）ら連邦議会の主要議員と相次いで会談した。

ティラーソン国務長官との会談では、両国のバランスの取れた互恵的な貿易関係や、2015年10月に失効した針葉樹材協定などについて議論を行った。フリーランド外相は会談後、米国がカナダからの輸入品に新たな国境調整税を課そうとしていることについて、「カナダと米国の双方に有害であり、そのような構想が実現される場合にはカナダは適切に対応する」と米国側に伝えたことを明らかにした。なお、「グローブ・アンド・メール」紙が1月26日～2月1日に行った世論調査では、トランプ政権がカナダからの輸入品に課税した場合、米国との「貿易戦争」を支持すると回答した割合は58%に達している。

フリーランド外相はライアン下院議長との会談で、全米35州の最大の輸出相手国はカナダで、同下院議長の選挙区からカナダに約10億米ドルの輸出が行われていることを強調したとされる。

一連の会談を終えて、フリーランド外相は「中産階級を支えるさまざまな分野での貿易や投資など相互の利益となる課題については、米国の新政権や連邦議会と緊密に協力していきたい。両国はこれまで、脅威への戦いに対して協力する長い歴史を共有しており、国境における人やモノの正当な流れを確保していきたい」と、米国側と協調する姿勢を示した。

なお、2月13日にはジャスティン・トルドー首相がワシントンを訪れ、ドナルド・トランプ大統領と初の首脳会談を行う。

(中溝丘、伊藤敏一)

通商弘報 d519af0181c0ec86

全米商工会議所会頭、NAFTA 維持の重要性を強調－カナダ商工会議所主催のイベントで講演－ (カナダ、米国)

2017 年 02 月 13 日 トロント事務所、米州課

全米商工会議所のトーマス・ドナヒュー会頭は、カナダ商工会議所（CCC）が主催したイベントで講演を行うとともに、ペリン・ビーティー CCC 会頭やジャスティン・トルドー首相らと会談した。ドナヒュー会頭は講演の中で、北米自由貿易協定（NAFTA）維持の重要性を強調し、NAFTA からの離脱は雇用、ビジネス、経済に甚大な影響をもたらすと懸念を表明した。

<「NAFTA からの離脱は、経済に大惨事」>

ドナヒュー全米商工会議所会頭は 2 月 6 日、CCC がオタワで主催したイベントで講演を行った。同会頭は「NAFTA からの離脱はわれわれの労働者、ビジネス、経済に大惨事をもたらす」とし、3 カ国間の NAFTA を維持するための対策を講じる、と明言した。また、「グローブ・アンド・メール」紙（2 月 7 日）によると、同会頭は「北米経済は 3 カ国間の NAFTA の下、国境を越えて構築されたサプライチェーンにより強く結び付いており、NAFTA を米国・カナダ、米国・メキシコそれぞれ 2 国間の貿易協定に置き換えるのは誤りだ」と述べた。

一方で、CCC のビーティー会頭とドナヒュー会頭は、NAFTA の再交渉では四半世紀近く変更されていないビジネスおよび就労ビザのカテゴリーの近代化が必要との認識を示し、ドナヒュー会頭は「特に科学技術分野のビザカテゴリーを拡大し、最新のものにしなければ、技術革新や経済成長に必要な高い技能を持った人材を締め出すリスクにつながる」と指摘した。

<カナダのビジネス界も NAFTA 維持で一致>

2 月 7 日にジェトロのインタビューに応じた CCC の国際政策担当者は、トランプ氏が大統領就任直後の 1 週間に発令した大統領令に NAFTA 再交渉が含まれなかったのは、米国ビジネス界のロビー活動が功を奏した、との見解を示した。また、カナダは原則として、あらゆる分野で交渉の可能性に門戸を開いているが、NAFTA からの離脱はカナダの経済に大混乱をもたらすことが想定されるため、カナダのビジネス界は NAFTA の維持で一致している、と述べた。メキシコとの関係については、カナダはこれまでメキシコの経済界と直接的に多くの対話を行ってこなかったが、メキシコとは巨大な市場を共有しており、CCC 会員と議論をしながらメキシコ側との対話を深めようとしている、と語った。

(伊藤敏一、中溝丘)

通商弘報 44b97ef827473bcf

トランプ大統領、カナダとの NAFTA 再交渉は「微調整」－加米首脳が初の会談、共同声明を発表－（カナダ、米国）

2017 年 02 月 15 日 トロント事務所

カナダのジャスティン・トルドー首相は 2 月 13 日、米ワシントンでトランプ大統領と初めて首脳会談を行い、共同声明を発表した。2 国間の共通目標である中間層の底上げに向け、経済協力関係の深化を確認した。北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉について、トランプ大統領は会見で「微調整にとどまる」と述べ、メキシコに比べて懸念は少ないとの見解を示した。共同声明を受けてカナダ産業界が発表したコメントは、好意的な反応が大半を占めた。

<経済協力関係の深化を確認>

トルドー首相は 2 月 13 日にワシントンを訪問し、トランプ大統領と初めて会談を行った後、共同声明を発表した。声明では、「カナダは米国の 35 州にとって最も重要な海外市場であり、毎日 20 億米ドル以上の輸出入が国境を越えて行われている。製造業を含む何百万もの中間層の雇用が、両国の協力関係の下に存在している。われわれは中間層の底上げという共通の目標に向け、貿易と投資という既存の土台の上に関係を構築することの重要性およびさらなる関係深化を確認した」としている。

声明では直接的に NAFTA について言及していないが、「米国とカナダは、経済成長の促進、企業と消費者双方の利益の享受、そして自由公平な貿易を前進させることにも合意する」と述べている。また共同声明発表後の記者会見で、トランプ大統領は NAFTA に関する質問に対して「交渉は微調整にとどまる」と述べ、米国とカナダの交渉はメキシコとのそれに比べてあまり心配していないとの見解を示した。

一方、難民の受け入れおよびイスラム 7 カ国からの入国を一時禁止する大統領令について、トルドー首相は批判的な発言は行わなかったものの、カナダは必要に応じて難民を支援し受け入れていくとの立場を強調した。

<カナダの業界は共同声明をおおむね歓迎>

共同声明の発表を受け、カナダの各業界団体は一斉にコメントを発表した。

カナディアン・プレスによると、カナダ自動車部品製造業協会（APMA）のフラビオ・ボルペ会長は「トランプ大統領がカナダを貿易相手国として最高に評価していることは、うれしい驚きだ」とした。また、米国の消費者が世界で最も統合が進んだ米国とカナダの自動車業界から多くの恩恵を受けていることを強調した。

カナダ製造・輸出業者協会（CME）のデニス・ダービー会長は、「会談で両国の貨物の事前承認システム設立を含めた貿易に関する話し合いが行われたことは喜ばしい。カナダと米国間の貿易や越境に関する交渉は幸先の良いスタートを切った」と声明を支持した。

声明では、エネルギーと環境分野でのさらなる連携と、エネルギーのインフラ計画、特にキーストーン XL パイプライン計画の推進についても約束された。カナダ石油生産者協会のティム・マクミラン会長は「カナダ全土のエネルギープロジェクトにとって良い兆候」と歓迎の意向を示す一方、米国がどのような規制を課すのか、詳細を注視しなくてはならないと述べた。

（伊藤敏一）

通商弘報 a92ccebea7bbb2ed

トランプ大統領、就任1ヵ月の実績を誇示—閣僚人事の承認では遅れも—（米国）

2017年02月28日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は就任1ヵ月の実績として、雇用の創出、納税者の負担削減、公共の安全回復、米国第一主義の外交などでの取り組みを挙げて、米国民にアピールした。ただし、閣僚人事では、議会承認が必要な15人のうち、承認済みが10人にとどまるなど遅れがみられる。

<TPP 離脱やパイプライン計画推進などをアピール>

トランプ大統領は就任1ヵ月が経過した2月20日、大統領府ウェブサイト上で、これまでの活動を項目ごとに示して実績を誇示した。主要なものをみていくと、トランプ大統領が最も重視している「雇用の創出」については、以下の点を挙げた。

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱を指示する大統領令に署名
- インテルによる1万人の雇用に創出する70億ドルの投資計画の発表
- キーストーンXLパイプライン計画、ダコタ・アクセス・パイプライン計画を推進するための大統領覚書に署名
- 全ての新規のパイプライン建設およびその修繕に国産素材・機材を使用することを指示する大統領覚書に署名
- 石炭産業を阻害する規制を停止する決議に署名
- 採掘会社やその従業員に負担を課す規制を撤廃する決議に署名

「納税者の負担削減」では、F35戦闘機の購入費用の7億ドルの値下げ、ボーイングの次世代エアフォースワン（大統領専用機）に関わる数百万ドルのコスト削減、を挙げている。「公共の安全回復」では、南部国境の壁の建設、移民法の執行強化、犯罪を減らすためのタスクフォース設置、麻薬カルテルなど国際的な犯罪組織の撲滅などに関する大統領令への署名を掲げた。

「米国第一主義の外交」では、イランの弾道ミサイルプログラムに関与した25の企業・個人に対する制裁実施、「イラクとシャームのイスラム国（ISIS）」を壊滅させるための計画策定指示、30人以上の外国首脳との会談ないし電話会議の実施を列挙した。「ヘドロをかき出す（汚職撲滅）」では、全ての政権幹部に対する新たな倫理委員会の設置、（退職後の）5年間のロビー活動禁止、外国政府のためのロビー活動の恒久的禁止、連邦政府職員の新規採用停止、などを挙げている。

<新たな労働長官候補にトランプ政権で初のヒスパニック系を指名>

2月22日現在で、トランプ大統領が署名した大統領令・覚書は合計24本に上る（添付資料参照）。1月27日にテロ対策として署名された、中東・アフリカ7カ国（イエメン、イラク、イラン、シリア、スーダン、ソマリア、リビア）の一般国民の入国を制限する大統領令では、空港到着後、旅行者が入国できない事態が発生するなど大きな混乱が生じた（[2017年1月30日記事参照](#)）。その後、シアトル連邦地方裁判所が大統領令の差し止めを命じる仮処分を出し、さらにサンフランシスコ連邦控訴裁判所も差し止めを支持する判決を下したことで、現在は7カ国からの入国が可能になっている。これに対抗し、トランプ大統領は新たな大統領令を立案中と報じられている。

新政権の実績を積極的にアピールしているトランプ大統領だが、閣僚人事の議会承認では民主党の抵抗により、大きく遅れている。2月28日現在で閣僚15人のうち承認が済んだのは10人にとどまる。閣僚以外で承認が必要な主要ポストでも、通商代表部（USTR）代表候補のロバート・ライトハイザー氏らの承認が終わっていない。

トランプ大統領が署名した大統領令・覚書(2017年2月22日時点)

	署名日	タイトル	主な内容
大統領令(Executive Order)			
①	1月20日	患者保護ならびに医療費負担適正化法の廃止に伴う経済的影響を最小限にすること	オバマケアの運用の見直しを関係機関に指示。
②	1月24日	優先インフラプロジェクトの環境評価の促進と承認	優先インフラプロジェクトの環境評価、許認可の迅速化。
③	1月25日	国境防衛および移民管理の改善	不法移民、薬物取引、人身売買、テロ行為を防ぐため、南部の国境に早急に物理的な壁を建設する。
④	1月25日	米国内の公共安全の強化	不法移民の取り締まりの強化。
⑤	1月27日	テロリストの入国から米国を守る	イエメン、イラク、イラン、シリア、スーダン、ソマリア、リビアの7か国の一般国民について、入国を少なくとも90日間禁止する。2017年度国連難民受け入れプログラムについても120日間停止。受け入れ審査のプロセスの検証。シリアからの難民受け入れは無期限で停止。
⑥	1月28日	指名された政府幹部の倫理コミットメント	退職後5年以内のロビー活動の禁止。外国政府、政党のロビー活動に従事しない。ロビイストからの贈答品を受け取らない、などを誓約。
⑦	1月30日	規制の縮小、規制コストの制限	新たな規制を導入するには最低2つの既存の規制を廃止する。
⑧	2月3日	金融システム規制の原則	規制を効率的、効果的、適切なものにする。120日以内に財務長官が改善策を報告する。
⑨	2月9日	犯罪減少と公共安全のためのタスクフォース	公共安全を回復するため、司法長官にタスクフォースの設置を指示。
⑩	2月9日	連邦、州、地域の法執行職員への暴力を防止	連邦、州、地域の法執行職員への暴力を防ぐための現状のレビュー、方策を策定する。
⑪	2月9日	国際犯罪組織、国際密輸の防止に関する連邦法の執行	国際犯罪組織、国際密輸の防止に関する連邦法の執行を強化する。
⑫	2月9日	司法省内の継承順位	司法長官の継承順位について規定。
大統領覚書(Presidential Memorandum)			
①	1月20日	執行部局、機関の長について	各省、機関の長が着任するまで、新規の制度・規制の導入を一時停止。
②	1月23日	新規採用の凍結	連邦職員の新規採用の凍結(軍を除く)。
③	1月23日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定からの撤退	TPP協定から永久に撤退。2国間協定を追求する。
④	1月23日	メキシコシティー政策	妊娠中絶を促進している団体やプログラムに対する連邦政府支援を停止。
⑤	1月24日	ダコタ・アクセス・パイプライン建設	審査・承認を迅速に行う。
⑥	1月24日	キーストーンXLパイプライン建設	トランスカナダに申請を要請。申請を受け審査を迅速に行う。
⑦	1月24日	米国のパイプライン建設	新規のパイプラインには米国製の素材、機材が使用されるように計画策定。
⑧	1月24日	国内製造業の許認可簡素化、規制負担の軽減	60日以内に規制・手続きの課題を聴取。商務長官が簡素化のための行動計画を大統領に提出する。
⑨	1月28日	米国軍の再建	予算要求、国家防衛戦略の策定、核軍備・弾道ミサイル防衛のレビュー。
⑩	1月28日	「イラクとシヤームのイスラム国(ISIS)」を打破する計画	ISISを打破する新たな計画を策定する。
⑪	1月28日	国家安全保障会議、国土安全保障会議の組織	組織・体制の見直し。
⑫	2月3日	信託業務に関わる規定	信託業務に関わる規定の見直し。

(出所)大統領府ウェブサイト

その一方、労働長官に指名されていた大手ハンバーガーチェーン経営者のアンドルー・パズダー氏は、承認の見込みが立たず指名を辞退した。このため、トランプ大統領は2月16日、フロリダ国際大学法科大学院長のアレキサンダー・アコスタ氏を新たに労働長官候補として指名した。議会で承認されれば、トランプ政権では初めてのヒスパニック系閣僚となる。

(若松勇)

トランプ政権の重商主義的な通商政策を疑問視－ブルッキングス研究所の外交専門家に聞く－ (米国)

2017年03月03日 米州課

トランプ大統領は2月28日の連邦上下両院合同会議での演説で、「自由な貿易を強く信じる
が、公正でなければならない」との持論を披露した。同氏が標榜（ひょうぼう）する重商主義
的な通商政策について、ブルッキングス研究所で外交問題を担当するミレヤ・ソリース上級研
究員はインタビュー（3月2日）で、その効果に疑問を示した。

<十分ではない貿易救済措置>

問：大統領就任後のトランプ政権の政策運営をどうみるか。

答：新政権の政策運営については、関係者の正式な就任に時間がとられ、依然として先行きは
不透明な状況が続いている。選挙期間中から「観念的な（ideological）考えに基づく公約が特
徴だったが、移民政策の混乱やフリン国家安全保障補佐官の辞任などをきっかけに軌道修正が
進み、徐々にではあるが従来の（conventional）政府の方針に近づきつつある。



ミレヤ・ソリース上級研究員(ジェトロ撮影)

問：通商政策はどうか。

答：トランプ氏の通商政策は、「単純化した分析に基づき、不公正な貿易関係を是正する」と
いう極めて観念的な性格をもつ。 Bannon大統領首席戦略官、ロス商務長官、ナバロ国家通商會
議委員長、ライトハイザー通商代表候補は、いずれもこうした政策に沿った人事だ。選挙期間
中から、従来の貿易によって不利益を被った層を「忘れられた人々」としてスポットライトを
当てた。この観念的なアプローチ、それを支援する人事、選挙民の組み合わせが特徴といえ
る。

これらメンバーの共通した考え方は、1980年代にみられた、貿易赤字を解決するために一方的措置を行使することをいとわないという「貿易を管理する (manage)」視点だ。そこでは、統治 (governance) ではなく、強制 (enforcement) が優先されることになる。ただし、重要なのは、こうした重商主義的なアプローチは貿易救済措置として必ずしも十分ではないということだ。例えば、相手国の不公正な貿易慣行に対して発動する 1974 年通商法の 301 条の行使などは、1980 年代に必ずしも成功を収めたとはいえない。相手国による報復措置も予想される。ティラーソン国務長官、コーン国家経済会議委員長はよりグローバルな視点を有しているが、彼らへの権限委譲はこれまでみた限り限定的だ。

<まずは NAFTA の見直しに着手か>

問：新政権の主要課題は。

答：大きな問題が 3 つある。1 つは、付加価値税 (VAT) の国境措置の問題。現在、議論が進んでいる国境調整税 (BAT) は、関税ではないものの、(報じられている案のままだと) WTO ルールに抵触する。2 つ目は、一方的措置をどのように扱うかという問題。3 つ目は、中国の市場経済国認定をどうするかという問題。体制が整い次第、政権はこれらの問題に取り組む必要がある。

問：既存の通商協定の見直しの行方は。

答：トランプ政権は最初に、北米自由貿易協定 (NAFTA) の見直しに取り組むだろう。関係閣僚の議会承認が済み次第、交渉に先立ち、議会に通知を行う見込みだ。NAFTA についてはメキシコおよびカナダと 2 国間で協議するという案もあるが、経済界からは現状維持を望む声が強く、今後、ステークホルダーを対象とした公聴会の場で修正が図られることを期待している。

NAFTA の条文で見直される可能性が高い分野の 1 つが救済措置だ。例えば、NAFTA で規定されているアンチダンピングは利用率が低く、ルールが見直される可能性が高い。また、カナダとメキシコは、NAFTA 条文の現代化 (modernization) に高い関心を有している。電子商取引、国有企業、知的財産権、サービス、貿易円滑化などを対象にしたいと望んでいる。それから、原産地規則の見直しも注目される。今のルールよりも厳格になる可能性がある。一方、メキシコとの間の物品の市場アクセスについては見直しを求める声があるが、見直す可能性を否定しているメキシコ政府を一部の米国企業が支援する構図となっている。

問：対日関係の展望は。

答：2 月 10 日に行われた日米首脳会談の内容は良いものだった。トランプ大統領と安倍晋三首相は通商問題自体には触れず、両国経済が補完関係にあることを認め合う内容だったからだ。個人的には、日本が米国抜きの環太平洋パートナーシップ (TPP) にどのように応じるかに興味を持っている。

(秋山士郎)

通商弘報 e795f74f6b221a12

全米商工会議所、トランプ大統領の通商政策で発言―国際政策部副部長が在外公館関係者らに講演―（米国）

2017年03月06日 ロサンゼルス事務所

全米商工会議所のジョン・マーフィー国際政策部副部長は2月15日、ロサンゼルス商工会が開催したイベントで、トランプ新政権の貿易政策に対する全米商工会議所の提言や新大統領と議会への期待について講演した。イベントには約40カ国・地域の在外公館関係者や貿易機関関係者が招かれ、環太平洋パートナーシップ（TPP）や北米自由貿易協定（NAFTA）についても発言し、講演後には意見交換が行われた。

<米国にとっての貿易の重要性を強調>

全米商工会議所は、約300万社の企業と全米にわたる州・自治体の商工会議所のネットワークを持ち、政策提言活動を行う。マーフィー副部長は、貿易は米国に大きな経済効果をもたらす機会だと強調。米国の輸出は2009～2014年に50%伸び、カナダ、メキシコ向け輸出は2,000億ドル増加した。国際貿易により4,100万人の雇用が支えられているほか、製造業に従事している1,200万人のうちの半分は輸出関連企業に従事しているという。

カリフォルニア州の480万人の雇用は貿易に支えられており、7万2,000社の中小企業が輸出に関わる。商務省のデータによると、2015年のカリフォルニア州の輸出額は1,654億ドルとなり、同州の輸出相手国の1位がメキシコ、2位がカナダ、3位が中国、4位が日本だった。

<TPPやNAFTAについても指摘>

マーフィー副部長は、トランプ大統領の通商政策の行方について言及した。TPPについて、トランプ大統領は「米国の政治家が米国の労働者を売り渡した裏切り行為」という悲観的な見方をし、TPPの離脱を表明したと指摘した。そして、世界の中間層（ミドルクラス）の3分の2がアジアに集中していることや、アジアの貿易障壁が米国製品の消費を妨げているなどの現状を分析し、アジア域内だけの協定は米国に不利益であり、今後の通商政策について戦略的な計画が必要だと述べた。

また、米製造業を衰退させるとしてTPPからの撤退につながったが、貿易が製造業の雇用を奪ったのではなく、新たなテクノロジーの発展や自動化により雇用が失われている現状を見つめ直す必要があると指摘した。

NAFTAに関しては、カナダおよびメキシコが米国にとって主要輸出相手国であることから、再交渉もしくは撤退が行われた場合、1,400万人の雇用に大きく影響する可能性があることを指摘した。マーフィー副部長によると、トランプ大統領はNAFTAの欠陥を示唆し、20%の国境調整税をメキシコに課そうとしているが、今後メキシコとの2カ国間交渉の中で米国に不利が生じる可能性も高いと指摘する。

大統領には、関税の引き上げを試みる権利があるものの、実際はこれらを短期間で施行させることは難しい。20世紀初頭に関税の改正案が議会に持ち込まれ、最短90日間で大統領令となった例もあるため、大統領の権限で関税が引き上げられる可能性はある。しかし、議会を通さなければならないことから、大統領が独断で施行に持ち込むことは制限される。また、多くの自動車メーカーが米国とメキシコ間で貿易を行っているため、関税引き上げで悪影響を受けることになるかと指摘した。

<「米議会の通商政策への取り組みには時間かかる」>

マーフィー副部長によると、トランプ政権を支持する国民は、テロ防止や移民問題といった国の安全保障に対する課題への関心が高い一方、貿易問題への関心は非常に低いという。このような状況を踏まえると、議会では移民政策などの取り組みが優先される可能性が高い。国境

調整税や NAFTA の再交渉・脱退といった通商政策への取り組みにはまだ時間がかかるとみている。

また、「外国政府関係者や団体は何ができるか」という質問に対して、「日本の安倍晋三首相がトランプ大統領と会談したことが良い見本で、日本の製造業が米国経済にとって重要であることをきちんと大統領に伝えた。このようなアプローチはとても影響力があったと思う」と述べた。

(サチエ・ヴァメーレン)

通商弘報 71f5032d00573d13

2017年03月08日 ニューヨーク事務所

米国通商代表部 (USTR) が3月1日、トランプ政権の通商政策を公表した。現行のWTOを中心とした貿易システムに不満を表明し、国内法に基づき、アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード措置、不公正な貿易慣行に対する報復措置を厳格に執行していく姿勢を示している。通商交渉は2国間に重点をシフトさせていくとした。一方、こうしたWTOを軽視するような政策が他国にも広がることを懸念する声も出ている。

<WTOの決定より国内法を優先>

USTRは3月1日、「[2017年通商政策の課題および2016年次報告](#)」を議会に提出した。USTRは法律によって、その年の通商政策を3月1日までに議会に報告することが義務付けられている。トランプ政権の通商政策を初めて公式に示したものと見える。同報告では、通商政策の優先課題として以下の4点を挙げている。

1点目は「通商政策において米国の国家主権を優先すること」。WTO協定の1つである「紛争解決に係る規則および手続きに関する了解」(略称: Dispute Settlement Understanding)で、WTOが各国に義務を追加したり各国の権利を縮小したりすることはできない、と規定されていると指摘。WTOの紛争解決パネルで米国の権利に反する決定が下された場合でも、それによって米国の法律や慣行を変えることにはならないとして、WTOの決定より国内法が優先するとしている。

2点目は「米国通商法を厳格に執行すること」。世界の主要市場は市場メカニズムが働いておらず、外国政府の補助金、知的財産権の侵害、為替操作、国営企業、その他多くの不公正な行為によってゆがめられている、との認識を示した上で、米国および世界の貿易システムにとって、米国の通商法が厳格かつ効果的に執行されることが不可欠としている。具体的には、1930年関税法によるアンチダンピング関税、相殺関税、1974年通商法201条によるセーフガード措置、301条による不公正な貿易慣行に対する報復措置、などを挙げている。

3点目は「海外市場を開放するため、あらゆるレバレッジを活用すること」。米国の輸出は多くの市場で深刻な障壁に直面しており、公正な競争をする機会を与えられていない、との認識を示し、互惠主義の原則の適用などあらゆるレバレッジ(てこ)を活用して、米国企業が外国市場に公正にアクセスできるよう促していく、としている。

<現行のシステムは「中国を利している」>

最後に4点目として、「主要国と新たな、より良い通商協定の交渉をしていく」という方針を示している。この点について、同報告では次のような具体的なデータを示して、特に2000年以降、米国の通商政策が期待どおりの結果を生んでこなかったとしている。

- 2000年に3,170億ドルだった物品貿易の赤字は、2016年には6,480億ドルに倍増した。
- 中国とのモノとサービスの貿易収支の赤字は、2000年の819億ドルから2015年には3,340億ドルと4倍以上に膨らんだ。
- 米国の家計の平均収入(中央値)は2000年に5万7,790ドルだったが、2015年には5万6,516ドルに減少している。
- 2001年1月に1,728万4,000人だった製造業の雇用者は、2017年1月には1,234万1,000人へと約500万人減少した。
- 中国がWTOに加盟(2001年)する以前の1984年から2000年までの16年間に、米国の工業生産は約71%増加したが、2000年から2016年では9%未満の増加にとどまっている。

USTR は、これらの事例を挙げ、現在の世界の貿易システムは市場経済の原則で動かない中国を利しており、米国は過去 16 年の間、苦戦し続けてきたとの認識を示している。また、北米自由貿易協定 (NAFTA) においても、2016 年の対カナダとメキシコとの貿易赤字は 740 億ドルに上ると指摘し、米韓自由貿易協定 (FTA、2012 年 5 月発効) においても 2011 年から 2016 年の間に、米国から韓国への輸出が 12 億ドル減少する一方、輸入は 130 億ドル以上増加し、韓国との貿易赤字は倍増した、としている。

その上で USTR は、トランプ政権は自由で公正な貿易を望んでおり、今後は 2 国間の通商交渉に重点を移し、貿易相手国にはこれまで以上に公正な基準を求め、不公正な行為に対してはあらゆる法的措置で対応していくとしている。また、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、脱退によって TPP 加盟国との 2 国間協定の道を開いたとして、2 国間交渉にかじを切る方針を明らかにしている。

<米国の政策が世界に広がることに懸念も>

この報告に対して WTO のロバート・アゼベルト事務局長は、「米国が WTO のシステムに懸念を抱いているのは明らかだ。いつでも米国の関係者と議論をする用意がある」と述べ、まずは話し合いの場を持ちたいとしている（「ウォールストリート・ジャーナル」紙 3 月 2 日）。ウェンディー・カトラー元 USTR 次席代表は「米国が WTO の決定で受け入れられるものだけ受け入れるということになると、他国も同様の行動を取るようになる」と懸念を表明している。一方、米国の鉄鋼メーカーなどがメンバーの米国鉄鋼協会 (AISI) のトーマス・ギブソン理事長は「鉄鋼産業に被害を与えているダンピングや補助金に対して国内法を厳格に執行するという方針に感謝し、サポートする」と歓迎の意を表明している（「ワシントン・ポスト」紙 3 月 1 日）。

ただし、USTR は今回は報告で、通商政策の方向性は示しているものの、具体的な内容はあまり明示していない。これについて同報告は、USTR 代表に指名されているロバート・ライトハイザー氏が上院承認待ちで未就任のため、同氏の就任後により詳細な通商政策を発表するとしている。

(若松勇)

通商弘報 69a0bbd6a4965403

「米国第一主義」徹底する姿勢強調、トランプ大統領が施政方針演説－（米国）

2017年03月08日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は2月28日、連邦議会で施政方針演説を行い、政策運営において米国民の利益を最優先する「米国第一主義」を徹底する姿勢を強調した。その上で、貿易、移民制度、インフラ開発、医療保険制度改革（オバマケア）など、新政権の主要課題についても述べた。各政策の詳細については触れられなかったものの、現地の主要メディアや演説後に行われたアンケート調査では演説内容を評価する声が多い。

＜保護主義的な政策導入を示唆＞

トランプ大統領は、2月28日に連邦上下両院合同会議で行った施政方針演説の冒頭、「われわれはあまりにも長い間、仕事や富を外国に送り、中間層が縮小していく姿を見てきた」「他国の国境を守る一方、自国の国境を広く開いたままにし、人や麻薬が国内に自由に流入することを許してきた」「国内のインフラがボロボロの中で、海外で何兆ドルも支出してきた」と述べ、これまでの米国政府の姿勢を批判した。そして、2016年（の大統領選挙では）何千万人もの米国人が「米国は国民（の利益）を最優先しなければならない」との要求の下に団結したとし、自身を国民の声の代弁者と位置付けた。

トランプ大統領は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱など大統領選挙後の達成事項を網羅的に振り返った後、今後の対応事項を列挙した。具体的には、法人税の大幅引き下げや中間層の減税などの税制改革について触れたほか、貿易、移民制度改革、インフラ開発、オバマケアの撤廃および代替制度の導入（Repeal and Replace）の方針説明に時間を割いた。

貿易については、他国が米国からの輸出に対して高い関税や税金を課す一方、米国は輸入に対してはほとんど課税していないと述べた。「私は自由貿易（Free Trade）を強く信奉しているが、同時にそれは公正な貿易（Fair Trade）でなくてはならない」とし、リンカーン大統領の言葉を引用しながら、外国からの輸入品に対して保護主義的な政策を導入する可能性を示唆した。ただし、特定国を強く批判するなどしてきたこれまでの発言と比較すれば控えめな表現にとどまっており、国境調整税に関する言及もなかった。

＜能力主義に基づいて移民制度を改革＞

移民制度改革については、低技能の労働者ではなく、経済的に自立可能な人材（Support Themselves Financially）を受け入れ対象とする能力主義制度（Merit-based Immigration System）に移行するとした（注）。「ワシントン・ポスト紙」（3月6日）は、米国の移民制度が永住許可者との近親関係を重視する現行制度から、技能や雇用可能性を重視する能力主義に移行すれば、人口動態や長期経済に及ぼす影響は大きいと報じている。

インフラ開発に関しては、民間および公共資金により1兆ドル規模のインフラ投資を創出する法案の承認を議会に求めるとした。また、これらのインフラ投資は「米国製品を買い（Buy American）、米国人を雇用する（Hire American）という2つの原則に基づいて行われる」と述べた。議会専門誌「ザ・ヒル」（2月28日）は、共和党議員がトランプ大統領の発言に賛意を示したことに触れる一方、民間投資家への連邦税控除のみを資金調達の手段として用いることに対しては農村部の共和党議員から不満が出ていること、連邦支出額によっては財政保守派からの反発が想定されること、などを指摘している。

オバマケアについては、「政府が認定した保険への加入を国民に強制することは間違っている」とした上で、「保険料を安くすることが、保険を全ての人が購入できるようにする方法であり、われわれはそれを行う」と述べた。共和党下院議員が3月6日に公表したオバマケア代

替法案には、保険の購入義務の撤廃に加え、保険購入に当たっての税額控除が盛り込まれている。

<主要メディアやアンケート調査も好意的な評価>

具体的な政策内容は開示されなかったが、「ワシントン・ポスト」紙や「ニューヨーク・タイムズ」紙などの主要メディアでは、過激な発言が抑制され「大統領らしい演説だった」として演説内容を評価する報道が目立った。

CNNと調査会社ORCが演説後に実施したアンケート調査（2月28日）によると、大統領の演説を「強く支持する（Very Positive）」が57%、「やや支持する（Somewhat Positive）」が21%だった。2009年のオバマ大統領就任時（強く支持する：68%、やや支持する：24%）や、2001年のブッシュ大統領就任時（強く支持する：66%、やや支持する：26%）に比べると評価は下回るが、8割近くの回答者がトランプ大統領の演説を評価した。「トランプ大統領の政策が米国を良い方向に導く」と回答した人も、演説前（2月24～27日）の58%から演説後（2月28日）には69%へ上昇している。

（注）現行の移民ビザ制度においても、知的労働者や専門職などを対象とした「雇用に基づく移民ビザ制度」が設けられている。

（鈴木敦）

通商弘報 459fd6254c3ecaf5

移民局が「専門職ビザ」特急申請の一時停止を発表ー（米国）

2017年03月10日 ニューヨーク事務所

米国移民局（USCIS）は3月3日、全てのH-1Bビザ申請のうち特急申請サービスの提供を4月3日から一時的に停止すると発表した。今回の措置は、ここ数年の申請件数および特急申請の急増により、処理が追い付かなくなっている状況を緩和するため、H-1Bビザの審査期間の改善を図るもの。米国移民局の発表では、この停止措置は最長6ヵ月続く可能性がある。

<審査期間の改善を図るための措置と説明>

米国移民局は3月3日、H-1Bビザ申請のうち特急申請（Premium Processing）サービスを4月3日から一時的に停止すると発表した。この措置は最長6ヵ月間続く可能性があるという。

H-1Bビザは「専門職ビザ」と呼ばれ、主に会計士や工学系（IT系）のエンジニアなど、特定分野の高度な専門知識を必要としている職種に限られるビザで、米国移民局の審査期間は平均で6～9ヵ月程度を要する。特急申請は1,225ドルの追加料金を支払うことで、審査期間が15日に短縮される制度だ。

H-1Bビザは近年、年間応募枠の8万5,000人を超す応募が殺到している。そのため抽選で割り当てが決められ、ビザ取得が困難になるケースが頻発し問題となっている。移民局の発表によると、今回の措置は、ここ数年の申請件数および特急申請の急増により、処理が追い付かなくなっている状況を緩和するため、H-1Bビザの審査期間改善を図るものだ。

H-1Bビザは、滞在期限が失効する前に延長申請を提出すれば、移民局の審査が継続中であっても、240日間は滞在および就労を続けることができる。今回の措置により、特にこのステータスの期限である240日に近づいているケースのビザを優先的に処理するという。

<延長申請中は運転免許の期限などに注意が必要>

移民法に詳しい米総合法律事務所 RBL パートナーズのボアズ麗奈弁護士は「特急申請を一時停止することによって、長引いている審査期間を短縮する事例は過去にもあった。しかし、今回は過去の例に比べ対象が広く、停止期間も長引く恐れがあるため、その分影響が大きくなる可能性はある」と話す。また、「H-1Bビザの延長申請中は240日以内であれば継続して滞在と就労が可能だが、運転免許の期限が迫っている人は、移民局の許可なしでは免許を更新できない。また審査が完了し、新しいビザを取得するまでは出入国の制限もあるため注意が必要だ」と指摘している。

（渡辺謙二郎）

通商弘報 a321634c8fb25634

トランプ政権による保護貿易主義の台頭を懸念する声がある中、米国内の世論調査では国民の自由貿易への支持は増えている。この矛盾の原因について、米ジョージタウン大学で国際ビジネスを教えるペトラ・リボリ教授〔マクドノー・ビジネススクール (McDonough School of Business) 副学長〕は、「貿易」と「貿易協定」への見方が異なることを指摘する。同教授とのインタビュー（3月2日）の内容を紹介する。

<トランプ政権の通商政策には懐疑的>

問：トランプ政権の政策をどうみるか。

答：新政権の政策は米国の労働者にとって必ずしも良いものではない。トランプ大統領は貿易赤字を米国の金銭的な損失だと見なしているが、同意はできない。貿易は、経済全体でみれば恩恵の方が大きい。通商協定の問題は、交渉が透明性を担保できていないことが大きい。透明性がないため、その合法性についてどうしても疑問が出やすい。こうした市民の不満の受け皿を有する仕組みが必要だと考える。理想的にはWTOが機能し、主要国間の通商ルールを規定していくことだ。



ペトラ・リボリ教授(ジェトロ撮影)

問：米国内の保護主義の動きをどうみるか。

答：つい最近行われたウォールストリート・ジャーナル (WSJ) の世論調査 (注) によると、自由貿易を支持する比率は過去最高水準を記録し、自由貿易を支持する声の方が多かった。ただし、多いといってもその比率は5割に満たず、不支持の人の方が声は大きい。自由貿易によって利益を受ける層が得るものより、不利益を被る層が失うものの方がはるかに大きいのがその理由だ。連邦議員の選挙区ごとにみると、貿易との関連性の強さに大きな相違があることに注意する必要がある。

また、「貿易」と「貿易協定」には大きな相違がある。「貿易」そのものについては賛成であっても、「貿易協定」に関しては必ずしもそうとは限らない。前述のとおり、交渉の「透明性」に問題があるのが、一番の理由だ。ただし、この問題に対する直接的な改善策はまだ見つかっていない。

<保護主義的な繊維産業に新たな動きも>

問：保護主義の目立つ業界は。

答：繊維、鉄鋼、自動車、農業などでその傾向が強い。中でも繊維業界は、古くから産業保護に向けて政府に働き掛けを続けてきた。通商協定に「繊維章」を盛り込み、原材料を厳格に制限するさまざまな規制を盛り込むことに成功している。他の物品に比べて、関税率も高い水準で維持されている場合が多い。

最近の動きとしては、生産コストの高い米国で事業規模を維持するため、積極的な投資を通じて新技術を導入する事例がみられる。また、競争力の高い中国の大手繊維企業が米国に投資して、生産活動を行う事例も目立つ。中国国内の労務コストや物流コストの上昇、米国内のエネルギーコストの低下などによって、生産コストの差が大幅に縮小している。

もっとも、繊維産業の影響力は年々低下している。政府が他の産業の振興にも力を入れていることに加え、機械化などによって生産性が向上する中、雇用吸収力は必ずしも大きくないからだ。

問：北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉の見通しは。

答：多くの企業が NAFTA 地域でサプライチェーンを発達させており、再交渉の内容次第で影響は大きい。例えば、繊維産業でジーンズの多くは、米国から輸出したデニム生地をメキシコで最終加工して米国に輸出している。仮に NAFTA の特惠関税が見直されると、大きな影響を受けるだろう。ただし、それ以外の繊維産業はより労務コストの安い中米地域に進出していて、影響は限定的だと予想する。

問：今後の企業のビジネス戦略をどうみるか。

答：多国籍企業の行動は国籍を問わず、その差が縮まりつつある。一方、中小規模の企業は依然として地域色が濃い。外部環境の変化に対応する際に、こうした企業は苦労しがちだ。トランプ政権の下でビジネス環境は大きく変わる可能性がある。どのような政策を取るかまだ分からないが、市場環境を損なわないことを期待している。

（注）大手メディアの WSJ と NBC が共同で実施した世論調査（調査期間：2月18～22日）によると、自由貿易を支持する割合は43%で、不支持（34%）を上回った。党派別にみると、民主党支持者で自由貿易を支持する声が大きく増えた。

（秋山士郎）

通商弘報 cf425df9bc55232c

2017年03月13日 米州課

ダボス会議のエネルギー版と称される「CERA ウィーク」が3月6～10日、米国テキサス州ヒューストンで開催された。9日に登壇したカナダのジャスティン・トルドー首相は、カナダが石油や天然ガスなどを米国に供給することで、米国のエネルギー安全保障に貢献していることを強調するとともに、トランプ米政権が導入を検討している国境調整措置は両国の経済を損なうものと懸念を表明した。

<米国のエネルギー安全保障への貢献を強調>

トルドー首相は「CERA ウィーク 2017」（注）の会場を埋め尽くした1,200人のエネルギー関係者を前に、「米国経済にとって重要なのは、必要とするエネルギーを確実に安定的に確保することだ。カナダは米国の原油需要の4割以上を供給しているほか、天然ガス、電力、ウランの輸出などを通じて、米国のエネルギー安全保障に貢献している」と強調した。

トランプ大統領は、オバマ前政権が申請を却下した米・カナダ国境をまたぐ石油パイプライン建設計画、キーストーン XL パイプライン（KXL）の承認に前向きで、トルドー首相は「KXL は米国側の承認に向けて再度動き始めている。大変誇りに思う」と述べた。KXL は、超重質油であるカナダ・アルバータ州産のオイルサンドを米国メキシコ湾沿いの石油精製施設に送油する重要なパイプラインで、1バレル当たりの井戸元価格が中東産原油より20ドル程度安い原油を、米国は安定的に確保することが可能となる。

他方、シェールオイルに比べて二酸化炭素（CO2）を多く含み、処理コストがかさむオイルサンドについて、その将来性に疑問符も付いている。ロイヤル・ダッチ・シェルがカナダ国内3鉱区のオイルサンド権益を72億5,000万米ドルでカナダ企業に売却することを3月9日に発表し、CERA ウィークに参加したエネルギー関係者に波紋を広げた。よりクリーンな米国産シェールオイルが両国間のパイプラインを利用してカナダに北上することで、オイルサンドの採算性が将来的に悪化することを懸念する向きもある。このパイプライン建設・整備はカナダにとっても刃の剣となる可能性も出ている。

<NAFTA の見直しには応じる意向>

一方、カナダの原油と天然ガス輸出のほぼ全量が米国向けだ。トルドー首相は「エネルギー部門なくしてカナダの成長と繁栄はない。両国は良好な貿易投資活動を通じて双方の中間層に数百万の雇用機会を創出している」と語り、トランプ政権が導入を検討している国境調整措置については「カナダ経済だけでなく米国経済をも傷つけることになる」と懸念を表明した。また、CERA ウィークに参加したカナダのジム・カー天然資源相は「カナダは引き続き対米経済関係を拡大・深化させていく。このため、北米自由貿易協定（NAFTA）の見直しにも取り組んでいく」と語った。

国境調整措置については、翌3月10日に行われたセッションでも話題となった。アラスカ州選出で米国上院エネルギー・天然資源委員会のリサ・マコウスキー委員長（共和党）は「議論が始まったばかりだが、エネルギー貿易への影響は注視している」と述べた。また、テキサス州選出のジョン・コーニャン上院議員（共和党）は、NAFTA 見直しの議論について、「地元テキサス州は、メキシコとの通商関係で恩恵を受けている。NAFTA の枠組みを破棄すべきではない」と語った。両議員とも選出州が、それぞれカナダ、メキシコと国境を接しており、NAFTA との関係は深い。

<トランプ政権に期待をかける米国エネルギー業界>

CERA ウィーク主宰者のダニエル・ヤーギン氏は「原油価格は昨年初めの 30 ドルから足元では 50 ドル前後へと 75%も上昇しており、生き残りに必死だった昨年と比べて会議の雰囲気は一変している。エネルギー業界は積極的に投資や業界の将来を語り始めている」と述べた。

また、参加した米国エネルギー関係者の間では、トランプ政権のプロビジネス（経済活動重視）や規制緩和への期待が大きい。3月9日に登壇した米国環境保護庁（EPA）のプルイット長官は、エネルギー業界との協調を明言するとともに、オバマ前政権時代に諸規制で対立関係にあった各州との関係について、「EPA は各州政府の友人でありパートナーであるべきで、それに対峙（たいじ）するものであってはならない」と発言した。

（注）CERA ウィークは米・ヒューストンで開催される、エネルギー業界の国際的な年次会合。今回は世界 60 カ国から 3,000 人超が参加、サウジアラビアのファリハ産業鉱物資源相をはじめ政財界から 488 人のスピーカーが登壇した。

（木村誠）

通商弘報 6bf4097a1c8de357

マキラドーラ企業の競争力維持が課題—トランプ政権の対メキシコ貿易政策への反応 (1) (メキシコ、米国)

2017年03月14日 ロサンゼルス事務所

国内の雇用創出を最優先課題に掲げるトランプ米大統領は、北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉や「国境税」の導入などで、メキシコとの不公正な貿易を是正したいと強調している。メキシコに隣接するカリフォルニア州からみた両国の貿易に関し、2回に分けて報告する。前編は、メキシコの「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム (IMMEX)」企業への影響について。

<再交渉の行方を見守る日系企業>

トランプ大統領は2月13日、カナダのトルドー首相との首脳会談で、同国との NAFTA 再交渉は微調整にとどまり、メキシコとの交渉に重点を置く意向を明らかにした ([2017年2月15日記事参照](#))。米国の具体的な関心事項は明らかになっていないが、メキシコからの輸入に対して関税を引き上げることになれば、輸出額の8割が米国向けというメキシコ企業に多大な損害をもたらすことは想像に難くない。

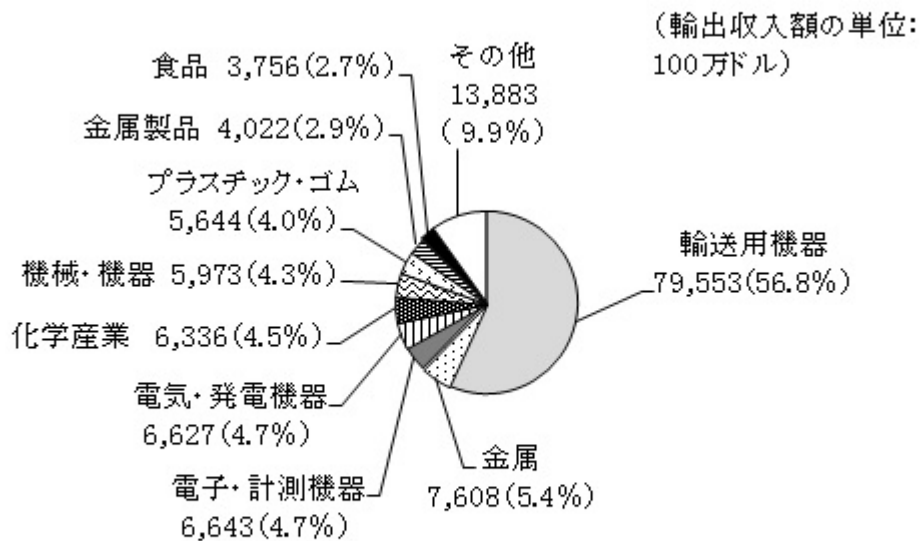
メキシコ・ティファナと国境を接するカリフォルニア州サンディエゴにある日系マキラドーラ協会 (JMA) 事務所の平岩譲次事務局長は「マキラドーラ企業は、NAFTA 再交渉の行方を見守るしかない状況」だと語る。メキシコの対米輸出を長く支えてきたのは、1965年に施行されたマキラドーラと呼ばれる保税委託加工制度だった。外国企業がメキシコ企業に生産を委託、外国への輸出を条件として、部品や原材料などの輸入にかかる関税や付加価値税 (IVA) などを保税できる制度だ。2006年には「輸出のための一時輸入措置 (PITEX)」と統合されて、IMMEX 制度となった ([2006年11月9日記事参照](#))。

米国向けのテレビ生産から始まったティファナ周辺の日系マキラドーラ企業の歴史は、米国市場におけるアジア製品との競争激化により、他の電気機械や自動車向け部品などの生産へと変化を遂げてきた。米国向け輸出に NAFTA を利用しているマキラドーラ企業は少なくない。電気機械メーカーにとっては、関税のわずかな引き上げでもアジア製品に市場を奪われるリスクがあるという。平岩氏はトランプ政権の動きについて、「両国間のサプライチェーンが発達しており、めっちゃくちゃなことはやってこないだろう」と予想する。米国政府による関税の引き上げはメキシコ政府の報復措置を招き、メキシコ向け輸出をする米国企業も損害を被ることになるため、米国はむやみに関税を引き上げることはないだろう、と言う。

<輸送用機器企業への影響が大>

メキシコ国立統計地理情報院 (INEGI) の資料によると、2016年11月時点の IMMEX 登録事業所のうち製造業は5,005社に上る (非製造業は1,075社)。輸送用機器、電気・電子機器、一般機械、化学、金属、プラスチック・ゴム、食品など幅広い業種の企業が同制度を活用している。2015年に IMMEX 製造業が輸出から得た収入は1,400億4,400万ドル (年間平均ドルレート=16.505ペソ) に上る (注)。産業別では、輸送用機器が全体の57%に当たる795億5,300万ドルで最も多く、金属、電子・計測機器、電気・発電機器、化学産業などと続いている (図参照)。

IMMEX製造業の業種別輸出収入額およびシェア(2015年)



(注) 輸出収入額は、非マキラ企業の輸出高とマキラ企業が外国企業から受け取る受託加工収入から算出。1ドル=16.505ペソ(2015年年平均為替レート)で換算。
(出所) INEGI資料を基に作成

今後、米・メキシコ間で NAFTA 再交渉または脱退となった場合、メキシコからの輸入に対する関税が最恵国待遇 (MFN) 税率の水準まで引き上がる可能性がある。米国国際貿易委員会 (USITC) の貿易統計によると、米国の対メキシコ輸入総額 (2016年) の 55.6% (1,650 億 9,900 万ドル) は NAFTA を利用した輸入額となっている。「NAFTA を利用した輸入額」とは、メキシコからの輸入品が NAFTA の原産地規則を満たしていることを条件に、米国が免税で輸入した額を示す。品目別 (HS 2桁ベース) では、輸送用機器 (87 類) の NAFTA 利用額は 701 億 3,900 万ドルで、これを輸入額で除した利用率は 93.2% に上る (表参照)。上記の IMMEX 製造業の業種別輸出収入額のデータは HS とは異なる分類のために正確な比較はできないが、最大の輸出収入をもたらしている IMMEX 輸送用機器企業の多くは NAFTA を利用している。

米国の対メキシコ主要輸入品目の NAFTA 利用状況 (2016年) (単位: 100万ドル、%)

	輸入額 全体	NAFTA	
		利用額	利用率
輸送用機器	75,223	70,139	93.2
電気・電子機器	62,028	32,998	53.2
一般機械	51,046	14,887	29.2
精密機器	13,275	2,587	19.5
家具	11,280	2,313	20.5
鉱物性燃料	8,915	2,710	30.4
野菜	6,376	6,369	99.9
合計	296,882	165,009	55.6

(出所) USITCのデータを基に作成

米国は 2016 年時点で乗用車輸入に対して 2.5%、トラックに 25%、大半の自動車部品には 2.5% の MFN 税率を課している。NAFTA により免税で米国へ輸出しているメキシコの自動車・同部品メーカーには、これらの関税を支払う義務が生じることになり、関税引き上げにより、メ

メキシコから米国や第三国へ生産拠点を移管する企業が出てくる可能性もある。しかし、大手会計事務所 KPMG の産業競争力に関する調査「2016 Competitive Alternatives」によると、メキシコにおける自動車部品の生産コストは米国を 100 とすると 87.7 と低い。この調査結果に基づけば、自動車部品に 2.5% の関税が課されたとしても、メキシコの価格競争力は維持することが可能と考えられる。しかし、MFN 税率が 25% と高いトラックについては、メキシコからの生産移管が起こる可能性が高いといえそうだ。

<アジアとの競争で不利になる可能性も>

自動車とは対照的に、IMMEX 製造業の輸出額が大きい電気・電子機器（85 類）の NAFTA 利用率は 53.2% にとどまる。情報通信機器などの関税の無税化を義務付ける WTO 情報技術協定（ITA）に加入していることもあり、米国は 85 類全品目の 4 割弱に当たる 348 品目について一般関税を無税としており、NAFTA を利用するメリットがないことが利用率を下げている。NAFTA 再交渉の結果、トランプ政権が一般関税を課したところで、もともと無税の品目は影響を受けない。電気・電子機器の場合は有税であっても 0.1~5.0% と低い税率の品目が多く、数字だけをみれば自動車よりは関税引き上げの影響は小さいと考えられる。しかし、平岩氏は「米国における電気や機械、中でも家電市場は中国をはじめアジア諸国との輸入価格競争が激しく、MFN 税率がわずかであっても競争で不利が生じるリスクが高い」と指摘する。

いずれも米国がメキシコからの輸入に対して一般関税を課するというシナリオに基づいているが、トランプ政権が、国境沿いの壁の建設費に充てるための 20% の関税引き上げなどを実施すれば、メキシコから米国や第三国への生産移管が進む可能性が高まるとみられる点には注意が必要だ。

（注）IMMEX を活用している企業の中には（1）部品、原材料、機械設備を外国企業から無償供与され、加工後の製品の所有権も外国企業が持つかたちで製造を行う「マキラ」企業、（2）部品、原材料、機械設備を自らが購入・所有し、加工後の製品の所有権もメキシコ側にある「非マキラ」企業がある。輸出収入は、マキラ企業が外国企業から受け取る受託加工収入と非マキラ企業の輸出高の合計。

（北條隆、サチエ・ヴァーメーレン）

通商弘報 6ea44e6482e976f4

報復措置の関税引き上げは米食品・農産物が損害被る恐れ—トランプ政権の対メキシコ貿易政策への反応(2)—(メキシコ、米国)

2017年03月15日 ロサンゼルス事務所

トランプ米政権がメキシコ産の食品・農産物の輸入関税を引き上げれば、輸入食材の価格が上昇し、消費者にしわ寄せが及ぶ可能性がある。メキシコ政府が報復措置として米国産農産物の輸入関税を引き上げれば、結果として米国の食品・農産品業界も輸出の減少といったかたちで損害を被ることにもなりかねない。連載の後編は、米国最大の農業州であり消費者市場があるカリフォルニア州からみた、両国貿易の食品・農産品への影響について。

<米国の食品輸入の2割弱はメキシコ産>

「チポトレ (Chipotle) が損害を受けるだろう」。北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉やメキシコからの輸入関税引き上げなどトランプ大統領の一連の発言を受けて、こう報じるメディアもあった。チポトレ・メキシカン・グリル (本社:コロラド州デンバー) は、2015年時点で全米に2,000店舗以上を構える大手ファストフードチェーンだ。同社はメニューのタコスやグアカモレに使うアボカド、ハラペーニョ (トウガラシ)、トマト、シラントロ (パクチー) などの多くをメキシコから輸入している。

メキシコは米国が最も多く食品・農産物を輸入している国で、食品・農産品の輸入額 (2016年、HS1~24類) は255億9,600万ドルと輸入全体の17.7%を占めている。主要輸入品目 (HS6桁ベース) にはビール、トマト、アボカド、蒸留酒、トウガラシ、ベリー類などが並ぶ (表1参照)。

トランプ政権がメキシコ産品の関税を引き上げれば、チポトレは価格を引き上げるか、調達先を国内や他国に切り替えるなどの対応を迫られる、というわけだ。

メキシコからの主要食品・農産品輸入に対する最恵国待遇 (MFN) 税率には有税品目が多い。NAFTA 再交渉の結果、仮にトランプ政権がこれらの品目に対して MFN 税率を課すことになれば、ビールを除く全ての品目で従量税などの関税が課せられることになる。チポトレがメキシコから調達しているトマト、アボカド、トウガラシの NAFTA 利用率は95.5%、96.9%、95.3%と極めて高く、関税引き上げの影響の大きさが予想できる。これら産品のメキシコ産のシェアは87.0%、91.6%、71.2%と高く、調達先をすぐに切り替えることは難しいとみられている。

食品・農産物をメキシコからの輸入に依存している米国企業はチポトレだけではない。レストランやスーパーマーケット、とりわけメキシコ移民の多いカリフォルニア州からテキサス州までの国境沿いの州には、多くのヒスパニック系スーパーマーケットチェーンがある。ロサンゼルス都市圏内だけでもヌメロ・ウノ、バジャルタ、スペリアー・グローサー、エル・スーパーなど数多くのチェーン店があり、どの店にも多くのメキシコ産輸入食材が並べられている。カリフォルニア州トーランス市にあるヌメロ・ウノのマネジャーは、米国政府による関税引き上げの影響について「生鮮野菜や果物に限らず、菓子類や飲料など幅広い製品がメキシコから運ばれている。アボカドなど米国内での生産や他国からの調達実績がわずかな産品は調達先の切り替えが難しく、調達コストが相当上がることになるだろう」との見方を示した。

表1 米国の対メキシコ主要輸入食品・農産品(2016年) (単位:100万ドル、%)

	品目	HSコード (6桁)	輸入額	国別 シェア	NAFTA 利用額	NAFTA 利用率	MFN税率
1	ビール	220300	3,179	62.6	0	0.0	無税
2	トマト	070200	2,056	87.0	1,964	95.5	2.8セント/キロ、 3.9セント/キロ
3	アボカド	080440	1,825	91.6	1,768	96.9	11.2セント/キロ
4	蒸留酒	220890	1,135	91.6	0	0.0	無税、 21.1セント/プ ルーフ・リットル
5	トウガラシ属またはピメン タ属の果実	070960	1,125	71.2	1,072	95.3	4.4セント/キロ、 4.7セント/キロ
6	ラズベリー、ブラックベ リー、桑の実およびロー ガンベリー	081020	854	98.0	516	60.4	無税、 0.18セント/キロ
7	骨付きでない牛肉	020130	630	27.6	611	97.0	4~26.4% 4.4セント/キロ
8	その他の牛(生きている ものに限る)	010229	587	36.3	584	99.5	無税、 1セント/キロ
9	その他の砂糖菓子(ホワ イトチョコレートを含むも のとし、ココアを含有しな いものに限る)	170490	566	33.7	559	98.8	10.4%、12.2%、 47.4セント/キロ
10	その他のナッツ(生鮮の ものおよび乾燥したもの に限るものとし、殻または 皮を除いてあるかないか を問わない)	080290	561	84.4	559	99.6	0.7~17.6セント/ キロ

(注) NAFTA利用率は、NAFTAを利用した輸入額を全体の輸入額で除した値。各品目の輸入においてどの程度NAFTAによる免税措置を利用しているかを示している。

(出所) 米国国際貿易委員会(USITC) 貿易統計を基に作成

<米国側も NAFTA による免税の恩恵>

NAFTA による免税の恩恵を受けているのは米国側も同じだ。米国の対メキシコ食品・農産品輸出額(2016年、HS1~24類)はカナダ、中国に次ぐ177億400万ドルで、全体の12.6%を占めている。メキシコ向けの主要輸出品目にはトウモロコシ、大豆、小麦など穀物類をはじめ、大豆油かす、豚肉、調製食料品、牛肉、乳製品などがある(表2参照)。

メキシコのMFN税率は高い。WTOの資料によると、同国の食品・農産品輸入に対するMFN税率(2015年)の単純平均は15.6%に上り、5.2%の米国よりはるかに高い。主要輸入品目の中では、トウモロコシには最大20%、大豆には最大15%、ミルク・クリームには品目によっては45%、その他の果糖・果糖水にいたっては75%の高関税を課している。米国の輸出相手国別シェアをみると、多くの品目でメキシコ向けの割合が大きい。対メキシコ輸出額最大のトウモロコシのシェアは25.9%、豚肉は94.9%、ミルク・クリームは42.9%、その他の果糖・果糖水は80.0%を占める。

つまり、トランプ政権による関税引き上げに対し、メキシコ政府が米国産品の関税をMFN税率まで引き上げることになれば、米国の食品・農産品企業は高い水準の関税によりメキシコ市場を失うリスクのみならず、輸出先の切り替えにも苦勞することが予想される。

表2 米国の対メキシコ主要輸出食品・農産品(2016年) (単位:100万ドル、%)

	品目	HSコード (6桁)	輸出額	国別 シェア	メキシコの MFN税率
1	トウモロコシ、種まき用以外のもの	100590	2,603	25.9	無税、20%
2	大豆、種まき用以外のもの	120190	1,463	6.4	無税、15%
3	大豆油かす	230400	764	23.1	無税
4	豚肉、骨付きのもも肉および肩肉ならびにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る)	020312	690	94.9	20%
5	小麦およびメスリン、デュラム小麦以外のもの	100199	611	11.7	無税、15%
6	調製食料品、その他のもの	210690	528	10.4	10%、15%など
7	骨付きでない牛肉	020130	526	21.0	20%
8	ミルクおよびクリーム、粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る)	040210	487	42.9	45%など
9	その他の果糖および果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く)	170260	368	80.0	75%
10	醸造または蒸留の際に生ずるかす	230330	356	16.2	無税、10%

(出所) USITC貿易統計、メキシコ経済省関税情報システム(SIAVI)を基に作成

＜報復措置の関税引き上げ効果は実証済み＞

メキシコ政府は、米国の食品・農産品企業にとってのメキシコ市場の重要性を十分に理解している。それは2009年3月、NAFTAの規定に違反した米国を相手に取った関税引き上げ措置で実証済みだ。米連邦議会はNAFTAで約束されていた両国間のトラック相互乗り入れ試験プロジェクト向けの歳出を削除するかたちで2009年度予算法案を可決、オバマ大統領(当時)の署名を経て予算を成立させ、一方的にプログラムを中止した。事前にNAFTAの仲裁パネルで勝訴していたメキシコ政府は、NAFTA第2019条「特惠の停止」に基づき89品目(後に10品目追加)に上る食品・農産品や工業製品に対する関税をMFN税率まで引き上げた([2009年3月18日記事参照](#))。

メキシコ政府は豚肉をはじめ、当時輸出額の大きかったリンゴやスープ調製品、ソース調製品、チーズなど幅広い食品・農産品を報復措置の対象とした。この措置は対象品目の米国産地を直撃し、企業の陳情が相次ぎ、オバマ政権に解決を求める連邦議会議員を増やしていった。こうしてトラックの相互乗り入れ試験プロジェクトは復活した([2011年3月14日記事参照](#))。

既にメキシコでは、トランプ政権による関税引き上げに備えて米国産食品・農産品をターゲットにした動きがみられる。米国産トウモロコシに対する関税引き上げ、ブラジルやアルゼンチンへの調達先切り替えに関する法案作成を上院議員が進めているようだ(「フォーブス」誌2月17日)。この動きを受けて米国側でも、トウモロコシの主要産地アイオワ州選出の有力共和党上院議員チャールズ・グラスリー氏が、トランプ大統領によって新設された国家通商会議のピーター・ナバロ委員長に対して、「NAFTAを改正するのであれば有効な農業関連条項を含めた方がいい。メキシコは米国産トウモロコシの主要輸入国であり、市場を失わないように」と牽制した(「USAトゥデイ」紙2月20日)。NAFTAの再交渉開始を前に、食品・農産品貿易をめぐる両国のつばぜり合いが既に始まっているようだ。

(北條隆、サチエ・ヴァーメーレン)

通商弘報 afb98e10f4cb9478

2017年03月16日 ニューヨーク事務所

下院共和党は3月6日、医療保険制度改革法（オバマケア）の撤廃と代替に関する法案（米国ヘルスケア法）のドラフトを公表した。オバマケアによる健康保険への加入義務を事実上撤廃し、雇用主や政府プログラムにより保険が付与されない人々に対する税額控除を軸としている。関係団体はそれぞれの立場から賛否を表明しており、一部の共和党議員からも反対の声が上がっている。

<保険の加入義務を撤廃する一方、税額を控除>

下院共和党は3月6日、オバマケアの撤廃と代替に関する法案（米国ヘルスケア法）の[ドラフト](#)（注1）を公表した。法案は広範な内容を含むが、保険未加入の個人・雇用主への罰金を廃止して保険加入を個々人の選択に委ねる一方、雇用主や政府プログラムにより保険が付与されない人々に対しては、年齢や家族規模に応じて税額控除を提供することを軸としている（表参照）。

オバマケアの財源確保に向けて導入された、処方薬や医療保険の手数料、医療機器への課税は撤廃する。他方、既往症を理由とした保険加入の拒否や保険料の増額、被保険者が生涯を通じて得られる医療給付額への上限設定を保険会社に禁じる措置など、オバマケアの中でも国民の評価が高かった措置については維持する内容になっている。26歳までの子供を両親の加入する保険の対象に含める措置も維持される見込みとなった。

ただし、本法案は財政調整に基づく法案（注2）として作成されていることから、法案内容は予算に関連するものに限定されている。このため、州を越えての保険販売を可能にする制度変更など、共和党が実現を望む医療改革の一部の内容は含まれていない。

「米国ヘルスケア法」による主な制度変更

制度変更	概要
保険未加入者に対する罰金の撤廃	現行制度では、保険に加入するか、加入しない場合は罰金を支払うことをほぼ全ての個人に義務付けている。法案は、罰金額をゼロとすることで、事実上、保険の加入義務を撤廃する内容。なお、同規定は2016年から適及(そきゅう)適用されるため、2016年の罰金については支払い義務が生じない。
保険未加入の雇用者に対する罰金の撤廃	現行制度では、一定規模以上の雇用主に対して従業員への医療保険の提供を義務付けている。法案は、罰金額をゼロとすることで、事実上、保険の加入義務を撤廃する内容。なお、同規定は2016年から適及(そきゅう)適用されるため、2016年の罰金については支払い義務が生じない。
高額医療保険プラン(キャデラックプラン)への課税の延期	現行制度では、雇用者が提供する高額医療保険について40%の消費税を2020年から課すこととなっている。法案は、同規定の適用を2025年以降に延期する。
雇用主や政府による保険が付与されない人々に対する税額控除の導入	・雇用主や政府プログラムにより保険が付与されない人々に対して、年齢に応じた税額控除を提供(29歳以下:2,000ドル、30～39歳:2,500ドル、40～49歳:3,000ドル、50～59歳:3,500ドル、60歳以上:4,000ドル) ・年収7万5,000ドル以上の個人については、7万5,000ドルを超える金額について、1,000ドルごとに税額控除から100ドル減額。
医療機器に対する売上税の撤廃	オバマケアにより課された医療機器の販売にかかる売上税(2.3%)を2018年から撤廃。(※2018年まで停止中)
処方薬に対する手数料の撤廃	現行制度ではブランド医薬品メーカーに対して年間の売り上げに応じた手数料の支払いを課している。法案は、同規定を2018年から撤廃。
医療保険に対する手数料の撤廃	現行制度では、保険会社に対して市場シェアに応じた手数料の支払いを課している。法案は、同規定を2018年から撤廃。
その他	・メディケア(高齢者医療保険)付加税の高所得者向け追加課税の撤廃(2018年以降)。 ・州民のニーズを反映したプログラムを州政府が柔軟に構築するための基金の設立。 ・中小企業向け税額控除を撤廃(2020年以降)。2018年から2020年までの間においても、妊娠中絶を保険対象とした保険プランには税額控除を使用できない。 ・市販薬(OTC医薬品)の購入費を、医療貯蓄口座の控除対象である医療費と認めない措置を撤廃。 ・医療貯蓄口座の拡大。 ・メディケイド(低所得者向け医療保険)の予算を登録者にに基づき各州に割り当て(Per-capita allotment)。

(出所)下院歳入委員会および下院エネルギー・商業委員会資料を基に作成

<医師会や退職者協会は反対の姿勢>

関係団体は、それぞれの立場から法案への賛否を表明している。米国医師会(AMA)のジェームス・マダラ会長は「税額控除を、(オバマケアによる現行制度のように)所得に反比例させるかたちではなく、(法案が提案するような)年齢に応じたものとすれば、未保険者の大幅な増加につながる」とし、現状の法案には賛成できない、と述べた。米国病院協会(AHA)も、メディケイド(低所得者向け医療保険)の再構築はサービスの大幅な縮小を招くとともに、医療提供者の給与を低下させるとの理由から、現状の法案には賛成できない、としている。

また、高齢者の業界団体である全米退職者協会(AARP、注3)は、オバマケアが課した高所得者に対するメディケア付加税の追加課税の撤廃が法案に盛り込まれことを指摘し、この追加課税が撤廃されれば、高齢者向け保険であるメディケアの支払い能力が将来的に低下するとし、法案に反対する姿勢を示した。AARPは、ブランド医薬品に対する課税の撤廃にも反対している。

<医療機器関連業界は法案を支持>

他方、医療機器関連企業が加盟する業界団体の医療機器製造者協会（MADA）や先進医療技術工業会（AdvaMed）は、医療機器に課される売上税（2.3%）の撤廃が盛り込まれたことを評価し、法案支持の声明を出している。

なお、保険会社の業界団体である米国医療保険プラン（AHIP）は、医療保険に関する手数料の撤廃などに賛意を示しつつ、税額控除が所得ではなく年齢のみに基づいていることなどを懸念として挙げ、法案全体に対する判断は留保している。

<共和党の財政保守強硬派は対決姿勢>

ケビン・ブレイディ下院歳入委員長（共和党、テキサス州）は「下院共和党はトランプ大統領の要請に応え、この欠陥のある法律（オバマケア）を撤廃する」と述べ、下院共和党案が大統領の関心事項を反映したものであることを示した。トランプ大統領も、本法案を「われわれの素晴らしい新たな医療法案（our wonderful new Healthcare Bill）」と呼び、議会指導部とともに可決を目指している。

他方、財政保守強硬派の共和党下院議員で構成される議員連盟フリーダム・コーカスは、「われわれが望んでいるのは『オバマケアライト（軽量版オバマケア）』ではなく、オバマケアの完全な撤廃だ」との声明を出し、本法案への反対を表明している。税額控除が盛り込まれていることや、高額医療保険プラン（キャデラックプラン）への課税を維持していることへの批判が強い。上院でも、ランド・ポール上院議員（共和党、ケンタッキー州）などが、下院フリーダム・コーカスと共闘する姿勢をみせている。

本法案は3月9日、所管の歳入委員会とエネルギー・商業委員会をそれぞれ通過した。予算委員会を通過後、下院での審議にかけられる見込みだ。

（注1）ドラフトは、下院の歳入委員会とエネルギー・商業委員会がそれぞれ公表した2つの法案で構成されている。

（注2）上院では、審議時間を制限するルールが存在せず、少数党による議事妨害（フィリバスター）が可能。ただし、財政調整に基づく法案は、議事妨害を受けることなく過半数の賛成で可決することができる。

（注3）米国有数のロビー団体の1つ。約3,800万人の会員を持つ。

（鈴木敦）

通商弘報 d40ca56cc2917a73

商務省、パイプライン建設に係る情報提供を呼び掛け－米国製品の使用促進に向けた計画案策定に反映－（米国）

2017年03月28日 ニューヨーク事務所

商務省は3月16日、パイプライン建設での米国製品の使用促進に係る計画案策定に向けて、関係者に情報提供を呼び掛けた。パイプライン建設に必要な技術やサプライチェーンの現状などの情報が対象で、4月7日まで受け付け、7月23日までにトランプ大統領に計画案を提出するとしている。

<部品や原材料も含む幅広い製品が対象>

商務省は3月16日付の連邦官報で、「国内鉄鋼製品を使用したパイプライン建設」に関する情報提供を呼び掛けた。トランプ大統領は1月24日付の覚書で、米国製品の使用促進に向けた「米国パイプライン建設計画案」を策定するよう商務長官に指示していた。今回の商務省の呼び掛けは同計画案策定に向けた情報収集と位置付けられる。

商務省によると、国内パイプラインの新規建設、既存パイプラインの改良や修理、拡張に係る購入が情報提供の対象となる。「パイプライン」には、パイプだけでなく、バルブ、フィッティング、コネクタなどパイプラインに取り付けられる全ての鉄鋼製部品のほか、鉄、鋼、それらの前段階にある物質、合金などパイプライン製造に使用される原材料も広く含まれる。これを前提に、パイプラインの製造・建設や材料製品の製造・流通に関わる関係者から情報を募集している。

「国内鉄鋼製品」の定義については、連邦官報では明示されていないが、大統領の覚書では、米国産の鉄鋼製品と見なされるには「融解から塗装まで全ての工程が米国内で行われていること」としている。米国製の半完成品を用いて海外で製造された鉄鋼製品や、海外製の半完成品を用いて米国内で製造された鉄鋼製品は米国産とは見なされないことになる。

<4月7日まで情報を受け付け>

募集する情報の内容については、パイプライン建設に必要な技術やサプライチェーンの現状など、国内製品の使用促進に向けた商務省の計画案策定に資する全ての情報を歓迎するとしつつ、特に以下のような事項を例示している。

- (1) 今後数年の国内パイプライン需要の見通し。
- (2) パイプラインの部品・原材料の国内調達割合、国内調達を決定づける要因（価格、品質、供給不足、要求性能、国内調達義務など）。
- (3) パイプラインおよび鉄鋼の供給可能量、2016年の設備稼働率、（該当する場合は）設備稼働率が低かった原因。
- (4) パイプの在庫量、在庫品の国内生産比率。
- (5) パイプラインで鉄と鋼以外に使用している主要材料。
- (6) 技術が及ぼすパイプライン業界の資材要件や建設技術の変化。
- (7) パイプライン建設・修理に要する政府の許認可数、どの機関の許認可が必要で所要期間はどの程度か。
- (8) 国内品調達義務が課された場合の事業への影響。

商務省への情報提供は、[連邦政府の意見募集サイト](#)（機密情報を除く）から電子的に、または同省宛ての書面で、4月7日（東部標準時午後5時）まで行うことができる。通商専門誌「インサイドUSトレード」（3月16日）によると、USスチールは国内品調達義務の強化を歓迎し、商務省に情報提供を行う意向を示している。ロシア製鉄大手ノボリペツク製鉄も情報提供に応じるとみられるが、世界最大のアルセロール・ミタルや米国のニューコアなどその他の大手の動きは不明としている。

(鈴木敦)

通商弘報 15d6a698a6db8f24

国務省、キーストーン XL パイプライン建設を認可一州の認可や土地所有者との交渉が必要ー (米国、カナダ)

2017年04月03日 ニューヨーク事務所

国務省は3月24日、カナダのエネルギー大手トランスカナダによるキーストーン XL パイプライン (KXL) 建設計画を認可した。ただし、計画の実施には、ネブラスカ州などパイプラインが通過する州政府の認可や土地所有者との交渉が必要となる。環境団体などは引き続き反対姿勢を示しており、現地メディアは「戦いはまだ全く終わっていない」と報じている。

<アルバータ州とテキサス州湾岸結ぶ>

国務省は3月24日に KXL 建設計画を認可し、同計画を申請したトランスカナダに対して、米国とカナダの国境地帯でのパイプラインの建設・接続・運営・保守を行うことを認めた。

KXL は、カナダ・アルバータ州で採掘された原油を米国テキサス州湾岸の製油所に輸送するパイプライン計画の一部で、アルバータ州とネブラスカ州のスティールシティを結ぶパイプラインを指す。KXL は両国国境をまたぐため、建設には大統領の認可 (注1) が必要となるが、オバマ前政権のジョン・ケリー国務長官は2015年11月6日にトランスカナダの申請を却下していた (2015年11月16日記事参照)。

トランプ大統領は1月24日付の大統領覚書で、トランスカナダに KXL 計画の再申請を要請するとともに、レックス・ティラーソン国務長官に対して再申請日から60日以内に認可の最終決定を出すよう指示していた (2017年1月31日記事参照)。今回の国務省の決定は、1月26日にトランスカナダが国務省に提出した再申請に対するものだ。

<注目集まるネブラスカ州の動向>

トランプ大統領は「キーストーン (の問題) は片付いた」と述べたが、国務省の認可は国境から1.2マイル (約2キロ) の範囲に限定される。残りの区間のパイプライン建設には別途、通過する各州政府からの認可の取得や土地所有者との交渉が必要となる。トランスカナダは3月24日、「建設を進めるために必要な認可を取得するため、ネブラスカ州、モンタナ州、サウスダコタ州の主要な関係者や近隣住民に引き続き働き掛けていく」との声明を出した。

特に注目が集まるのがネブラスカ州の動向だ。モンタナ州とサウスダコタ州では既に、州政府が所管する区間のパイプライン建設を認可しているが、ネブラスカ州では認可を行う公共サービス委員会による検討が2月17日に開始されたばかりだ (注2)。「(KXL の) 建設をいつ開始するのか」とのトランプ大統領からの問い掛けに対して、トランスカナダのラス・ガーリング最高経営責任者 (CEO) は「ネブラスカ州の認可取得に向けて、われわれにはまだやらなければならない仕事が残っている」と回答している。

ネブラスカ州のピート・リケッツ知事 (共和党) は、KXL が初年度に1,180万ドルもの固定資産税の税収をもたらすとして計画への支持を表明しているが、公共サービス委員会の決定に知事は関与できない。また環境団体は、計画を認可しないよう公共サービス委員会に対する働き掛けを強めている。環境団体シエラクラブはウェブサイト¹で、公共サービス委員会のパブリックコメントに認可反対の意見を送るよう呼び掛けた。

<サウスダコタ州では反対派が訴訟>

既に州政府の認可が下りているサウスダコタ州でも、反対派が認可を見直すよう州の裁判所に訴えている。「ブルームバーク」紙 (3月24日) は「戦いはまだ全く終わっていない」とし、KXL が実際に稼働するのは最短でも2019年後半になるとの同社アナリストの見方を紹介している。

(注1) 手続き上は、大統領令 13337 (2004年4月30日付) に基づき、大統領にあるプロジェクト承認権限が国務長官に委譲されている。ただし、国務省によると、ティラーソン国務長官はエクソンモービルの会長兼CEOだったことから、本認可の決定には関与していない(ロイター3月9日)。このため、今回の大統領認可は政治担当国務次官から発出されている。

(注2) 公共サービス委員会には、210日間(必要に応じて5ヵ月間の延長可)の検討期間が与えられている。

(鈴木敦)

通商弘報 56a0e959f410645b

国防と国民の安全を重視した「米国第一予算」－2018年度予算教書の方針を発表－（米国）

2017年04月06日 ニューヨーク事務所

トランプ政権は3月16日、2018会計年度の予算教書に関する方針を発表した。今回の方針は、予算全体の約3分の1を占める裁量的経費を対象としている。国防・安全保障を中心に予算を大幅に組み替えることで、米国民の安全と安心を向上させる「米国第一予算」だとした。

<裁量的経費を大幅に組み替え>

トランプ政権は3月16日、2018会計年度（2017年10月～2018年9月）の[予算教書に関する方針](#)を発表した。トランプ大統領は、米国民のことを最優先に考える政府を実現する「米国第一予算」だとしている。

今回の方針は、予算全体の約3分の1を占める裁量的経費を対象とし、トランプ政権の考える歳出の大枠が示されたものだ。このため、全体の約3分の2に当たる社会保障費などの義務的経費や、税制改革などを含めた歳入面の内容は含まれていない。マルバニー行政管理予算局（OMB）長官は、義務的経費や歳入面も含んだ予算教書の詳細版は、5月をめどに議会に提出する見通しだと述べた。

裁量的経費については、2011年に成立した財政管理法に基づき、2021会計年度までの支出額に、国防費・非国防費の別に歳出の上限が設定されている。今回の方針では、その内訳の変更が示された。具体的には、国防費の歳出上限を540億ドル増やし、6,030億ドルとする一方で、非国防費の歳出上限を同額減らし、4,620億ドルとすることが盛り込まれた（表1参照）。トランプ大統領は本予算編成方針の核心について、「新たな債務を増やさずに米軍を再建する」ことにあるとし、国防・安全保障を中心に予算を大幅に組み替えることで、米国民の安全と安心の向上を最優先させるとした。

表1 裁量的経費に関する歳出上限とその内訳(2018年度)

(単位:10億ドル)

	歳出上限			
	現行法 ベース	今回方針 ベース	現行法との差	
			増減額	増減率
国防費	549	603	+54	+10%
非国防費	516	462	-54	-10%
合計	1,065	1,065	±0	±0%

(出所)行政管理予算局(OMB)

<非国防費では3割を超える減額になった省庁も>

歳出上限の対象となる裁量的支出について、主要省庁別の内訳をみると、国防総省や国土安全保障省などが前年度より大幅に増額された一方で、それ以外の省庁はほぼ軒並み減少となった（表2参照）。

国防総省については、前年度比10.0%増の5,740億ドルとされた。イスラム過激派対策に加え、陸軍および海兵隊の規模拡大、海軍艦隊の船舶数の増加など、米軍再建に着手するための経費が盛り込まれた。また、国境対策を担う国土安全保障省は、前年度比6.8%増の441億ドルとなった。国境警備や出入国管理の強化を図る人員増強のほか、米国とメキシコの国境沿いに壁を建設するための費用も計上された。このほか、エネルギー省全体では減額となったものの、核兵器の近代化などに充てられるため、核安全保障局が14億ドル（11.3%増）の増額とされた。

表2 主要省庁別の裁量的経費 (単位:10億ドル、%)

省庁	2017年度 (暫定)	2018年度(要求)			
		予算額	構成比	2017年度比	
				増減額	増減率
農務省	22.6	17.9	1.6	△ 4.7	△ 20.7
商務省	9.2	7.8	0.7	△ 1.5	△ 15.7
国防総省	521.7	574.0	49.9	52.3	10.0
教育省	68.2	59.0	5.1	△ 9.2	△ 13.5
エネルギー省	29.7	28.0	2.4	△ 1.7	△ 5.6
核安全保障局	12.5	13.9	1.2	1.4	11.3
その他	17.2	14.1	1.2	△ 3.1	△ 17.9
保健社会福祉省	77.7	65.1	5.7	△ 12.6	△ 16.2
国土安全保障省	41.3	44.1	3.8	2.8	6.8
住宅都市開発省	36.0	31.7	2.8	△ 4.3	△ 11.0
内務省	13.2	11.6	1.0	△ 1.5	△ 11.7
司法省	20.3	16.2	1.4	△ 4.1	△ 20.2
労働省	12.2	9.6	0.8	△ 2.5	△ 20.7
国務省(米国際開発局、 国際プログラムなどを含む)	38.0	27.1	2.4	△ 10.9	△ 28.7
運輸省	18.6	16.2	1.4	△ 2.4	△ 12.7
財務省	11.7	11.2	1.0	△ 0.5	△ 4.4
退役軍人省	74.5	78.9	6.9	4.4	5.9
環境保護庁	8.2	5.7	0.5	△ 2.6	△ 31.4
航空宇宙局(NASA)	19.2	19.1	1.7	△ 0.2	△ 0.8
中小企業局(SBA)	0.9	0.8	0.1	△ 0.1	△ 5.0
歳出上限対象額	1,068.1	1,065.4	92.5	△ 2.7	△ 0.3
裁量的経費総額	1,164.8	1,151.2	100.0	△ 13.6	△ 1.2

(注1) 主要省庁のみ記載。

(注2) 歳出の上限対象額に、上限対象外である経費(2018年度:859億ドル)が加算され、裁量的経費総額となる。

(出所) 表1に同じ

一方で、環境規制を担当する環境保護庁(EPA)は、前年度比31.4%減の57億ドルと、省庁別で最も大きな削減率になった。トランプ政権は、気候変動行動計画やクリーンパワープラン(CPP)など、オバマ前政権が化石燃料産業を中心に課してきた環境規制を強く批判している。これらの規制を減らすとともに、EPAの実施する50以上の事業を廃止することで、3,200人の人員削減を行うとした。また、外交を担う国務省の予算も、前年度比28.7%減の271億ドルと大幅に減額された。国連の気候変動プログラムや平和維持活動(PKO)への支出、国連分担金などの削減を打ち出したほか、海外援助を含むさまざまな国際協力事業の整理が盛り込まれた。また、世界銀行など国際開発金融への拠出削減も打ち出された。

<2017年度暫定予算にもメキシコ国境沿いの壁建設費用を追加計上>

今回の方針には、暫定予算のままとなっている2017会計年度予算への追加計上も含まれている(表3参照)。現行の2017年度暫定予算で確定しているのは4月28日までの予算で、4月29日から9月30日までの予算は確定していない。今回示された方針では、2018年度予算と同様に、国防費の歳出上限を増額(250億ドル)させるとともに、非国防費の一部として2017年度においても、メキシコ国境沿いの壁の建設費用(26億ドル)を追加計上した。一方で、その他の非国防費を180億ドル削減することにより、非国防費の上限を150億ドル減らすことを提案した。

表3 裁量的経費に関する歳出上限とその内訳(2017年度)

(単位:10億ドル)

	歳出上限			
	現行法 ベース	今回方針 ベース	現行法との差	
			増減額	増減率
国防費	551	576	+25	+5%
非国防費	519	504	-15	-3%
メキシコ国境沿いの壁建設	-	3	+3	全増
その他	519	501	-18	-3%
合計	1,070	1,080	+10	+1%

(出所)表1に同じ

(権田直)

トランプ大統領、前政権の環境規制を大幅に見直しーエネルギー自立と経済成長に関する大統領令に署名ー（米国）

2017年04月06日 米州課

トランプ大統領は3月28日、前政権が策定した地球温暖化対策を大幅に見直し、国内の化石燃料産業の振興と雇用促進を目指す「エネルギー自立と経済成長に関する大統領令」に署名した。これにより、州政府に火力発電所の二酸化炭素（CO2）排出削減を義務付けた前政権の「クリーンパワープラン」などが廃止される。

<前政権の「クリーンパワープラン」を廃止へ>

今回署名された大統領令（Executive Order）は、クリーンかつ安全なエネルギー開発を推進すると同時に、エネルギー自給体制の確立と経済成長や雇用促進を目指すもの。このため関係省庁に対し、国内のエネルギー開発や雇用の妨げになる環境規制の見直しを指示し、その結果を120日以内に副大統領や行政管理予算局（OMB）長らに報告するよう求めている。

火力発電所へのCO2排出規制などを定めた前政権のクリーンパワープランも、廃止に向けて見直される。また石炭産業復権のため、連邦政府所有地における石炭鉱区リースの停止は解除され、石油・ガス生産に伴うメタンガス排出削減を定めた規則も撤回されることになる。連邦政府所有地におけるシェールオイル・ガスの水圧破碎（フラッキング）規則も見直される。さらに気候の変動は、気温や海面上昇、干ばつや山火事などさまざまな影響を通じて経済的な費用になるとして、大気中に排出された炭素による経済的損害を評価するために、オバマ前政権が導入した「炭素の社会的費用」が撤廃される。

このため、オバマ前政権が策定した2013年11月1日付大統領令（国連気候変動への影響）、2013年6月25日付大統領覚書（発電所のCO2排出量の削減）、2015年11月3日付大統領覚書（天然資源の保護）、2016年9月21日付大統領覚書（米国の安全保障の一環としての気候変動対策）は、いずれも撤回される。

トランプ政権による環境・エネルギー政策の転換に伴い、2016年11月に発効した温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」で、米国が掲げた「温室効果ガスの排出量を2025年までに2005年比で26～28%削減する」目標は、達成が困難となる。しかし、パリ協定からの離脱自体について、トランプ大統領は明言していない。

大統領令は、環境規制の緩和を前提に石炭を含む国内の化石燃料、原子力、自然エネルギー開発を促進し、手頃で信頼性の高い電力供給を実現することなどを最優先課題に位置付けている。トランプ大統領は連邦環境保護庁で行われた署名式で、「連邦政府の行き過ぎを取り除き、企業や労働者たちが前進し、競争し、成功することを認めるものだ」などと語った。

<石炭復権には市場性から疑問符も>

今回の大統領令について、産業界は一様に歓迎しているが、環境保護団体は反対する意向を表明し、法廷闘争に持ち込む姿勢を示している。2016年の大統領選挙期間中からトランプ氏は石炭産業の復権を公約に掲げてきたが、市場性を失いつつある石炭については、その復権を疑問視する声が多い。米国エネルギー情報局（EIA）によると、米国における石炭生産量は2008年の11億7,100万ショートトン（注）をピークに減少を続け、2016年には7億3,870万ショートトンと約6割に落ち込んでいる。背景にあるのは、シェール革命でよりクリーンで安価な天然ガスが産出され、火力発電所での天然ガスの消費が増えているためだ。EIAによると燃料別発電量比率は、石炭が2008年の48.9%から2016年に30.4%へと低下したのに対して、天然ガスは21.7%から33.8%へと上昇している。「米国の天然ガス価格は足元で100万BTU（英国熱量単位）当たり2ドル台前半。大統領が石炭産業の復権を声高に唱えても、発電所での石炭コスト

トが同 4 ドルを超えると誰も石炭を掘らないし、米国炭を引き取る国もなくなる」(在米日系商社)との声もある。

また、ティラーソン国務長官の出身企業であるエクソンモービルは、米国がパリ協定から離脱しないようトランプ政権に進言する書簡を、大統領令発令前の 3 月 22 日にホワイトハウスに送っている。同社は、天然ガスが石炭に代わって最も CO2 を排出しないクリーンでかつ安価な化石燃料として、過去 10 年間、発電部門で利用が拡大してきたことを強調し、今後も同社が天然ガスへ投資を続けていく姿勢を鮮明にしている。

(注) 1 ショートトン=約 907 キログラム。

(木村誠)

通商弘報 e0a34dbde739cd5f

トランプ大統領、貿易赤字の要因分析を指示ー（米国）

2017年04月10日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は3月31日、大きな貿易赤字を抱える主な相手国・地域ごとに要因を調査するよう指示した大統領令に署名した。最大の貿易赤字相手国である中国をはじめ日本など16カ国・地域が対象とみられる。90日以内に報告書が提出されることになっており、調査結果によっては何らかの制裁措置が発動される可能性もある。大統領はアンチダンピング関税（AD税）、補助金相殺関税（CVD税）の徴収を強化するための大統領令にも署名した。

<中国や日本など16カ国・地域が対象か>

貿易赤字の要因を調査するよう指示した大統領令は、過去に米国は貿易協定やWTO参加によって期待された利益を得られなかったとの認識を示している。この結果、2016年の物品貿易の赤字は7,000億ドル、サービスを加えた貿易全体の赤字でも5,000億ドルを超えているとし、「巨額で慢性的な貿易赤字や不公正で差別的な貿易慣行などによる経済成長や雇用への挑戦に対処しなければならない」と説明している。

その上で、商務長官および通商代表部（USTR）に対して、90日以内に貿易赤字に関する調査報告書を大統領に提出するとしている。大統領令では、2016年に物品貿易で大きな貿易赤字を計上している国・地域を調査の対象とするとしているが、具体的な対象国・地域についての言及はない。しかし、署名前日にウィルバー・ロス商務長官は記者団に対し、中国、日本、ドイツ、メキシコ、アイルランド、ベトナム、イタリア、韓国、マレーシア、インド、タイ、フランス、スイス、台湾、インドネシア、カナダの16カ国・地域が対象になると述べている（通商専門誌「インサイドUSトレード」3月31日）。

大統領の指示した内容は以下のとおりとされる。

- (1) 関税差、非関税障壁、有害なダンピング、有害な政府補助金、知的財産権の盗用、強制的な技術移転、労働者の権利や労働基準の否定、その他米国の貿易に対する差別的な扱いや貿易赤字に寄与する要因など、貿易赤字の主因を調査。
- (2) 貿易相手国が法律、規則、慣行によって米国の貿易に対して不公平な負担を課していないか、不当に差別していないか調査。
- (3) 貿易関係による米国の製造能力、製造業の競争力、軍需産業拠点への影響を調査。
- (4) 貿易関係による米国の雇用、賃金への影響を調査。
- (5) 米国の安全保障を損なう可能性のある輸入、貿易慣行の特定。

トランプ大統領は署名前に、「われわれは貿易に関する全ての乱用行為を調査し、その結果に基づき、こうした乱用を終わらせるための必要な法的措置を取る」（「ウォールストリート・ジャーナル」紙3月31日）と話し、調査後に何らかの制裁措置を発動する可能性を示唆した。

<AD税とCVD税の徴収強化も指示>

大統領はまた、3月31日に、AD税とCVD税の徴収を強化するための大統領令にも署名した。大統領令ではその背景として、AD税、CVD税の支払いを不法に回避している輸入者は米国の労働者に不当な競争を課しており、歳入を奪っているとして、2015年5月現在で23億ドルのAD税とCVD税が未納になっていると指摘している。このため、AD税、CVD税の対象品目が輸入される場合には、リスク評価に基づき輸入者（特に輸入実績のない輸入者、AD税やCVD税を支払わなかったことのある輸入者など）に対して相応の保証金を要求するとしている。そのため、国土安全保障省（税関国境保護局）に実施計画を90日以内に作成するよう求めている。

さらに大統領令では、米国の貿易や税関関連法違反に対抗するための戦略・計画を 90 日以内に作成するよう国土安全保障長官に指示している。また、模倣品の輸入から知的財産の権利保有者を守るために、効果的な法律の執行を行うに当たり、税関国境保護局が権利保有者と情報を共有できるよう、財務長官、国土安全保障長官が適切な措置を取ることを求めている。

(若松勇)

通商弘報 40ace0a15355d925

対中貿易赤字の縮小に向けた「100日計画」の策定で合意—トランプ大統領、習国家主席と初の首脳会談—（米国、中国）

2017年04月13日 ニューヨーク事務所

トランプ米大統領は4月6～7日、中国の習近平国家主席と首脳会談を行った。米中戦略・経済対話（S&ED）に代わる新たな2国間の対話の枠組みの設置や、米国の対中貿易赤字縮小に向けた「100日計画」を策定することで合意した。報道によると、中国の米国産牛肉輸入の解禁や金融業による外資出資規制が緩和される可能性があるという。

＜「米中包括協議」を新たな対話の枠組みに＞

トランプ大統領は4月6～7日に、フロリダ州パームビーチの別荘で習国家主席と初の首脳会談に臨んだ。共同声明は発表されていないが、レックス・ティラーソン国務長官、スティーブ・ムニューシン財務長官、ウィルバー・ロス商務長官は7日に開いた共同記者会見で、両首脳は、北朝鮮への対応などの安全保障から貿易の不均衡を含む2国間の経済関係まで、幅広い問題について意見を交わしたことを明らかにした。

今後の取り組みについては、2国間対話の新たな枠組みとなる「米中包括協議（The U.S. - China Comprehensive Dialogue）」で協議することとなった。（1）外交・安全保障、（2）包括的経済、（3）法執行およびサイバーセキュリティー、（4）社会・文化問題を軸に協議が行われる。

米中包括協議は、2009年4月にオバマ前大統領と胡錦濤前国家主席が設置した米中戦略・経済対話（S&ED）に代わる両国間の協議の枠組みになるとみられる。S&EDは、ブッシュ元大統領と胡前国家主席による経済分野を対象とした戦略経済対話（SED）を政治分野にも拡大したもので、政治・安全保障などを扱う戦略対話（代表：国務長官）と経済分野を扱う経済対話（代表：財務長官）で構成されている。米中包括協議では、政治と経済に加え、米国側の強い関心事項としてS&EDの場でも議論されてきたサイバーセキュリティーなどが新たな軸として設定された。

＜中国、米国産牛肉の輸入などで譲歩の可能性も＞

包括的経済に関する協議は、米国側の代表をムニューシン財務長官とロス商務長官が務める。ムニューシン財務長官によると、協議では貿易や投資など両国の経済関係全般を扱うが、貿易における「より均衡した経済関係」の構築が焦点になるという。

貿易については別途、米国の対中輸出拡大と貿易赤字縮小を目的とした「100日計画」の策定で合意した。ロス商務長官は、100日計画を今回の首脳会談における「最も重要な」成果と位置付けている。

ショーン・スパイサー報道官は4月10日、100日計画に盛り込まれる内容は協議の進展に伴い打ち出されるとしながら、「中国への牛肉輸出と中国市場のさらなる開放、知的財産権の保護、サービス産業に対する外国企業の出資規制の緩和などは、米国の輸出者や企業が長い間望んできたもの」と米国側の関心分野を示唆した。

また、「フィナンシャル・タイムズ」紙（4月10日）は、両国の政府関係者からの情報として、米国産牛肉の輸入解禁と保険・証券会社に対する外資出資規制の緩和で、中国が譲歩する用意があると報じている。

米国での牛海綿状脳症（BSE）の発生を受け、中国政府は2003年から米国産牛肉の輸入を禁止してきた。2016年9月には輸入禁止措置を解除したと発表したが、トレーサビリティ制度

の導入など中国が求める輸入に係る技術的な規制が障壁となっており、米国産牛肉は輸出できていない状況だ（注）。

中国政府はまた、証券や生命保険業分野などにおける外国投資家による過半数出資を認めていない。「フィナンシャル・タイムズ」紙は、オバマ前政権下で進められた米中投資協定（BIT）の交渉の中で、中国政府関係者が「中国政府は（これらの分野での）外資規制の緩和を行う用意がある」とコメントしたことを紹介している。

中国政府は近年、債務状況の悪化懸念などから、外国投資家に対してより好意的な政策を打ち出すようになってきている（[2017年2月14日記事参照](#)）。1月17日には、銀行系金融機関、証券会社、保険機関などに対する外資参入規制を重点的に緩和することを決定した（[2017年2月16日記事参照](#)）。

なお、トランプ大統領は4月11日、習国家主席に対して「中国が北朝鮮の問題を解決すれば、米国との貿易協定は中国にとってより良いものとなる」と説明したとし、貿易協定と北朝鮮への対応を関連付ける発言をしている。

（注）全米肉牛生産者・牛肉協会（NCBA）、北米食肉協会（NAMI）、米国食肉輸出連合会（USMEF）は、トランプ大統領に書簡（2017年3月27日付）を送り、習国家主席との首脳会談で米国産牛肉の輸入禁止措置の撤廃を求めるよう要請している。

（鈴木敦）

通商弘報 3bbc9437742434f3

オバマ前政権下での気候変動政策を大きく転換—トランプ政権の規制緩和政策と米国石油業界 (1) — (米国)

2017年04月14日 シカゴ事務所

トランプ大統領は3月28日、「エネルギー自立と経済成長」に関する大統領令に署名した。オバマ前政権の気候変動政策を大きく転換し、エネルギー開発関連の規制緩和を進める内容だ。エネルギー業界は規制緩和をおおむね歓迎しているものの、中には気候変動に関しては従来どおり対応していくと表明する企業もある。トランプ政権が進めようとする政策とそれに対する業界の動向について、2回に分けて概説する。

<規制緩和に関して相次ぎ大統領令>

トランプ大統領は1月30日、「規制緩和と規制コスト管理（通称、ツー・フォー・ワン）」に関する大統領令に署名した。新しい規制を1つ提案する代わりに撤廃する規制を少なくとも2つ提案する、2017年に決定される全ての規制にかかるコストは、撤廃する規制コストを上回ってはならない、としている。

2月24日には、「規制改革課題の実施」に関する大統領令を発表した。各政府機関に規制改革担当者（RRO）を任命し、RROを議長とする規制改革タスクフォースを設置する。タスクフォースは既存の規制を評価し、規制の撤廃、改定などを提案する。特に対象となる規制として、雇用を妨げるもの、時代遅れ・不必要・非効率なもの、便益よりもコストが上回るもの、規制改革上不整合なものや妨害を招くもの、などが挙げられている。

3月28日には、「エネルギー自立と経済成長」に関する大統領令に署名した（[2017年4月6日記事参照](#)）。環境に関する方針としては、米国民に「きれいな水ときれいな大気」を提供するとともに、過度の負担となっている規制の見直しを目指す。規制には、環境改善のためのコストを上回る便益が必要だとの方針で、既存規制・指令・ガイドラインなど（法制化されているものや、公共のために必要で政策と一致するものは除く）を見直す。

本大統領令により、オバマ前政権の気候行動計画や、気候変動政策に関する過去の大統領令は破棄する。また、環境諮問委員会（CEQ）は作成した温室効果ガス（GHG）の検討や気候変動影響に係るガイドラインを破棄する。環境保護庁（EPA）のクリーン・パワー・プランおよびその関連規制（固定発生源のGHG排出基準など）も見直す。GHG排出削減による社会コストなどを検討してきた連邦省庁間作業部会（IWG）は解散し、分析した資料は取り下げる。規制に関するコスト分析は、長年使用されている「規制分析実施のためのガイドライン（OMB Circular A-4）」を使用する。国有地の石炭鉱区リース規制は改定もしくは破棄し、内務省はリース活動を開始する。EPAの石油・天然ガス部門の排出ガス規制、内務省の国有地におけるシェールオイル・ガスの水圧破砕法（フラッキング）規制なども見直すとしている。

これらの大統領令をまとめると、新たな規制制定のハードルを高くするとともに、既存の規制に対してはタスクフォースという実行部隊を編成した上で、気候変動政策を含めビジネスの障害と指摘されている規制を見直すことになる。

<環境保護庁の予算と人員削減を提案>

これに呼応するように、3月16日にトランプ大統領が発表した予算教書では、規制当局であるEPAの2018会計年度予算は前年比31.4%減の57億ドルで、職員を3,200人削減する提案となっている。このとおり実施されると、EPAが新たな規制を検討することが難しくなるとみられている。

一方で、オバマケア（医療保険制度改革）代替法案の撤回にみられるように、トランプ政権と与党共和党の連携が十分でないことや、民主党の反対も予想されることから、これらの政策

がどれだけ実現できるかは不透明な状況にある。さらに、連邦最高裁が2007年にGHGが大気浄化法に規定される大気汚染物質に含まれるとの判決を下し、それを受けて2009年にEPAがGHG排出により国民の健康と福祉が脅かされるとの「危険性の認定」を行っている。この判例に基づき、本大統領令に対して環境保護団体が訴訟を起こすことも予想されている。

<前政権が決定した燃費基準を見直し>

エネルギー関連の省庁レベルでの特筆すべき規制緩和の動向としては、自動車燃費基準(CAFE)が挙げられる。2022~2025年モデルの燃費基準については、中間評価に基づいて2018年4月までに最終決定する予定だった。2016年7月にEPA、運輸省道路交通安全局(NHTSA)、カリフォルニア州大気資源局(CARB)による中間評価のドラフトレポートが発表され、そこでは当初の燃費基準では未達の可能性がある内容となっていた。自動車業界は燃費基準の緩和を、環境規制支持派はさらなる規制強化を求めているが、オバマ前政権下の2016年11月、EPAは2022~2025年モデルの燃費基準を変更なしで最終決定した。ところがトランプ政権になり、3月にEPAはNHTSAと中間評価の見直し、すなわち燃費基準の見直しを始めている。

ただし、CARBはこの見直しには反対で、3月に州の燃費基準として最終決定している。また1月には、2030年に1990年比でGHG排出量を40%削減する計画を提案している。CO2排出権取引、製油所からのGHG排出量の20%削減、低炭素燃料基準(LCFS)などでクリーンエネルギーを促進させるとともに、クリーン車両・トラック・船舶の普及、農業残渣(ざんさ)などからのメタン排出を削減させる。ゼロ・エミッション・ビークル(ZEV)などの促進も図る。このように、州においてはトランプ政権の規制緩和や気候変動政策と相いれない動きもみられる。

(ピン・チー、長尾正基)

通商弘報 dee21db9cbfa8e6d

気候変動のリスクを認識、対策に前向きな企業もトランプ政権の規制緩和政策と米国石油業界（2）－（米国）

2017年04月17日 シカゴ事務所

トランプ政権のエネルギー開発分野の規制緩和策を米国石油業界はおおむね歓迎しているものの、石油メジャーを中心に、気候変動リスクを認識し、対策に前向きな企業もある。連載の後編。

＜石油業界は規制緩和を歓迎＞

米国石油協会（API）には、政府が税制や規制によって勝者と敗者を決めるべきではなく、市場が勝者と敗者を決めるべきとの考えが根底にあり、トランプ政権の規制緩和策を支持している。

ただ、米国燃料石油化学製造者協会（AFPM）のトンプソン会長は3月の年次総会で、「規制改革により、われわれの責任が軽減されると考えてはならない」と述べている。同じ年次総会ではテソロ石油のゴフ最高経営責任者（CEO）も「賢明、公平で、透明性のある合理的な規制が実行されるなら、革新への投資が抑制されることはなく、規制を敵ではなくパートナーと見なすことができるだろう。そういう意味においては、連邦政府の規制は本質的に悪いものではない」とコメントしている。このように、規制緩和は歓迎するものの、慎重な対応を求める意見もある。

「CERA ウイーク」は、エネルギー業界の幹部や産油国、石油消費国の政府関係者などが一堂に会する、エネルギー関係では世界最大規模の会合だ（[2017年3月13日記事参照](#)）。2017年は3月6日から10日にかけてテキサス州ヒューストンで開催され、石油メジャーの幹部から気候変動リスクを認識した意見があった。

エクソンモービルのダーレン・ウッド CEO は「気候変動リスクを認識した上で、経済成長（石油・天然ガス開発）とクリーンな環境（気候変動を含む）の両立にチャレンジする。しかし、補助金、規制による義務化といった政策は発展を阻害するため支持しない」と発言している。ロイヤル・ダッチ・シェル of ベン・バン・ベアーデン CEO も気候変動対策には積極的で、「炭素税などの政府の政策が、石炭や石油などの二酸化炭素（CO2）を排出する資源をフェードアウトさせるためには重要だ」と発言している。シェブロン of ワトソン CEO は「トランプ政権によりプロビジネスの環境になって歓迎している。（気候変動リスクを認識しているが）米国の温室効果ガス（GHG）排出量は減少しているという事実もある。環境保護庁（EPA）には規制に対してコスト効果の十分な分析を求める」と発言している。

一方、米国の独立系石油会社からは気候変動政策に関する意見は多くはなかったものの、コノフィリップスやテソロ石油などは別途、気候変動リスクを認識していることを公表している。API も気候変動は重要な問題だとしており、トランプ政権になったとはいえ、石油業界はおおむねこれまでどおり気候変動リスクを認識しているとみられる。

＜企業に気候変動情報の開示を求める＞

3月にシカゴで開催された気候変動政策を推進していく会議（Climate Leadership Conference）では、トランプ政権への懸念とともに、これからは政府よりも企業が積極的に気候変動対策を進めていくべきとの発言が多くあった。企業が気候変動対策を推進していく上でのガイドラインとして、スタンダード&プアーズ（S&P）グローバルのカルバーリョ氏は、国際機関の金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が2016年12月に発表した、気候変動関連の財務情報開示に関する報告書案が重要になるだろうと発言して

いる。この報告書案では、気候変動リスクとして企業が投資家に対して自主的に開示すべき情報が示されている。

ただし、この最終報告書は7月にドイツで開催されるG20（首脳会議）で発表される予定で、トランプ政権がどう対応するか不透明だ。また、米国には米国証券取引委員会（SEC）による「気候変動関連の開示に関する委員会のガイダンス」もある。これは、企業が法律・規制・国際協定による影響、規制・ビジネストレンドによる間接的影響、気候変動による物的影響について投資家に開示するためのガイダンスだ。

1月にエクソンモービルは、気候変動分野の科学者であるアベリー氏を取締役に任命している。この背景には、2016年の株主総会で、株主が取締役候補者を提案できる権利（プロキシ・アクセス）が可決されたことがあると考えられる（[2016年12月13日記事参照](#)）。このように、米国においては株主の権利の高まりも企業の気候変動対策を推進させる一因となりつつあるようだ。

CERA ウィークで、カナダのトルドー首相は「いつの日か、（再生可能エネルギーにより）伝統的なエネルギー源が必要とされなくなる日が来るだろう。しかし、再生可能エネルギーに移行するまでは化石燃料は必要であり、オイルサンド開発はCO2削減政策と矛盾しない」と語っている。トランプ政権による規制緩和や気候変動政策の見直しが進む中、経済成長と環境問題に対してどう折り合いをつけていくか、政府、業界、企業のそれぞれが問われているのかもしれない。

（ピン・チー、長尾正基）

通商弘報 b38ebe9647d03c46

2017年04月19日 米州課

米通商代表部 (USTR) は3月31日、2017年版外国貿易障壁報告書を発表した。日本については医薬品・医療機器分野の制度改定を評価するとともに、直接投資による収益が高いことを理由に、投資先として重要だとした。一方、加工食品の原料原産地表示制度、合板・製材の生産性向上対策、公正取引委員会の独立性、薬価改定などの面で新たな懸念が示された。

<日本での投資見通しは改善>

外国貿易障壁報告書 (NTE) は、米国の貿易相手国における貿易障壁とその改善の進捗を調査したもので、毎年3月に発表される。通商政策立案時の参考資料として利用されるため、今後トランプ政権の相手国との対話を占う上で参考となる。今回の報告書で、日本に関する記述は16ページと前年レポートから1ページ減った。対象には、貿易の技術的障壁、衛生・植物検疫、輸入政策、サービス障壁、知的財産権保護、政府調達、投資障壁、反競争的行為などの分野が含まれた (表参照)。

まず、貿易障壁では、医薬品と医療機器の償還に係る意思決定プロセスが全般的に改善されたことが示された。また、日本側の制度変更に伴い、前回報告書に記載のあったゼラチンとコラーゲンの輸入制限に関する記載が削除された。

投資障壁の面では、安倍晋三政権の対日直接投資倍増目標とその取り組みを認めるとともに、対日直接投資による収益がOECD加盟国で3番目に高い10%であることを理由に、日本での投資見通しが改善していることは米国企業にとって重要との認識を示した (注)。

<原料原産地表示など新たな懸念も>

一方、新たな障壁として盛り込まれたものもある。例えば、貿易の技術的障壁として、加工食品成分の原料原産地表示が追加された。これは、日本の農林水産省が「[加工食品の原料原産地表示制度](#)」の対象範囲拡大と記載の見直しを検討していることを受けたものだ。制度そのものは2000年に導入され、現在22種類の食品グループと4食品に適用されているが、米国側は制度見直しによって食品原料の輸出に不利益が生じることへの懸念を示す。加工食品原料の一部として輸入原料が利用される場合に、生産者が表示を簡素化するために原料調達先を見直す可能性や、複雑な成分表示方法を特に問題視している。

輸入政策では、米国側は従来、木材・建築資材を対象にした政府の産業支援策に関心を示してきたが、2015年に補正予算として農林水産省が新設した290億円の[合板・製材生産性強化対策事業向け基金](#)の支出用途を注視することが盛り込まれた。反競争的行為としては、公正取引委員会の独立性への関心が示された。経済産業省のデジタル市場の競争政策を主題とした研究会の「[第四次産業革命に向けた横断的的制度研究会報告書](#)」(2016年9月発表)で、商慣行の中に独占禁止法に違反している行為が含まれることが指摘されたことに関連して、米国政府は公正取引委員会が独占禁止法の解釈・執行に関して独立性を担保しているかを見守る方針だ。

医薬品分野でも、[2016年4月に導入された市場拡大再算定に伴う薬価見直し](#)、2015年と2016年に行われた緊急薬価改定、2016年後半に行われた年次薬価改定時にステークホルダー向け事前相談期間が通常より短かったことを問題視し、米国を含む全てのステークホルダーに対して透明性あるプロセスと関連情報を入手する機会を日本政府に求めることが盛り込まれた。

(注) OECD「[FDI IN FIGURES \(2016\)](#)」による。特に、金融・保険サービス分野の投資収益は世界で2番目に高い11%。

日本の貿易障壁

分野と項目	障壁の内容
貿易の技術的障壁および衛生・植物検疫	
加工食品の原料原産地表示*	「加工食品の原料原産地表示制度」の運用
食品安全性	牛肉、食品添加物、収穫前後の殺菌剤・残留農薬など
植物検疫	加工用ジャガイモの輸入規制
輸入政策	
コメ	現状の輸入制限措置と売買同時入札制度
小麦	国家貿易制度
豚肉	差額関税制度
牛肉セーフガード	特別セーフガード
魚介類	一部品目を対象にした関税および非関税障壁
高関税品目	シトラス、乳製品、加工食品、その他農産品の高関税
木材・建築資材	政府による国内林業支援制度
皮革・靴	現状の関税割当制度
税関	デミニマス、事前教示制度の対象拡大
サービス障壁	
日本郵政	民営化プロセス、宅配事業、郵政改革プロセス
保険	かんぽ保険、共済制度、銀行での保険販売、保険契約者保護機構
その他金融	確定拠出型年金、持続可能な融資慣行、顧客情報の共有など
通信	公正な事業機会、規制枠組み、透明性、独占的通信事業体、新携帯無線事業免許
情報技術	健康分野におけるIT活用、プライバシー
法務	法務サービス市場の自由化
教育	海外の大学の開校
知的財産権保護	知的財産権保護、著作権侵害削減に向けたさらなる強化など
政府調達	政府調達協定の履行
投資障壁	M&Aに関する企業統治、法制度、透明性など
反競争的行為	
独占禁止法の順守・抑止	カルテル、不正入札に対する執行
公正取引委員会の公正性と透明性	公正取引委員会の手続きの公正性と透明性
公正取引委員会の独立性*	独占禁止法の解釈・執行に関する公正取引委員会の独立性
その他の分野・分野横断的課題	
透明性	諮問グループの構成と機能
パブリックコメント	パブリックコメントの実施方法
商法	対日投資関連制度、商法・企業統治の改善など
自動車	不十分な市場アクセス、非関税障壁
医療機器・医薬	新製品審査、薬価改定プロセスなど
栄養サプリメント	栄養サプリメントの認可、対象
化粧品と医薬部外品	輸入手続き、事前審査、広告などの規制
航空宇宙	防衛産業における調達など

(注)*は新規追加項目。

(出所)2017年版外国貿易障壁報告書を基に作成

(秋山士郎)

中国からの炭素合金鋼板輸入に AD 税・相殺関税賦課—今後は企業の申請なしに発動する可能性も—（米国）

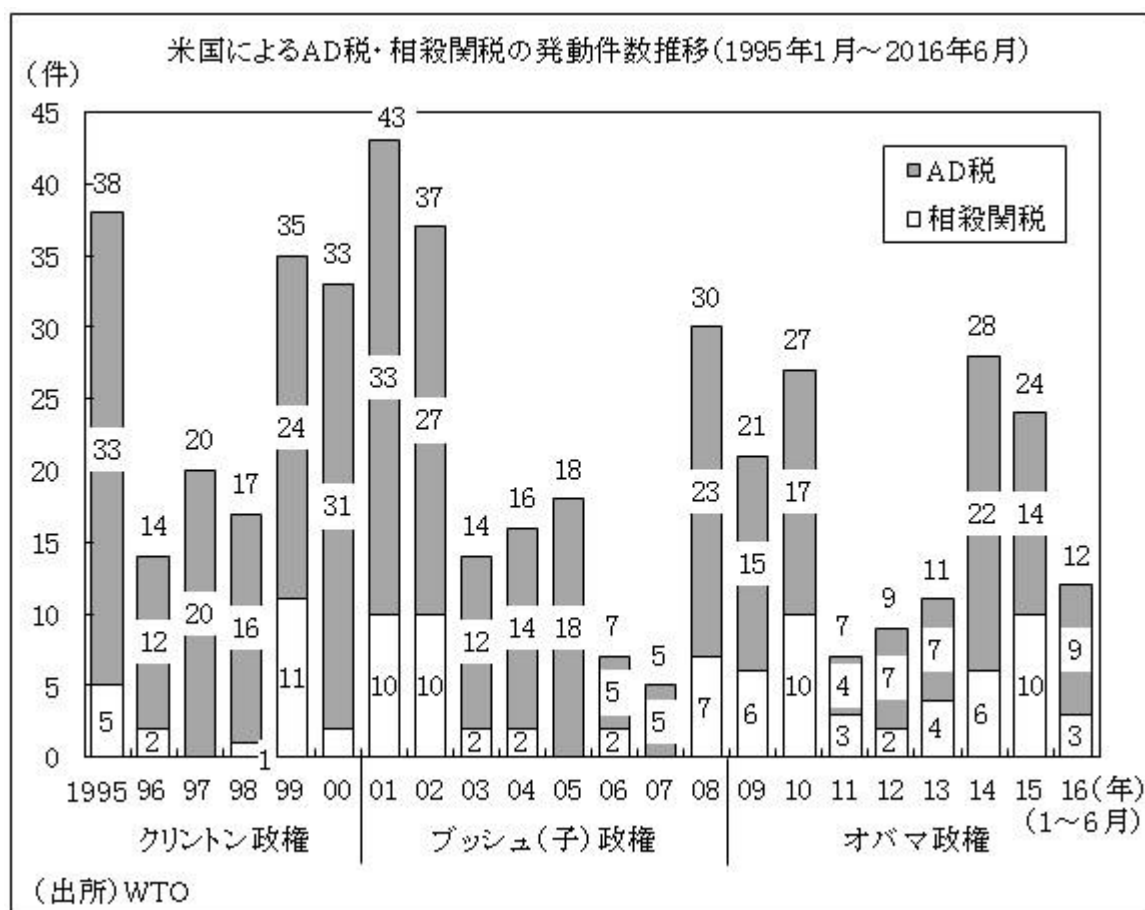
2017 年 04 月 20 日 米州課

米国は 3 月 3 日、炭素合金鋼板の中国からの輸入に対して、アンチダンピング（AD）税および相殺関税の発動を決定した。オバマ前政権が始めた調査に基づく決定で、近年、米国はこうした貿易救済措置の執行強化を通商課題の 1 つとしている。トランプ政権も同措置の積極的な利用を主張しており、人事が整い次第、動きが本格化するとの見方が出ている。

< 最多の発動対象国は中国 >

WTO によると、過去 11 年半（1995 年 1 月～2016 年 6 月）における米国の AD 税と相殺関税の発動件数は 466 件に達しており、全世界の国・地域の中でインド（600 件）に次ぎ、2 番目に多い。3 位は EU の 347 件で、米国が貿易救済措置を多用していることが分かる。

AD 税と相殺関税の発動件数を年別にみると、オバマ政権（2009～2015 年）は 127 件に上る（図参照）。平均すると年間 18 件と、1 ヶ月に 1 件を超えるペースで実施している。ただし、この頻度は過去の政権に比べて少なく、クリントン政権（年平均 26 件）、ブッシュ政権（21 件）のいずれをも下回る。



AD 税と相殺関税の発動対象を国・地域別にみると、中国が最多となっている（表参照）。その数は 143 件で、2 番目の韓国（27 件）と比べても、5 倍以上の開きがある。これにインド（25 件）、台湾、日本（ともに 23 件）が続ぎ、アジアが主な対象となっている。隣国で北米自由貿易協定（NAFTA）の加盟国であるメキシコは 18 件、カナダは 11 件だった。

米国のAD税・相殺関税の国・地域別発動実績
(1995年1月～2016年6月) (単位: 件)

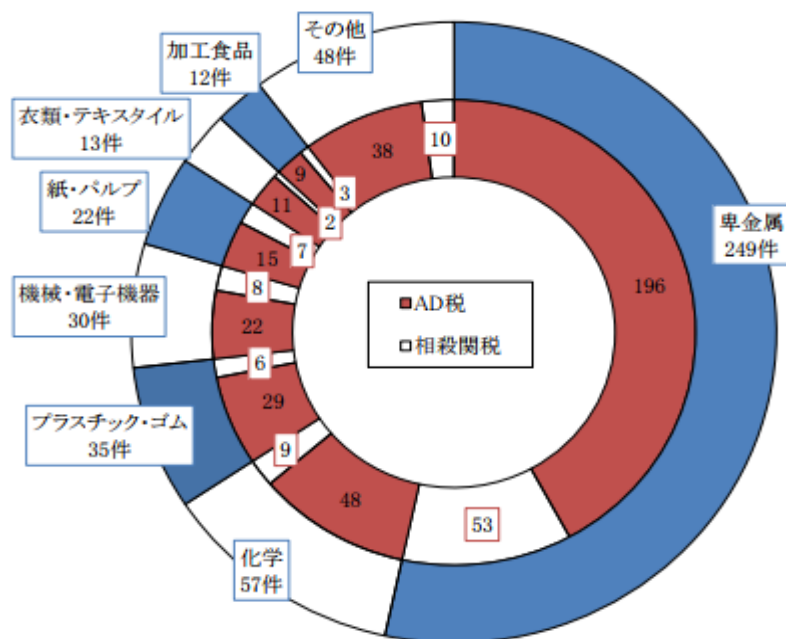
国・地域	AD税	相殺関税	合計
中国	107	36	143
韓国	21	6	27
インド	15	10	25
日本	23	0	23
台湾	22	1	23
インドネシア	13	5	18
メキシコ	17	1	18
イタリア	8	8	16
ブラジル	10	3	13
ベトナム	9	3	12
カナダ	7	4	11
南アフリカ共和国	9	2	11
タイ	10	1	11
ドイツ	8	2	10
その他	89	16	105

(出所) 図に同じ

中国への発動と同時に、他の国・地域が同じ製品で矛先となるケースも少なくない。最近では、2016年7月に中国と日本から輸入される冷延鋼板製品に対して措置が発動されている。冷延鋼板製品は自動車や家電製品に用いられることが多く、米国内の需要は大きい。中国、日本からの同製品に課せられるAD税はそれぞれ265.79%、71.35%で、中国には相殺関税256.44%が上乘せされる。なお、同製品については、同年9月にインド、英国、韓国、ブラジルも発動対象となっている。

業種別では、鉄鋼製品をはじめとする卑金属が最多で249件に上る(図参照)。そのほか、化学(57件)やプラスチック・ゴム(35件)などの業種で頻繁に対抗措置が実施されている。

米国のAD税・相殺関税の業種別発動実績(1995年1月～2016年6月)



(出所) WTO

<トランプ政権は貿易救済措置を厳格に実行する方針>

米国際貿易委員会（ITC）は3月3日、炭素合金鋼板の対中輸入に対して、AD税・相殺関税を賦課する最終的な裁定を下した。2016年4月8日に企業の申請を受けてオバマ前政権下の商務省が同月28日に調査を開始した案件だ。その結果、2017年3月17日以降に中国から輸入される同製品にはAD税として68.27%、相殺関税として251.0%が賦課された。

米国がAD税または相殺関税を発動するか否かは、商務省およびITCが判断する。企業などからの申請もしくは独自の判断に基づいて調査を実施し、損害および他国におけるダンピングの事実や、当該損害とダンピングされた製品との因果関係などを認定すれば、発動が可能となる。調査から最終的な裁定に至るには、早くとも半年以上かかるのが一般的だ。

トランプ政権の通商政策をリードするとみられるウィルバー・ロス商務長官は上院の公聴会で、商務省が企業の申請に基づかない自発的な調査を活発に行う旨の発言をしている。通商代表部（USTR）が3月1日に発表した「2017年通商政策の課題および2016年次報告」でも、AD税、相殺関税、セーフガードなどの通商法を厳格に執行することが明示され、鉄鋼業界などがこの動きを歓迎している（[2017年3月8日記事参照](#)）。

通商分野の訴訟を長年担当してきた元USTR次席代表で弁護士のライトハイザー氏はUSTR代表候補に指名されているが、上院の承認を得ていない。承認手続きは4月中旬の議会休会後とされており、通商法の執行が本格化するのには、同氏を含め、政策実施を担う人員の配置が固まってからの見方が強い（議会専門誌「ザ・ヒル」4月6日）。

（藪恭兵）

通商弘報 4370cab7b66393f1

貿易・投資のルールなど対話の大枠で合意―第1回日米経済対話が東京で開催―（米国、日本）

2017年04月21日 ニューヨーク事務所

4月18日、マイク・ペンス米副大統領と麻生太郎副総理兼財務相をそれぞれヘッドとする第1回日米経済対話が首相官邸で開催され、貿易および投資のルール・課題に関する共通戦略、分野別協力など3つの柱に基づく対話の枠組みで合意した。ペンス副大統領は翌19日の講演で、米国経済における日本の重要性を強調すると同時に、減税や規制緩和などに取り組むトランプ政権の政策をアピールした。

<3つの柱に基づく対話を開始>

日米経済対話は2月に開催された日米首脳会談で設置が合意されたもの。第1回対話終了後に発表された共同声明によると、今回は、(1) 貿易および投資のルール・課題に関する共通戦略、(2) 経済および構造政策分野における協力、(3) 分野別協力、の3つの柱に基づく対話の枠組みで合意に達したという。

このうち、貿易および投資のルール・課題に関する共通戦略では、「貿易および投資に関する高い基準」「地域および世界の貿易環境における日米両国の貿易および投資イニシアチブの視座」「第三国に関する懸念への対処」について議論していくことで一致した。

経済および構造政策分野での協力では、「G7による3本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融および構造政策）の積極的活用」「グローバルな経済および金融の進展および課題に関する協力」「地域におけるマクロ経済および金融課題に関する協力」を取り上げることになった。

分野別協力では、商取引の向上が両国において相互の経済的利益および雇用創出を促進する具体的な分野を議論した、としている。麻生副総理は分野別協力について、「高速鉄道などのインフラ整備、エネルギー、経済分野での女性のエンパワーメントなどの協力を通じ、日米経済関係を多面的に深化させていきたい」と述べた（外務省）。

また、次回会合を2017年内に開催することで合意した。なお米メディアは、第1回会合が具体的な議論に踏み込まなかったことから、大きくは取り上げていない。「ニューヨーク・タイムズ」紙（4月18日）は、北朝鮮に対して強硬姿勢で臨むとしたペンス副大統領の発言などを中心に上げつつ、「米国にとって環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は過去のもの。2国間関係の中でベストなかたちを追求していきたい」との同副大統領のコメントを紹介している。

<過剰規制の時代から雇用と成長の時代へ>

翌19日、ペンス副大統領は都内で開催されたビジネスパーソン向けセミナーで講演し、日米間の貿易・投資のデータに触れつつ、米国経済における日本の重要性や双方向の投資が拡大している点などを強調した。また、自身がインディアナ州知事時代の2013年と2015年に、投資誘致のために地元の企業・団体幹部を引き連れて日本を訪問した経験を語り、当時、同州では日本企業による18億ドル超の投資があり、7,000人近い雇用が創出されたことに常に感謝していると述べた。

日米経済対話にも言及し、「われわれの目標はシンプルであり、両国に平等に利益のある自由でかつ公正な貿易を求めている」と語った。また、両国にはさまざまな分野で協力の余地がまだ多くあるとし、経済分野での女性のエンパワーメントを両国で推進していくことで合意したことを一例として挙げた。

トランプ新政権の政策としては、減税、規制緩和、インフラ開発、米国のエネルギー再重視に向けて、昼夜をおかず取り組んでいる、と訴えた。特に最優先事項である税制改革については、複雑な税法や先進国で最も高い法人税などがビジネスを阻害していると指摘し、税制改革によって世界で最も強固な経済がさらに強くなる、とアピールした。さらに、新たに1つ規制を設けるには2つの規制を廃止することを関係官庁に指示した大統領令にも言及し、過剰規制の時代から雇用と成長の時代が始まった、として米国への一層の投資を呼び掛けた。

(若松勇)

通商弘報 f511f239a6092ef3

2017年04月24日 米州課

米通商代表部（USTR）が3月31日に発表した2017年版外国貿易障壁報告書（NTE）では、メキシコの通信市場改革の進展による競争環境の整備をはじめ、幾つかの分野における改善が評価された。一方、依然として農産品の植物検疫、鉄鋼や繊維製品の輸入手続きなど品目別の輸入規制には障壁があるとされた。

<通信サービス分野でAT&Tの市場参入を評価>

2017年版NTEのメキシコに関する記述は前年と同じく7ページで、対象には、貿易の技術的障壁（TBT）、衛生・植物検疫（SPS）、輸入政策、知的財産権保護、サービス障壁、投資障壁の分野が含まれた（表参照）。

メキシコの貿易障壁

分野と項目	障壁内容
貿易の技術的障壁、衛生・植物検疫	
待機電力を必要とする電子機器の省エネ規格（NOM-032-ENER）	待機電力がわずかな機器であっても規制の対象。米国で認証済みの製品でもメキシコにおける試験と認証が必要
食品安全性	未殺菌牛乳、核果（モモなど）
植物検疫	ジャガイモ
輸入政策	
税関	事前通知なしの制度変更、規則・基準の不均一な適用、NAFTA原産性の検認
鉄鋼輸入制度	輸入自動許可
繊維・履物輸入制度	部門別輸入業者登録、推定価格、輸入自動許可
急送貨物	陸路国境における事前通関制度の不備
知的財産権保護	知財侵害を取り締まる法の執行体制の弱さ
サービス障壁	
電気通信	不透明で不均一な移動通信網基地局（Cell site）の設置許可基準（地方自治体）
テレビ放送	有料放送の広告規制、テレビ放送市場の寡占
投資障壁	
炭化水素資源開発	ローカルコンテンツ、投資紛争における国際商事仲裁の禁止
外資規制	農林水産業、陸上輸送（*）、空港運営（*）などにおける出資規制
土地所有規制	国境から50キロ以内の外国人の土地所有禁止
外資委員会の承認	非規制業種であっても一定額以上（2016年は約1億6,500万ドル、毎年変更）の外国投資には外資委員会の承認が必要

（注）*は新規追加項目。

（出所）2017年版外国貿易障壁報告書を基に作成

まず、前年に比べて障壁が低減したと評価された分野としては、通信サービス分野がある。メキシコでは2013年以降、憲法改正を伴う通信市場改革が進展している。通信市場改革は2013年6月に憲法が改正され、同年9月に新たな規制当局である連邦通信院（IFT）が設立、2014年7月に憲法改正の2次法案である連邦通信放送法が国会の上下両院で可決され、同月14日に公布された。

通信市場改革により、電気通信事業とラジオ・テレビ放送事業の2つの部門でさまざまな競争促進政策（[2015年2月23日記事参照](#)）が導入されているが、今回のNTEでは、IFTが電気通信分野で最大手のアメリカモビルおよび関連会社を「支配的企業」に認定し、非対称の規制（ドミナント規制、注）を導入したことにより競争環境が整備され、米国の通信大手AT&Tが企業買収を通じて市場に参入できたことを評価している。さらに、実際に電話料金などが低下し、携帯電話サービスの普及率も上昇したとしている。また、テレビ放送分野でも地上波放送コンセッションの入札プロセスが進行中であることを記載しているほか、電気通信規格に関する米国とメキシコの相互認証合意（MRA）が成立したことも評価している（最終的に2016年10月12日に発効）。

今回のNTEで評価されたその他の分野としては、知的財産権保護の分野がある。商標登録手続きにおいて異議申し立て制度が導入されたこと（[2016年6月7日記事参照](#)）、国家検察庁（PGR）の著作権・産業財産権侵害調査特別ユニット（UEIDDAPI）によるインターネットを通じた知財侵害に関する優れた調査・取り締まり体制が評価された。

また、直接評価をしているわけではないが、前年のNTEでは貿易障壁として記載があった鶏肉に対する検疫体制（高病原性鳥インフルエンザが発生している州からの輸入禁止）についての部分が削除されており、この問題が解決したことがうかがえる。

<電子機器の省エネ規格などを引き続き問題視>

NTEでは品目別の輸入規制や手続きの問題点が引き続き指摘されているが、その対象となっている品目は前年とほとんど変わらない。待機電力を必要とする電子機器の省エネ規格、農畜産物（ジャガイモ、非殺菌牛乳、核果）、鉄鋼（[2013年12月17日記事参照](#)）、繊維・履物（[2015年2月20日記事参照](#)）などだ。なお今回は、既に適用されている規格や規制に加え、未発効だが草案として公表されているものについての懸念も表明されている。具体的には、外部電源装置の省エネ規格（PROY-NOM-029-ENER）、アルコール飲料の規格（PROY-NOM-199-SCFI）などで、これらは草案の内容について貿易障壁となり得ると米国企業が指摘しているとの記述があり、WTOの枠組みなどを通じてメキシコ政府に働き掛けていくとしている。

<NAFTA 再交渉で陸上輸送分野の外資開放に期待>

今回のNTEでは、投資分野において外資参入が規制されている分野として、前年にはなかった陸上輸送サービスや輸送関連インフラ（空港運営など）が明記された。

メキシコでは陸上貨物自動車輸送サービス（宅配を除く）への外資参入が禁止されており、トラックを所有して貨物輸送サービスを提供する企業は、外国人排除条項を定款に盛り込んだメキシコ資本の企業でなければならない（議決権を持つ株式を外国人や外国企業が1%でも所有することはできない）。そのため、外資系企業は貨物利用運送事業（フォワーディング）を営むことはできるが、その場合はトラックを所有して輸送を行うメキシコ企業を利用してサービスを提供しなければならない。外資参入がないために競争が不足していることもあり、メキシコにおけるトラック輸送のコストは高い。メキシコでフォワーディングを行っている日系企業は20社を超え、コスト低減と差別化のために自社輸送を望む声も多いが、そのためには外資法の改正が不可欠となる。

トランプ政権下で2017年後半にも北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉が開始されるとみられており、交渉で米国側がトラック輸送分野の開放をメキシコ政府に求めるかどうか注目される。メキシコでは歴史的に、NAFTAで米国やカナダに開放した投資・サービス分野について、後にその他の国に対しても自主的に開放してきているため、NAFTAにおける同分野の開放が将来的には米国・カナダ企業以外にも裨益（ひえき）する可能性が高いとみられる。

（注）通信市場への影響力が大きく支配的（ドミナント）だと判断される通信事業者に対し、他事業者より厳しい規制を課すこと。

(中畑貴雄)

通商弘報 478552601af6a4b8

鉄鋼製品輸入による安全保障への影響調査を開始—大統領は迅速な審査を求める—（米国）

2017年04月24日 ニューヨーク事務所

商務省は4月19日、鉄鋼製品の輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について調査を開始した。1962年通商拡大法232条に基づいた調査で、鉄鋼製品の輸入が米国の安全保障に脅威と商務省が判断すれば、大統領は当該輸入を是正する対応を取ることができる。トランプ大統領は、規定に定められた期間より迅速に審査を進めるよう求めている。

<ロス商務長官が調査を要請>

商務省は4月19日、1962年通商拡大法232条〔以下232条、[19.U.S.C.1862\(b\)](#)〕に基づき、鉄鋼製品の輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について調査を開始した。同条は、各省庁・機関の代表者や利害関係者（interested party）から要請があった場合、対象外国製品の輸入が米国の安全保障の脅威となっていないか調査することを商務省に命じている。

調査を所管する[商務省産業安全保障局（BIS）](#)によると、これまで米国が実施した232条調査は26件ある。そのうち、米国の安全保障への脅威と認定された案件は8件だが、その全てが石油関連だ（石油関連の調査では、ほぼ全ての案件で安全保障の脅威が認定されている）。WTO発足（1995年）後に行われた調査は2件あるが、直近では2001年に行われた鉄鉱石と鉄の半製品に対するもので、商務省は安全保障に対する脅威はないとの判断を下している（表参照）。

232条調査の実施例(1990年～)

実施年	対象品目	商務省の決定	大統領	要請者
1992年	ギア、ギア製品	安全保障に対する脅威なし ただし、国内産業の維持(maintenance)に係る施策を提言	ジョージ・H・W・ブッシュ	アメリカ歯車工業会 (AGMA)
1993年	セラミック半導体	安全保障に対する脅威なし ただし、国内産業に対するアクションプランの実施を提言	ビル・クリントン	民間企業
1994年	原油、石油精製品	安全保障に対する脅威を認定 ただし、大統領に対しては輸入に係る是正措置は行わないよう提言(政権の他の施策による対応の方が適切と判断)し、大統領も同条に基づいた対応はせず	ビル・クリントン	米国独立系石油協会 (IPAA)などの産業団体、個人、企業
1999年	原油	安全保障に対する脅威を認定 ただし、大統領に対しては輸入に係る是正措置は行わないよう提言(政権の他の施策による対応の方が適切と判断)し、大統領も同条に基づいた対応はせず	ビル・クリントン	商務長官 ※ジェフ・ベンガマン 上院議員ら11人の上院議員の要請に基づいて実施
2001年	鉄鉱石、鉄の半製品	安全保障に対する脅威なし	ジョージ・W・ブッシュ	ジェームス・オバースター下院議員(ミネソタ州) バート・スプーダック下院議員(ミシガン州)

(出所) BIS資料を基に作成

今回の調査は、利害関係者ではなく、ウィルバー・ロス商務長官の要請で開始された。ロス商務長官は、連邦政府はこれまで外国からの不適切な鉄鋼製品の輸入にただ受け身で対応してきたが、今回の措置でようやく「先を見越した自主的な (proactive)」対応を取ることになる、と述べている。ロス商務長官はこれまでも、外国の不公正な貿易慣行を迅速に是正するた

め、政府が自主的に貿易救済措置の発動手続きを行う考えを示してきた（注1）。今回の措置は、こうした政府の取り組みの一環として捉えられる。

<広範な国や鉄鋼製品が対象>

BISには、国防に必要となると予測される鉄鋼製品の需要に対応するための国内生産の供給力、外国製品の輸入が及ぼす国内産業への影響（雇用の減少、技術力の喪失など）などを考慮して、決定を行うことが求められている（注2）。トランプ大統領は4月20日に発表した商務長官宛ての覚書の中で、232条（d）で定められている上記の基準に加え、鉄鋼製品の世界的な過剰生産に関する削減交渉での米国の取り組みの有効性も、判断材料に含めるように指示している。こうした動きから、「トランプ政権は、BISレポートの結果を、将来の交渉における材料に使うことを目指している」（通商弁護士）との見方もある。

今回の調査についてロス商務長官は、調査が特定国を念頭に置いたものではなく、幅広い鉄鋼製品や輸入国を対象とする可能性があることを示唆した。「アンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）措置は、極めて限られた国からの、極めて限られた製品にしか適用できない」とした上で、今回の調査目的は広範な国や製品を対象とする「より包括的な解決策」が必要かを調査することにある、と述べている。

ADやCVDは、相手国の不公正な貿易慣行への対抗措置で、特定国の特定製品に適用対象が限定される。他方、232条は、調査対象品の輸入が米国の安全保障に対する脅威だと商務省が決定した場合には、大統領に当該輸入を是正（Adjust）する権限が与えられる。是正方法は規定されていないが、同権限には関税の引き上げも含まれる。例えば、フォード大統領（当時）は1975年1月、石油の輸入が米国にとって脅威となっているとの232条調査の商務省による決定を受けて、石油輸入に対する関税を引き上げている。

ただし、ADとCVDがWTO協定で規定されている措置である一方、232条に基づく措置は米国の国内規定に基づく措置となる。措置内容がWTO協定に違反している場合、WTO加盟国は米国に対して協定に基づいた報復措置を取ることも可能だ。

<トランプ大統領は30～50日以内に判断を下すことを期待>

商務省の調査実施に当たり、商務長官が調査の実施手法などに関して、国防長官と協議を行う必要がある。その上で、商務省は、必要に応じて意見募集や公聴会を開くことができる。

最終的に商務省は、調査結果と大統領への提言（大統領による対応を求めるか否かを含む）をまとめたレポートを、調査開始から270日以内に大統領に提出することが求められている。大統領は、同レポート受理後90日以内に商務省の決定に同意するかを判断し、同意するのであれば、輸入の是正措置の内容や期間などを決定する必要がある。トランプ大統領は4月20日付の覚書で、商務省に対して迅速に審査を行うよう求めている。トランプ大統領は「30日から50日、またはそれ以上に早いタイミング」での結果提出を期待している、と述べている。

（注1）米国では、アンチダンピングや補助金相殺措置の発動などの貿易救済措置に関する調査は通常、企業や産業界の要請に基づいて行われることが多い。

（注2）詳しくは、232条（d）項を参照。

（鈴木敦）

2017年04月25日 米州課

米通商代表部（USTR）が3月30日に発表した2017年版外国貿易障壁報告書（NTE）では、最大の貿易赤字相手である中国に関するページが増えた。新たな貿易障壁としてデジタル貿易が加わった一方、産業政策でサイバーセキュリティー関連法や技術移転など従来の懸念事項に対して改善との評価はみられなかった。鉄やアルミなどの過剰生産、国内産業優遇策などの課題への取り組みも不十分としており、これらは新たな対話の枠組みとなる米中包括協議で議論される見通しだ。

<過剰生産は改善していないとの見方>

米国の財貿易の対中赤字は2016年に3,470億ドルに達し、貿易赤字の約半分を占める。2017年版NTEで中国に関する記述は前年から4ページ増え19ページに上った。障壁の分野としては、知的財産権保護、産業政策、サービス障壁、デジタル貿易、農業、透明性、法制度が盛り込まれた（表参照）。この中でデジタル貿易は新たに追加されており、この分野に対する米政府の関心の高まりがうかがえる。

産業政策では、鉄をはじめとする過剰生産問題について、米中間の合意に基づく中国政府の取り組みは不十分で、依然として減産には至っていないとした。NTEによると、2016年の中国の鉄の生産能力は11億6,000万トン超、アルミは同年1～10月において世界生産の54%を占めている。さらに、ガラスの原料となるソーダ灰については、2015年に2,600万トンだった生産量が今後、国内需要を倍以上上回る速度で伸びるとの見通しを示した。

情報通信技術の分野では、中国製品が外国製に取って代わるという長期目標に沿うかたちでサイバーセキュリティー法が敷かれていると指摘した。CPU（中央演算処理装置）や半導体では、知的財産の国内所有や大規模な研究開発、生産拠点設立など中国への技術移転の有無を基準に、許認可や投資インセンティブ付与を判断する差別的な対応がなされていると批判している。さらに、中国企業に海外の技術が渡るよう、ハイテク分野で外資系企業買収のための補助金供与や、知的財産権の不当な保護および運用による企業秘密の不正流用が横行しているとした。これらの指摘は2016年版NTEでも懸念事項に挙がっていたが、今回は、同分野でさらに規制強化の動きを拡大していると中国政府を牽制している。

知的財産権保護では、音楽や映画、書籍、雑誌、ソフトウェア、ビデオゲームに至る幅広い配信サービスの分野で、オンライン上の海賊版が損害を及ぼしていると指摘した。また、中国側が米企業のコンピュータシステムをハッキングし、企業秘密を含む膨大なデータを盗用していると前年に続いて批判した。同分野では新たに、中国政府・軍部と関わりのある主体が米企業の商標を冒認出願（第三者による抜け駆け出願）し、それで登録した冒認商標を利用してビジネスを展開している点が盛り込まれた。

中国の貿易障壁

分野と項目	障壁内容
知的財産権保護	
企業秘密	米企業のコンピュータを侵害し、機密データを盗用
冒認商標出願(*)	中国の主体が米国企業の商標を冒認出願、関連ビジネスを展開
医薬品	新薬承認で価格面の譲歩が条件に
オンライン海賊版	外国のテレビ番組への規制が海賊版の横行を助長
偽造品	医薬品などの偽造品がまん延
産業政策	
情報通信技術政策	安全保障を理由に情報通信産業を政府が統制
国内優先イノベーション	国内産業発展を優先した差別的なルール
技術移転・現地化	CPUや半導体での技術移転の有無を基準とする審査ルール
輸出規制	原材料などの国内生産を促す規制
補助金	補助金に関するWTO報告義務の不履行
過剰生産	鉄、アルミ、ソーダ灰を国内需要の減退に反して過剰生産
付加価値税(VAT)還付	輸出時にVAT還付の割合を不当に操作
戦略的新興産業(SEI)	SEIを引き継ぐかたちで国家戦略「中国製造2025」が策定
再製造品の輸入禁止	中古品に分類される再製造品の輸入を禁止
基準	国際基準(通信分野の3G、4Gなど)を無視した独自の基準策定
政府調達	政府調達協定に未加盟(加盟水準を満たさず)
投資障壁	不十分な自由化、恣意(しい)的な行政判断、過剰な審査
貿易救済措置	貿易相手国への報復措置として活用
サービス障壁	
電子決済サービス	米系クレジット・デビットカードへの不当な規制
映画産業	買い切り方式による配給権輸入(米国は利益配分方式を要求)
金融サービス	厳しい法人適格(資本金や現地売上高などの条件)
保険サービス	中国企業との合弁契約(出資上限50%)が参入条件
証券・資産運用・その他金融サービス	外国出資上限(49%)
通信サービス	最低資本金(1億ドル)条件
音声・映像サービス	外資出資上限(49%)
速達サービス	郵便・宅配の速達サービスで差別的な認可判断の疑い
法務サービス	外資による中国法を扱う資格を持つ弁護士の雇用禁止
デジタル貿易(*)	
クラウドコンピューティング規制	海外との接続回線やVPN接続の提供を禁止
ウェブ上の検閲・ブロック	厳しいファイアウォール
VoIP(ネット通話プロトコル)	ネット上でも電話番号を経由しなければ通話不可能
ドメイン名規制	中国で未登録のドメインへのアクセス禁止
サイバーセキュリティ法	データ関連施設の現地化を義務化
オンラインビデオ・娯楽ソフト規制	配信プラットフォームを政府所有としている
暗号化	特定の暗号アルゴリズムの使用強制
ネット決済サービスへの規制	外資へのライセンスの供与制限
農業	
牛・鶏・豚肉	国際機関の安全宣言を無視した輸入禁止措置
バイオ技術承認	トウモロコシなどで許認可プロセスの遅れ
国内支援	綿、豚肉について最低販売価格を保証
関税割当管理(*)	コム、小麦、トウモロコシへの適用(WTOで係争中)
透明性	
通商関連法・規制などの公開	法的拘束力を有する命令、通達などが非公開
通知・意見手続き	パブリックコメント募集の未実施、実施期間が短い
翻訳	商取引に関する行政手続きの英訳公開が不十分
法制度	
行政認可	投資や事業拡大に係る許認可で支障
競争政策	国有企業が独占行為を行うことを合法化する独占禁止法

(注)*は新規追加項目。

(出所)2017年版外国貿易障壁報告書を基に作成

<中国のネット検閲を障壁に認定>

農業分野では、米国産トウモロコシをはじめ、バイオ技術由来の農産品に対する承認手続きが遅れており、中国産と外国産に対する扱いの差が広がっていると指摘した。2国間協議で約束したかたちの進展はみられず、現在8つの重要な米国産品が未承認だとしている。また、180の国・地域が加盟する国際獣疫事務局が2013年に最低リスクと判断した米国産牛肉の輸入を中国はいまだに禁止しており、さらに出生地から食肉処理場までのトレーサビリティ要件を今後課そうしていると批判した。

サービス障壁では、電子決済サービスについて人民元建てカード決済を外資に認めるようWTOで決定したにもかかわらず、中国が義務を履行していないと批判した。米国は2010年9月、中国電子決済大手の中国銀聯（China Union Pay）と提携しない限り、外資が同国内でカードを発行できない状況をWTO協定違反として提訴し、2012年8月に米国の勝訴裁定が出ていた。中国側に裁定順守がみられないとして、USTRは「WTOでの次のステップを検討している」と新たな対応をほのめかしている。

デジタル貿易に関しては、万里の長城（Great Wall）にちなんで「グレート・ファイアウォール（Great Firewall）」と呼ばれる、中国政府のウェブ上の検閲およびブロックがやり玉に挙げられた。それによると、世界中でアクセスの多いサイト25のうち11を中国はブロックしており、推計3,000のサイトがアクセス不能となっている。USTRは、こうした制限が数十億ドル規模でビジネスを阻害していると指摘する。

中国国務院が2015年5月に発表した国家戦略「中国製造2025」については、これまでの国内優遇策を一部引き継ぐ内容となっているとの見方を示し、懸念として、航空、電力、建設などの分野で重要部品の国内調達比率を40%まで引き上げるといった目標などを挙げている。

米中間の交渉・対話については、4月6～7日に行われたトランプ大統領と習近平国家主席の初の首脳会談で、新たな対話の枠組みとして「米中包括協議」を設置することが決定している（[2017年4月13日記事参照](#)）。貿易については米国の対中赤字縮小に向けた「100日計画」の策定を通じて、牛肉輸出を含む市場開放、知的財産権保護、サービス産業の規制緩和などNTEで触れられた多くの課題が扱われる見込みだ。

（藪恭兵）

通商弘報 c0f0ac224ea8e1f1

中国を為替操作国には認定せずートランプ政権発足後初の為替政策報告書ー（米国）

2017年04月26日 ニューヨーク事務所

財務省は4月14日、トランプ政権発足後初の為替政策報告書を発表した。トランプ大統領は就任初日から取り組むとしていた「100日計画」の中で、中国を為替操作国に認定するとしていたが、今回は中国を含めて認定された国はなかった。一方、前回報告書（2016年10月）と同様に、中国、日本、韓国、台湾、ドイツ、スイスの6カ国・地域が「監視リスト」に挙げられた。

<12の主要貿易相手国・地域を為替操作国と認定せず>

財務省は4月14日、トランプ政権発足後初となる「米国の主要貿易相手の為替政策（Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States）」報告書（為替政策報告書）を発表した。同報告書は、「1988年包括通商競争力法」「2015年貿易円滑化・貿易執行法」の規定に基づき、米国の主要貿易相手国が対ドル為替レート操作によって国際収支の調整過程を阻害し、不当な貿易利益を得ていないか、などについて調査・検討を行うものだ。財務省が半期（4、10月）ごとに報告書を作成し、議会に提出する。

為替操作国の認定を行うに当たっては、（1）大幅な対米貿易黒字（対米貿易黒字額が年間200億ドル以上）、（2）実質的な経常収支黒字（経常収支黒字額がGDP比3%以上）、（3）持続的で一方的な為替介入（過去12ヵ月間の介入総額がGDP比2%以上）の3つの基準が検討される。3つの基準を全て満たし、為替操作を行っているとの認定が行われた場合、財務省はIMFや特定の国・地域との直接交渉の場で、対米ドル為替政策の是正について協議を行うこととなる。

これらの基準に基づき、12の主要貿易相手国・地域の評価を行った結果、3つの基準を全て満たした国はなかったと報告された。トランプ大統領は就任初日から取り組むとしていた「100日計画」の中で、中国を為替操作国に認定するとしていたが、今回は中国を含めて認定されなかった。

<中国や日本など6カ国・地域が引き続き監視リストに>

このほか同報告書では、2016年4月以降、前述の為替操作国認定に関わる3つの基準のうち2つを満たした国・地域を、「監視リスト」として公表している。監視リストに挙げられた国・地域は、財務省が経済動向や為替政策を評価するとともに、米国の労働者および企業の負担となるような不公正な通貨措置がないかについて、積極的かつ注意深く監視した上で対処していくとしている。

今回、トランプ政権はこの監視リストに追加・保持する国の選定基準を新たに追加し、対米貿易赤字の中で巨大かつ不均衡と見なすほどの割合を占める主要貿易相手国・地域については、3つの基準のうち2つを満たしていなくても監視対象とすることとした。

調査の結果、前回の報告書（2016年10月）と同様に、中国、日本、韓国、台湾、ドイツ、スイスの6つの国・地域が監視リストの対象とされた（表参照）。

為替政策報告書における主要貿易相手国・地域の評価

	(1) 対米貿易黒字	(2) 経常黒字	(3) 為替介入
中国	×	—	—
日本	×	×	—
ドイツ	×	×	—
メキシコ	×	—	—
イタリア	×	—	—
韓国	×	×	—
インド	×	—	—
フランス	—	—	—
スイス	—	×	×
台湾	—	×	—
カナダ	—	—	—
英国	—	—	—
(参考) ユーロ圏	×	×	—

(注1) (1)は対米貿易黒字額が年間200億ドル以上、(2)は経常収支黒字額がGDP比3%以上、(3)は過去12ヵ月間の介入総額がGDP比2%以上だった場合は×、それ以外は—。

(注2) 網掛けは「監視リスト」対象の国・地域。

(出所) 財務省

日本、韓国、ドイツについては(1)と(2)、スイスについては(2)と(3)と、3つの基準のうち2つをそれぞれ満たしていることから、前回に引き続き、監視対象とされた。日本については、貿易不均衡の原因となっている国内需要の伸びの弱さが続いており、輸出主導の成長への回帰を避けながら、内需回復と低インフレに対処するため、あらゆる政策手段を講じる必要があることが指摘された。また、過去5年以上為替介入は行っていないが、自由取引が行われる巨大な為替市場において、介入は適切な事前協議が行われた上で、極めて例外的な場合に限って行われるべきだ、とした。

台湾については、今回(2)のみを満たしていたが、前回報告書において(2)と(3)の2つを満たしていたことから、引き続きリストの対象となった。監視リストに一度挙げられた国は、少なくとも向こう2回分(1年分)の報告書において対象国として取り上げられ、3つの基準にみられる改善が一時的なものでなく、永続的なものになっているかどうかについて評価される。

中国については前回と同様に(1)のみを満たしていたが、対米貿易赤字において巨大かつ不均衡な割合を占めると米国が判断したことから、引き続き監視対象とされた。報告書では、中国が人民元の緩やかな上昇しか許容しなかった結果、人民元の当初の過小評価が是正されるまでに長期間を要することになったと指摘した。また、この間の中国の為替政策に起因する世界的な貿易システムのひずみが、米国の労働者および企業に甚大かつ長期的な苦難をもたらしたとした。さらに、中国は輸入品やサービス市場へのアクセスを制限する幅広い政策を追求し続け、海外投資家に悪影響を及ぼす制限された投資制度を維持していると指摘した。

(権田直)

「バイアメリカン」強化を目指す大統領令に署名－免除規定や貿易協定の譲許見直しも－（米国）

2017年04月27日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は4月18日、バイアメリカン法令の運用を強化する大統領令に署名した。連邦政府の調達や連邦資金の補助事業における米国製品の購入・使用義務を徹底するのが目的。免除規定の運用や、貿易協定による譲許内容が見直される可能性がある。同大統領令には、米国人雇用の維持・促進を目的に、移民国籍法（通称：マッカラン＝ウォルター法）の執行・管理の徹底や特殊技能職向け（H-1B）ビザ制度の運用見直しについても盛り込まれた。

<連邦資金を利用したプロジェクトも対象>

トランプ大統領が4月18日、訪問先のウィスコンシン州で署名した[大統領令](#)はバイアメリカン関連法令の運用強化を目指すものだ。バイアメリカン関連法令とは、政府調達において米国製品の購入・使用を義務付ける複数の規定を指す。連邦政府の規定には、連邦調達での国産品の購入・使用義務（注1）のほか、連邦政府が資金補助を行う鉄道や高速道路など陸上交通関連プロジェクトに同様の義務を課すもの（注2）などがある。前者は「バイアメリカン法」、後者は「バイアメリカ条項」と呼ばれる。

今回の大統領令は、「米国製の物品・製品・材料の購入・使用を義務付ける、またはそれらを優遇する」全ての法律・規制などを対象とし、バイアメリカン法とバイアメリカ条項の両方を含む。サービス分野は含まれないが、鉄鋼製品をはじめ全ての製造品が対象となる。

大統領令は、連邦調達や資金補助に係る条件などバイアメリカン関連法令の運用ルールを強化するのが目的で、具体的には、（1）運用状況の評価と米国製品の使用促進策の立案、（2）免除規定の適用限定化、（3）貿易協定が関連法令の運用に及ぼす影響に関する評価、を行うとしている。

<運用状況の評価・モニタリングを強化>

全ての政府機関はバイアメリカン関連法令の運用状況（免除規定の運用状況を含む）を評価した上で、米国製品の購入・使用を最大化する案を150日以内に商務長官と行政管理予算局長に提出する。商務長官はその後、各機関の提案を取りまとめた報告書（後述する貿易協定の見直し案も含む）を作成し、220日以内に大統領に提出する。

さらに各機関には毎年、バイアメリカン関連法令の運用状況に関する報告書を商務長官に提出することが義務付けられた。商務長官は各機関からの報告を基に、関連法令に関する年次報告書が大統領に提出する。

<免除規定の限定的適用を徹底>

大統領令では、バイアメリカン関連法令の免除規定の適用も見直すとしている。関連法令は一般的に、（1）米国製品を使うことが公益に反する場合、（2）米国で製造されていないか、あるいは米国製品では必要量を満たせない場合、（3）米国製品を使用した場合のコスト増が一定程度以上ある場合には、米国製品の購入・使用義務を免除する規定を置いている。（3）のコスト増の基準は、関連法令によって異なるが、（1）と（2）は共通して含まれている（注3）。

大統領令は、免除規定は「米国製の物品・製品・材料が最大限使用されることを保証するかたちで解釈されなければならない」とし、免除規定を「賢明（Judicious）」に適用するように各機関に求めた。米国政府幹部は[記者会見](#)で、大統領に報告書が提出される220日後を待たずに「免除規定、特に『公共利益に関する免除規定（Public Interest Waivers）』（注4）の大幅な縮小（drastic minimalization of waivers）が行われるべき」であり、「今後、公共利益に関する免除は全てこの大統領令の基準にのっとったものでなくてはならない」としている。

また、関係機関は免除規定の適用を認める前に、外国製品の価格優位性が「ダンピング措置や補助金を受けた鉄鋼・製造品の使用」によりもたらされたものかどうかを確認し、適切と確認した場合は免除規定の適用に係る判断要素に含めなければならないとしている。

<貿易協定の見直しを示唆>

商務長官と通商代表部（USTR）代表にはまた、自由貿易協定（FTA）や WTO 政府調達協定（GPA）など貿易協定での米国の譲許が、バイアメリカン関連法令の運用に及ぼす影響に関して、150 日以内に評価するよう求められている。

GPA の加盟国（注 5）や米国が FTA を締結している国に対しては、1979 年通商協定法に基づき、各協定での譲許内容によりバイアメリカン関連法令の適用が免除されている。これらの国で生産された製品のほか、第三国の部品を使って製造された製品でも「実質的な変更」（名称、特徴、使用方法が元の部品とは異なる製品製造）が行われていれば、当該国の製品としてバイアメリカン関連法令の適用が免除される（注 6）。

2 月に米政府説明責任局（GAO）が発表した[レポート](#)によると、GPA や FTA など米国が政府調達を含む内容の協定を結んでいる国は 57 に上る。GAO の推計（2010 年）では、GPA により開放されている米国の政府調達市場は 8,370 億ドルで、米国を除く上位 5 カ国・地域（EU、日本、韓国、ノルウェー、カナダ）を合わせた規模（3,810 億ドル）の 2.2 倍になっている。

GAO にこの調査を要請したタミー・ボールドウィン上院議員（民主党、ウィスコンシン州）とジェフ・マークレー上院議員（民主党、オレゴン州）は、トランプ大統領に宛てた[書簡](#)（3 月 10 日付）で、「貿易協定の再交渉が行われるまで、外国企業に対するバイアメリカン関連法令の適用免除を停止」するよう求め、特に北米自由貿易協定（NAFTA）から政府調達の免除規定を取り除くよう要求した。

また、ボールドウィン議員は 4 月 6 日、州飲料水リボルビング基金（DWSRF）を使用する水処理施設のプロジェクトにおいて、米国産鉄鋼製品の使用を義務付ける[法案（S. 880）](#)を上院に提出している。同議員は、同様の法案を 2016 年にも提出していたが、ポール・ライアン下院議長ら下院共和党の反対により、最終版の法案からはバイアメリカン規定が取り除かれていた。

そのほか大統領令は、鉄鋼製品が米国産と見なされるためには、「融解から塗装まで全ての工程が米国内で行われていること」が必要としている。この基準は連邦高速道路局など運輸省傘下機関のプロジェクトに適用されており、トランプ大統領がパイプライン建設における米国産鉄鋼製品の使用促進案の策定を命じた 1 月 24 日付の大統領令でも採用されている。米国鉄鋼協会（AISI）や米国鉄鋼製造業者協会（SMA）は、この基準を緩和しないよう強く求めている。

<米国人雇用維持・促進も対象に>

今回の大統領令では、米国人の雇用維持・促進を目的とした「ハイヤーアメリカン」に関する内容も盛り込まれた。国内の労働者により高い賃金と雇用をもたらすために、移民と国籍に関する事項を規定した移民国籍法（マッカラン＝ウォルター法）の執行・管理の徹底を促すとともに、必要に応じて新たな制度やガイダンスを提案する意向を示した。

米政府はまた、運用の見直し議論が始まっていた特殊技能職向けビザ（H-1B）制度についても、最も優れた、最も報酬の高い技術者が支給対象となることを担保できるように制度改革を進める見通しだ。

（注 1）連邦調達規則（FAR）第 25 節「国外製品の調達」で規定。具体的には、連邦政府機関が物品（第 25.1 節）やインフラ事業で使用される建築資材（第 25.2 節）などを調達する際、物品は米国製であること、建設資材は米国製を用いることと定めている。物品が「米国製」であ

るためには、米国で製造されること、部品の現地調達比率が 50%以上であること、が必要となる。

(注 2) 連邦高速道路局による高速道路計画に対する補助、連邦鉄道管理局による鉄道車両購入に対する補助、連邦補助を受けている鉄道会社アムトラックによる産品購入などにおいて、それぞれの規定に基づき国内品の購入義務が課されている。また、2009 年に成立した「米国再生・再投資法」でも資金を使用するための条件として同様の規定が盛り込まれた。

(注 3) 各バイアメリカン関連法令の免除規定については、[運輸省資料](#)を参照。

(注 4) 大統領令でも、免除規定を定めたセクションの中では「公共利益に関する免除規定 (Public interest waivers)」という言葉が使用されている。バイアメリカン関連法令では通常、「公共利益に関する免除規定」は、免除要件の 1 つである「(1) 米国製品を使うことが公益に反する場合」を指す言葉として使われる。例えば、連邦調達規則 (FAR) 第 25 節では、「公共利益に関する免除規定」は、バイアメリカン関連法令に関する「包括的な例外 (blanket exception)」を外国政府と約束している場合に適用されると、限定的な解釈がされている。このため、今回の大統領令による免除規定の見直し範囲は定かではない。

(注 5) WTO 政府調達協定には、日本、米国、EU など 19 カ国・地域が加盟している。

(注 6) ただし、GPA や幾つかの FTA ではバイアメリカ条項の適用免除はない。例えば、GPA で米国は、公共交通機関や高速道路のプロジェクトに関する連邦資金に基づく州政府の事業などは免除対象としていない。

(鈴木敦)

通商弘報 fe1804243be96f3e

就労ビザ厳格化に向けた大統領令に署名ー「専門職ビザ」取得対象者の最低賃金引き上げを示唆ー（米国）

2017年04月27日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は4月18日、米国人雇用（ハイヤーアメリカン）に向けて、就労ビザの厳格化を促す大統領令に署名した。移民制度の不正利用および乱用防止などに向けた新たなルールづくりを関係当局に指示し、特に特殊技能職向け（H-1B）ビザの取得対象者について、高度技術者および高給者が優先されるよう改革を促す内容となっている。大統領令に先立ち、関係省庁が手続き変更の措置を打ち出していることから、法律事務所は注意を喚起している。

<主に会計士やエンジニアが対象のH-1Bビザに言及>

米大手の移民法専門法律事務所フラゴメンが4月18日に公表した記事によると、[大統領令](#)が意図する変更を実現するには、立法や新たな規制が必要だという。この大統領令はH-1Bビザおよびその他の雇用ベースの移民制度に即時に影響を及ぼすことはないものの、新たな規制や方針につながる幅広い見直しの口火を切るもの、と説明している。

今回、特にその改革が言及されているH-1Bビザは「専門職ビザ」と呼ばれ、主に会計士や工学系（IT系）のエンジニアなど、特定分野の高度な専門知識を必要とする職種に限られるビザで、近年は毎年、年間募集枠の8万5,000人を超す応募が殺到し、抽選で割り当てが決められている。4月3日に開始された2018年度（2017年10月～2018年9月）のH-1Bビザ申請も、開始から4日後の4月7日には募集枠の上限に達した。

同ビザについては、高度人材を受け入れるという本来の趣旨に反して、低賃金の外国人エンジニアを採用するITアウトソーシング企業などによって利用され、その結果、米国人エンジニアの賃金が低下し、米国人雇用が奪われているという批判が出ている。トランプ政権の発足以前から、共和・民主両党がH-1Bビザの対象となる職務の最低賃金を現在の6万ドルから大幅に引き上げる法案や、高学位保有者、高所得者へのビザ支給を優先する内容の改革法案を提出していた〔「ジェットロセンサー」2017年4月号 [\(エリアリポート\)](#) 「[米国：就労ビザ厳格化の動き](#)」参照〕。

今回の大統領令はそのような流れに沿ったもので、H-1Bビザの募集枠を超えた場合に抽選となる現在のシステムから、高度技術者および高給職をより優先するシステムへの改革を促している（[2017年4月27日記事参照](#)）。具体的な金額は規定されていないが、H-1Bビザ取得対象者の最低賃金の将来的な引き上げを示唆するものとなっている。

<インド系ITサービス企業に大きな影響か>

2015年度のH-1Bビザ発給数の内訳を国・地域別でみると、1位のインドが2位以下を大きく引き離し、全体の7割を占めている（表1参照）。

表1 H-1Bビザ発給数(出生国・地域別、2015年度) (単位:人、%)

国・地域	新規雇用		継続雇用		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
インド	71,263	62.7	123,984	76.7	195,247	70.9
中国	15,438	13.6	11,231	6.9	26,669	9.7
カナダ	1,823	1.6	1,784	1.1	3,607	1.3
韓国	1,870	1.6	1,600	1.0	3,470	1.3
フィリピン	1,215	1.1	1,931	1.2	3,146	1.1
英国	1,015	0.9	1,226	0.8	2,241	0.8
台湾	1,112	1.0	948	0.6	2,060	0.7
メキシコ	970	0.9	1,047	0.6	2,017	0.7
フランス	906	0.8	888	0.5	1,794	0.7
パキスタン	749	0.7	853	0.5	1,602	0.6
日本	634	0.6	764	0.5	1,398	0.5
ブラジル	751	0.7	637	0.4	1,388	0.5
ネパール	666	0.6	719	0.4	1,385	0.5
ドイツ	706	0.6	619	0.4	1,325	0.5
トルコ	611	0.5	585	0.4	1,196	0.4
イラン	739	0.7	318	0.2	1,057	0.4
ロシア	550	0.5	506	0.3	1,056	0.4
イタリア	573	0.5	462	0.3	1,035	0.4
ベネズエラ	461	0.4	515	0.3	976	0.4
コロンビア	421	0.4	528	0.3	949	0.3
スペイン	559	0.5	379	0.2	938	0.3
その他	10,571	9.1	10,190	6.3	20,761	7.5
合計	113,603	100.0	161,714	100.0	275,317	100.0

(出所)米国移民局(USCIS)報告書を基に作成

また、ビザ申請に際して、労働省への提出が必要となる労働条件申請書(LCA)のH-1Bビザ関連の2016年度の承認状況をみると、承認された職種の上位はコンピュータシステムアナリスト、ソフトウェア(アプリケーション)開発者、コンピュータプログラマーなど、IT関連の職種に集中している(表2参照)。企業別でみると、コンサルティング企業やIT関連企業が上位を占め、特に2位のコグニザント・テクノロジー・ソリューションズU.S.、5位のウィプロ、7位のインフォシス、10位のタタ・コンサルタンシー・サービスとインド系のITサービス企業が名を連ねている(表3参照)。

表2 LCA承認件数上位10職種(2016年度) (単位:人、%)

職種	件数	構成比
コンピュータシステムアナリスト	320,222	26.4
ソフトウェア(アプリケーション)開発者	184,658	15.2
コンピュータプログラマー	108,367	8.9
コンピュータ関連職(その他)	101,213	8.3
ソフトウェア(システムソフトウェア)開発者	77,823	6.4
マネジメントアナリスト	58,305	4.8
会計士、監査人	52,541	4.3
金融アナリスト	23,431	1.9
オペレーションズリサーチアナリスト	19,339	1.6
電気工学エンジニア(コンピュータ関連以外)	18,662	1.5

(出所)労働省外国人労働証明室(FLC)

表3 LCA承認件数上位10社(2016年度) (単位:人、%)

企業名	件数	構成比
デロイトコンサルテイング	122,384	10.1
コグニザント・テクノロジー・ソリューションズ U.S.	97,509	8.0
キャップジェミニ・アメリカ	43,864	3.6
プライスウォーターハウスクーパース(PwC)	33,311	2.7
ウィプロ	32,251	2.7
デロイトトウシュ	29,311	2.4
インフォシス	25,326	2.1
アップル	23,096	1.9
PwCアドバイザリー・サービスズ	20,932	1.7
タタ・コンサルタンシー・サービスズ	17,116	1.4

(出所)表2に同じ

このような実態から、H-1B ビザ制度が変更された場合、外国人材を多く活用するコンサルティング企業や IT 関連企業、とりわけインド系の IT サービス企業への影響が大きいといわれている。日本人の H-1B ビザ保有者のシェアは相対的に低いものの、H-1B ビザを活用して外国人材を登用している日本企業にも影響が及ぶ可能性はある。

ただし、企業の給与水準によっては、ビザ取得が容易になる場合もある。高い給与条件を提示する米国大手 IT 企業などにとっては、抽選によって無作為に選ばれるよりも、高給者に優先的にビザが発給される方が、ビザの取得確率が高まる。高給とされる給与水準は明らかになってないが、ここから漏れる企業は、将来的に給与水準の見直しや人事政策の変更を迫られる可能性がある。

<雇用主は包括的に移民法を順守することが不可欠>

H-1B ビザ制度については、大統領令に先駆け、関係当局によって同大統領令と整合的な制度改革に向けて、幾つかの措置が既に行われている。

まず、米国移民局 (USCIS) は 3 月 3 日、H-1B ビザ申請の特急申請サービス (追加料金を支払うことで通常 6~9 ヶ月程度を要する審査期間を 15 日に短縮できる制度) の一時停止を発表した (2017 年 3 月 10 日記事参照)。その後、3 月 31 日には、準学士号 (2 年制大学を終了した際に得られる学位) のみを卒業要件とする初級レベルのコンピュータプログラマー職を H-1B ビザの適用外とし、また、雇用主は採用ポストが移民法に規定される要件を満たす専門職であることを立証するための証拠書類を提出する必要がある点などを周知する内部通達を行った。

また、労働省、司法省および USCIS は 4 月 3 日、2018 年度 H-1B ビザ申請の開始に合わせて、同ビザ申請の不正防止に向けた執行強化を発表した。労働省は具体的な措置として、査察の強化や LCA の透明性確保に向けた手続き変更の検討などを発表した。司法省は同ビザ申請を行う雇用者に対して、雇用や解雇の際に同ビザ保有者と米国人労働者を差別しないよう警告を發した。USCIS は不正防止策として、(1) 公開データから会社の事業内容が確認できない場合、(2) 雇用者の同ビザ保有者に対する依存度が高い場合、(3) 同ビザ保有者が社外の企業や機関で業務に従事している場合、集中して現地査察に取り組む旨を発表した。

前出のフラゴメンの記事では、このような状況を踏まえ、大統領令が現行規定の下での移民法の執行を強化する現政権の決意を繰り返し言及している点を紹介し、「雇用主は移民法を包括的に順守することが不可欠だ」と指摘している。

移民法に詳しい米総合法律事務所 RBL パートナーズのボアズ麗奈弁護士は「今回の大統領令は H-1B ビザに限らず、他の雇用ベースの移民制度の変更について言及されている。現時点でその具体的な内容が明かされているわけではないが、他のビザ制度に関しても厳格化される可

能性は高い」と指摘している。今回の大統領令に伴う移民制度の変更がH-1Bビザに限らず、米国に進出する日本企業の多くが利用するEビザ（投資駐在員・貿易駐在員ビザ）やLビザ（企業内転勤者ビザ）に将来的に波及した場合は、大きな影響が懸念される。

（渡辺謙二郎）

通商弘報 90949beccb91fb4a

著作権保護期間の延長や投資事前通知基準額の引き上げを評価－2017年外国貿易障壁報告書
(カナダ編)－(米国、カナダ)

2017年04月27日 米州課

米通商代表部（USTR）が3月31日に発表した2017年版外国貿易障壁報告書（NTE）では、カナダがレコードの著作権保護期間を70年に延長したことや、カナダ投資法に基づく投資の事前通知基準額を前倒しで引き上げたことを評価した。一方、障壁としては、輸入貨物の非課税基準額が低く、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州における同州産以外のワイン販売方法が差別的で、加工業者に販売される生乳の価格支援制度が拡大されたことなどが報告された。

<新たな障壁に輸入貨物の非課税基準額の低さ>

2016年の米国の財の対カナダ貿易赤字は、前年比27.7%減の112億ドルと大幅に減少した。カナダは米国最大の財の輸出相手国で、2016年の輸出額は2,668億ドルと4.9%減少し、カナダからの輸入額は2,781億ドルと6.1%減少した。2017年版NTEにおいて、カナダに関する記述は前年と同様の8ページで、障壁の分野としては、貿易の技術的障壁および衛生・植物検疫、輸入政策、国内支援措置、サービス障壁、投資障壁、デジタル貿易が含まれた（表参照）。

カナダの貿易障壁

分野と項目	障壁内容
貿易の技術的障壁および衛生・植物検疫	
貿易の技術的障壁	種子法による米国産種子の輸出制限、チーズ成分基準による米国産乾燥乳タンパク質濃縮物の需要減少
輸入政策	
農業供給管理制度	酪農品、畜産品の関税割当、特別乳分類許可制度(SMCP)によるカナダ産生乳の割引制度の対象拡大
米国産穀物輸出制限	穀物法と種子法による外国産穀物に対する品質区分制約
個人免税範囲	国外滞在期間24時間以内の場合は免税対象外
非課税基準額*	輸入貨物の非課税基準額は先進国最低の20カナダ・ドル
ワイン、ビール、蒸留酒	米国産ワイン・蒸留酒の輸入の際の州税、州酒類管理委員会による販売管理、ブリティッシュ・コロンビア州やオンタリオ州でのワイン販売方法
国内支援措置	
航空産業支援	ボンバルディアに対する融資、助成金
政府調達	ハイδρο・ケベック電力公社による原産地規則
知的財産権保護	医薬品に対する裁判所の特許有用性基準、地理的表示基準に対する法手続きおよび透明性、カナダ経由米国向け貨物に対する模倣品・海賊版検査を可能にする法律の未改正
サービス障壁	
電気通信	電気通信事業者に対する出資規制、取締役の80%のカナダ国籍義務
放送におけるカナダコンテンツ義務	カナダ・ラジオ・テレビ電気通信委員会による番組編成における一定比率のカナダコンテンツの義務付け、スーパーボウル中継におけるテレビ広告置換の禁止
投資障壁	カナダ投資法による雇用・研究開発義務、国営企業によるオイルサンド事業の買収は特別な例外のみ許可
デジタル貿易	
データの現地保管義務	連邦政府のICTサービス・電子メールシステムデータの現地保管義務

(注)*は新規追加項目。

(出所)2017年版外国貿易障壁報告書を基に作成

まず、前年版と比べて貿易障壁が低減したと評価した内容は、著作権保護期間の延長だ。カナダが2015年6月の著作権法の改正により、レコードについて、実演家とレコード製作者の権利の保護期間を最初の発行後50年から70年に延長している。

また、投資障壁の分野では、カナダ投資法に基づく投資の事前通知基準額が、法改正により2019年に10億カナダ・ドル（約820億円、Cドル、1Cドル=約82円）に引き上げられることになっていたが、カナダ政府が2年前倒して2017年から10億Cドルに引き上げたことを評価している。

一方、障壁として2017年版で新たに盛り込まれた内容は、輸入貨物の非課税基準額が低いことだ。米国は2016年3月に輸入貨物の非課税基準額を200ドルから800ドルに引き上げたが、カナダの非課税基準額は20Cドルのままで、船会社やオンライン小売業者は不必要な貿易障壁が生じている、と主張している。

<BC州のワイン販売方法についてWTO協議を要請>

ワインの販売規制について、BC州やオンタリオ州では一定の要件を満たせば一般の食料品店でも販売可能となったが（[2015年6月11日記事参照](#)）、BC州では同州産以外のワインの陳列場所やレジを壁や仕切りで食料品と明確に区別する必要があるのは差別的として、2017年1月にWTO協定に基づき、米国側が協議を要請した。

また、カナダで生産される生乳は、最終用途によって1～5の階級に分類されている。カナダ産乳製品の競争力を強化するために、加工用や輸出用に使用されるクラス5の生乳は、特別乳分類許可制度（SMCPP）に基づき、通常より割引された販売価格が設定されている。カナダ生乳供給管理委員会（CMSMC）は2016年5月、クラス4の一部の生乳もSMCPPの対象に加えること決定するとともに、カナダの酪農業者と加工業者は2016年7月、新たにクラス7の分類を設けることに合意した。2017年2月からクラス7もSMCPPの対象となり、より広範なカナダ産の乳製品原料が低価格で購入できるようになったことで、米国産原料の売り上げが減少することを米国側は懸念しており、カナダとの2国間協議やWTO農業委員会で問題提起している。

（中溝丘）

通商弘報 fb48433aa58dfa9d

国内鉄鋼製品の使用義務に賛否両論—商務省、パイプライン建設に係る情報提供締め切る— (米国)

2017年04月28日 ニューヨーク事務所

商務省は4月7日、パイプライン建設における米国産鉄鋼製品の使用促進計画案の策定に向けて実施していた情報募集を締め切った。鉄鋼企業、エネルギー業界、外国政府など、さまざまな利害関係者が情報提供や意見表明を行い、「国内鉄鋼製品」の使用義務導入には賛否両論があった。同省はこうした意見を踏まえ、計画案を大統領に提出する。

<「国内鉄鋼製品」の基準で意見割れる>

商務省は「国内鉄鋼製品を使用したパイプライン建設」に関する情報募集を4月7日に締め切った。トランプ大統領は[1月24日付の覚書](#)で、商務省に対して、国内パイプライン建設における米国産鉄鋼製品の使用を促進する「米国パイプライン建設計画案」を7月23日までに提出するよう求め、商務省は同計画案の策定に向けて、3月16日から関係者からの情報提供を受け付けていた([2017年3月28日記事参照](#))。

[連邦政府の意見募集サイト](#)によると、4月19日時点(注1)で鉄鋼企業やエネルギー関連団体、外国政府機関などから91件の情報が寄せられている。

米大手鉄鋼のニューコアとUSスチールは、ダンピングや補助金を受けた不公正な輸入品の流入により、国内生産は縮小を余儀なくされているとし、パイプラインを含む国内インフラプロジェクトにおける国内鉄鋼製品の優遇を支持した。

両社はまた、大統領覚書で示された「国内鉄鋼製品」の定義を緩めないよう強く求めている。覚書は、「国内鉄鋼製品」と見なされるためには「融解から塗装まで全ての工程が米国内で行われていること」を要件としている。米国鉄鋼製造業者協会(SMA)や全米鉄鋼労働組合(USW、注2)も、パイプライン建設の恩恵を米国が享受するためには、全ての製造工程が米国内で行われる必要があると強調している。

他方、スラブなどの原料を輸入している製鉄企業は、「国内鉄鋼製品」の基準は厳しすぎると批判している。ペンシルベニア州とインディアナ州に製鉄工場を持つロシア大手ノボリペツク製鉄所(NLMK)は、パイプラインなど民間企業が行うインフラプロジェクトにこの基準が適用されれば、少なくとも300人の雇用を削らなければならないと述べた。

なお、世界最大手の多国籍企業アルセロール・ミタルは、国内鉄鋼製品の使用促進を支持した。「国内鉄鋼製品」の基準の妥当性については触れていないが、「(当社は)鉄鉱石、石炭、コークス、鉄鋼くず、石灰岩など、製鉄の主要原料に関する幅広いサプライチェーンを米国内に有している」と述べている。

<エネルギー業界は使用義務に反対>

米国ガス協会(AGA)や米国石油協会(API)など、エネルギー企業やパイプライン運営企業が加盟する業界団体は、国内鉄鋼製品の使用義務導入に反対した(注3)。現状では、パイプライン建設に必要な鉄鋼製品を米国製で賄うことは、品質と数量の両面で難しいとしている。その上で、国内鉄鋼製品の使用義務付けは工事の遅れやプロジェクトの減少につながり、結果として、エネルギー生産の増加やインフラ投資の拡張などトランプ政権の政策に負の影響を及ぼすとしている。

主要エネルギー企業が加盟する米国燃料・石油化学製品製造者協会(AFPM)は、国内製品調達義務の導入に反対した上で、商務省がもしこの政策を推進するのであれば、必要な品質や数

量の米国製鉄鋼パイプが入手できない場合には、調達義務の適用を免除することなどを検討すべきだと主張している。

米国では1933年バイアメリカン法により、連邦政府の調達においては米国製品の購入・使用が義務付けられており、米国製品で十分な品質や数量が入手できない場合などには、義務の適用を免除する例外規定がある。AFPMの提言は、パイプライン建設においても同様の例外規定導入を求めたものとみられる。

<民間プロジェクトへの介入は異例>

民間プロジェクトであるパイプライン建設に対して、米国政府が介入することの妥当性や合法性を問う声もある。米国ではバイアメリカン法に加えて、2009年の景気対策法や運輸省関係機関が連邦政府資金を拠出するプロジェクトなどでも国内品の調達が求められることがあるものの、パイプラインのような民間事業に対して国内品調達義務を課すことは異例だ。

米国商工会議所は「民間企業は調達に関して自由に決断を行えるべきだ」とし、国内品調達の推進に反対の立場を示している。また、2009年景気対策法においては、大きな雇用創出はなかった一方、建設コストの上昇、コンプライアンス順守への負担増などが生じたと批判している。

EUやカナダ、メキシコ政府も、民間プロジェクトに国内品購入義務を課すことは異例であり、悪しき前例となると批判している。これまでEUは米国政府とともに、第三国が導入する現地調達要求の撤廃を目指して取り組んできたが、米国が国内品調達義務を導入すれば、外国政府への働き掛けが難しくなるとしている。またWTOルールとの関係では、民間企業に対する国内品調達の義務付けは、国内品と輸入品を同等に扱うことを定めたWTOの内国民待遇（GATT第3条）違反に当たると指摘した。さらに、仮にプロジェクトが官民共同で実施される場合には、公共調達における内外無差別を規定したWTOの政府調達協定にも抵触する恐れがあると懸念を示している。

（注1）商務省は、4月7日の締め切り後に受理した情報提供もウェブサイトに随時掲載しているため、件数は閲覧時点で変わり得る。

（注2）USWとUSスチールが共同議長を務める鉄鉱石連盟（Iron Ore Alliance）名で情報提供。

（注3）AGA、API、石油パイプライン協会（AOPL）、州間天然ガス事業者協会（INGAA）、GPAミッドストリーム協会（GPA）の5団体が共同で情報提供書類を提出。

（鈴木敦）

通商弘報 8466cb1374a8f9f9

トランプ政権が税制改革案の骨子を発表－国境調整税は盛り込まれず－（米国）

2017年05月12日 ニューヨーク事務所

トランプ政権は4月26日、税制改革案の骨子を発表した。連邦法人税率の引き下げや源泉地課税方式への移行など、下院共和党の案（ブループリント）と改革の方向性は一致している。ただし、税率の引き下げ幅や代替財源の在り方をめぐる政府と下院共和党との隔たりは大きく、国境調整税も盛り込まれていない。骨子の企業税制部分について報告する。

<連邦法人税の15%への引き下げを明記>

ゲイリー・コーン国家経済会議（NEC）委員長とスティーブ・ムニューシン財務長官は4月26日に[共同記者会見](#)を行い、税制改革案の骨子を発表した。[一枚紙](#)に箇条書きで示された骨子は、下院共和党が2016年6月に発表した[税制改革案（ブループリント）](#)と方向性はおおむね一致しているが、税の引き下げ幅や代替税源の在り方においては依然隔たりが大きい内容になっている（表参照）。

現行制度と税制改革案の比較

項目	現行制度	政府案(2017年4月26日発表)	下院共和党案(ブループリント) (2016年6月24日発表)
連邦法人税の最高税率	35%	15%	20%
パズスルー事業体の構成員の所得に対する最高税率	39.6% (個人所得税)	15%	25%
課税方式	全世界所得課税＋外国税額控除制度(注)	源泉地課税方式	源泉地課税方式
海外留保利益への課税	米国への資金還流時に課税	一度きりの課税	一度きりの課税(現金および現金同等物に対しては8.75%、それ以外は3.5%)
国境調整税	なし	言及なし	法人課税において、輸出は益金不算入、輸入は損金不算入とする国境調整税を導入

(注) 海外で支払った税金を米国の税額から控除する制度。

(出所) 政府資料「A Better Way」(下院共和党)など

企業税制改革では、法人税の引き下げと源泉地課税方式への移行を柱としている。ムニューシン財務長官は「過去25年間、他国は企業誘致を目的に法人税率を引き下げ、源泉地課税方式に移行してきたが、米国はそのどちらも行ってこなかった」と述べ、国際競争力の強化に向け、これらの改革を行う必要性があることを強調している。

連邦法人税については、現行で最大35%の法人税率を15%に引き下げると明記した。下院共和党はブループリントにおいて、20%への引き下げを提案している。他方、トランプ氏は大統領選挙期間中から15%への引き下げを主張していた。骨子に明記することで、15%までの引き下げを共和党議会にあらためて求めたかたちだ（注1）。

民間調査機関タックス・ファウンダーションの資料（2017年4月）によると、地方税も含めた米国の法定税率は39.1%で、世界で2番目に高い水準（1位はコロンビア）だ。また、追加投資を行った際の収益に課される限界実効税率（Marginal Effective Tax Rate：METR）では、米国は国別で5位、OECD加盟国では日本とフランスに次ぐ3位だった。

<「パススルー」課税も15%に引き下げ>

改革案では、「パススルー事業体」の構成員の所得に対する税率も、法人税率と同様の15%に引き下げるとしている。ブループリントで示された税率は25%で、下院共和党の案よりも大幅な引き下げを提案している。

パススルー事業体とは、株式会社（C-Corporation）以外の事業体であり、個人事業主（Sole Proprietorship）や小規模法人（S-Corporation）、共同事業体（Partnership）、有限責任共同事業体（Limited Liability Partnership：LLP）などを指す（注2）。

株式会社の場合は法人所得に課される連邦法人税に加えて、配当やキャピタルゲインが生じた際には株主が個人所得税を支払う必要があるが、パススルー事業体に対しては連邦法人税の支払いは求められず、出資者による個人所得税の支払いのみで済むなどの税務上のメリットがある（注3）。

内国歳入庁（IRS）によると、米国の事業体の総数のうち、株式会社は約5%にすぎず、残りの約95%がパススルー事業体（図1参照）だ。また、収益では約4割をパススルー事業体が占めている（図2参照）。株式会社よりも企業規模は一般的に小さいが、ヘッジファンドや弁護士事務所、ベンチャーキャピタルファンドなど高所得者層の勤務する企業が同制度を多く活用している。

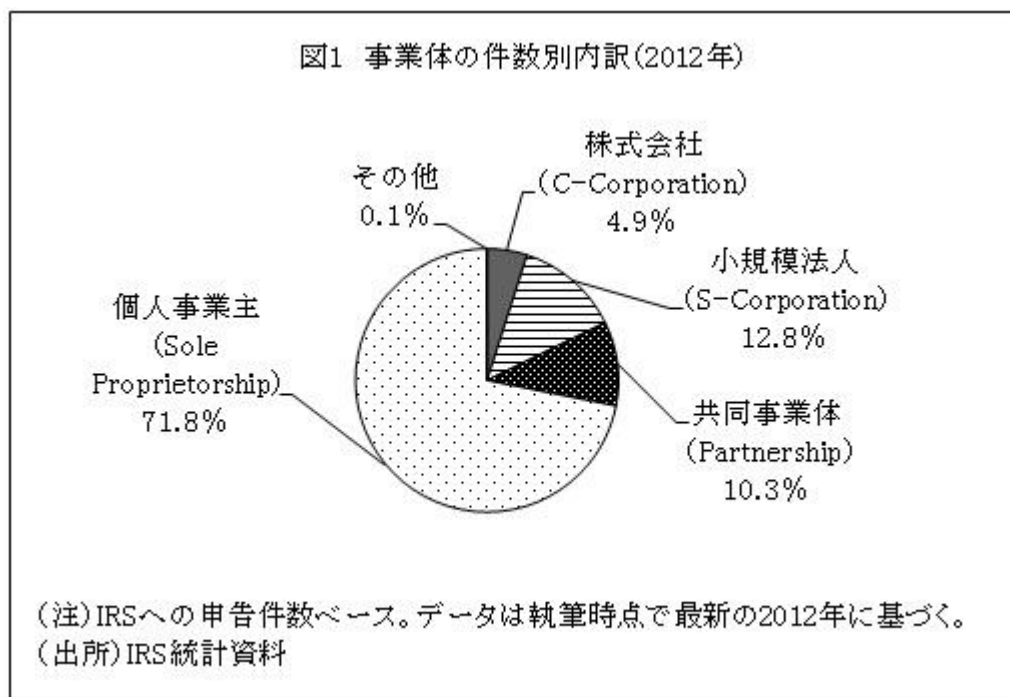
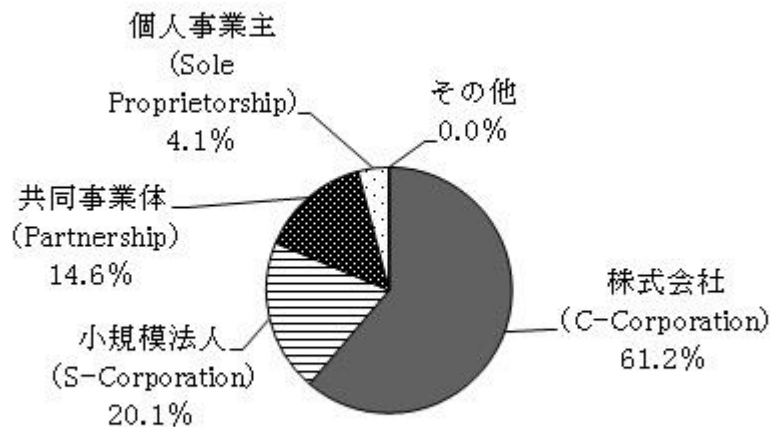


図2 事業体別の収益内訳(2012年)



(注) IRSへの申告金額ベース。データは執筆時点で最新の2012年に基づく。
(出所) 図1に同じ

<国内所得のみ対象の源泉地課税方式に移行>

骨子はさらに、米国の国際課税制度について、海外子会社の利益も課税対象とする全世界所得課税方式から、国内所得のみを課税対象とする源泉地課税方式に移行するとしている。現行制度では、米国企業が海外で支払った税額は米国の課税額から控除される（外国税額控除制度）が、控除分を除いた税額については、親会社への配当や米国国内に利益を還流させた際に課税される。

このため、米国企業は約2兆6,000億ドルもの資金を海外にためこんでいるといわれている（ブルームバーグ4月25日）。下院共和党は、法人税の引き下げと源泉地課税方式への移行により、米国企業が海外に保有する資金を米国内に還流させ、国内の事業活動を促進することを目指してきた。

骨子はまた、米国企業が留保している海外利益に対して一度きりの課税を行う方針を示している。ただし、適用される税率については明らかにされていない。ムニューシン財務長官は、課税率については議会と調整を行っている、と述べている。

<具体的な代替財源には触れず>

骨子は減税策が中心で、減税を補う代替財源に関する具体的な提案はみられなかった。ムニューシン財務長官は、骨子に示された案は「税収中立」（減税による減収分を別の財源で補うこと）であり、「経済成長と控除措置の縮小、税制の抜け穴をふさぐことで、必要な財源は確保できる」と述べたが、具体的な代替財源については触れていない。

代替財源として下院共和党が導入を求めてきた国境調整税も、骨子には含まれていない（注4）。国境調整税は、生産地ではなく消費地をベースに課税（仕向け地課税）を行うもので、法人課税において、輸出品を益金不算入とし、輸入品の損金算入を認めない税制度になっている。国内品に対して輸入品を不利に扱うため、輸入が多いアパレルや小売業界などから批判の声が強くなっていった。

トランプ政権は、5月中に公聴会を実施し、上下両院と税制改革案の詳細を詰めていくとしている。ポール・ライアン下院議長（ウィスコンシン州）やミッチ・マコーネル上院多数党院内

総務（ケンタッキー州）、ケビン・ブレイディ下院歳入委員長（テキサス州）、オリン・ハッチ上院財政委員長（ユタ州）の共和党幹部も[共同](#)で声明を発表し、骨子を「議会と大統領が米国の税制を見直すための欠かせない『道標（Guideposts）』」と位置付けた。

（注1）大統領には、議会に対する法案提出権限がない。今回発表された税制改革案の骨子は、政権としての方針を示したものに過ぎず、法案化には議会との調整が必要。

（注2）各事業体の詳細については、ジェトロの[ウェブサイト](#)参照。

（注3）[財務省の推計（2015年10月発表）](#)によると、2011年の各事業体の実質的な税負担は、株式会社：31.6%、共同事業体：15.9%、小規模法人：24.9%、個人事業主：13.6%となっている。パススルー事業体の税負担は、株式会社より小さい。

（注4）ブループリントは、国境調整税の導入により、今後10年間で1兆ドル超の税収増が見込まれるとしている。

（鈴木敦）

通商弘報 b91e81b371a5b3ea

日本などからの炭素合金鋼板輸入に AD 措置を発動—トランプ政権下で初めて日本製品が対象に— (米国)

2017 年 05 月 12 日 ニューヨーク事務所

米国際貿易委員会 (ITC) は 5 月 5 日、日本など 8 カ国・地域からの一部の炭素合金鋼板の輸入により国内産業に「実質的な損害」が生じているとの最終裁定を下した。この件に関しては、商務省が 3 月 30 日にダンピングの最終認定を行っており、ITC の裁定によりアンチダンピング (AD) 税の賦課が確定した。AD 調査が開始されたのはオバマ政権下だったが、日本製品への AD 税適用が確定したのはトランプ政権下で初めて。

<日本製品に対する AD 税は最高 48.67%>

ITC は 5 月 5 日、炭素合金鋼板の輸入に対する AD 措置の発動に関する調査に基づき、日本を含む 8 カ国・地域からの輸入により国内産業に「実質的な損害 (materially injured)」が生じているとの最終裁定を下した。

米政府による AD 措置 (注 1) の発動には、(1) 商務省がダンピングの存在を認定すること、(2) ITC が当該輸入による国内産業への損害 (注 2) を認定すること、という 2 つの条件を満たすことが必要となる。商務省は 3 月 30 日に、本件に関するダンピングの存在を認定しており、今回の ITC の損害認定により AD 措置の発動が確定した。

AD 措置の対象となるのは、日本、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、台湾の 8 カ国・地域から輸入する一部の炭素合金鋼板 (注 3) 。2015 年の貿易統計によると、対象の炭素合金鋼板を米国が日本から輸入した金額は 5,486 万ドル (7 万 1,200 トン) となっている。日本企業に対する AD 税率は、JFE スチール：48.67%、シマブンコーポレーション：48.67%、その他：14.79% となっており、このほかの企業による同種の製品の輸出にも一律 14.79% が課される (表参照)。

賦課される AD 税率

国・地域名	AD 税率
日本	JFE スチール、シマブンコーポレーション：48.67% その他：14.79%
韓国	7.39% (※CVD 税 4.31% が追加で賦課)
台湾	尚承鋼鉄：3.62% 中国鋼鉄：6.95% その他：5.29%
イタリア	ノボリベック製鉄所ベローナ、マルチェガリア：22.19% その他：6.08%
オーストリア	53.72%
フランス	インダスチールフランス：148.02% その他：8.62%
ドイツ	ディリンジャー (AG der Dillinger Hüttenwerke)：5.38% ザルツギッター：22.90% その他：21.03%
ベルギー	ノボリベック製鉄所ベルギー：51.78% その他：5.40%

(注) 商務省資料に名前が明記されている企業でも、その他と同じ税率の場合は、企業名の記載を省略。

(出所) 商務省の最終認定に関する資料

ITCの裁定を受けて、日本鉄鋼連盟は5月8日、「(ITCが)日本からの輸入製品による米国内産業への損害を認定したことは、不当かつ極めて遺憾」であり、「決定の詳細を精査し、今後の対応を検討する」との声明を発表した。

<韓国に対しては補助金相殺関税も>

上記8カ国・地域では、韓国からの輸入額が2億1,000万ドル(30万トン)で最大だった。韓国は今回の調査でAD措置のほか、補助金相殺措置の発動に係る調査対象にもなっていた。ITCが韓国政府の輸出補助金についても損害認定を行ったことで、韓国からの輸入にはAD税に加えて、政府補助金に対する相殺関税(CVD)4.31%が追加で課されることになった。

なお、今回の調査は、アルセロール・ミタルUSA(イリノイ州、世界本社:ルクセンブルク)、ニューコア(ノースカロライナ州、世界本社:米国)、SSABエンタープライジズ(イリノイ州、世界本社:スウェーデン)の申請を受けて、オバマ政権下の2016年4月に開始された。

<中国など4カ国には発動済み>

当初の申請には、上記8カ国・地域に加えて、中国、ブラジル、南アフリカ共和国、トルコの4カ国が対象として含まれていたが、これらの国については調査が終了しており、AD措置が発動され、ブラジル、南ア、トルコからの対象炭素合金鋼板輸入については1月26日からAD税が課されている。中国についても、3月17日以降の対象製品の輸入分についてAD税(68.27%)、補助金相殺関税(251.0%)が課されている([2017年4月20日記事参照](#))。

トランプ政権は、ADやCVDなどの貿易救済措置を積極的に活用する方針を示している。ウィルバー・ロス商務長官は、政府が自主的に貿易救済措置を発動していくことを強調しており、今後もAD措置の発動は増加することが見込まれている。

(注1)「ダンピング」とは、ある商品の輸出における販売が「正常価格」(輸出国における国内販売価格)より安い価格で行われている状態のこと。WTOのルールでは、ダンピングにより国内産業に損害が生じている場合には、輸入国は自国の国内産業を救済するための措置として、輸入品にAD税を賦課することが認められている。なお、AD税は正常価格と輸出向け販売価格の差(ダンピングマージン)が上限。

(注2)「損害」とは、国内産業に対する「実質的な損害」に加えて、「実質的な損害の恐れ」または「国内産業の確立の実質的な遅延」を指す。適用基準は、WTOアンチダンピング協定第3条に基づく。

(注3)熱延・プレス加工された炭素合金鋼板が対象。農業・建設機器、橋、機械部品、送電塔、建物、貨車、船舶などで使用されることが多い。米国の関税分類番号(HTSUS)では、以下が主な対象になる。詳細は[商務省資料](#)参照。

7208.40.3030、7208.40.3060、7208.51.0030、7208.51.0045、7208.51.0060、7208.52.0000、7211.13.0000、7211.14.0030、7211.14.0045、7225.40.1110、7225.40.1180、7225.40.3005、7225.40.3050、7226.20.0000、7226.91.5000

(鈴木敦)

通商弘報 cc279a67594e68d1

トランプ大統領、FTA などの調査・見直しを指示ー（米国）

2017 年 05 月 15 日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は 4 月 29 日、米国が締結する貿易・投資協定の見直しを指示する大統領令に署名した。貿易・投資協定の違反や乱用に加えて、相手国が米国を不公平に扱っている事例などを 180 日以内に調査し、解決策を提案するよう商務長官と通商代表部（USTR）に命じている。ウィルバー・ロス商務長官は、WTO のルールや体制を強く批判しており、WTO に対する改善提案も示されるものとみられる。

<投資協定や特惠関税制度も対象>

この大統領令は、米国が締結する全ての自由貿易協定（FTA）や投資協定（BIT）、特惠関税制度を調査対象にしている。これらは米国の経済成長、貿易収支の改善、国内製造業の強化に資するものでなくてはならないとの認識の下、協定内容の違反（Violation）や乱用（Abuse）のほか、米国が不公平に扱われている（unfair treatment）事例を調査して、180 日以内に解決策を提案するように商務長官と USTR（注 1）に指示している。

また同日、貿易と製造業に関する政策を大統領に助言する新たな部門をホワイトハウスに設立する別の大統領令にも署名した。

トランプ大統領は 3 月 31 日にも、米国の貿易赤字が大きい国を対象にその要因を調査するよう指示する大統領令に署名している（[2017 年 4 月 10 日記事参照](#)）。ただ、ロス商務長官は [4 月 28 日の記者会見](#) で、4 月 29 日の大統領令は貿易協定などに対象を限定している点で、これまでの大統領令とは異なると説明している。

米国は現在、北米自由貿易協定（NAFTA）加盟国のカナダとメキシコのほか、韓国など 20 カ国との間で FTA を締結している（注 2）。ロス商務長官によると、再交渉を行うとしている NAFTA についても今回の調査の主な対象になるという。

ロス商務長官は記者会見で、地政学上の問題に直面している韓国に対して米国側が米韓 FTA の再交渉で要求していく事項について質問を受けたが、明確な回答は避けている。ロイター通信のインタビュー（4 月 28 日）によると、トランプ大統領は米韓 FTA を「恐ろしい（horrible）」協定だと批判し、NAFTA の次に再交渉を行う協定として挙げている。

<商務長官は WTO を強く批判>

ロス商務長官は、世界 164 カ国・地域が加盟する WTO は「最も大きな貿易協定だ」と述べ、今回の調査対象とすることを明らかにするなど、記者会見の大半を WTO 批判に費やした。

具体的にはまず、WTO ルールの基本原則である最恵国待遇原則（MFN）を問題としている。MFN とは、同種の製品を輸入する場合、FTA 締結国を例外（注 3）として、WTO 加盟国全てに対して同率の関税を適用することを義務付けた原則のこと。ロス商務長官は、MFN が、米国が他国との「相互主義的な協定（reciprocal agreement）」を追求する妨げとなっていると批判した。

WTO の紛争解決制度についても、審議に時間がかかり過ぎる点に加えて、判定を行う委員の構成が米国に不利になる「構造的な問題」があると批判した。委員の人選は、WTO 協定の一部である「紛争解決に係る規則および手続きに関する了解」（DSU）で定められている。小委員会では原則として、紛争当事国や紛争解決手続きに参加する第三国の国民を除いた 3 人の委員が個人資格で務める。常設の上級委員会には、紛争解決機関（DSB）における全加盟国のコンセンサスによって指名された委員 7 人がおり、そのうち 3 人が案件ごとに担当する（注 4）。

一方、ブルームバーグの調査によると、米国が被申立国となった WTO 紛争案件で米国の主張が認められなかった確率は 75%と、WTO 加盟国平均の 84%を下回り、米国が「よく敗訴する (often defeated)」とのロス商務長官の指摘は必ずしも正しくないとの見方もある。

ロス商務長官は加えて、WTO が対応できていない分野として非関税障壁、知的財産、デジタル経済を挙げている。

(注 1) 5 月 1 日の執筆時点では、通商代表に対する上院の承認は行われておらず、空席となっていた。

(注 2) 20 カ国は、オーストラリア、バーレーン、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、ヨルダン、韓国、メキシコ、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、ペルー、シンガポール。

(注 3) WTO では、GATT24 条に基づき、関税やその他の制限的通商規則を実質上全ての貿易において廃止することなどを条件に、MFN 原則の例外として FTA を締結することを認めている。

(注 4) 選出方法の詳細は経済産業省発行の「[不公正貿易報告書『第 17 章 WTO の紛争解決手続き』](#)」を参照。

(鈴木敦)

通商弘報 c3b968c76b780a53

米商務省、カナダ産針葉樹材に相殺関税を暫定適用—米加針葉樹紛争再燃（1）—（カナダ、米国）

2017年05月15日 トロント事務所

米商務省は4月24日、カナダ産針葉樹材に対して3.02～24.12%の相殺関税を適用する仮決定を行い、4月28日から米国税関・国境警備局で預託金の徴収を始めた。最高で24.12%の相殺関税が課せられるほか、カナダの4大企業を除く製材企業に対しては90日間さかのぼって適用される。連載の前編。

<国有林伐採は実質的な補助と主張>

米商務省の相殺関税適用の**仮決定**は、米国の製材企業・団体など13者からなる「製材国際貿易調査・交渉活動監視委員会（COALITION）」の申し立てに基づいている。米国企業の私有林伐採に比べ、カナダ企業の国有林伐採は実質的に補助を受けているに等しいとの主張に基づき、同省は2016年12月から調査を行ってきた。

米商務省では、カナダ産針葉樹材に対する相殺関税の調査と並行してアンチダンピング（AD）関税の調査も行っており、6月23日までに仮決定を下した上で、両関税の本決定は遅くとも9月6日をめどに行われる予定。各企業の関税支払いは、最終的な関税率決定に伴って預託金で調整される。

カナダと米国の針葉樹材をめぐる対立は1980年代から続く貿易問題で、2006年に締結した針葉樹材協定が2015年10月12日に失効後、1年間の貿易救済措置の発動制限期間を経て、2016年10月以降に動きがあるとみられてきた（[2015年10月19日記事参照](#)）。

<暫定相殺関税率は3.02～24.12%>

米商務省は、カナダ製材企業の米国への針葉樹材輸出に際して以下の暫定相殺関税率を適用する（表参照）。

対象企業名と暫定相殺関税率		(単位:%)
企業名	暫定相殺関税率	
ウエスト・フレイザー・ミルズ[ブリティッシュ・コロンビア(BC)州]	24.12	
レゾリュート・FP・カナダ[ケベック(QC)州]	12.82	
トルコ・マーケティング・アンド・セールス、トルコ・インダストリーズ(BC州)	19.50	
キャンフォー(BC州)	20.26	
JDアービング[ニューブランズウィック(NB)州]	3.02	
その他	19.88	

(出所)米商務省プレスリリース

カナダの林業シンクタンク、ウッド・マーケットズの針葉樹材生産量調査によると、JDアービングを除く4社はカナダの4大製材企業で、合わせると2016年のカナダの製材生産量の約40%を占めた。COALITIONは、ノバスコシア、プリンス・エドワード・アイランド、ニューファンドランド・ラブラドールのカナダ東部3州の針葉樹材は私有林伐採によるものなので調査対象外とするよう申し立てを変更していたが、米商務省の仮決定ではこれら3州の製材企業に対しても規模の大小にかかわらず一律19.88%の暫定税率が適用されることになった。一方、ニューブランズウィック州の主要製材企業であるJDアービングは3.02%と低率だったが、同社が米商務省の調査に自主的に協力し、ワシントンの弁護士事務所へ依頼した上で9,000ページを超える書類を提出したことなどが報じられている（CBCニュース4月26日）。

<一部の大企業以外には相殺関税を遡及適用>

米商務省は、JD アービングおよびその他の企業からの輸入について「緊急事態」の仮決定を行い、暫定相殺関税の適用開始日から90日間遡及（そきゅう）して預託金の支払いを求めている。

カナダの4大製材企業のみが遡及適用を免除され、JD アービングのみが低い相殺関税を適用されていることについて、2006年に当時の保守党政権下で国際貿易相として針葉樹材協定の交渉をまとめ、2017年2月にブリティッシュ・コロンビア州政府から針葉樹材協定交渉の特使に任命されたデービッド・エマーソン氏は「大企業とその他企業に異なる制裁を課すことで、業界としての連帯感を絶ち、混乱を促すことを目的に揺さぶりをかけているのではないか。小規模の独立事業者やカナダの各地域が互いを敵対視するように計算された極めて不愉快なやり方だ」とコメントしている（「グローブ・アンド・メール」紙4月30日）。

（飯田洋子）

通商弘報 103fa5f615c976ee

2017年05月16日 トロント事務所

米商務省のカナダ産針葉樹材に対する相殺関税適用の仮決定に対し、カナダ連邦政府は非難声明を発表し、WTOや北米自由貿易協定（NAFTA）への提訴を通じて対抗していく構えを示しており、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では炭素税適用による独自の対抗措置が検討されている。また、全米住宅建築業者協会も米国経済への負荷が大きいとして反対を表明している。連載の後編。

<全米住宅建築業者協会も反対を表明>

米商務省の発表に対し、カナダのジム・カー天然資源相とクリスティア・フリーランド外相は連名で「カナダ連邦政府は米商務省の不公平で懲罰的な関税適用の決定に強く反対する。（米商務省の）非難には根拠がなく事実無根だ」と強い調子の[声明](#)を発表し、WTOやNAFTAへの提訴を通じて対抗していく姿勢を明確にした（カナダ連邦政府プレスリリース4月24日付）。

さらに、全米住宅建築業者協会のグランジャー・マクドナルド会長も「2016年に米国で使用された針葉樹材の33%は輸入しており、その95%以上はカナダからの輸入によるものだ。（関税適用の発表を行った）ウィルバー・ロス米商務長官の『カナダ産輸入針葉樹材への関税適用は米国住宅コストにほとんど影響しない』というコメントには失礼ながら同意しかねる。もし、2017年を通して20%の関税適用が行われれば、米国の労働者は総額で5億ドル近い給与・賃金を失い、米政府は3億5,000万ドルの税収、そして8,200人分のフルタイム雇用を失う計算になる。製材価格は関税導入を視野に入れて年初から既に22%上昇しており、新築戸建のコストは1軒当たり3,600ドル上昇している」と関税導入に難色を示した（全米住宅建築業者協会プレスリリース4月25日付）。

<BC州は米国産燃料用石炭の輸送に炭素税の適用を検討>

カナダ林産物審議会によると、林業はBC州の主要産業で、140を超える地方行政区で6万3,000人以上の雇用を創出している。米国は同州産針葉樹材の最大の顧客で、2016年の輸出額は47億カナダ・ドル（約3,900億円、Cドル、1Cドル=約83円）に上り、カナダの米国向け針葉樹材輸出額（77億Cドル）の61.2%を占めるという。

米国の相殺関税適用への対抗措置として、クリスティ・クラーク BC州首相は州議会選挙（5月9日実施）に向けた遊説先で、同州の港からの燃料用石炭の出荷禁止を求める書簡をトルドー首相に送付したことを公表した（BC州自由党プレスリリース4月26日付）。米国産の燃料用石炭が陸路でBC州へ輸送され、同州の港から韓国や日本に出荷されており、BC州は米国産燃料用石炭の重要な輸出の拠点となっている。エネルギー系シンクタンクのサイトライン研究所クラーク・ウィリアムスデリー氏は「米石炭業界では長年にわたって米西海岸での石炭輸出の拡張工事を提案してきたが、いずれも（環境アセスメントなどの理由で）失敗に終わっており、米西部の石炭は事実上、全てBC州を経由して輸出されている」という（「カルガリー・ヘラルド」紙4月26日）。

さらに、連邦政府が燃料用石炭の出荷禁止に踏み切らず、5月9日のBC州議会選挙で自由党が勝利した場合には、BC州単独で州法の「温室効果ガス産業報告および管理法」の基に新規則を制定し、BC州の港に輸送される燃料用石炭1トン当たり70Cドルの炭素税を課すことを検討していることを明らかにしていた（BC州自由党プレスリリース5月1日付）。

このクラーク BC州首相の提案では、米国の燃料用石炭のみを排除することはNAFTA違反となるため検討されていない。BC州産の石炭は精鉄に必要な冶金（やきん）用石炭が中心のため炭素税の適用は受けないが、燃料用石炭はアルバータ州からもBC州内に輸送されている。BC州首相の発表を受け、レイチェル・ノトリー・アルバータ州首相は「提案には無論反対するし、ク

ラーク BC 州首相に「炭素税導入の」行使権限があるとは思えない」と応酬した（CBC ニュース 5 月 3 日）。

なお、BC 州議会選挙で自由党は勝利したものの、少数与党となったため提案が実行に移されるかどうかは不透明だ。

（飯田洋子）

通商弘報 14e469fb2f65dba9

上院、ライトハイザー氏の USTR 代表就任を承認—トランプ政権の通商政策が本格始動へ— (米国)

2017 年 05 月 18 日 ニューヨーク事務所

米国通商代表部 (USTR) 代表に指名されていた元 USTR 次席代表のロバート・ライトハイザー氏が 5 月 11 日、上院で承認された。15 日の宣誓式で、同氏はトランプ大統領の掲げる米国第一通商主義を推進していく考えを示した。既に商務長官に就任しているウィルバー・ロス氏とともに、通商政策を担う体制が整ったことで、北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉をはじめ、トランプ政権の通商政策が本格的に始動するとみられる。

<「米国の危険な貿易政策の転換」への貢献誓う>

上院は 5 月 11 日、元 USTR 次席代表ライトハイザー氏 (69 歳) の USTR 代表就任を承認した。採決は賛成 82 票、反対 14 票で、野党の民主党議員からも広く支持を集め、圧倒的多数で承認された。トランプ政権の閣僚の中では唯一、承認が残されていたポストで、これによりトランプ政権の閣僚が全員承認されたことになる。ライトハイザー氏は 1 月 3 日にトランプ大統領から指名を受けていたが、同氏が過去に外国政府のための業務に従事しており、1974 年通商法に抵触すると民主党から指摘され、その免除条項の適用をめぐり、民主党との駆け引きに時間を要していた。

指名承認を受け、5 月 15 日にホワイトハウスで宣誓式が執り行われた。マイク・ペンス副大統領は冒頭のあいさつで、「第 18 代 USTR 代表の就任をお祝いする。トランプ大統領は米国第一の貿易を実現するために戦うと米国民に約束した。ライトハイザー氏の指名はトランプ大統領がその約束を守り続けていることを示すものだ」と語った。続いて、ライトハイザー氏は「この会場にきている自分の孫たちは、さらにその孫たちにトランプ大統領は米国の貿易の危険な軌道を『米国第一』に永続的に転換させたと語り継ぐだろう。そうしたトランプ大統領の功績に少しでも貢献したい」と抱負を語った。また、「通商交渉や通商法の執行を通じ、輸出市場へのアクセスを拡大することで、米国の労働者や農家などのために賃金を引き上げ、競争上の公平性を確保する」との方針を示した。

<米国産業界の国際弁護士として 30 年以上のキャリア>

USTR のウェブサイトによると、ライトハイザー氏は 1983 年、ロナルド・レーガン政権時に USTR 次席代表に就任し、鉄鋼、自動車、農産物など 24 を超える通商協定に関わった。その後、法律事務所では鉄鋼など重工業、農業、ハイテク産業、金融サービスなどの企業、業界を代表する弁護士として、30 年以上にわたり通商分野で活動してきた実務家だ。米国鉄鋼協会 (AISI) は、ライトハイザー氏の上院承認を歓迎する声明を発表している。

ライトハイザー氏が政権発足 100 日以上を経て、ようやく USTR 代表に承認されたことで、既に商務長官に就任しているロス氏とともに通商政策を実施していく体制が整ったといえる。USTR は 3 月 1 日、「2017 年の通商政策の課題」を発表し、国内法に基づき、アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード措置、不公正な貿易慣行に対する報復措置を厳格に執行していく方針を示している ([2017 年 3 月 8 日記事参照](#))。さらに、トランプ大統領は 3 月 31 日に貿易赤字の要因分析を指示する大統領令 ([2017 年 4 月 10 日記事参照](#)) に署名、4 月 20 日には鉄鋼、同 27 日にはアルミニウムの輸入が国家安全保障へ影響調査を指示する大統領覚書に矢継ぎ早に署名し、貿易救済措置や報復措置の厳格な執行に向けた準備を始めている。

今後、注目されるのは NAFTA の再交渉開始だ。大統領貿易促進権限 (TPA) 法の規定により、政府は交渉開始の 90 日以前に議会に通知する必要があるが、同通知はライトハイザー氏の USTR 代表就任を待って行われるものとみられてきた。このため、再交渉の議会への通知は間もなく行われ、早ければ 8 月下旬にも交渉が開始される可能性がある。また、対中や対日貿易赤字に関して、具体的にどのような対応をするのか注目される。ライトハイザー氏は、5 月 19~23

日にベトナム・ハノイで開催される APEC 貿易相会合に出席する予定で、通商政策についてどのような方針を示すかに関係者の関心が集まっている。

(若松勇)

通商弘報 96afeb25aeb5d165

海底油田・ガス田の掘削規制を見直す大統領令に署名－海洋資源開発拡大の実現には課題も－ (米国)

2017年05月19日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は4月28日、海底油田・ガス田の掘削に関する規制の見直しを指示する大統領令「米国第一のオフショア・エネルギー戦略」に署名した。メキシコ湾、北極海、大西洋などの一部海域を対象として、石油・天然ガス開発に向けたリース計画を見直すことなどをジンキ内務長官に命じている。ただし、原油価格が伸び悩んでいる状況に加えて、リース計画の見直しに内務省は2年程度を要するとみているなど、実際に企業が海洋資源開発を拡大させるかは不透明だ。

<オバマ前政権によるリース計画を見直しへ>

今回の大統領令では、米国民の利益のために、世界におけるエネルギーに関する指導的地位を維持するとともに、エネルギーの安全保障などを推進するため、安全と環境責任を確保しつつ、エネルギーの探査および生産を促進する政策を取らなければならない、としている。

具体的には、連邦政府が保有する外縁大陸棚鉱区（注1）での2017～2022年における石油・天然ガス開発に向けたリース計画（2016年11月発表）をはじめ、オバマ前政権下でのこれまでの海洋資源開発規制の見直しを内務長官に指示している。今回の見直しは、メキシコ湾西部・中央部、北極海の一部のチュクチ海・ボーフォート海、アラスカ州南岸のクック湾、大西洋中部・南部を対象としており、太平洋、大西洋北部、メキシコ湾東部は含まれていない。

また、商務長官に対しては、海洋保護区の新たな指定または拡大を控えるとともに、過去10年間に指定または拡大した海洋保護区および海洋国立モニュメント（注2）の指定または拡大について全て見直しを行い、その結果を180日以内に行政管理予算局長らに報告するよう指示している。

このほか、北極海および大西洋の一部海域について、石油・天然ガス開発に向けた新たなリースおよび掘削の対象から無期限に除外した2016年12月のオバマ前政権による退任直前の決定を無効化するとした規制緩和なども盛り込んでいる。

<海洋開発には厳しい環境続く>

内務省によると、2017年3月1日時点で17億エーカー（約688万平方キロ、1エーカー＝約4,047平方メートル）ある外縁大陸棚のうち、石油・天然ガス開発に向けたリースがされている海域は1%に満たず、その97%以上を米国領メキシコ湾が占めている。また、外縁大陸棚全体では900億バレルの石油と327兆立方フィート（約9,260立方キロメートル）の天然ガスが未発見かつ技術的に採掘可能とみられているが、オバマ前政権による2017～2022年のリース計画では、94%の海域で開発が禁止されている。トランプ大統領は「米国のエネルギーへの規制を撤廃し、米国社会に富を流入させる」として、大統領令の意義を強調する。

今回の規制緩和に向けた動きについて、石油業界は歓迎しているものの、実際に企業が海洋採掘を拡大させるかどうかについては不透明との見方もある。海洋開発には探査や掘削などに高い技術が求められ、陸上での開発と比べてコストがかかることが多い。加えて、2016年2月に一時1バレル当たり26ドルにまで下落した原油価格は、50ドル前後の水準まで回復したものの上値が重い状況にあり、海洋開発には厳しい環境が続いているためだ。

また、内務省による5ヵ年リース計画の見直しには時間がかかる。ジンキ内務長官は、パブリックコメント募集や各種調査などが必要なため、見直しには2年程度かかり、それまではオバマ前政権によるリース計画が引き続き有効、とコメントしている。とりわけ大西洋海域にお

ける海洋調査については、環境保護団体による訴訟をはじめ、議員らの反対もあり、見直しの実施には乗り越えるべき課題が多い。

(注1) 米国では、1953年に制定された外縁大陸棚法に基づき、各州に属さない大陸棚については連邦政府による管理の下、内務省がリース権販売のスケジュールやリースの規模・立地などを含む5ヵ年リース計画を策定している。

(注2) 1906年遺跡保存法に基づき指定。

(瀧上茂信)

通商弘報 1d7dfd63e113ff8f

トランプ政権、NAFTA 再交渉の意向を議会に通知ー（米国）

2017年05月19日 ニューヨーク事務所

トランプ政権は5月18日、大統領貿易促進権限（TPA）法の手続きにのっとり、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を開始する意向を議会に通知した。再交渉は8月16日以降に開始される見込み。通知書では保護主義的な政策は影を潜めており、民主党議員や労働組合は大統領の政策転換を牽制する声明を出した。通商代表部（USTR）は今後、議会との協議や利害関係者からの意見募集を行った上で、7月17日までに交渉目的の詳細を公開する見通しだ。

<再交渉の開始は8月16日以降>

ロバート・ライトハイザーUSTR代表は5月18日、2015年6月29日に施行した「[2015年超党派議会貿易優先事項説明責任法](#)」（2015年TPA法）の手続きにのっとり、NAFTAの再交渉に向けた大統領の意向を議会に通知した。

米国憲法では外国との通商関係は議会が管轄しているが、TPA法（別名「ファストトラック」法）は、この通商交渉に関する権限を大統領に一時的に付与するものだ。議会に対する報告・相談義務など、同法に定められた目的や手続きにのっとり政権がまとめた通商協定法案は、議会で修正を受けずに賛否のみの採決に付することができる。

2015年TPA法は大統領に対して、通商交渉開始の90日前までに交渉目的などを記載した書面でも交渉開始の意向を議会に通知することを求めている。議会への通知が行われたことで、8月16日以降であれば大統領はNAFTAの再交渉を始めることができる。ライトハイザー代表は、年内に交渉を終了させたいとしている（ロイター5月18日）。

<NAFTAの「近代化」を強調>

通知書は再交渉の目的について、協定内容の「近代化」（Modernization）の必要性を挙げた。25年前に交渉された協定内容の多くは既に時代遅れとなっているとした上で、デジタル貿易、知的財産、規制実施、国有企業、サービス、税関手続き、衛生・植物検疫措置、労働、環境、中小企業支援の分野について、新たな規定を付け加えるべきとの方針を示している。

これらの分野は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉分野と重なる。ライトハイザー代表は3月14日に開かれた承認に向けた上院公聴会で、TPP協定でのメキシコやカナダとの合意事項を基本としつつNAFTAの再交渉を進めていくべきとの見解を示している。ウィルバー・ロス商務長官も同様の見解を示しており、米国政府はTPPの合意事項を1つのベースとして再交渉に臨むとみられている。

<大統領の政策転換を警戒する声も>

2ページにまとめられた通知書は、TPA法に記載された目的にもおおむね沿うものとなっており、トランプ大統領が選挙期間中から掲げてきた関税引き上げなど保護主義的な政策は明記されていない。3月に議員間で回覧された通知書のドラフト案（8ページ）からページ数は大きく減っており、ドラフト案に盛り込まれていた原産地規則の変更やセーフガード措置の導入、税務上の平等な扱いの確保などに関する記述も消えている。「相手国の合意事項の効果的な実施（effective implementation）と積極的な履行（aggressive enforcement）を達成する」との記載はあるが、具体的な内容の記述はない。

米労働総同盟・産別会議（AFL-CIO）は「（トランプ）大統領はNAFTAを歴史上最もひどい貿易協定と呼んできたが、彼の政権は改革の方向性において矛盾したシグナルを出している。NAFTAの中で最も大きな問題である幾つかの事項が維持される可能性が高まっている」と警戒の声を上げている。

下院少数党院内総務のナンシー・ペロシ議員（民主党、カリフォルニア州）は「曖昧な内容の NAFTA の通知書は、大統領が選挙期間中に約束してきた積極的な約束（aggressive promises）と著しく対照的」と政権を牽制した。上院少数党院内総務のチャック・シューマー議員（民主党、ニューヨーク州）は、通知自体は歓迎するとしつつ、「これまでの政権の貿易政策は言葉だけで行動が伴っていない」と述べ、詳細を注視していく必要があるとした。

ライトハイザー代表は「米国の消費者、企業、農家、牧場経営者、労働者の利益を増進させる協定をつくるために、USTR は議会や利害関係者と引き続き話し合いを続けていく」と述べている。

2015 年 TPA 法 105 項は、交渉開始の 30 日前までに、各交渉分野について包括的で詳細な交渉目的をウェブサイト上で一般公開することを義務付けている。USTR は今後、NAFTA の再交渉に関する方向性や内容などについて意見募集を行い、8 月 16 日に再交渉が始まる場合には遅くとも 7 月 17 日までに交渉目的の詳細を公開する見通しだ。

（鈴木敦）

通商弘報 805cec6014cf1368

2017年05月22日 米州課

米国上院議会は5月4日、2017年9月までの2017年度予算案を賛成多数で承認した。4月28日までの暫定予算の失効に伴い、共和・民主両党間の調整が進められてきた。総額1兆1,000億ドルの予算では、トランプ政権が望んだ国防予算の増額が一部認められる一方、注目されたメキシコ国境の壁建設費用は盛り込まれなかった。環境保護庁（EPA）や国立衛生研究所（NIH）の予算削減も見送られるなど、共和党の譲歩が目立ち、反対数の割合では上下院とも共和党議員の方が上回った。

<短期暫定予算を挟み共和党がより譲歩>

連邦議会は4月28日までの暫定予算の失効に合わせて1週間の短期暫定予算を成立させた後、共和・民主両党間で調整が続けられてきた。その結果、4月30日の両党間の合意後、5月3日に下院を賛成309票（反対118票）、翌4日に上院を賛成79票（反対18票）で通過し、5日に大統領が署名した（表参照）。党派別に票数をみると、野党・民主党議員の大多数が上下院とも賛成したのに対して、与党・共和党議員では上院で3割強、下院で4割強の反対者が出た。今回の予算の決着は、予算不成立による政府閉鎖を避けたい共和・民主両党の妥協によるものだが、政府閉鎖の打撃が大きい政権与党の共和党がより譲歩したことが投票結果に影響したとの見方が多い。

上下院での採決結果

（単位：票）

		上院	下院
共和党	賛成	32	131
	反対	18	103
	棄権	2	4
民主党	賛成	47	178
	反対	0	15
	棄権	1	0
合計	賛成	79	309
	反対	18	118
	棄権	3	4

（注）下院は4議席が空席。

（出所）連邦議会ウェブサイト

<メキシコ国境沿いの壁建設費用の計上は断念>

成立した予算は、「オムニバス法案」と呼ばれる12本の歳出法案を束ねたもの。ホワイトハウスが3月16日に発表した2017年度予算案では、非国防費を180億ドル削減する一方、国防費とメキシコ国境沿いの壁建設費用がそれぞれ5,760億ドル（250億ドル増）、26億ドル（全増）が盛り込まれ、暫定予算に比べて全体で100億ドルが上乗せされていた（[2017年4月6日記事参照](#)）。

今回認められた予算では、予算額は予算管理法の制限に収まる1兆1,000億ドルで据え置かれ、国防費については、海外での軍事活動費用（935億ドル）が別途計上された。注目されたメキシコ国境沿いの壁建設費用の計上は見送られた。そのほか、民主党の要求していた先端医療研究機関である国立衛生研究所（NIH）予算の増額（20億ドル）、環境保護庁（EPA）予算の削減見送り、家族計画連盟への補助金継続などが含まれた。共和党が望んだ国防費の増額は金額こそ要求額に満たなかったが、150億ドルの総額を実現したことで、党内で一定の支持を得たもようだ。国家安全保障省が管轄する国境における治安と移民の対応に係る予算でも、要求額（30億ドル）には満たないものの、15億ドルの増額が認められた。

<通商関連の予算も増額に>

このほか、通商関係では通商代表部（USTR）の予算が750万ドル増の6,200万ドルに増額された（通商専門誌「インサイドUSトレード」5月11日）。貿易執行信託基金（Trade Enforcement Trust Fund、注）が一部利用される見通しだ。国際貿易委員会（ITC）の予算も300万ドル増の9,150万ドルとなった。このほか商務省では、中国向けアンチダンピング税、相殺関税に係る費用についても前年と同様、1,640万ドル計上された。

予算内容について、上院のコ克蘭歳出委員長（共和党、ミシシッピ州選出）は「治安、国境の安全、さらには薬物問題への取り組みや医療研究など他の優先分野の強化策の重要性とともに、114億ドル以上の規模の歳出を見直し、一部事業の終了や統合などを進めた」（上院歳出委員会ウェブサイト）ことを強調した。

2017年10月以降の2018年度予算案の内容については、5月22日の週に発表が予定されている。今回と同様に両党間で妥協が図れるか、その場合、両党の意向がいかに反映されるかに関心が集まる。

（注）2015年貿易円滑化・貿易執行法によって導入された基金。

（秋山士郎）

通商弘報 eebe482aaf5d5d3a

NAFTA 再交渉による協定の近代化に期待— (カナダ、米国、メキシコ)

2017 年 05 月 22 日 トロント事務所

トランプ政権が北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉の意向を米議会に通知したことを受け、カナダ側は即座に声明を発表した。カナダ政府は、NAFTA が北米地域の経済成長に貢献しており、再交渉を加盟 3 カ国共同で行う必要性を強調した。カナダ商工会議所 (CCC) は、協定には多くの改善余地があることから、再交渉によりカナダのビジネスに有益なものになることに期待感を示した。民間企業からは、再交渉でカナダ側に多大な影響を及ぼすような大幅な変更が生じる可能性は低いとの見解が示された。

<既存の NAFTA の実績と 3 カ国による再交渉を強調>

トランプ米政権が NAFTA の再交渉の意向を議会に通知 ([2017 年 5 月 19 日記事参照](#)) したことを受け、カナダのクリスティア・フリーランド外相は 5 月 18 日、[声明](#)を発表した。「NAFTA の実績の 1 つは、カナダと北米全体の経済成長と中間層の雇用創出だ。900 万人の米国人の雇用がカナダとの貿易や投資に依存しており、われわれの一体化した経済とサプライチェーンは、北米大陸全土にわたって数百万の雇用を創出している。われわれは北米の自由貿易と、全てのカナダ人が貿易による利益を享受できるよう断固として取り組む」ことを表明し、NAFTA が北米全体の経済に貢献していることを強調した。

同日の CTV ニュースによると、フリーランド外相は記者のインタビューに対し、「カナダは NAFTA の『近代化』に向けた再交渉の準備ができている」「再交渉は、カナダ、米国、メキシコの 3 国間で一緒に行う必要がある」と述べた。同相は NAFTA の交渉期限について述べるのは時期尚早としながらも、5 月 23 日には再交渉について協議するため、メキシコを訪問することを明らかにした。カナダの NAFTA 再交渉チームの首席交渉官には、カナダ EU 包括的経済貿易協定 (CETA) 交渉で首席交渉官を務めたスティーブ・バーホール氏を起用する方針だ。

<カナダ商工会議所は協定の近代化求める>

CCC も同日に、カナダ側は NAFTA の再交渉を待ち続けてきており、準備は整っていると発表した。また、NAFTA は加盟する 3 カ国に有益な協定だが、多くの改善の余地があるとの見解を示した。

「グローブ・アンド・メール」紙 (5 月 19 日) によると、CCC のペリン・ビーティー会長は「トランプ大統領に対して守るべきものは守るが、NAFTA を改善するという目標のために、われわれの要求も交渉のテーブルに載せるべきだ。連邦政府は、デジタル貿易や労働力の流動性、規制協力といった越境取引を円滑にするために必要な内容を、NAFTA の新条項として追加するよう取り組むべきだ」と述べた。また、「新たな協定は、近代的でカナダのビジネスに有益なものとなり、現在の協定より優れたものになるだろう」との見解を示した。

<再交渉による大幅な変更はないとの見方も>

現地紙の取材に対し、北米でビジネスを行うカナダ企業 2 社の経営者はともに、NAFTA 再交渉が大幅な変更には至らないとの考えを明らかにした。自動車部品大手リナマーのリンダ・ハーセンフラッツ最高経営責任者 (CEO) は「トランプ大統領は本質的にはビジネスパーソンだ」「(NAFTA の大幅な変更が自動車産業にマイナスの影響を与えるという) 事実を前に、現実的な意思決定を行うだろう」と述べた。また、カナディアン・パシフィック鉄道のキース・クリール CEO は、トランプ大統領による NAFTA の改善要求はメキシコに向けられたものであり、「最終的にトランプ大統領は、カナダが米国にとっていかに重要な貿易相手であるかを理解するだろう」との見解を語った。

「フィナンシャル・ポスト」紙 (5 月 18 日) によると、C.D.ハウ研究所のダニエル・シュバーネン副所長は、トランプ政権が議会に通知した文書の内容について、「(トランプ大統領が

選挙期間中に強調した) 保護主義というより、むしろ米国からの輸出拡大を志向している」とし、同内容を興味深いと評した。

(伊藤敏一)

通商弘報 7de0c0d411a635be

NAFTA 再交渉に関するパブリックコメントの受付開始—6月27日に公聴会を開催—（米国）

2017年05月24日 ニューヨーク事務所

通商代表部（USTR）は5月23日、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関するパブリックコメントの受付を開始した。5月18日付の議会への再交渉通知書に記載された分野のほか、原産地規則や政府調達などを含む幅広い分野が対象になっている。USTRは6月12日にパブリックコメント募集を締め切り、6月27日に公聴会を開催する。意見募集の結果は、NAFTAの交渉開始30日前までに、USTRが公表する交渉目的の詳細に反映される見込みだ。

<パブリックコメントの締め切りは6月12日>

USTRは、[5月23日付の連邦官報](#)で、NAFTAの再交渉に向けたパブリックコメントの受付開始を発表した。USTRは、NAFTAの再交渉に係る議会通知を5月18日に行い、再交渉の方向性や内容などに関する意見募集を実施するとしていた（[2017年5月19日記事参照](#)）。今回のパブリックコメント募集は、この意見募集の一環だ。

パブリックコメントの提出期限は6月12日に設定されている。提出は、[連邦政府の意見募集サイト](#)において行う（注1）。意見募集は、デジタル貿易、知的財産、規制実施、国有企業、サービス、税関手続き、衛生・植物検疫措置、労働、環境、中小企業支援など前述の通知書で明記されていた分野に加えて、以下のとおり、政府調達や競争法関連の事項についても対象とする広範な内容になっている。また、NAFTAの特恵関税を利用するための条件を規定する原産地規則は、議会通知書には明記されていなかったものの、今回の意見募集の対象に含まれている。

- a. NAFTA 近代化に向けた全般的および製品別の交渉目的
- b. カナダおよびメキシコとの貿易品に課されている関税の撤廃や非関税障壁の撤廃・削減を行った場合に、米国製造業者や消費者に生じる経済的な費用（economic costs）や利益
- c. 以下の事項を含む製品別の対応〔HTSUS コード（米国の関税分類番号）で示すこと〕
 - (1) 特定製品の輸出入に係る関心事項（interests）および障壁
 - (2) 交渉で議題とすべき特定の制度に関する経験
 - (3) カナダとの貿易に関して維持されている関税への対処。NAFTAでのカナダおよびメキシコとの貿易における輸出の優先事項と輸入に係るセンシティブ分野への対処方法を含む
- d. 通関および貿易円滑化に関し、交渉で議題とすべき事項
- e. 原産地規則または原産地認定手続き（origin procedures）に係る適切な改定方法
- f. 交渉で議題とすべきカナダとメキシコにより不当に課されている衛生・植物検疫措置や貿易の技術的障害
- g. カナダおよびメキシコとの間のサービス貿易の障壁
- h. デジタル貿易に関して議題にすべき事項
- i. 貿易に関わる知的財産権に関して議題にすべき事項
- j. 投資に関して議題にすべき事項
- k. 競争関連の事項（competition-related matters）で議題にすべき事項
- l. 政府調達に関して議題にすべき事項
- m. 環境関連で議題にすべき事項
- n. 労働関連で議題にすべき事項
- o. 中小企業に関して特に議題にすべき事項
- p. 貿易救済措置に関して議題にすべき事項
- q. 国有企業に関して議題にすべき事項

<交渉目的の詳細に反映される見込み>

USTRはまた、6月27日にワシントンの米国際貿易委員会（ITC）で、NAFTAに関する公聴会を開催すると発表している（注2）。

2015年貿易促進権限（TPA）法105項は、再交渉開始の30日前までにNAFTAの交渉目的の詳細を一般に公開することをUSTRに求めている。パブリックコメントと公聴会の内容は同交渉目的の詳細に反映される見込みだ。

（注1）書面での提出も可能だが、USTRはウェブサイトからのコメント提出を強く推奨としている。コメント提出に係る手続きについては連邦官報を参照。

（注2）公聴会は必要に応じて、6月28日までの2日間で開催される予定。公聴会での証言を望む関係者は、前述のパブリックコメントの提出期限である6月12日までに、証言内容の概要などをUSTRに提出する必要がある。

（鈴木敦）

通商弘報 d4c1e49175caf0ba

サントス大統領がトランプ大統領と初会談－麻薬対策や貿易・投資、域内政策などで意見交換－（コロンビア、米国）

2017年05月25日 ボゴタ事務所

コロンビアのファン・マヌエル・サントス大統領は5月18日、ワシントンで米国のドナルド・トランプ大統領と初めての首脳会談を行った。会談では、主にコロンビア政府と左翼ゲリラのコロンビア革命軍（FARC）との和平合意内容の履行や麻薬対策、貿易・投資、そして域内政策について意見交換した。会談後の記者会見でサントス大統領は、両国がこれまで以上に協力関係を深めることに確信を持っており、戦略的パートナーシップが強化されたとの認識を述べた。

<米国は紛争後の取り組みに資金援助>

今回の会談で中心となったテーマが、和平合意内容の履行と麻薬対策だった。トランプ大統領は、2016年のサントス大統領のノーベル平和賞受賞について触れ、同氏の和平実現への功績に祝意を述べた。サントス大統領は、米国が「プラン・コロンビア（コロンビア計画）」の枠組みで16年間に100億ドルを拠出してきたことに謝辞を述べ、米国からの支援は決して忘れないと強調した。

プラン・コロンビアはコロンビア国内の麻薬対策である一方、米国の援助により、ゲリラ潜伏地域で農民が作付けするコカを枯葉剤で根絶させ、代替作物を作るなどの活動が展開されてきた。米国は2016年2月、オバマ前大統領が4億5,000万ドルの新規予算とともに「平和のコロンビア」プロジェクトを発動させ、「紛争後の取り組み（ポストコンフリクト）」に対する新たな資金援助を表明していた。その後、米政権の交代に伴い、これら平和予算が継続拠出されるかが2016年秋の米大統領選期間中からのコロンビアの関心事だったが、5月4日に米議会で同予算が承認された。

<コロンビア産アボカドの輸入解禁間近か>

貿易・投資面では、サントス大統領が、発効から5年が経過した自由貿易協定（FTA）の成果を強調した上で、さらなる発展を目指し、新たな投資協定や民間部門も加わるビジネス協議会の設立を発表した。2012～2016年の米国による対コロンビア直接投資額は117億4,300万ドルに達し、115のプロジェクトで計2万2,518人の雇用を創出している。また観光では、2012年に32万8,886人だった米国からの観光客が2016年には約50万人と50%強増加した。貿易関係については、米国はコロンビアにとって輸出入ともに1位の相手国で、2016年は輸出で全体の31.8%、輸入で26.5%を占めた（表1、2参照）。

表1 2016年コロンビアの主要国別輸出(通関ベース)
(単位:100万ドル、%)

順位	国名	輸出(FOB)	
		金額	構成比
1	米国	9,870	31.8
2	パナマ	1,912	6.2
3	エクアドル	1,200	3.9
4	オランダ	1,206	3.9
5	スペイン	1,159	3.7
17	日本	428	1.4
	合計(その他を含む)	31,045	100.0

(出所) 国家統計庁(DANE)

表2 2016年コロンビアの主要国別輸入(通関ベース)
(単位:100万ドル、%)

順位	国名	輸入(CIF)	
		金額	構成比
1	米国	11,878	26.5
2	中国	8,631	19.2
3	メキシコ	3,411	7.6
4	ブラジル	2,117	4.7
5	ドイツ	1,708	3.8
6	日本	1,116	2.5
	合計(その他を含む)	44,889	100.0

(出所)表1に同じ

2012年に34億1,500万ドルだった非鉱業品の対米輸出額は、2016年には38億3,640万ドルと12.3%増加した。トランプ大統領は、米国動植物検疫所によって数年にわたり調査が行われているコロンビア産アボカド(ハス種)の米国への輸入に関し、輸入承認に向けた最終プロセスをスピードアップすることを約束した。アボカドは、商工観光省が輸出有望産品として掲げている26品目のうちの1つで、2016年の輸出額は3,500万ドルと2015年の1,010万ドルから3.5倍に増加している。現在の主な輸出先国はオランダ、英国、スペイン、フランスだが、米国への輸出が可能になれば、市場が約20億ドル広がるとみられている。

<メキシコ国境の壁やベネズエラなど域内政策も協議>

両大統領は、米国のメキシコ国境の壁建設や、ベネズエラの現状など域内政策についても意見を交わした。トランプ大統領は、国境の壁建設について麻薬密売と関連付け、米国社会への危険を阻止するために必要だ、と述べた。ベネズエラに関しては、南米のためにも安定した平和な国になってほしいとの見解を示した。8月には、マイク・ペンス米副大統領がコロンビアを訪問する予定で、両国は一層の関係強化へ向けて足並みをそろえていく。

(茗荷谷奏)

通商弘報 ea37a954477f46d0

ITC、NAFTA 再交渉に伴う関税撤廃の影響を調査—6月20日に公聴会を開催—（米国）

2017年05月29日 ニューヨーク事務所

米国際貿易委員会（ITC）は5月26日、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉に伴う米国の関税撤廃の影響調査を開始すると発表した。調査は、ロバート・ライトハイザー通商代表部（USTR）代表が1974年通商法と2015年大統領貿易促進権限（TPA）法に基づき要請していたもので、結果は、公聴会やパブリックコメントを経て8月16日までにUSTRに提出されるが、内容は「機密情報」扱いとなる見込みだ。

<関税課税品目全てが対象に>

ITCは5月26日、NAFTA再交渉による米国側の関税撤廃の影響調査を開始すると[発表](#)した。カナダとメキシコからの輸入品に課している関税を撤廃した場合の国内経済や産業、消費者への影響を調査してUSTRに報告する。

同調査は、NAFTA再交渉の議会通知が行われた5月18日に、ライトハイザー通商代表がITCのロンダ・シュミットトレイン委員長宛てに書簡で要請したもので、1974年通商法131条と2015年TPA法105条に基づく。

1974年通商法131条は、貿易協定の締結による関税変更で生じ得る経済的な影響（probable economic effect）について、「随時」ITCに調査を命じることを大統領に義務付けている（注）。ライトハイザー通商代表は、大統領から委任された権限に基づき、カナダとメキシコからの輸入品の関税撤廃の影響を調査するようITCに要請した。

2015年TPA法105条は、農産品を対象とした通商交渉を行う場合には、議会との協議を行うことを通商代表に義務付けている。また通商代表は、農産品の輸入センシティブ品目を特定した上で、当該品目に対する関税撤廃が米国の国内産業や経済に及ぼす影響に関してITCに調査を命じることが求められている。本調査の実施後に、通商代表は関税削減を行う品目を、その理由とともに議会の関連委員会に通知しなければならない。

ライトハイザー通商代表の書簡では、砂糖（砂糖を使った一部のシロップやチョコレートなども含む）、酪農品（牛乳、クリーム、ヨーグルト、バター、チーズなど）、野菜、かんきつ類、たばこ、肉（牛肉、羊肉など）、ウールや綿花など385品目（米国関税分類8桁ベース）が輸入センシティブ品目として示されている（通商専門誌「インサイドUSトレード」5月19日）。しかし通商代表は、センシティブ品目のほか、NAFTAにおいて関税が維持されている全ての農産品に対する調査を要請しており、ITCもこれに基づいて調査を実施することになる。

<6月26日までパブリックコメントを募集>

ITCの調査は以下のスケジュールで行われ、公聴会は6月20日に開催される。また、6月26日までパブリックコメントを募集する。

- 6月7日：公聴会参加のための申請期限
- 6月13日：公聴会前の情報提供・声明提出の期限
- 6月20日：公聴会
- 6月26日：公聴会後の情報提供・声明提出の期限
- 6月26日：全ての書面提出の期限
- 8月16日：USTRに報告書提出

なお、ライトハイザー通商代表は、[大統領令13526（2009年12月29日付）](#)に基づいて、調査結果を10年間は機密情報扱いとするようITCに要請している。

(注) 条文では、「大統領は調査を望む品目を随時 ITC に提示しなければならない (President shall from time to time publish and furnish the ITC with lists)」とされている。2015 年 TPA 法 105 条には農産品調査で「随時」との文言はなく、より強い義務となっている。

(鈴木敦)

通商弘報 66928748db5d6d2a

政策に対する「過剰な反応は禁物」とアドバイザー元商務長官、トランプ政権の特徴を解説― (米国)

2017年05月30日 ニューヨーク事務所

カルロス・グティエレス元商務長官はジェットロが開催したセミナーで、トランプ政権の政策に対する「チェック・アンド・バランス」は機能しており、「過剰な反応は禁物」と日系企業にアドバイスした。また、貿易政策や移民政策が足かせとなり、現政権が志向する高成長の実現は難しいとの見方を示した。

<大統領のコメントや声明も交渉の一部に>

ジェットロは4月28日にニューヨーク市内で、ワシントンに本拠地を置く国際戦略コンサルティングファーム、オルブライト・ストーンブリッジ・グループ (ASG) と共催して、「トランプ新政権の通商政策」をテーマに、在ニューヨークの日系企業向けにセミナーを開催した。同セミナーでは、ASGの幹部がトランプ政権の通商政策の特徴などについて解説した。ASG共同会長でもあるグティエレス氏はメインスピーカーとして講演した。その講演内容の要旨を紹介する。

ブッシュ政権下で2005～2009年に商務長官を務めた経歴を持つグティエレス氏はトランプ政権について、「ポピュリスティックな政策が特徴」と指摘した。「トランプ大統領は『米国の工場が閉鎖されて雇用が失われたのは、自由貿易、移民のせいであり、自分がそれを解決して、米国内に製造業を再び持ってくる』と約束し、選挙に当選した」「米国第一主義を前面に押し出し、中国やメキシコなど、トランプ大統領が米国の雇用問題の原因と考える国々への圧力を高めている」「米国の現在の失業率は4.5%だが、フルタイムで働きたいパートタイマーや、就職を諦めたような人々を加えると、実質的には9%以上となる」と、政権誕生の背景などを説明した。

トランプ政権のメンバーについては、「軍事、ビジネス、外交などの分野において経験豊富で責任を果たせるプロフェッショナルを集めた非常に良いチームを構成した」と評価した。ただし、トランプ大統領の交渉スタイルには留意する点があり、「トランプ大統領は自分が『優れた交渉者 (good negotiator)』というイメージに価値を置き、優れた交渉者であることを世界に知ってほしいと考えている」「そのため公開の場で交渉し、FOXニュースなどのメディアやツイッターなどを使ってさまざまなコメントや声明を発信し、その声明が交渉の一部になっている」と指摘する。従って、どの声明が交渉用なのかを見分ける必要があると、これを読み間違えると、「通商交渉や地政学的な問題において、交渉の初期段階で誤解を生じてしまうリスクがある」と注意を促した。

<政策実現には財源確保が課題>

グティエレス氏は、政策実施の不確実性にも注意が必要と指摘する。株式市場は好調で高止まりし、ビジネス関係者や投資家にとっては聞こえの良い話が多く、法人税を35%から15%に引き下げる税制改革案やインフラ開発への取り組み、社会保障や公的医療保険の予算を維持した上での国防費540億ドルの追加など、「これらは非常に果敢で、米国経済を活性化してくれるように聞こえるが、問題は財源をどうするかという点だ」と述べ、政策の実現には財源確保が課題だと指摘した。

グティエレス氏は財源確保に関連し、国境調整税のリスクも指摘した。国境調整税の現実味は薄れつつあるが、財源確保に向けた一案としてまだテーブルの上に残されており、同税を導入すると「貿易相手国の報復を招き、世界各国の貿易障壁を増加させ、貿易を停滞させ、世界経済に甚大な影響を及ぼしてしまうリスクがある」と述べた。また、トランプ政権は予算収入の減少を成長率3.0～4.0%の高い経済成長で補うと説明している。これは財政赤字を伴わない経済成長を目指すものだが、「実際には難しいだろう」と同氏は指摘した。特に貿易政策、移

民政策が経済成長の足かせとなり得、「米国経済は100年以上も前から移民を労働力として取り込みながら成長してきた」と移民の必要性を強調した。

<米国のチェック・アンド・バランスは機能している>

北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉について、トランプ大統領は、米国にとって良い取引ができなければ、NAFTA から撤退すると発言しているが、グティエレス会長は「これは交渉用の声明で、このような大統領の声明だけで、メキシコ通貨が下落し、投資が止まるという現象が起きている」と指摘した。NAFTA は1兆ドルを超す貿易圏で、この24年間でサプライチェーンが非常に複雑に統合されており、「スイッチを切り替えるように簡単に撤退できるようなものではない。米国、カナダ、メキシコの企業だけでなく、NAFTA 地域に投資している欧州やアジア企業にも大きな影響を与える」との見方を示した。

最後に、グティエレス氏は日系企業へのアドバイスとして、当初のオバマケア（医療保険制度改革）の廃止・代替案がトランプ大統領の思いと異なり、議会を通過しなかったり、イスラム圏7カ国の国民の入国禁止令が裁判所で差し止められたりするなど、「チェック・アンド・バランスは機能している」と述べた。今後も政策の状況は頻繁に変化していくことが予想されるため、「全てのことに過剰に反応しないこと。生産設備を動かすような大きな決断はあまり拙速に決めない方がいいだろう」と総括した。

(若松勇)

通商弘報 adf6ef431f5b8ddf

トランプ大統領の歴訪、中東首脳は対話を評価—GCC 諸国を中心とした各国メディアの反応— (湾岸協力会議<GCC>、米国)

2017年06月05日 ドバイ事務所

トランプ米大統領は就任後初の外遊として、5月下旬に中東・欧州を歴訪し、サウジアラビアやイスラエルを訪問した。サウジアラビアではサルマン国王らと会談したほか、米国と湾岸協力会議（GCC）とのサミットや米アラブ・イスラムサミットが開かれ、イスラエルではネタニヤフ首相と会談した。GCC 諸国を中心に、各国メディアの反応を報告する。

<トランプ大統領の就任後初の外遊>

トランプ米大統領は就任後初の外遊として、5月20～21日にサウジアラビア、22～23日にイスラエルを訪問した。サウジアラビアでは、サルマン国王らと会談したほか、米GCCサミット、米アラブ・イスラムサミットが開かれ、GCC6カ国やエジプト、マレーシアなど50カ国以上のイスラム諸国の首脳・要人が一堂に会した。米国とGCC諸国は、過激主義グループへの資金提供を止めるためさらに協力し、リヤドに対策センターを設置することで合意し、覚書（MOU）を締結した。米アラブ・イスラムサミットでは、最終声明でテロ対策の強化や国際社会の安定への貢献などで合意した。イスラエルでは、ネタニヤフ首相らと会談し、中東和平に向けた意欲を示した。

<中東諸国は協議自体の意義を強調>

中東7カ国出身者の米国ビザを一時発給停止するなど、イスラムに対し厳しい姿勢を示していたトランプ大統領が就任後初の外遊先として中東を訪問し、米国と50以上のイスラム諸国が安全保障問題などについて協議することができたことの意義を、中東各国の元首らは強調している。サウジアラビアのサルマン国王は「過激主義やテロリズムへの対抗、寛容さと共存の価値の普及、現在および未来の人々のための安全、安定、協力の強化について、この歴史的なサミットが新しい連携を導くだろう」と述べた。アラブ首長国連邦（UAE）のハリーフア大統領の代理でサミットに出席したアブダビのムハンマド皇太子は「アラブ・イスラムのリーダーとトランプ大統領との先例のない結集は、過激主義やテロリズム、地域の不安定化要因に共同で立ち向かう努力を示し、アラブ・イスラム・米国関係の新しいステージの始まり」と強調した。

GCC 諸国の各メディアは、オバマ前大統領時に悪化した対米関係の改善を歓迎ムードで報じている。UAEの大手英字紙「ガルフ・ニュース」は「修復された米GCC同盟がより良い明日を保証する」と題した記事で、モハメド・ビン・フワイデン UAE 大学政策科学部長による「トランプ大統領は中東が米国にとって重要な地域であることを示し、共通の利益に基づくGCC諸国との強い同盟を約束したニクソン元大統領と同様の戦略を適用した」とのコメンタリーを紹介している。

一方で、冷静に事態を捉えようとする専門家や、トランプ大統領のイスラムに対する突然の姿勢の変化に納得していない中東専門家の意見も多く紹介されている。アルジャジーラは、メリーランド大学のシブレー・テルハミ教授兼世論調査員の「GCC諸国およびヨルダンを中心とする中東のリーダーたちはオバマ前大統領の尊大な中東政策を好ましく思っていなかった。前大統領と異なる外交政策を持った大統領が来たから歓迎されたただけだ」とするコメントを紹介した。CNNは、ヨルダンのイブラヒム・アルジャジー前法相が「トランプ大統領は、イスラムは米国を嫌っているという態度から、共通の価値や利益を用いたより友好的なアプローチに変わった。しかし、ヨルダン人や他のイスラム教徒はトランプ大統領が米国の中東政策を明確に打ち出すことを期待している」とコメントしたことを報じた。また、「ガルフ・ニュース」において、エミレーツ政策センターのエプテサム・アル・ケトビ代表は「トランプ政権が歴史的に正しい側に付き、中東地域はより期待に満ちているようにみえるが、われわれはより慎重になり、中国やロシアなどとの連携を多様化する政策を進めなければならない」と、アラブ諸国に警鐘を鳴らした。

トランプ大統領は演説でテロとの戦いを呼び掛ける中で、支援には負担が必要との立場を明らかにし、イランをテロ支援などで名指しで批判した。しかし、在リヤドのコンサルタントは、イランの脅威に対する米国の安全保障協力はサウジアラビアにとって非常に大きな恩恵になるとしながらも、サウジアラビアの国家財政に対する影響をトランプ大統領来訪前から懸念していた。同コンサルタントは、来訪中に発表された今後 10 年間で 3,500 億ドルの兵器輸入や米国への資本投資を実行するためには、緊縮政策下のサウジアラビアは海外などの外部資金に依存せざるを得ないと考えており、国営石油会社アラムコの新規株式上場（IPO）が実現するまでは国債発行や銀行借入れがさらに拡大すると予想する。

中東への関与姿勢を示すトランプ政権について、オバマ前政権からの変化自体は歓迎されているが、中東諸国はその本気度を計りかねているようだ。

(アシュラフ・ガハダ、山本和美)

通商弘報 7119a24b90792690

トランプ米大統領は6月1日、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定から離脱すると発表した。その理由として、協定が米国に不利益をもたらす一方で、他国にとって極めて有利となる点を挙げた。協定は既に発効しており、規定により米国の離脱時期は早くも2020年11月4日となる。

<「2025年までに270万人の雇用を奪う」>

トランプ大統領は大統領選挙期間中から、オバマ前政権が議会の承認を得ずに行政権限で進めてきたパリ協定を批判してきた。大統領は人為的な気候変動の可能性は否定しないものの、温暖化対策による米国の産業競争力への影響を問題視しており、今回の決定は選挙戦の公約を実現するものといえる。

大統領は、パリ協定により米国は温暖化対策で巨額の支出を迫られる一方で、雇用喪失、工場閉鎖、産業界や一般家庭に高額なエネルギーコストの負担を強いるとし、また、2025年までに製造業部門で44万人、全体で270万人の雇用が失われ、2040年までにGDPで3兆ドルが失われると述べた。

大統領が演説で引用したこうした数字は、民間のシンクタンク米国経済研究協会（NERA）が3月に発表したもので、引用された数値は報告書どおりだが、エール大学のケネス・ギリングム教授は米紙で、「NERAの報告書で示された数値はさまざまな仮定の下に算出されたもので、割り引いて解釈すべきだ。特に、クリーンエネルギー部門の成長など温室効果ガス削減のプラスの側面を配慮しておらず、トランプ大統領は報告書の都合のいいところだけ取り上げている」と論評している。

また、トランプ大統領は6月1日の演説で、オバマ前政権がコミットした国連緑の気候基金（GCF）への拠出が、米国の巨額な負担となっていると批判した。

<実際の離脱は2020年11月以降か>

パリ協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を摂氏2度未満に抑制するとともに、1.5度まで抑制する努力の継続を目指している（協定第2条1項）。協定の発効要件は加盟国が55ヵ国以上で、加盟国の温室効果ガス総排出量が世界全体の55%以上と規定されている。米国の排出量は17%程度なので、米国が離脱してもパリ協定の存続には影響しない。

協定は2016年11月4日に発効しているため、米国は協定第28条1項により、2019年11月4日まで協定脱退を他の締約国に通告できない。また、協定第28条2項で、協定離脱が有効となるのは通告から1年後となっており、米国の離脱が実現するのは早くも2020年11月4日、すなわち次回の米国大統領選挙の翌日となる。

<米国に「公平」な枠組みを模索>

ただし協定第28条3項により、米国がパリ協定の基となっている国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）から脱退すれば、パリ協定からの即時離脱は可能だが、トランプ大統領はUNFCCCにはとどまるとみられている。これはUNFCCCが米国議会で可決された1992年、大統領は共和党のジョージ・ブッシュ（父）氏で、共和党議員も賛成しており、UNFCCC離脱はパリ協定離脱よりも政治的ハードルが高いといわれているからだ。さらに大統領は6月1日の演説で、パリ協定からは離脱するが、米国の企業や労働者にとって「公平な」条件での再加盟に向けて交渉を開始するか、新たな枠組みを求めていくとして、今後を含みを残している。

スコット・プルイット環境保護庁長官は6月1日、大統領の後に演説し、米国の雇用を最優先する大統領の決定を支持するとともに、米国が環境上の責任で他国に謝罪すべきものはないと述べた。同長官は、2000年から2014年にかけて米国は温室効果ガスを18%以上削減しているが、これは政府の規制や指導ではなく、民間企業のイノベーションや技術の進歩によって成し遂げたものだと説明した。規制ではなく、民間のイノベーションで地球温暖化対策は可能だという見方で、これがトランプ政権の基本的なスタンスともいえそうだ。

一方、石油・ガス産業界は、パリ協定離脱を必ずしも歓迎しているわけではない。とりわけ、レックス・ティラーソン国務長官の出身元であるエクソンモービルは、かねてパリ協定から離脱しないよう大統領に求めていた。

(木村誠)

通商弘報 cf2aeal6377ec778

ハガティ氏、対日貿易赤字縮小に意欲―駐日大使に指名、上院外交委の公聴会で所信表明― (米国、日本)

2017年06月07日 米州課

米上院外交委員会は5月18日、トランプ大統領が駐日大使に指名したウィリアム・F・ハガティ氏に対する公聴会を開いた。同氏は、大手コンサルティング会社での勤務や政権スタッフとしての経験があり、日本駐在や日本企業の投資誘致に取り組んだこともある。公聴会では通商分野の質問が相次ぎ、同氏は対日貿易赤字縮小に取り組む考えや、知的財産権などにおける日米連携強化を表明した。上院で速やかに承認される見通しだ。

<日本駐在経験もあるビジネスパーソン>

ハガティ氏（52歳）はビジネス経験が豊富で、1984～1990年にボストン・コンサルティング・グループ（BCG）に勤務し、直近は自ら設立した投資会社を運営している。BCG時代には東京に3年間駐在した。ブッシュ（父）政権下では、ホワイトハウスの通商担当スタッフに従事するなど、政界とのつながりも深いとされる。

日本との関係では、ハガティ氏が2011年に出身地のテネシー州の経済開発責任者に就任した際、日産やブリヂストンなどの投資誘致に取り組んでいる。2012年10月にジェトロが同州で主催した「ものづくりセミナー」では、「日系企業の進出は非常に重要。労働者に先進的なトレーニングを施し、新しいスキルと収入増をもたらしてくれる」「日産やブリヂストン、デンソー、カルソニックカンセイはテネシーの労働者に投資してくれる素晴らしいテネシー企業だ」などと述べている。

ハガティ氏は2016年の大統領選挙予備選で、当初はブッシュ元フロリダ州知事を支援したが、同氏撤退後にトランプ氏支持に回り、7月からは政権移行チームの人事担当ディレクターに就任した。政治任用ポストを管轄するなど、トランプ政権に貢献している。

<議員から産業ごとの改善要望が噴出>

公聴会の冒頭でハガティ氏は、2月の安倍晋三首相の訪米のほか日米の閣僚級が次々に会談していることを引き合いに出し、「トランプ政権はその言動を通じて、日本との同盟、パートナーシップ、友情が重要であることを明示している」と述べた。また日本との関係について、「4万人のテネシー州民が日本企業に直接雇用され、外国企業による同州への直接投資の6割を日本が占める」と、日本の米国経済への貢献をたたえた。

一方、大使就任後の目標については、「米企業のために輸出機会の創出や日本市場へのアクセス改善に取り組み、対日赤字を減らしたい」と証言するなど、トランプ大統領の方針に沿って市場アクセス改善を求める考えを示した。

上院議員の質問は主に通商分野に集中した。ジョン・バラッソ議員（共和党、ワイオミング州）は、選出州の主要産品である牛肉（日本の輸入関税率：38.5%）とガラス製品などの原料となるソーダ灰（3.3%）について、取り組みを聞いた。ハガティ氏は牛肉の関税の仕組みは複雑としつつ、「改善に向けて取り組む」と述べ、ソーダ灰も優先的に対処するとした。バラッソ議員は、牛海綿状脳症（BSE）問題後、日本は2006年に米国産牛肉の輸入を解禁したが、現在輸出可能なのは月齢30ヵ月以下で、この制約が米国の競争力を阻害していると改善を促した。また、別の議員から鶏肉の市場アクセスを問われたハガティ氏は、「完全な市場アクセス」を確保すると約束した。

ロブ・ポートマン議員（共和党、オハイオ州）から、米国製自動車日本市場に浸透しない理由を問われたハガティ氏は「私が日本で生活していた時、自動車産業は非常に複雑な流通システムを形成していた。規制調和の問題もある」と答えた。ポートマン議員は、日本が米国の

安全基準との調和を試みないことが米国製自動車の市場参入を難しくしているとの考えを示し、ハガティ氏は、日本の自動車業界とは個人的なつながりもあり、米メーカーの参入に役立つと述べた。

ジェフ・マークリー議員（民主党、オレゴン州）の対日貿易赤字に関する質問に対して、ハガティ氏は「貿易赤字上の障壁に多大な注意を払う」「産業別のアプローチを志向する。仮説に基づくアプローチと違って、現実的に進展を得ることができる」と語った。重点的に取り組む産業として液化天然ガス（LNG）などは「対日エネルギー輸出は貿易赤字に対して即時的な効果をもたらす」としたものの、農業分野については懸念もあったとした。

他方で、「日本は中国向け輸出を多く行っており、知的財産権の面で米国同様、強い懸念を有している」「アジア地域における知財などの分野で連携できる」など同分野での連携を深めていく考えを示し、「最大のチャンスは、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉で得た進展の中にある。TPPの幾つかの要素は、進行中の日米経済対話において良い土台になるだろう」と述べ、TPPを一部ベースに今後の交渉に取り組むことを示唆した。

公聴会では同氏の駐日大使としての正当性を疑問視する声は特に上がらず、ボブ・コーカー上院外交委員長（共和党、テネシー州）は可及的速やかに承認を求める意向を示している。

（藪恭兵）

通商弘報 46df831435387921

ビジネスや防衛・軍事など幅広い分野で合意—トランプ米大統領のサウジ訪問（1）—（サウジアラビア、米国）

2017年06月09日 リヤド事務所

5月20～22日にかけて、米国大統領として就任後初の外遊先にサウジアラビアを選んだトランプ大統領が首都リヤドを訪問した。2国間の首脳会談のほか、湾岸協力会議や50以上に及ぶアラブ・イスラム諸国との会議も開催された。サルマン国王の歓迎ぶりには、オバマ前政権に比べて米国の中東政策により積極的な関与を求めるサウジ側からの大きな期待がうかがえた。2回に分けて報告する。

<リヤドで首脳会談のほか2つのサミットを開催>

ドナルド・トランプ米大統領が5月20～22日にサウジアラビアの首都リヤドを訪問した。就任後初の外遊先にサウジを選んだのは、米大統領として初めてのことだと、5月4日の当地英字紙「アラブ・ニュース」が報じた。

サウジと米国の首脳会談のほか、湾岸協力会議（GCC）との米GCCサミット、および55カ国のアラブ・イスラム諸国の首脳らが会した米アラブ・イスラムサミットが2日間にわたり開催された。会議に先立ち、専用ウェブサイトが立ち上げられ、2国間関係の歴史や今回開催された3つのサミットの意義と参加国、米政府要人による2国関係に関する過去の発言などが掲載された。

地元テレビ「サウジ2」は大統領到着から歓迎式典、公式会議などを生中継し、中継の合間にはトランプ大統領が自ら「米国大統領として初の訪問国をサウジアラビアとした」と発表した際の映像や、初代アブドゥルアジーズ国王とルーズベルト米大統領の1945年の会談風景や、歴代国王の訪米や米大統領と一緒に写った写真を流し続け、両国関係の歴史を紹介した。

直近の両国経済関係として、5月20日の「アル・リヤド」紙が報じたところでは、商業・投資相の発表で両国の2016年の貿易額は1,420億サウジ・リヤル（約4兆1,180億円、1リヤル＝約29円）で、サウジからの輸出額656億リヤル、米国からの輸入額が758億リヤルだった。米国はサウジアラビアからの輸入国として世界2位、サウジアラビアへの輸出国としては1位だ。

<官民ともに多数の合意文書に署名>

訪問初日の5月20日に開催されたサウジと米国の首脳会談では、多くの合意文書に署名がなされた。両国首脳によって署名された多くの合意がもたらす投資可能性は総額2,800億ドルに上るとサウジ国営通信は伝えた。また、ムハンマド・ビン・サルマン副皇太子とティラーソン米国務長官は防衛に関する2本の覚書に署名し、このほかにも複数の閣僚・関係者により製造業に関するパートナーシップや軍事関連の文書が署名された。トランプ大統領は内務相でもあるムハンマド・ビン・ナイーフ皇太子とも会談し、テロ対策など軍事・防衛に関する協力を確認した。

首脳会談と並行して、ビジネス関連ではサウジ米国CEOフォーラムが開催された。これは2国間の貿易・投資を促進し、ビジネス関係を強化するためのハイレベル会合で、米国企業52社、サウジ企業44社のほか、周辺国企業、日本からはソフトバンクが参加した（主催者資料）。

個別企業の合意の一例としては、国営石油会社サウジアラムコがジェイコブズ・エンジニアリングと建設管理サービスを提供する合弁設立合意書を締結し、3,000人の雇用が生まれるとしているほか、ナショナル・オイルウェル・バーコとは、ハイスペックな石油掘削リグや装置を供給する合弁設立合意をし、1,000人の雇用が生まれるとしている。シュルンベルジェ、ハリバ

ートン、ウエザーフォードの3社とは、石油分野の製品およびサービスの国内調達に関わる一連のプロジェクト提供で合意をしており、各社2,600人、750人、900人の雇用創出をできるとしている。サウジアラムコが米国企業と締結した合意金額は総額500億ドルに上るとされる（5月21日「アラブ・ニュース」およびサウジアラムコ・プレスリリース）。

CEOフォーラム主催者のウェブサイトによると、トランプ大統領の歴史的訪問の結果として、貿易・投資分野での合意総額は3,500億ドル、25万人の雇用を生み出すことが期待されるとしている。また、両国の戦略的パートナーシップ構築への協力と平和な中東地域を目指すことなどを掲げ、国王と大統領が主催するグループ会合を少なくとも毎年1回は開催するとした「戦略的ビジョン共同宣言」も採択した。

<トランプ政権の中東政策に大きな期待>

5月21日付ロイター通信は、トランプ大統領の到着時のサルマン国王の歓迎の様子を、オバマ前大統領の訪問時と比べて好意的な対応だったとしている。実際に訪問初日には、王国美術展を大統領夫妻が訪れた際に、ずっと隣に寄り添い案内するサルマン国王の姿がテレビで流れていた。イランに対して柔軟な姿勢を取り、中東離れともいわれる政策を取ったオバマ前政権に比べて、トランプ政権への期待の大きさが見て取れる。



市内に掲げられた大統領と国王の写真(ジェットロ撮影)

(星出純江)

通商弘報 c1c446d42a8ce64e

10年後に財政収支を黒字化の見通しを提示—2018年度予算教書の詳細を公表（1）—（米国）

2017年06月12日 ニューヨーク事務所

トランプ政権は5月23日、2018会計年度の予算教書を発表し、議会に提出した。「偉大なアメリカのための新たな基盤」との表題が付された就任後初となる予算教書では、政策の優先事項を前政権から大幅に変更し、政府全体の合理化を図ることにより、大幅な歳出抑制策を実行することなどが盛り込まれた。また、これにより、10年後の2027会計年度には、財政収支を黒字化させるとの見通しを示した。2回に分けてその内容を概観する。

<義務的経費の削減などで2018年度の財政赤字額は縮小>

トランプ政権は5月23日、就任後初となる2018会計年度（2017年10月～2018年9月）の予算教書（注1）の詳細を発表した。表題を「偉大なアメリカのための新たな基盤」とし、国民の安全と豊かさ確保のため、政策の優先事項を前政権から大幅に変更するとした。また、納税者から納められた貴重な税収を、政府は真に価値のある政策に絞って効率的、効果的に使用することを約束し、歳出と債務残高のGDP比の減少につなげるとした。

3月16日に公表された予算教書の方針（[2017年4月6日記事参照](#)）では、2018会計年度の裁量的経費の大枠が示されたが、今回発表された詳細版では、社会保障費などの義務的経費、税制改革などの歳入面を含めた、予算の全体像が提示された。また、今後10年間の歳出・歳入の規模、財政収支、政府債務残高などについての見通しも示された（表参照）。

予算教書によると、2018会計年度は、歳出総額が前年度比0.8%増の4兆945億ドル（GDP比20.5%）、歳入総額が5.6%増の3兆6,543億ドル（GDP比18.3%）との案になっている。

表 予算教書で示された歳入・歳出、財政収支、政府債務残高の姿（単位:10億ドル、%）

会計年度	歳出			歳入			財政収支		政府債務残高	
	金額	前年度比	GDP比	金額	前年度比	GDP比	金額	GDP比	金額	GDP比
2016年度	3,853	4.5	20.9	3,268	0.6	17.8	△ 585	△ 3.2	14,168	77.0
2017年度	4,062	5.4	21.2	3,460	5.9	18.1	△ 603	△ 3.1	14,824	77.4
2018年度	4,094	0.8	20.5	3,654	5.6	18.3	△ 440	△ 2.2	15,353	76.7
2019年度	4,340	6.0	20.7	3,814	4.4	18.2	△ 526	△ 2.5	15,957	76.2
2020年度	4,470	3.0	20.3	3,982	4.4	18.1	△ 488	△ 2.2	16,509	75.1
2021年度	4,617	3.3	20.0	4,161	4.5	18.0	△ 456	△ 2.0	17,024	73.7
2022年度	4,832	4.7	19.9	4,390	5.5	18.1	△ 442	△ 1.8	17,517	72.2
2023年度	4,933	2.1	19.4	4,615	5.1	18.1	△ 319	△ 1.3	17,887	70.2
2024年度	5,073	2.8	18.9	4,864	5.4	18.2	△ 209	△ 0.8	18,150	67.8
2025年度	5,306	4.6	18.9	5,130	5.5	18.2	△ 176	△ 0.6	18,379	65.3
2026年度	5,527	4.2	18.7	5,417	5.6	18.3	△ 110	△ 0.4	18,541	62.7
2027年度	5,708	3.3	18.4	5,724	5.7	18.4	16	0.1	18,575	59.8

（注）2016会計年度は実績、2017会計年度以降は見通し。

（出所）行政管理予算局(OMB)

歳出のうち、裁量的支出については、3月の方針でも示されていたとおり、国防費の歳出上限を540億ドル増やす一方、非国防費の上限を同額減らすことや歳出上限の内訳変更などが盛り込まれた。義務的経費については、食料品などの購入に使われるフードスタンプ（食料配給券）やメディケイド（低所得者向けの公的医療保険）への支出減など、低所得者層向けプログラムへの支出抑制策などが盛り込まれ、前年度比1.5%減の2兆5,355億ドルとされた。

歳入については、4月26日に公表された税制改革案の骨子（[2017年5月12日記事参照](#)）に沿った方針（所得税・法人税改革など）が盛り込まれた。詳細は明らかにされなかったが、予算教書で示された見通しによると、税制改革案に沿った減税を実施しても、今後10年間で歳入が約2兆2,000億ドル増えるとされている。行政管理予算局（OMB）のミック・マルバニー局長はこの見通しについて、大型減税を通じた経済成長の実現、税の簡素化による捕捉漏れの削減などを通じて、減税を行っても増収が期待できると述べるとともに、現時点では「税制改革が財政収支に対して中立的であると仮定することが最も合理的と考えた」としている。

この結果、2018会計年度の財政収支は4,402億ドル（GDP比マイナス2.2%）の赤字となり、2016、2017会計年度（マイナス3.2%、マイナス3.1%）と比べて赤字幅が改善する見込みとした。政府債務残高は15兆3,530億ドル（GDP比76.7%）と、2016、2017会計年度に比べて増加するものの、経済成長を通じた増収などにより、GDP比が前年度比で0.7ポイント縮小する姿が示された。

<歳出抑制策を継続し2027年度の財政黒字達成を見込む>

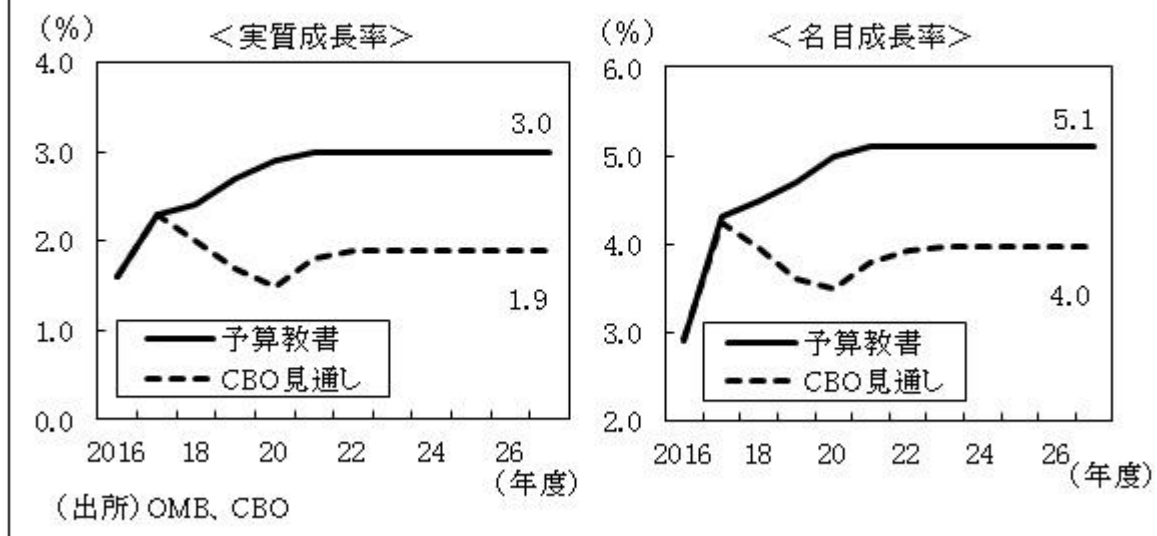
予算教書では、2019会計年度以降も多岐にわたる歳出抑制策を継続することが掲げられており、こうした取り組みを通じて、10年後の2027会計年度には、財政収支を黒字化させる見通しを示した。今後10年間で義務的経費・裁量的経費を合わせて累計3兆5,630億ドルの収支改善を図る案が盛り込まれており、マルバニー局長は5月23日の記者会見において「納税者第一の予算だ」と述べた。この結果、2027会計年度の歳出総額は5兆7,080億ドル（GDP比18.4%）、歳入総額は5兆7,240億ドル（18.4%）になると見込まれ、財政収支は160億ドルの黒字（GDP比0.1%）に転ずる姿を示した。また、政府債務残高のGDP比は59.8%と60%を下回る水準になり、2016会計年度末の77.0%から大きく改善する見通しとした。

<政府の3%成長の見通しに楽観的との声も>

こうした収支改善が可能とする見通しの背景には、大幅な歳出削減策の実施に加えて、政策変更による経済成長や所得増の実現を通じて、今後10年間で2兆620億ドルの収支改善効果が含まれていることがある。一方、米シンクタンク「責任ある連邦予算委員会（CRFB）」のマーク・ゴールドウェイン氏がこうした見通しに対して、経済成長率の見通しが他のどの機関の見通しよりも突出して高く、算出根拠も十分に明らかとされていないことから、「仮の経済成長」に基づく予算教書だと述べる（ナショナル・パブリック・ラジオ5月23日）など、予算教書の前提が楽観的との声も聞かれる。

2017年1月24日に議会予算局（CBO）が公表した財政見通し（注2）では、2020年代半ば以降の実質成長率を1.9%、名目成長率を4.0%と見込んでいるが、今回公表された予算教書では、実質成長率を3.0%、名目成長率を5.1%としている（図参照）。マルバニー局長は「建国から240年間の（実質）平均成長率は3%を超えており、第二次世界大戦後の平均も同様だ」とし、3%の実質成長率は「かつての標準的な成長率であり、再びトランプ政権下で新しい標準になる」と述べた。

図 予算教書における経済成長率の見通しとCBO見通しの比較



(注1) 予算教書は、その年の10月1日から始まる会計年度(翌年9月30日まで)の予算案の編成方針について、大統領が議会に対して示すもの。最終的な予算編成権は、歳出・歳入のための関連法案を議決する議会が有している。

(注2) CBOによる見通しは、現行法が続くとの前提の下で作成された。

(権田直)

アラブ・イスラム諸国首脳とテロ対策など協力確認ートランプ米大統領のサウジ訪問（2）ー （サウジアラビア、米国）

2017年06月12日 リヤド事務所

トランプ米大統領のリヤド訪問2日目の5月21日には、アラブ・イスラム諸国との会議「米アラブ・イスラムサミット」が開催された。同会議には55カ国から首脳らが集い、テロ対策を中心に議論し、協力関係の強化を確認した。連載の後編。

<テロ組織の資金源を断つ必要性を強調>

5月20～22日にドナルド・トランプ米大統領がサウジアラビアの首都リヤドを訪問したのに合わせ、2日目の21日には、55カ国のアラブ・イスラム諸国の首脳らが出席して米アラブ・イスラムサミットが開催され、「過激主義とテロリズムへの対策」について議論し、協力関係の強化・構築確認を行った。参加国は湾岸協力会議（GCC）6カ国、中東・北アフリカ地域（MENA）の諸国のほか、イスラム教徒の多いアジアや中央アジアの国々も集まった。

サウジ国営通信によると、サルマン国王は「会場に集まった55カ国は15億人以上の人口を抱え、過激主義やテロとの戦いにおいて重要なパートナーだ」とし、テロ組織の資金を枯渇させるために資金の流れを止めること、地域の安全と安定を目指すことなどへの協力を訴えた。トランプ大統領は「テロリストはいかなる宗教をも信じていない」とし、集まった各国の首脳らに対し、テロ組織の資金源を断つ必要性を呼び掛けた。米大統領選ではテロの根源はイスラム教徒だとのキャンペーンを繰り返して広げ、大統領就任後にはイスラム教徒の入国制限を発したが、この時は融和の姿勢を見せたかのようにだった。



市内の至る所にサミット参加国の国旗が掲げられた（ジェトロ撮影）



サミット会場近くに掲げられた参加国の国旗を模したバルーン。夜間にはライトアップされた(ジェトロ撮影)

<大統領訪問を歓迎し米国の中東への関与に期待>

5月21日の「アル・アラビア」紙(英語版)は、同サミットの主要メッセージは「テロに打ち勝つ」ことだとし、サルマン国王が「トランプ大統領がホストするサミットは反テロ対策の世界的な連携を強固なものにする」とツイートしたと報じた。

マディーナ州のファイサル知事は、「サミットの開催は、地域内におけるより強固な安全と安定をもたらすことにつながる」として、サミット成功の祝辞をサルマン国王に伝えたと国営通信が報じた。

5月25日の英字紙「アラブ・ニュース」では、サウジの立法府であるシューラ議会のズヘイル・アル・ハルシイ外務委員会議長が、トランプ大統領のサウジ訪問を成功とたたえ、「中東地域の平和と経済的発展をもたらす道筋を描くものだ」と述べたと伝えた。同議長は「サウジと米国は歴史的つながりを持ち、米国大統領の訪問による戦略的パートナーシップはアラブ・イスラム諸国と西側諸国の相互理解につながり、西側諸国がイスラム教徒に対して抱く憎しみと混乱を減らしていく」として、「過ちを犯したのはオバマ前政権であり、トランプ政権は過ちを正し、米国と中東地域の国々はともにより良い関係を築き、両地域のパートナーシップから利益を得ることができる」とも述べた。

このようにサウジ国内では、多方面でトランプ大統領の訪問を歓迎した。アラブ・イスラム諸国とも一体となった中東地域の安定と平和に向けて、米国の関与に対する期待値が高いことがうかがえる。

サウジでの2日間の行程を終えたトランプ大統領は、翌22日にムハンマド・ビン・サルマン副皇太子およびハーリド・ビン・サルマン駐米サウジ大使に見送られて、キング・ハーリド国際空港(リヤド空港)から次の訪問国イスラエルへ向かった。

(星出純江)

通商弘報 794775706fbbdb45a

メディケイドへの支出削減や政府全般の合理化を提唱—2018年度予算教書の詳細を公表（2）—
（米国）

2017年06月13日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領による2018会計年度予算教書では、政策の優先事項を前政権から大幅に見直し、国防費やインフラ投資などの重点分野に対する歳出拡大を図る一方、メディケイドへの支出削減や政府全体の合理化などを通じて、義務的経費や裁量的経費の多くの分野において歳出抑制を行う案が提唱された。連載の後編では、主要項目別に予算の具体的な中身を見る。

<メディケイドなど義務的経費を中心に歳出抑制>

トランプ大統領の就任後初となる2018会計年度の予算教書では、政策の優先事項を前政権から大幅に見直すことで、今後10年間で累計3兆5,630億ドルの歳出抑制を図る案が示された（注）。これにより、政府債務残高を、オバマ前政権の経済対策が実施された2010会計年度のGDP比（60.9%）を下回る水準まで引き下げ、子供や孫の世代に持続不可能な水準の負債を残さないとの方針を示した。共和党保守派で下院自由議員連盟（フリーダム・コーカス）議長のマーク・メドウズ下院議員（ノースカロライナ州）は今回の予算教書について、「ここ数十年の共和・民主党政権下における予算の中で、恐らく最も保守的な予算だ」と述べた（「ニューヨーク・タイムズ」紙5月22日）。

歳出抑制策は、義務的経費と裁量的経費の全般にわたって提唱されている。義務的経費については、メディケイド（低所得者層向けの公的医療保険）改革、福祉制度改革（フードスタンプへの支出削減など）、オバマケア（医療保険制度改革）の撤廃・代替など、社会保障分野を中心とした政策変更により、今後10年間で累計1兆9,700億ドルの収支改善を図る案となっている（表参照）。

表 主な政策実施を通じた財政赤字削減効果（単位:10億ドル）

1. 義務的経費など（注1）	△ 1,970
メディケイド改革など	△ 616
福祉制度改革	△ 272
オバマケアの撤廃・代替	△ 250
学生ローン改革	△ 143
政府全体の不適切な支出の削減	△ 142
障がい者向けプログラムの改革	△ 72
農業補助金の削減などの農政改革	△ 38
その他の支出減など	△ 437
2. 裁量的支出の優先順位付けによる支出減	△ 1,997
3. 重点課題への支出増	717
国防費（裁量的支出）の歳出上限引き上げ	469
1兆ドル規模の民間/公共インフラ投資に対する支援	200
その他の重点課題への支出増	48
4. 債務返済や利払い費の変動による影響	△ 311
1～4の合計（歳出抑制などを通じた収支改善効果）（注2）	△ 3,563

（注1）政策実施を通じた歳入の変動による影響も含まれている。

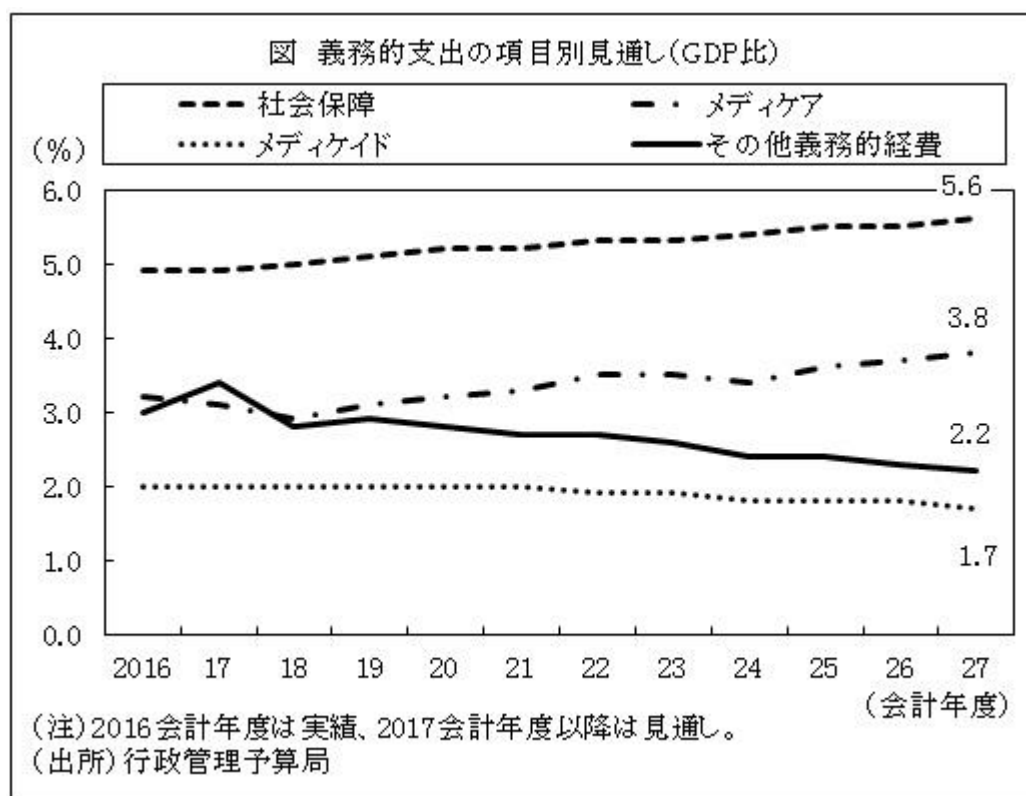
（注2）10億ドル以下未公表のため、1～4の単純合算と合致しない。

（出所）行政管理予算局

トランプ大統領は選挙期間中に、メディケイドの関連予算は削減しないことを公約に掲げていたが、2017年5月初めに下院を通過したオバマケアの撤廃・代替法案において、受給条件の厳格化が盛り込まれたことを踏まえ、歳出削減策の大きな柱に盛り込んだ。フードスタンプとして知られる補助的栄養支援プログラム（SNAP）については、連邦政府の支出を減らし、州政

府による自主的な制度運用が図られるよう変更を行うとした。また、貧困家庭向け一時援助金プログラムの受給者への支給厳格化など、真に必要な世帯にのみ給付が行き届くようにすることで、働くことのできる労働者が仕事に就くことにもつなげるとした。社会保障以外の分野でも、農業補助金（10年間で380億ドル減）、学生ローン（10年間で1,430億ドル減）などの分野における歳出削減が掲げられた。

これにより、10年後の2027会計年度における義務的経費はGDP比12.6%となり、2016会計年度の13.2%から低下するとしている。主な内訳として、社会保障やメディケア（高齢者層向けの公的医療保険）は緩やかな増加を見込む一方、メディケイドやフードスタンプへの支出削減を含むその他義務的経費は、2027会計年度にそれぞれGDP比1.7%、2.2%に縮小する見通しだ（図参照）。



裁量的支出については、政府の再編・合理化などを通じて、非国防費を中心に歳出削減を行い、今後10年間で累計1兆5,280億ドルの収支改善を図る案とした。裁量的支出のうち、歳出上限の対象となる経費については、法定上限と比べて毎年2%程度伸びを抑えることも盛り込まれた。これにより、10年後の2027会計年度における裁量的経費はGDP比3.7%となり、2016会計年度の6.4%から低下する見込みとなっている。

<国防や国民の安全、インフラ投資などの重点分野支出は拡大>

大幅な歳出抑制策が提唱された一方、国防や国民の安全、インフラ投資の支援といった重点分野については、歳出の拡大が盛り込まれた。

裁量的支出全体の削減を目指す中で、国防費については法定の歳出上限を上回る支出増が盛り込まれた。また、2018会計年度には、メキシコ国境沿いの壁建設費用として、16億ドルが計上された。トランプ大統領は、米国人の安全を守り、テロリストから国家を守り、暴力的な犯罪者を閉じ込めることに注力し、米国の強さと決意を世界に明確なかたちで発信するとした。一方、関連部署の業務プロセス改善、無駄な歳出削減などを通じて、可能な限り、軍事計画の実効性や効率性を損なうことなくコスト削減を図るとした。

インフラ投資について、これまでもトランプ大統領は、10年間で1兆ドルの投資を実現するとの方針を示していた。予算教書では、連邦政府が2,000億ドルを支出する一方で、民間部門や州・地方政府による少なくとも8,000億ドルの投資にインセンティブを付与することで、合わせて1兆ドルの投資を実現するとした。このほか、子供の出産もしくは養子を迎えた家族に対して、6週間の有給休暇を付与する新たな育児休暇制度創設のため、250億ドルの予算が計上された。

予算教書については、共和党内の財政保守派の議員から評価する声が聞かれる一方で、一部の共和党議員や民主党議員からは低所得者層向けの支出削減に対して異論を唱える声も聞かれている。上院少数党院内総務のチャック・シューマー議員（民主党、ニューヨーク州）は、「（トランプ大統領は）農村部や低所得層の人々を対象とした政府プログラムへの支出を削減することで、自らの支持者を傷つけることになるだろう」と述べた（「ウォールストリート・ジャーナル」紙5月23日）。大統領の予算教書が公表された後、上下両院の予算委員会における予算決議案作成に向けた議論が進められることになっており、議会での審議の行方が注目される。

（注）予算教書で掲げられた政策実施による、経済環境への影響が織り込まれた「ベースライン」ケースからの改善幅。

（権田直）

通商弘報 8da50edcb6caa171

NAFTA 再交渉を前にパブリックコメントを受け付け（カナダ、米国、メキシコ）

2017年06月20日 トロント事務所

グローバル連携省は6月3日、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関するパブリックコメントの募集を開始した。また、在カナダの自動車メーカーや業界団体は、再交渉で焦点の1つになると予想されるトレーシングや原産地規則について、それぞれの見解を示した。トロントでは NAFTA 再交渉に関するパネルディスカッションが開催され、交渉の見通しやカナダが取るべき対抗措置などについて議論が交わされた。

<自動車産業界の見解分かれる>

NAFTA の再交渉が、8月16日以降に開始される見込みとなったことを受け、グローバル連携省は6月3日、NAFTA 再交渉に対するパブリックコメントの募集をオンライン上で開始した旨発表した（締め切りは7月18日）。発表の中でクリスティア・フリーランド連携相は「NAFTA の近代化による恩恵をどのように最大化するか、全てのカナダ人から意見を聞きたい。われわれは優先すべき事項についてカナダ人から直接話を聞くことを約束する。さらに、NAFTA のパートナー国と交渉を行う際には、カナダ人が意見を言う機会を提供し続けることを約束する」と述べた。

6月5日付「グローブ・アンド・メール」紙は、NAFTA 再交渉で焦点の1つになることが予想されるトレーシングや原産地規則について、カナダ自動車産業界の見解を紹介している。

ゼネラルモーターズ（GM）カナダのデビッド・パターソン副社長は、5月にカナダ下院の国際貿易委員会で「われわれはトレーシングの廃止を支持する」と発言した。また、同副社長は自動車に適用される62.5%の原産地比率の維持を支持している。一方、カナダ自動車部品製造業協会（APMA）は、NAFTA 再交渉でトレーシングの拡大適用を求めている。現在生産されている自動車には、1990年代初頭の NAFTA の交渉時にはなかった電子部品やソフトウェアなどが数多く使用されており、APMA のフラビオ・ボルペ会長は「トレーシングはこれらの部品を含めるために改善が必要だ」との見解を示し、トレーシングは NAFTA が要求する自動車の原産地比率62.5%を満たすことを確実にするための1つの方法だとも述べている。日本自動車工業会カナダ事務所（JAMA Canada）は、現在の自動車に対する原産地比率62.5%とトレーシングを含めた関連条項の維持を支持している。

<有識者らがパネルディスカッション>

「グローブ・アンド・メール」は6月7日、トロント市内で NAFTA に関するパネルディスカッションを開催し、政府関係者や法律事務所、コンサルタント会社などから約200人が参加した。NAFTA 再交渉の見通しや、米国が不公平な要求をしてきた場合、どのように対抗すべきかなどについて、4人のパネリストが見解を述べた。

米国ワシントンにあるシンクタンク、ウィルソン・センター・カナダ研究所のローラ・ドーソン氏は、トランプ政権は大統領貿易促進権限（TPA）法に基づき2017年内に交渉を終了させたい意向だが、条約の再交渉あるいは条約を破棄するプロセスは多くの段階があるので、4ヵ月で交渉を終了させることは不可能であり、仮に4ヵ月で交渉が終了したとしても、それはカナダに恩恵がある条約とはならないだろうとした。

シュリアック・コンサルティングのダン・シュリアック代表は、貿易上の不公平な要求に対して対抗措置を取ると報復を招き、それよりも環太平洋パートナーシップ（TPP）に参加して貿易を多角化することで、米国側に交渉テーブルに着くよう圧力をかける方がいいだろうと述べた。またドーソン氏は、報復関税のような対抗措置を取れば、米国よりもカナダの方が悪影響を受けると話した。

(伊藤敏一)

通商弘報 71074788d78d1e35

トランプ大統領が「米国のインフラ再建計画」を発表－規制緩和策や連邦政府による支出の用途を提示－（米国）

2017年06月27日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は6月8日、「米国のインフラ再建計画」を発表し、州・地方政府や民間部門による投資促進を図る規制緩和策とともに、連邦政府による支出の用途などが示された。また、6月5～9日を「インフラ週間」と位置付け、同計画の発表に加え、航空管制業務の民営化方針の発表、州知事や市長との「インフラ・サミット」の開催、建設許認可までの期間の短縮化に向けた協議などが行われた。

<建設許認可プロセスの短縮化も提唱>

トランプ大統領は6月8日、老朽化したインフラ再建に向けた「米国のインフラ再建計画」を発表した。米国のインフラについては、これまでも世界経済フォーラムの競争力ランキングにおいて世界12位（2014～2015年）に位置付けられるなど、質の改善の必要性が叫ばれてきたが、計画では「大統領は、単に負債を将来の世代に押し付けるのではなく、この問題の解決に努める」とした。

インフラ投資について、5月26日に発表された2018会計年度（2017年10月～2018年9月）の予算教書では、今後10年間で連邦政府が累計2,000億ドルを支出する一方で、民間部門や州・地方政府による少なくとも8,000億ドルの投資にインセンティブを付与することで、合わせて累計1兆ドルの投資を実現することが提案された（[2017年6月13日記事参照](#)）。今回の計画では、州・地方政府や民間部門による投資促進を図る規制緩和策とともに、この連邦政府による2,000億ドルの支出の用途などが示された。

規制緩和策については、環境規制を含め、現行の規制当局による意思決定プロセスを迅速化し、プロジェクト認可までの期間を平均10年程度から2年程度に8年分を短縮するとした。これにより、州・地方政府や民間部門による投資拡大につなげるとしている。トランプ大統領は「ゴールデンゲートブリッジは4年、フーバーダムは5年で建設されたにもかかわらず、現在の主要プロジェクトの許認可取得には10年かかる」と述べ、許認可プロセスの調整などを行う委員会の設置や、承認プロセスを確認することができるウェブサイトの設置などを提唱した。

連邦政府による2,000億ドルの支出の用途については、（1）州・地方政府が抱える課題への独自対応に対する支援に1,000億ドル、（2）地方の橋、道路、水路などの再建に250億ドル、（3）大胆で新しい変革プロジェクトに150億ドル、などとした。（1）については、州・地方政府がこれまでよりも（連邦政府から）独立したかたちで、各地域に必要な種類・水準のインフラ投資を実現するための取り組みに対する支援に充て、（2）については、多くの米国人が利用しているにもかかわらず非常に不便な地方の橋、道路、水路を再建するための補助金にするなどとした。（3）については、航空管制業務の民営化など、米国のインフラを変革するプロジェクトに対して、融資と補助金を組み合わせた資金援助を行うとした。これに加え、交通インフラ資金調達革新法（TIFIA）に基づく融資プログラムを拡大し、州・地方政府や民間部門による資金調達を支援することで、地域・国家的な重要プロジェクトの実現につなげるとした。

<「インフラ週間」に州知事や市長とのサミットも開催>

トランプ大統領は6月5～9日の週を「インフラ週間」と位置付け、再建計画の発表に加え、航空管制業務の民営化方針の発表、州知事や市長との「インフラ・サミット」の開催、許認可プロセスの短縮化に向けた運輸省との協議などを行った。

航空管制業務の民営化方針については、インフラ週間の初日である5日に発表された。再建計画の中でも変革的なプロジェクトの一例として取り上げられているが、米国の航空管制システムを民間の非営利団体（NPO）に移管し、税金ではなく、航空会社などからの手数料によって

運営費を賄うことが提案された。これにより、待ち時間の短縮、遅延の大幅な減少、運賃の低下につながることを期待できるとしている。トランプ大統領は、「航空管制に革命をもたらす」計画であり、「より速く、確実に、手頃な価格での移動が実現する」と力説した。

このほか、トランプ大統領は6月7日にはオハイオ川沿いを視察し、内陸水路やダム、港湾施設の整備などについて協議し、再建計画についての演説を行った。8日には、ホワイトハウスに州知事や市長を招待してインフラ・サミットを開催し、意見交換を行った。9日には、運輸省を訪問し、前述の許認可プロセスの短縮化などについて協議した。

イレーン・チャオ運輸長官はインフラ分野に関して、6月7日に開かれた上院公聴会で、9月末までに詳細な法案を発表する予定だ、と述べている（ロイター6月7日）。また、トランプ大統領は同日の演説で、「米国の大規模な再建に向けて、可能であれば、全ての民主党員と共和党員と一緒に参加してくれることを求める」と述べ、党派を超えた協力を求めた。

(権田直)

通商弘報 78e3b87b76d4cb75

トランプ大統領、キューバに対する経済制裁を強化—個人渡航の制限や軍関連企業との新規取引禁止—（米国、キューバ）

2017年06月28日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は6月16日、キューバに対する経済制裁の強化を発表した。オバマ前政権が大統領権限で進めてきた制裁緩和措置の一部を撤廃または制限する内容になっている。具体的には、キューバへの個人渡航の規制を再度強化するほか、軍関連の企業との新規取引を原則として禁止する。米国産業界からは、キューバ事業への影響を懸念する声が高まっている。

<大統領権限に基づく前政権の制裁緩和を一部撤廃>

トランプ大統領は6月16日、亡命キューバ人が多く住むフロリダ州マイアミで演説し、キューバへの制裁強化を指示する大統領覚書に署名した。

オバマ前大統領は2014年12月、経済制裁を軸としてきたキューバ政策を、積極的な関与で民主化を図る方向へと転換すると宣言し、大統領権限の範囲内（注1）で同国に対する経済制裁を段階的に緩和してきた（大統領就任直後の2009年にもキューバ系米国人による親族訪問や、親族送金の制限撤廃など一部の制裁緩和を実施）。今回、トランプ大統領が発表したキューバ政策は、これら大統領権限に基づく制裁緩和措置の一部を撤廃または制限する内容になっている。

<観光旅行の禁止を徹底>

トランプ政権はまず、米国人のキューバ渡航に関する規制を再び強化する。オバマ前政権では、政府の事前許可が必要だったキューバへの渡航について、財務省外国資産管理局（OFAC）が定める12の渡航カテゴリー（注2）に該当する場合は事前許可を不要にした。また2016年3月には、これまで団体旅行にしか許可してこなかった教育関連活動・人的交流を目的とした渡航を、個人にも認めるルール変更を行っていた。

トランプ政権は、この教育関連活動・人的交流に基づく個人渡航を再び禁止する。政権幹部は、同項目による個人渡航が、通商制裁改革・輸出促進法に基づき本来は禁止されている観光目的に利用されていることを理由として挙げた。政府はまた、渡航者が渡航条件を順守しているかを定期的に監査するとしている。キューバへの米国人渡航者には、旅行中の支出に係る証憑（しょうひょう）を5年間保存することが義務付けられている。

一方、事前許可の取得免除は維持される。上記の12の渡航カテゴリーに該当すれば、米国人は引き続き、政府の事前許可なくしてキューバへの渡航を行うことが可能だ。オバマ前政権下で認められた米国・キューバ間の航空便やクルーズ船の運航も引き続き認められる。

<軍関連企業との取引を原則として禁止>

政府はまた、キューバ軍傘下の企業集団 GAESA など軍関連企業との取引を禁止する。GAESA は銀行、ホテル、通信、小売りなどキューバの幅広い分野で事業を行っている。ロイター通信（6月15日）は、キューバの外貨収入の4～6割を GAESA 傘下の企業が稼いでいる、とのキューバ人エコノミストの見解を紹介している。

取引が禁止される具体的な企業リストは、国務省が今後作成する。規制が広範囲に適用されれば、米国企業のキューバでの事業拡大に及ぼす影響は大きいとみられるが、大統領覚書は「取引を行った場合に、キューバの人々や民間企業ではなく、軍や諜報機関などに偏った利益をもたらす機関」などを対象にリスト化するとしており、実際にどの程度の範囲の企業が対象となるかは依然明らかではない。

なお、航空海運関連、民主化支援関連、通信・インターネット関連、キューバ民主主義法や通商制裁改革・輸出促進法で定められた条件に基づく農産品や医薬品・医療機器の輸出などは、取引規制の対象から外されている。

また、新たな規制が導入される前までに軍関連の企業との間で実施された「商業取引 (commercial engagement)」も規制対象外とされている。米国・キューバ貿易経済評議会によると、オバマ前大統領によるキューバ政策転換の発表以降にキューバ事業を開始した米国企業は、宿泊予約やホテル運営、金融、クルーズを中心に 49 社ある (注 3)。商業取引の定義は示されていないが、財務省は「合法的な商業機会に従事する米国企業に対して負の影響は与えない」としている。

<米国産業界や企業からは懸念の声>

トランプ大統領は、2016 年の大統領選挙期間中から、ピッグ湾事件を戦ったキューバ系米国人の退役軍人団体の支持を受け、オバマ前政権が推進したキューバ政策の撤廃を訴えてきた。

政治情報サイト「ポリティコ」(6月16日)は、フロリダ州民やキューバ系米国人を対象としたほぼ全ての世論調査において、オバマ前大統領によるキューバとの関係正常化を支持する結果が出ている中、キューバ系米国人の共和党員は引き続きキューバに対する強硬策を支持しており、トランプ大統領やフロリダ州の共和党議員にとっての重要な票田だ、と報じている。

政権幹部によると、大統領予備選挙の対立候補だったキューバ系のマルコ・ルビオ上院議員 (共和党、フロリダ州) は、今回の政策の立案に主要な役割を果たした。ルビオ議員は大統領の演説前に登壇し、制裁緩和措置の撤廃を支持した。同議員は現在、上院外交委員長を務めている。

他方、産業界からはキューバ事業への影響を懸念する声が高まっている。米国商工会議所は今回の政権の動きに対し、「(キューバにおいて) 前向きな変化が生じる可能性を狭め、『人権を尊重した自由で民主的なキューバ』という米国が望む利益を共有しない国に対して、成長機会を譲り渡す危険性がある」との声明を出した。

キューバとの関係正常化を志向するロビイング団体エンゲージ・キューバも「トランプ大統領がキューバの民間セクターを支援したいと思っていることは歓迎するが、残念ながら今回の政策により最も負の影響を受けるのはキューバの起業家たちだ」と批判している。同団体には、2016年3月にキューバでホテルを開業したホテルチェーンのスターウッドホテル&リゾートのほか、SAP、ハネウェル、バイアコム、プロクター・アンド・ギャンブル (P&G) などの大企業が加盟している。

2015年4月からキューバでの事業を開始している民泊仲介サイトのエアビーアンドビー (Airbnb) は、政権や議会と今後対話していくとしながら、「(当社は) キューバの人々が新たな収入を稼ぐことを支援してきた」「米国からキューバへの旅行は民際外交 (people-to-people diplomacy) を促進する重要な手段だ」と述べている。

なお、今回の規制変更を管轄する財務省と商務省には、6月16日から30日以内に新しい政策の立案に着手するよう指示が出されている。トランプ政権は、新しい規則が導入されるまでには数カ月かかるとの見通しを示した。

(注 1) キューバに対する経済制裁は、キューバ民主主義法 (通称: トリセリ法、1992 年成立)、キューバ自由民主連帯法 (通称: ヘルムズ・バートン法、1996 年成立)、通商制裁改革・輸出促進法 (2000 年成立) で法制化されており、抜本的な制裁緩和にはこれら法律で定められた基準を満たすか、法改正が必要。

(注2) 12の渡航カテゴリーは以下のとおり。(1) 家族訪問、(2) 公務、(3) 報道関連の活動、(4) 専門家による研究や専門家会議、(5) 教育関連活動・人的交流、(6) 宗教活動、(7) 公演、クリニック、ワークショップ、スポーツその他の競技会や展示会、(8) キューバ国民の支援、(9) 人道的プロジェクト、(10) 私立財団または研究・教育機関による活動、(11) 情報または資料の輸出、輸入、輸送、(12) 商務省から許可を受けた輸出取引に関連する旅行。

(注3) 旅行代理店および旅行運営会社、キューバ民主主義法またはキューバ自由民主連帯法に基づき農産品や医薬品・医療機器などの輸出を行っている企業は、リストには含まれていない。

(鈴木敦)

通商弘報 de5c6e9e208e6cf3

2017年06月28日 米州課

トランプ政権が5月23日に発表した、2018会計年度（2017年10月～2018年9月）の予算教書において、商務省の予算要求額（裁量的支出）は77億9,530万ドルで、前年度より14億4,429万ドル減少（16%減）している。商務省は予算を優先する分野として、中心的な所管分野である4つの項目、（1）2020年に実施する10年に1度の「国勢調査（The 2020 Decennial Census）」の準備、（2）正確な気象予報観測のためのインフラ整備や人員の配置、（3）海洋資源や海洋観測管理における政府の役割支援、（4）公平で安全な貿易を促進するための法執行、を挙げている。

<商務省の主な予算削減は4項目>

2018年度の商務省予算案は77億9,530万1,000ドルとなり、2017年度の暫定予算から14億4,428万8,000ドル減少した（表1参照、2018年度予算については[2017年6月12日記事](#)、[6月13日記事](#)参照）。

表1 商務省全体の予算(裁量的支出)推移
(単位:1,000ドル)

2016年度	2017年度 (暫定)	2018年度 (要求)	前年度比
9,281,577	9,239,589	7,795,301	△1,444,288

(出所) 行政管理予算局(OMB)

トランプ政権の方針である国防・安全保障予算への重点投資により、商務省予算のうち、成果に乏しく他機関と重複した事業は削減された。主な削減項目として、経済開発局(EDA)、マイノリティー企業開発局(MBDA)の2つの部局廃止や、中小製造業への技術支援や業務支援などを行う「製造業拡大パートナーシップ(MEP: Manufacturing Extension Partnership)」プログラムに対する連邦政府資金と米国海洋大気庁(NOAA)による海洋管理などのプログラムへの助成金の廃止が挙げられている(表2参照)。

表2 商務省予算額(裁量的支出)のうち主な削減項目
(単位:100万ドル)

主要な削減項目	2017年度 (暫定)	2018年度 (要求)	前年度比
経済開発局(EDA)	251	30	△221
マイノリティー企業開発局(MBDA)	32	6	△26
製造業拡大パートナーシップ(MEP)	130	6	△124
米国海洋大気庁(NOAA)の助成金と教育プログラム	262	—	△262
合計	675	42	△633

(出所) 行政管理予算局(OMB)

廃止理由については、EDAやMBDAに関しては、事業が他機関と重複しているためだとしている。MEPに関しては当初、連邦政府資金はセンター立ち上げ用として6年未満とされていたものの、現在でも多くのMEPセンターがその資金を連邦政府から受け取っているのが実態となっているためとする

<予算を優先するのは商務省の中心的な所管分野>

また、商務省は予算を優先する分野として、商務省の中心的な所管分野である4つの項目を挙げている。

(1) 国勢調査：15 億ドルを予算計上し、2020 年実施の 10 年に 1 度の国勢調査の準備として、効率的に調査を行うための IT インフラなどへの資金とする。また、経済統計局 (ESA) 内でのミッションや政策の整理統合を行う。

(2) 気象予報観測および (3) 海洋観測：NOAA による極軌道衛星や静止気象衛星の開発を継続する。また、国立気象局の予報能力維持のため、10 億ドル超の予算計上を行う。

(4) 貿易：2018 年度予算により、国際貿易局 (ITA) の法執行とコンプライアンス (アンチダンピングや相殺関税に関する調査など) を強化する。

そのほかでは、電気通信情報局 (NTIA) に引き続き予算計上し、次世代ワイヤレスサービス開発支援などを行う。

(青島春枝)

通商弘報 1c168fcc34885d78

米国の対キューバ経済制裁再強化措置に反発—対話継続については前向きな態度示す—（キューバ、米国）

2017年06月29日 メキシコ事務所

トランプ米大統領が6月16日にキューバに対する経済制裁の再強化策を発表したことを受け、キューバ政府は激しく抗議する一方、米国との対話は継続する用意があることを強調した。

<政府は対話継続の前提に「平等な立場」を強調>

トランプ大統領が6月16日にマイアミでスピーチを行った同日、キューバ政府は声明を発表し、米国による経済制裁再強化措置（[2017年6月28日記事参照](#)）を強く非難する一方、相互利益に関わる事案については米国政府と協調的な対話を継続する意思があると述べた。ブルーノ・ロドリゲス外相は6月19日に訪問先のオーストリアで記者会見を開き、トランプ大統領の声明に対し、「これまで両国が進めてきた対話を後退させるものであり、受け入れられない」と反発。また、「同政策は米国民の自由を阻害し、収入や雇用を縮小させ、数百万ドルに及ぶ税収を失うことになるだろう」と述べた。そして、「キューバ政府は対話継続の用意があるが、米国政府がキューバの独立と主権を尊重し、平等な立場で行われなければならない」と強調した。

国外からの反応では、親キューバとして知られるボリビアのエボ・モラレス大統領やベネズエラのニコラス・マドゥロ大統領が相次いでキューバを擁護する発言を行ったほか、キューバと友好的なカナダのジャスティン・トルドー首相も「今回の米国による措置は、カナダとキューバの関係には影響しない」とコメントした。

国内では、キューバ共産党の機関紙「グランマ」が、トランプ大統領のスピーチやロドリゲス外相の記者会見の様態をリアルタイムで更新する特設ページを設けたほか、「キューバに対するトランプ政策10のカギ」と題した特集を組み、米・キューバ国交正常化に関わるこれまでの動きや、今回の制裁再強化の政治的背景、キューバ経済への影響を分析しており、同国の関心の高さがうかがえる。

<多岐にわたる国営企業を掌握する GAESA との取引を禁止>

米国政府は今回の措置の中で、キューバ軍関係の企業グループである GAESA および傘下企業との新規取引を禁止した。GAESA は、革命軍事省（FAR）が管轄するキューバの企業経営上級組織（OSDE、注）だ。GAESA はホテル、旅行代理店、レンタカー会社を運営するグループ・デ・ツーリスモ・ガビオタ（Grupo de Turismo Gaviota）や、輸出入を行うテクノテックス・イ・テクノインポート（Tecnotex y Tecnoimport）、スーパーマーケットを運営するテー・エレ・デ・カリベ（TRD Caribe）、レストラン運営や食品の輸出入を手掛けるシーメックス（CIMEX）、外国投資誘致などのためのマリエル開発特区（ZEDM）など、軍事関連以外の幅広い分野にわたる企業を傘下に持ち、輸出入に関わる企業も多く掌握している。例えば自動車の輸入については、実質的には GAESA 傘下のテクノテックス・イ・テクノインポートか、外国貿易・外国投資省（MINCEX）傘下のトランスインポート（Transimport）の2社しか行っていない。

GAESA および傘下企業との取引禁止については、米国国務省が今後、具体的な取引禁止企業リストを作成する。今回の措置が導入される前までに GAESA との間で実施された商業取引は規制対象外となるなど、その影響力の範囲はいまだ不明確であるものの、キューバの外貨収入の多くの割合を占める観光業や輸出入関連企業を多く傘下に持つ GAESA との取引禁止は、キューバ経済にとって悪影響が出ることになるだろう。

<米国人のキューバ渡航増加傾向に歯止めか>

米国政府によるもう1つの措置は、米国人のキューバ渡航制限の再強化だ。キューバ主要紙「クーバ・デバテ（CUBA DEBATE）」によると、2017年1～5月にキューバを訪れた米国人は28万4,565人に上り、2016年通年の28万4,937人に迫る勢いとしている。米国人のキューバへの渡航者数は、オバマ前米大統領が2014年12月にキューバとの国交正常化交渉再開を宣言して以降、急激に増加している。2016年3月には、これまで団体旅行にしか許可されなかった人的交流（People-to-People）活動を目的とした渡航が個人旅行でも認められ、同11月以降、アメリカン、ユナイテッド、デルタ、ジェットブルーなど各航空会社が米国各都市とハバナ間の定期便の運航を相次いで開始するなど、訪問者数のさらなる増加に拍車が掛かっていた。今回の人的交流を目的とした個人渡航の再度の禁止措置は、米国人のキューバ渡航者数の増勢を減退させる可能性がある。

（注）キューバでは閣僚評議会、官庁、地方行政評議会がさまざまなOSDEを管轄しており、それらのOSDEの傘下に各種公社（Empresas Estatales）、公的経済機関（OEE）、100%キューバ資本商事会社（Sociedad Mercantil de Capital 100% Cubano）などの国営企業群が存在する。詳しくは、ジェットロ調査レポート「[キューバの政治・経済の概況とビジネス機会](#)」の19ページ参照。

（西尾瑛里子）

通商弘報 9d0a2c34d77c84b3

ロス商務長官、外国投資歓迎の姿勢をアピール―新政権で初めてのセレクト USA 投資サミット開催―（米国）

2017年06月29日 ニューヨーク事務所

米国への投資を呼び掛ける商務省主催のイベント「セレクト USA 投資サミット」が6月18～20日、ワシントン近郊で開催された。ウィルバー・ロス商務長官をはじめ政府高官らが、海外から参加したビジネスパーソンらに米国の投資先としての魅力を訴え、投資を歓迎する姿勢をアピールした。参加者は3,000人を超え、対米投資への関心の高さがうかがえた。

<前回上回る3,000人超が参加>

商務省が主催するセレクト USA 投資サミットは、対米投資を促進するために開催されており、今回で4回目。政府高官、米国企業や進出外資系企業の幹部、州知事らが米国市場の最新動向や投資先としての魅力などについて、講演やパネルディスカッションなどを行った。また、隣接する展示会場では、投資誘致を狙う州政府など地方自治体、経済団体などが合計150以上の広報ブースを出展し、情報収集を行う参加者でにぎわった。

商務省によると、今回のサミットには64カ国・地域から1,200人以上の訪問団が参加したほか、州政府など出展関係者を合わせると参加者は2016年の2,500人を大幅に上回り、過去最多の3,000人超に上ったという。国・地域別では中国からの参加者が150人超と最も多く、これに台湾が続いた。日本も3番目の130人近くに上り、存在感を示した。参加者が増えた理由について、サミット事務局関係者は「米国経済が好調であることに加え、新政権の経済政策に関心が高まっている」との見方を示した。

<貿易救済措置の運用を強化>

同サミットはオバマ前大統領のイニシアチブで開始された。今回はトランプ政権になって初めてで、新政権が海外からの投資に対してどのようなメッセージを発するのか注目された。そうした中、サミットのホスト役であるロス商務長官は冒頭のあいさつで、「トランプ政権は外国投資家が自信を持って米国に投資できるように最大限の努力をする。参加企業による投資を歓迎する」と強調した。

さらに、「海外からの投資により（米国と外国投資家の間で）相互に利益が生まれ、われわれにとっては最も重要な、勤勉な米国人のための雇用が創出される」と、雇用拡大への期待を表明した。一方、相殺関税、アンチダンピング税についても触れ、「米国の通商法を厳格に適用していく」と、貿易赤字削減に向けて貿易救済措置などの運用を強化する姿勢も示した。

<あらゆるエネルギー分野への投資を歓迎>

リック・ペリー・エネルギー長官は「就任時にトランプ大統領から、米国のエネルギーの独立性を保つだけでなく、世界の主導権を握るように言われた。米国の安全保障を強化していきたい」と、エネルギー安全保障を重視する姿勢を示し、「米国には多様なエネルギーがあり、あらゆる分野への投資を歓迎する。省エネ・再生エネルギーの活用が拡大しており、多くのビジネスチャンスがある。こうした分野への投資も歓迎する」と呼び掛けた。

<財務長官は税制改革に意欲示す>

スティーブ・ムニューシン財務長官は「税制改革、金融などの規制改革に取り組んでおり、政府は継続的な経済成長を目指している」と述べ、特に、「税制改革は過去30年の課題。法人税率は世界で最も高くなっている。また、米国の投資がオフショアに向かっている。これらを変えて、米国内への投資を推奨していきたい」と税制改革への意欲を示した。関心の集まるインフラ開発については、「官民連携（PPP）が非常に重要で、海外からの投資に期待する」として、インフラ分野においても外資への期待を表明した。

米国の投資先としての魅力について、ムニューシン長官は「米国は法治国家であり、知的財産は保護されている。米国は多様性に富み、強固なファンダメンタルズを持った経済だ。起業家精神に富みイノベーションが活発な国でもある。また労働者の生産性も高い」と指摘した上で、「米国の消費者は将来に対してもますます楽観的になっている。強い労働市場、規制改革によって、経済はさらに成長していくと見込んでいる」と述べた。

同サミットではジェトロの眞銅竜日郎理事が、各国の投資誘致機関の代表が集まり投資誘致活動のベストプラクティスについて議論するラウンドテーブルに登壇。ジェトロが2016年2月に米商務省セレクトUSAと締結した日米双方向の投資促進に資する協力趣意書に基づき、両国企業向けのセミナーやマッチングイベントを多数実施していることを紹介し、双方向の関係を築くことの重要性を強調した。

なお、2018年のセレクトUSA投資サミットは6月20～22日に開催されることが発表された。

(若松勇)

通商弘報 91adc430cc84ef10

米商務省、カナダ産針葉樹材に AD 関税も暫定適用—（カナダ、米国）

2017年07月03日 トロント事務所

米商務省は6月26日、カナダ産針葉樹材に対して4.59～7.72%のアンチダンピング（AD）関税を適用する仮決定を下した。預託金として4月から徴収されている相殺関税と合わせると平均約27%の関税が課せられることになり、カナダ連邦政府は反発を強めている。

<相殺関税と合わせ平均約27%>

米商務省は4月に発表した相殺関税（[2017年5月15日記事参照](#)）と合わせて、カナダ製材企業の米国への針葉樹材輸出に際して以下の暫定AD関税率を適用すると[発表](#)した（表参照）。

表 対象企業名と暫定AD関税率、暫定相殺関税率（単位：%）

企業名	暫定AD関税率	暫定相殺関税率 (4月24日仮決定)	合計暫定 関税率
ウエスト・フレイザー・ミルズ[ブリ ティッシュ・コロンビア(BC)州]	6.76	24.12	30.88
キャンフォー(BC州)	7.72	20.26	27.98
トルコ・マーケティング・アンド・セー ルス、トルコ・インダストリーズ(BC州)	7.53	19.50	27.03
レゾリュート・FP・カナダ[ケベック (QC)州]	4.59	12.82	17.41
JDアービング[ニューブランズウィック (NB)州]	6.87	3.02	9.89
その他	6.87	19.88	26.75

（出所）米商務省プレスリリース

また、JDアービングとその他企業に関しては、相殺関税と同様にAD関税についても「緊急事態」の仮決定を行い、暫定AD関税の適用開始日から90日間遡及（そきゅう）して預託金の支払いを求めている。米センサス局によると、カナダからの暫定AD関税適用品目の輸入額は、2015年の45億2,012万ドルから2016年には25%増の56億5,534万ドルに拡大している。

なお、ニューファンドランド・ラブラドル、ノバスコシア、プリンス・エドワード・アイランドのカナダ東部3州は、相殺関税の適用対象となっていたが、今回の仮決定では相殺関税、AD関税とも対象外となった。ただ、3州からの米国への2016年の針葉樹材輸出額は全体の1.6%未満にすぎない。

<米政府に対し撤回を働き掛け>

米商務省の発表に対し、カナダのジム・カー天然資源相とクリスティア・フリーランド外相は「政府は訴訟を含め、カナダの針葉樹材産業を積極的に擁護し、（仮に提訴した場合には）これまでと同様に勝訴を見込んでいる。今後も米国政府とは継続的に協議を続け、不当な通商措置を撤回するよう働き掛けていく」と連名で[声明](#)を発表した（カナダ連邦政府プレスリリース6月26日付）。

連邦政府は6月1日には、相殺関税適用で影響を受ける労働者や地方行政区を対象に、市場の多様化などを目的とした総額8億6,700万カナダ・ドル（約746億円、Cドル、1Cドル＝約86円）の支援プログラムを[発表](#)したばかりだった。

米商務省のAD関税の最終決定は9月7日ごろの予定で、両国政府の動向が注目される。

(飯田洋子)

通商弘報 7993e619591088c1

「米国における職業訓練制度の拡充」目指す大統領令を発表－高度人材の育成が喫緊の課題に－（米国）

2017年07月05日 米州課

トランプ大統領は6月15日、「米国における職業訓練制度の拡充」と題した大統領令を発表した。米国では技能不足が理由で埋まらない求人ポストが増加傾向にあり、高度人材の育成が急務との認識が広がっている。

＜連邦政府による職業訓練制度を拡充＞

トランプ大統領が6月15日に発表した大統領令「[米国における職業訓練制度の拡充](#)」は、有給の実習を含む職業訓練制度の拡充を通じて、労働需給のミスマッチを改善し、高収入の安定した雇用を提供することを目的としたもの。ビジネス環境が変わる中、既存または新規の職種が必要とする技能を習得する重要性がかつてないほど高まっているにもかかわらず、連邦政府による従来の支援策が成果を十分に上げていないとして内容を見直す。今後、労働長官を議長としたタスクフォースで、具体的な方策が議論される予定だ。短期大学の無償化などを掲げて高度人材の育成を進めたオバマ前大統領と同じく、トランプ大統領も同課題の解決を重視する姿勢を示した。

＜産業界は政策への支持を表明＞

今回の政府の動きに対して、大手経営者団体のビジネスラウンドテーブルは素早い反応をみせた。同日付で発表したプレスリリースで、同団体の教育労働委員会のウェスリー・ブッシュ委員長〔ノースロップ・グラマン最高経営責任者（CEO）兼社長〕は「米国は雇用創出と将来の経済成長を確保するために、能力が高い、技術を有する労働力を必要としている」との現状認識を示した上で、「インターンシップや職業訓練制度などの実務研修はスキルギャップを埋める非常に強力なツールだ」とトランプ政権の取り組みを評価した。

ビジネスラウンドテーブルは6月7日に公表した報告書「[米国内のスキルギャップを埋めるべく各社CEOがいかに支援しているか](#)」でも、高度人材の確保・育成を企業の共通した課題と位置付け、個別企業の対応を紹介しながら普及啓発を進めている。報告書は、（1）生産年齢人口の増加が、過去1世紀の半分程度にとどまること、（2）労働参加率が過去30年に比べて低水準で推移していること、（3）ベビーブーマーが記録的な数で引退し続けていること、を理由に、各社がスキルギャップの問題に早急に取り組む必要があると訴える。

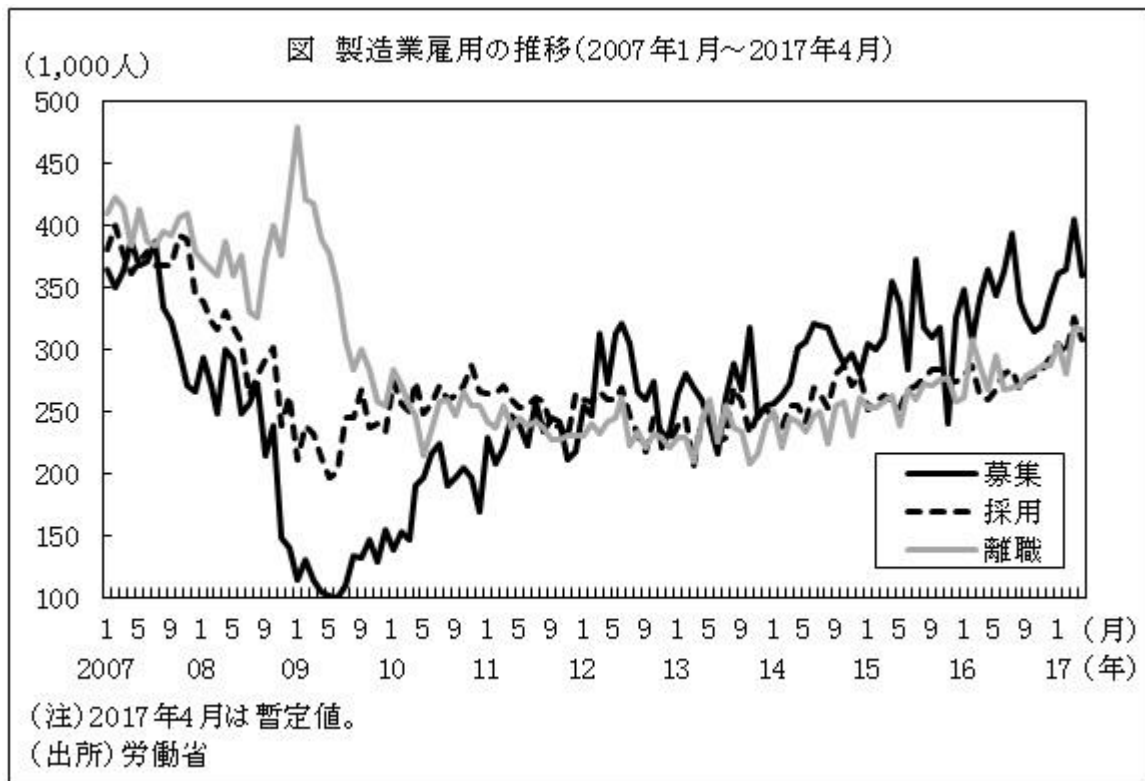
もっとも、現状では企業レベルの取り組みに差がみられる。企業単位の取り組みを調査したものとして、技術分野の業界団体コンプティア（CompTIA）が5月に発表した「[ITスキルギャップ調査](#)」がある。企業経営陣約600人の回答をまとめた調査結果によると、回答者の9割近くが職場におけるスキルギャップの問題を認識している一方、組織的に課題解決に対処しているのは3社に1社程度にとどまる。

＜スキルギャップが製造業の雇用創出に影響も＞

必要な技能を持つ人材の不足が懸案となっているのは、トランプ政権が力を入れる製造業でも同様だ。全米最大の製造業団体、全米製造業者協会（NAM）が2015年に発表した[報告書](#)は、今後10年間に約340万人生じると推定される製造業の新規求人のうち、200万の求人ポストがスキルギャップを理由に埋まらない可能性があるかと警鐘を鳴らしていた。同調査によると、会員企業はエンジニアや研究者を採用する際には一般職員（48日）の約2倍の94日が必要としており、スキルギャップを理由とした人材難が顕在化していることを示す。

製造業の雇用動向でも、リーマン・ショック（2008年）以降しばらくは新規募集数が新規採用数と離職数を下回る時期が続いたが、2012年以降は上回る状況が続く（図参照）。例えば2017年1月から4月までの各月の動きをみると、新規募集数と新規採用数の差は平均6万

4,000人で、募集人員の2割近くが埋まっていないが、背景に人材のミスマッチを指摘する報道が多い。在米日系企業からも、エンジニア職をはじめとする高度人材の採用や引き留めに苦勞する声が増えている。



(秋山士郎)

通商弘報 84f6ecee09e58169

2017年07月10日 サンフランシスコ事務所

トランプ大統領が地球温暖化対策の国際ルール、パリ協定からの離脱を表明したことに対し、協定参加国の首脳や国内の環境技術関連の業界団体からは、落胆と批判の声のほか、あらためて協定を支持する声明が相次いだ。協定離脱への反響を2回に分けて報告する。

<ドイツ、フランス、イタリアが共同で苦言>

トランプ大統領が6月1日にパリ協定からの離脱を表明した直後、協定に参加する国々が相次いでコメントを発表した。

気候変動対策に積極的な欧州からは、ドイツ、フランス、イタリアの3カ国が共同声明で、パリ協定が「地球、社会、経済にとって非常に重要なツールで、再交渉できるものではない」と苦言を呈し、「迅速にパリ協定の（目標達成を果たす）公約をあらためて宣言する」とした。フランスのマクロン大統領はツイッターでも声明を発表し、米国の決定について「尊重はするが、間違いだ」とした上で、トランプ大統領の選挙スローガン「米国を再び偉大にしよう（Make America great again）」をなぞって「地球を再び偉大にしよう（Make our planet great again）」と述べ、「フランスは気候変動対策を決して諦めない」と決意を新たに示した。

英国はメイ首相のスポークスマンが、同首相がトランプ大統領から6月1日に電話を受けたことを明らかに、「失意と、パリ協定を今後も順守する意向を伝えた」と「インディペンデント」紙（6月1日）は伝えている。またジョンソン外相は「（気候変動対策を推進させるための）米国でのロビー活動を継続する」とニュース番組で語り、今後も米国への働き掛けを続ける意向を示した。

このほかにもスコットランド、ベルギー、スウェーデン、デンマークが「気候変動に立ち向かう努力を続ける」とパリ協定支持の立場を明らかにしたほか、欧州理事会のドナルド・トゥスク常任議長はトランプ大統領に対し、「（政治的な）気候を悪化させないで」とツイッターで呼び掛けた。

欧州以外では、カナダのトルドー首相も6月1日、自身のツイッターで「ひどく落胆した。気候変動と闘い、クリーンな経済成長を支持するカナダの公約は揺るがない」と述べほか、ドイツを訪問中だった中国の李克強首相も「パリ協定を支持する」とコメントした（「ニューヨーク・タイムズ」紙電子版6月1日）。ロシア大統領は「非難しない」

苦言や落胆の声を上げる首脳が多い中、パリ協定残留を発表しているロシアのプーチン大統領は、否定的なコメントは避けた。米国の離脱発表があった翌日の経済フォーラムで、「米国にとっては、離脱よりも協定の内容を変更しようとする方が良かったのではないかと思うが、トランプ大統領を非難するつもりはない。前大統領時代に署名したパリ協定を現大統領は熟考していないのだろう」と述べた（ABCニュース電子版6月2日）。

<クリーンエネルギー業界は協定を支持>

国内のクリーンエネルギーの業界団体からも、政府の決定に左右されずにパリ協定を支持し、気候変動対策の取り組みを続けるという声が多く聞かれた。発電関連の調査や教育を行うNPOのスマート電力連盟（SEPA）は声明で、「一般の人はパリ協定の効果に賛同しないかもしれないが、電力業界での変革は本格化している。われわれは引き続きクリーンエネルギーへの移行を促進させる」と述べている。同じく太陽エネルギーの業界団体、米国太陽エネルギー産業協会（SEIA）のダン・ウィッテン副会長も「米国はパリ協定に関与していくべきだ。しかし離

脱する・しないにかかわらず、米国の太陽エネルギー産業は雇用創出、経済成長、排出削減に貢献し続けるだろう」と「ワシントン・ポスト」紙（6月5日）に語っている。

米国風力エネルギー協会（AWEA）も同様に、「政府の決定にかかわらず、風力発電産業は国内経済の貢献者として躍進を続ける」としている。再生可能エネルギー（RE）関連のNPO、米国再生可能エネルギー評議会（ACORE）は声明で、「（離脱は）残念だ。気候だけでなく、世界的なREブームを牽引する米国企業の役割をもリスクにさらす」と落胆の声を上げつつ、「米国のRE部門は炭素の排出削減を進める上で主導的役割を果たし続けることを確信している」と述べた。

パリ協定離脱については、世論でも反対意見が多く聞かれた。「ワシントン・ポスト」紙とABCニュースは共同で、離脱発表の翌日から3日間にわたってアンケート調査を行った。協定離脱に賛成か反対かを尋ねた設問では、59%が「反対」と回答し、「賛成」（29%）の2倍に達した。また、協定離脱が経済に与える影響については、32%の「好影響」を42%の「悪影響」が上回った（20%は「影響なし」）。

（高橋由奈、永松康宏）

通商弘報 3cb21cca5ebcc4a6

企業や自治体が連合結成、連邦政府に代わり協定を順守—パリ協定離脱表明の反響（2）—（米国）

2017年07月11日 サンフランシスコ事務所

トランプ大統領のパリ協定離脱表明に反発した民間企業や州政府、市町村、教育機関は6月5日、一大連合を結成し、連邦政府に代わって協定順守を目指すと宣言した。協定離脱への反響を報告する後編。

<大手企業から批判の声相次ぐ>

アップル、グーグル、フェイスブック、マイクロソフトなど米西海岸のハイテク企業を含む大手企業は、競争力の強化、雇用創出、経営リスクの削減などを理由に、パリ協定にとどまるようトランプ大統領に求めてきた。特に協定離脱が現実味を帯びた5月には、これらの企業25社が共同で、数回にわたり経済紙や一般紙に広告を掲載し、残留を訴えた。また、アップルのティム・クック最高経営責任者（CEO）は直接、大統領に電話で残留を要請した（ブルームバーグ5月31日）。

それだけに離脱表明の直後には、これらの企業からは離脱を批判すると同時に、この決定に同調せず、引き続き気候変動対策を強化するとのコメントが相次いだ。アップルのクック CEO はツイッターで、「（離脱は）間違っている。アップルは気候変動に立ち向かう。それは今後も揺らぐことはない」と述べた。グーグルのサンダー・ピチャイ CEO も「失望した。グーグルは全ての人のため、よりクリーンで豊かな未来のために努力を続ける」とツイッターに投稿した。

フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ CEO は「環境と経済に悪影響を及ぼし、子供たちの未来を脅かす」と離脱表明を非難した上で、今後も「100%再生可能エネルギーでデータセンターを運営していく」とフェイスブックで語った。またトランプ大統領の諮問委員会「戦略・政策フォーラム」のメンバーでテスラモーターズのイーロン・マスク CEO は「気候変動は実際に起こっている。離脱は米国と世界のためにならない」と述べ、メンバーを辞任すると発表した。

<1,200社以上が連合に参画>

これらの企業に賛同した他の民間企業と自治体などが集まって結成されたのが連合「ウィー・アー・スティル・イン（We Are Still In=私たちはまだ（同協定に）賛同する）」だ。同連合は連邦政府のパリ協定の離脱について、「気候変動に立ち向かうための支柱を壊し、米国（の社会）の足並みを乱す」と批判し、連邦政府に代わり、オバマ前政権時代に米国が掲げた温室効果ガス（GHG）排出量を2025年までに2005年比で26~28%削減する目標の達成を目指すとしている。

前ニューヨーク市長で、国連事務総長「都市と気候変動」担当特使を務めるマイケル・ブルームバーグ氏が主導するといわれる同連合は、民間企業、州、市町村、教育機関で構成される。前述の大手企業をはじめ、建築、機械、アパレル、インフラなど多岐にわたる業界の、大企業から中小企業まで1,227社が参画を表明している。

州政府では、カリフォルニア、ニューヨーク、ハワイなど環境対策に積極的なことで知られる9州が名を連ね、市町村には、ロサンゼルスやニューヨークなどの大都市から、ペンシルベニア州ピッツバーグといった地方都市に至るまで、156市町村が賛同している。このほか、全米の公私立の大学や短大のうち258校が参加に署名している（6月10日時点）。同連合によると、これらの自治体の人口を合わせると1億2,000万人以上、国内経済への貢献は6兆2,000億ドルに上るといふ。

<最大 1,500 万ドルの補填を公表>

ブルームバーグ氏は国連に提出した書面で、「連邦政府からの支援がない中でも、州政府や市町村、民間企業は GHG 排出削減に向けてより密な連携を取る。パリ協定で誓った目標を達成するために一丸となって対策を強化する。失速はしない」と述べた。さらに、大統領が離脱を表明したことで、米国政府が国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の事務局に対して拠出するはずだった 1,500 万ドルが支払われない場合は、他の団体と協力してそれを補填（ほてん）すると発表した。

<強制力のなさが弱みとの指摘も>

慈善団体ブルームバーグ・フィランソロピーズのプレスリリース（6月5日）によると、同連合の関与について、UNFCCC のパトリア・エスピノサ事務局長が歓迎のコメントを寄せ、ジョン・ケリー前国務長官は「同連合の参加者は既に多くを達成している。私たちは既に（ゴールまでの）中間地点まで来ている。米国は目標を達成するだろう」と述べている。

その一方で、同連合の努力だけでは、目標達成に課題が多いとの声もあり、オンラインメディア「ヴォックス（vox）」（6月7日）が、それらの課題を挙げている。

その1つは、同連合が米国政府の代理にはなれない点だ。気候変動に関する条約を専門とするハーバード大学のロバート・スタビンス教授によると、たとえ同協定（の参加国）が同連合を米国政府の代理として認めたとしても、地方自治体が重要な国際条約を取り仕切ることが憲法で認められていないという。

もう1つの課題は、同連合が法的拘束力を持たないことで、同連合は GHG の排出削減を自治体や企業に強制できず、自発的に努力をするように働き掛けることしかできない。「ヴォックス」は、50 州の中でも GHG の排出量が特に多いテキサス、ペンシルベニア、オハイオ、イリノイ、フロリダが同連合に賛同していないことと、カリフォルニアなどとは違って排出削減に向けた具体的な計画を持たないことを理由に、法的拘束力がない点が「大きな問題となる」と指摘している。

（高橋由奈、永松康宏）

通商弘報 f25f159c51429e8e

域内原産比率をめぐる労使の意見は対立—NAFTAに関する公聴会・パブリックコメント（自動車業界）—（米国、カナダ、メキシコ）

2017年07月14日 ニューヨーク事務所

米通商代表部（USTR）は6月27～29日にかけて、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関する公聴会を開催した。6月14日に締め切ったパブリックコメントの内容と併せて、主要産業ごとに各団体の主張をシリーズで紹介する。1回目は自動車業界について。域内原産比率に関して、自動車メーカーは現状の比率の維持で一致したが、労働組合側は引き上げを求めている。

<NAFTAは北米自動車産業の競争力を強化>

USTRはNAFTA再交渉に向けた公聴会を6月27～29日に開催した。これに先立ち実施したパブリックコメントには、6月14日の締め切りまでに1万2,459件のコメントが個人や企業から寄せられた。NAFTA再交渉に向けた関心の高さがうかがえる。

自動車業界では、主要団体が足並みをそろえてNAFTAの米国経済への貢献を訴えた。メキシコとカナダを含む北米地域のサプライチェーンの一体性を強調し、これにより米国の自動車産業は競争力を高めてきたと主張している。

米国自動車工業会（AAM：Alliance of Automobile Manufacturers）は、北米地域のサプライチェーンが分断されれば、米国製自動車の販売価格の上昇や米国からの輸出減少を招き、国内の雇用を危険にさらすと警告している。同工業会には米自動車大手3社「ビッグスリー」（注1）のほか、トヨタ、マツダ、BMW、フォルクスワーゲン、メルセデス・ベンツ、ポルシェなど主要自動車メーカーの多くが加盟しており、ジェニファー・トーマス副代表は公聴会で、「米国企業だけではなく、外国の自動車メーカーも米国の輸出拡大に貢献している」と述べた。

米国自動車部品工業会（MEMA：Motor & Equipment Manufacturers Association）のリー・メリノ規制渉外担当シニアディレクターも、NAFTA再交渉は「米国自動車産業の国際的な競争力強化を目指しつつ、同時に、生産価格の上昇やサプライチェーン分断などの悪影響を米国経済に与えないように行われなければならない」と政権を牽制した。

<メーカーは現行の域内原産比率の維持で一致>

NAFTAの特恵関税適用を受ける上で製品に課される域内原産比率に関しても、自動車メーカーは米系・非米系ともに現行の比率の維持を求めている。NAFTAは完成車（大型バス・トラックを除く）の域内原産比率について、純費用（ネット・コスト）方式で62.5%（注2）と定めている。ビッグスリーが組織する自動車政策会議（AAPC：American Automotive Policy Council）のマット・ブラント代表は「62.5%の域内原産比率は、他国がNAFTAにただ乗りすることを阻止すると同時に、企業が必要な部材を輸入することを可能にするちょうど良い比率」と公聴会で述べた。

他方、全米最大の労組組合である米国労働総同盟・産別会議（AFL-CIO）は、完成車と自動車部品の域内付加価値比率の引き上げを求め、パブリックコメントの意見書で、「域内原産比率は、NAFTAによる市場アクセスの利益が署名3カ国とその労働者に優先的にもたらされるように設定されるべきだ」と主張した。全米自動車労働組合（UAW）の意見書にも同様の主張が見られる。

また米国鉄鋼協会（AISI）は、トレーシングリスト（注3）に鉄鋼を加えるよう主張した。「幾つかのトレーシング対象品目は鉄鋼を多く使う製品だが、鉄鋼自体はトレーシングの対象になっていない。このため、北米産の鉄鋼を使用する、または北米産の鉄鋼を使用したトレー

シングの対象品目を優先的に購入するインセンティブを、NAFTA は北米の製造企業に与えていない」としている。

<再交渉に期待する分野も>

自動車業界の団体はこのほか、電子署名の活用を通じた税関手続きの円滑化や、国境を越えたデータ移動の自由の確保を求めた。両分野は環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の合意事項にも含まれており、こうした NAFTA の「現代化」を目指した事項については企業の支持も強い。

税関手続きの円滑化については、日系企業関係者から「NAFTA の再交渉は、基本的に現状維持を訴える守りになるが、税関手続きの円滑化は数少ない攻めの分野」との声が聞かれる。データ移動の自由についても、「大事だ。データ移動が規制されれば、研究開発に支障が出る」との声が日系企業から聞かれた。米国自動車工業会は、20 年以上前に発効された NAFTA には国境を越えたデータ移動に関する規定がないとし、自動車メーカーがデータを自由に移動できることを保証する規定を NAFTA に盛り込むべきとしている。

<ビックスリーは為替操作条項の導入求める>

AAPC は、為替操作を行った国に対して特惠関税の適用を取りやめる条項を NAFTA に導入するよう求めている。「メキシコやカナダは為替操作を行ってはいないが、NAFTA に強制力のある為替操作条項を導入することは重要な先例となり、為替操作を行っている他国と対峙 (たいじ) するために協力できるプラットフォームを構築することになる」とその意義を強調し、ブランド代表は公聴会で、為替操作を行っている国として日本を名指しで批判した。なお AAPC は、TPP の交渉においても為替操作条項の導入を強く求めている。

(注 1) ゼネラルモーターズ (GM)、フォード、フィアットクライスラー・オートモービルズ (FCA) の 3 社。

(注 2) 完成車の純製造費用のうち非原産材料価額を引いた価額が 62.5%以上あれば、当該完成車を NAFTA 原産と見なす方式。

(注 3) NAFTA の完成車 (大型バス・トラックを除く) における域内比率の算定においては、「トレーシングルール」と呼ばれる特別なルールが用いられている。トレーシングルールの下では、定められた関税番号リスト (Annex403.1) に該当する部品 (トレーシング対象部品) が域外から輸入されている場合にのみ、当該部品の輸入時点までさかのぼって「非原産材料価額」に含めることが求められる。Annex403.1 に該当しない部品については、たとえ域外から輸入したとしても「非原産材料」扱いにはならない。

(鈴木敦、赤平大寿)

通商弘報 9cf179667faa5ed4

トレーシング対象に熱延鋼板が加わると自動車業界に影響—NAFTA 原産地規則改定の留意点— (メキシコ、米国、カナダ)

2017年07月18日 米州課

8月16日以降に予定される北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に備え、北米3カ国ではパブリックコメントの公募や公聴会の開催など民間部門からの意見聴取のプロセスが進んでいる。NAFTA再交渉で進出日系企業が懸念しているテーマの1つに自動車産業における原産地規則の厳格化があり、メキシコ進出企業は特に鋼材の現地調達への厳格化を警戒している。米国の鉄鋼業界が主張するトレーシングリストの拡大やトレーシング制度の廃止が行われた場合、自動車業界にはどのような影響が出るのか、NAFTAの現行の原産地規則とメキシコの鋼材輸入の現状からまとめてみた。

<自動車と自動車部品はTPPの重点価額方式に類似>

メキシコ経済省は7月26日まで、[同省のウェブサイト](#)を通じてパブリックコメントの提出を受け付けている。

NAFTAの自動車分野の原産地規則改定の影響を考える上で、考慮しておかなければならないのは、NAFTA第403条1に規定される非原産材料価額算出の特殊ルール、通称「トレーシングルール」だ。NAFTA第403条1は、乗用車・ピックアップトラック、NAFTA別添403.1（表1参照）に掲載された純正自動車部品の域内原産割合（RVC）の計算方法には、協定第402条に規定された「純費用（NC）方式」（注1）を用いると規定しているが、RVCを計算する際に用いる非原産材料価額（VNM）としては、「別添403.1に規定された品目（トレーシング対象品目、HSコードで特定）が域外から最初に輸入された時点の価格」を足し上げるとしている。計算公式は以下のとおりとなり、RVCを高くしたいと思えば公式の分子を大きくしなければならず、そのためには域外から輸入されたトレーシング対象品目をなるべく少なくすることがカギになる。

$$RVC(\%) = (\text{NC} - \text{域外から輸入されたトレーシング対象品目}) / \text{NC} \times 100$$

別添403.1に規定されていないトレーシング非対象品目であれば、たとえ域外から輸入されたものであっても、NCから差し引く必要はない。特定の非原産材料の価格のみをVNMとして考慮し、他の非原産材料は実質、原産材料として扱ってもよいという計算公式は、環太平洋パートナーシップ（TPP）で採用された重点価額方式（注2）に似ている。ただし、NAFTA第403条1は、トレーシング対象品目が域外から最初に輸入された時点の価格をVNMに足し上げると規定しているため、域外から輸入調達した対象品目を使用して生産された中間製品が、たとえその後NAFTAの品目別原産地規則（PSR）を満たしてNAFTA原産品となったとしても、当該中間製品（原産品）に含まれるトレーシング対象品目の輸入価格だけは、VNMに計上しなければならない〔「ロールアップ」（注3）しない〕。

具体例を挙げると、NAFTA域内で完成車メーカー（OEM）が一次サプライヤー（Tier1）から自動車用の座席を調達し、Tier1は二次サプライヤー（Tier2）から座席用フレームを調達する。Tier2は座席フレームの材料として、電気モーター（HS8501.10）を域外から輸入調達する。電気モーターはNAFTA別添403.1に掲載されているトレーシング対象品目だが、このサプライチェーンにおいて電気モーター以外の域外から輸入したトレーシング対象品目はないと仮定する。

表1 NAFTAトレーシング対象部品リスト(Annex403.1)

HS2007		HS2012		品名(Description)
協定上	メキシコ側	メキシコ側		
40.09	40.09	40.09		ゴムの管およびホース、継手
4010.31	4010.31	4010.31	4010.31	エンドレス状の伝動用のベルト(V-リブ型、外周が60cm超180cm以下)
4010.32	4010.32	4010.32	4010.32	エンドレス状の伝動用のベルト(V-リブ型以外、外周が60cm超180cm以下)
4010.33	4010.33	4010.33	4010.33	エンドレス状の伝動用のベルト(V-リブ型、外周が140cm超240cm以下)
4010.34	4010.34	4010.34	4010.34	エンドレス状の伝動用のベルト(V-リブ型以外、外周が180cm超240cm以下)
4010.39aa	4010.39.01	4010.39.01		電動用のVベルトで外周が240cm超のもの
40.11	40.11	40.11		ゴム製空気タイヤ
4016.93.aa	4016.93.01	4016.93.01	4016.93.01	ゴムガasket、ワッシャ、その他シール
	4016.93.02	4016.93.02		ラバーフェンダー
4016.99.aa	4016.99.10	4016.99.10		防振ゴム
7007.11	7007.11	7007.11		車両用強化ガラス
7007.21	7007.21	7007.21		車両用合わせガラス
7009.10	7009.10	7009.10		バックミラー
8301.20	8301.20	8301.20		自動車用ロック
8407.31	8407.31	8407.31	8407.31	ガソリンエンジン(シリンダー容量50cc以下)
8407.32	8407.32	8407.32	8407.32	ガソリンエンジン(シリンダー容量50cc超250cc以下)
8407.33	8407.33	8407.33	8407.33	ガソリンエンジン(シリンダー容量250cc超1000cc以下)
8407.34.aa	8407.34.02	8407.34.02	8407.34.02	ガソリンエンジン(シリンダー容量1000cc超2000cc以下)
8407.34.bb	8407.34.99	8407.34.99	8407.34.99	ガソリンエンジン(シリンダー容量2000cc超)
8408.20	8408.20	8408.20		車両用ディーゼルエンジン
84.09	84.09	84.09		エンジン部品
8413.30	8413.30	8413.30		燃料用、潤滑油用、冷却媒体用ポンプ
8414.59.aa	8414.59.99	8414.59.99		自動車用ターボチャージャー・スーパーチャージャー
8414.80.aa	8414.80.14	8414.80.14		
8415.20	8415.20	8415.20		カーエアコン
8421.39.aa	8421.39.08	8421.39.08	8421.39.08	触媒コンバーター
8481.20	8481.20	8481.20		油圧伝動装置用または空気圧電動装置用弁
8481.30	8481.30	8481.30		逆止弁
8481.80	8481.80	8481.80		その他の弁
8482.10	8482.10	8482.10		玉軸受
8482.20	8482.20	8482.20		円すいころ軸受
8482.30	8482.30	8482.30		球面ころ軸受
8482.40	8482.40	8482.40		針状ころ軸受
8482.50	8482.50	8482.50		その他の円筒ころ軸受
8482.80	8482.80	8482.80		その他の軸受
8483.10	8483.10	8483.10		伝動軸およびクランク
8483.20	8483.20	8483.20		軸受箱(玉軸受またはころ軸受を有するもの)
8483.30	8483.30	8483.30		軸受箱(玉軸受またはころ軸受を有するものを除く)および滑り軸受
8483.40	8483.40	8483.40		歯車、歯車伝動機、ボール・ローラー・スクリュウ、ギヤボックスその他の変速機
8483.50	8483.50	8483.50		フライホイール
8501.10	8501.10	8501.10		電動機/発電機(出力37.5W以下)
8501.20	8501.20	8501.20		交流両用電動機(出力37.5W超)
8501.31	8501.31	8501.31		直流電動機/発電機(出力750W以下)
8501.32.aa	8501.32.06	8501.32.06		電気自動車用モーター(出力750W超75kW以下)
8507.20.aa	8507.20.03	8507.20.03		その他の鉛蓄電池
8507.30.aa,	8507.30.01	8507.30.01		ニッケル・カドミウム蓄電池
8507.40.aa	8507.40.01	8507.40.01		ニッケル・鉄蓄電池
		8507.50.01		ニッケル・水素蓄電池
8507.80.aa	8507.80.01	8507.60.01		リチウム・イオン蓄電池
		8507.80.01		その他の蓄電池
8511.30	8511.30	8511.30		ディストリビューター、イグニッションコイル
8511.40	8511.40	8511.40		スターターおよび始動充電発電機
8511.50	8511.50	8511.50		その他の発電機
8512.20	8512.20	8512.20		照明機器、可視信号用機器
8512.40	8512.40	8512.40		ワイパー
ex 8519.81	8519.81.02	8519.81.02		自動車用音声再生機(カセットのもの)
8527.21	8527.21	8527.21		自動車用ラジオと音声記録・再生機と結合したもの
8527.29	8527.29	8527.29		自動車用ラジオ
8536.50	8536.50	8536.50		電気回路用スイッチ
8536.90	8536.90	8536.90		その他の電気回路用機器
8537.10.bb	8537.10.06	8537.10.06		電気制御/配電用盤・パネル(1,000V以下)
8539.10	8539.10	8539.10		シールドビームランプ
8539.21	8539.21	8539.21		タンクステンハロゲン電球
8544.30	8544.30	8544.30		点火用配線セットその他配線セット
87.06	87.06	87.06		自動車用原動機付シャシ
87.07	87.07	87.07		車体
8708.10.aa	8708.10.03	8708.10.03		バンパー
8708.21	8708.21	8708.21		シートベルト
8708.29.aa	8708.29.20	8708.29.20		車体用プレス部品
8708.29.cc	8708.29.19	8708.29.19		ドア・アセンブリ
8708.30	8708.30	8708.30		ブレーキ/サスペンションおよびブレーキ部品
8708.40	8708.40	8708.40		変速機およびその部品
8708.50	8708.50	8708.50		駆動軸/非駆動軸およびその部品
8708.70.aa	8708.70.03	8708.70.03		軽合金製ホイール(スポーツタイプなど)
	8708.70.04	8708.70.04		外径70cm以下のホイール(8708.70.03に分類されないもの)
8708.80	8708.80	8708.80		懸架装置およびその部品(ショックアブソーバーを含む)
8708.91	8708.91	8708.91		ラジエーターおよびその部品
8708.92	8708.92	8708.92		マフラー/排気管およびその部品
8708.93.aa	8708.93.04	8708.93.04		クラッチ(完成品)
8708.94	8708.94	8708.94		ハンドル/ステアリングコラム/ステアリングボックスおよびその部品
8708.95	8708.95	8708.95		安全エアバッグおよびその部品
8708.99.aa	8708.99.11	8708.99.11		ゴムを用いた防振部品
8708.99.bb	8708.99.10	8708.99.10		車輪軸(ベアリング付)
8708.99.ee	8708.99.99	8708.99.99		その他のパートレインの部品
8708.99.hh	8708.99.99	8708.99.99		その他の自動車部品
9031.80	9031.80	9031.80		その他の測定用・検査用機器
9032.89	9032.89	9032.89		自動調整機器でサーモスタット、マフスタット以外のもの
9401.20	9401.20	9401.20		自動車用の座席

(注)HSコードの7桁目以下はメキシコで適用されているコード。

(出所)2009年10月1日付経済省令および経済省貿易情報統合システム(SIICEX)輸出入関税率表

このサプライチェーンの各階層において VNM に計上する材料は、座席フレームの製造工程でも、座席の製造工程でも、完成車の製造工程でも、域外から輸入した電気モーターとなる。Tier2 は電気モーターの輸入価格を Tier1 に報告し、Tier1 は Tier2 から報告を受けた電気モーターの輸入価格を OEM にも報告する。座席フレームと座席の製造工程は NAFTA の PSR を満たしているため、座席フレームも座席も NAFTA 原産品（原産材料）だが、その中に含まれている電気モーターの価格部分については、OEM も VNM に計上する必要がある（表 2 参照）。

表2 トレーシング制度による非原産材料価額の計上方法

生産者 (サプライチェーン の階層)	調達する部品・原材料の トレーシング有無			非原産材料価額 (VNM)に足し上 げる原材料
	電気モーター	座席フレーム	座席	
座席フレームメーカー (Tier2)	対象 (域外から輸入)			電気モーター
座席メーカー (Tier1)	対象 (域外から輸入)	対象外		電気モーター
完成車メーカー (OEM)	対象 (域外から輸入)	対象外	対象外(域内生産のため)	電気モーター

(注) 電気モーター以外のトレーシング対象品目は域外から輸入されていないと仮定した場合。自動車用の座席(HS9401.20)はAnnex403.1に掲載されているトレーシング対象部品だが、域外から輸入されていないため、非原産材料としてトレーシングする必要はない。
(出所) NAFTA第403条、NAFTAの税関手続きに関する規定の適用における一般規則

<トレーシングにメリットとデメリットの両面>

自動車メーカーや自動車部品メーカーにとってトレーシングのメリットは、トレーシング対象外の原材料を柔軟に域外から調達できることだ。NAFTA 別添 403.1 のトレーシングリストには、鋼材や樹脂などの素材、ボルトやナットなどの汎用（はんよう）部品などは含まれておらず、これらは日本や中国、韓国から調達しても非原産材料価格（VNM）に計上する必要はない。

他方、トレーシングのデメリットとしては、（1）サプライチェーンの中でトレーシング対象品目が輸入調達されている場合、たとえその後の工程で中間製品が原産品となってもトレーシング対象品目の調達価格はロールアップしないこと、（2）トレーシング対象品目が域外から輸入されていないかどうかを最初に輸入した時点までさかのぼってサプライヤーに確認するプロセスが煩雑で管理コストがかかること、が挙げられる。

トレーシングに対する見解はさまざまだが、北米の自動車産業はトレーシングリストを基にサプライチェーンを形成してきているため、同リストの廃止や変更はサプライチェーンの見直しを意味することになり、北米自動車産業に少なからぬ影響が及ぶことになる。

<熱延鋼板の多くを域外からの輸入に依存するメキシコ>

米国で 2017 年 6 月末に開催された NAFTA 再交渉に関する公聴会の中で、米国鉄鋼協会 (AISI) は、トレーシングリストに鉄鋼を加えるように主張した。トレーシングリストに鉄鋼の HS コードが追加されることにより、具体的にはどのような影響が出るのか、メキシコの鋼板輸入の現状から分析してみた。

自動車産業で多く用いられる鋼板としては、サスペンションフレームや骨格部品などに用いられる熱延鋼板、熱延鋼板をさらに薄く引き伸ばして軽量化した冷延鋼板、ドアや外板などに用いられる亜鉛メッキ鋼板（冷延鋼板に耐食性を付与した鋼板）、合金鋼を素材として用いた特殊鋼板（熱延・冷延・亜鉛メッキ）などが挙げられる。熱延鋼板については、自動車産業でよく用いられる幅や厚さなどから対象となる品目（HS コード）を選定し、表 3 の輸入統計を作成した。

表3 自動車産業で用いられる代表的鋼板のメキシコの輸入量 (単位:1,000トン、%)

品名 【HS】	原産国	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年		
								構成比	06年比
熱延鋼板 【7208.26-27】	NAFTA域内	105	172	239	340	249	256	42.7	143.3
	その他	153	159	180	230	306	345	57.3	125.8
	合計	258	331	419	570	554	601	100.0	133.0
冷延鋼板 【7209.16-17】	NAFTA域内	197	268	257	259	187	217	36.5	9.8
	その他	332	85	151	283	301	376	63.5	13.3
	合計	529	353	409	543	488	593	100.0	12.0
溶融亜鉛メッキ 鋼板 【7210.49】	NAFTA域内	372	269	263	325	337	295	36.1	△ 20.8
	その他	279	248	358	455	527	521	63.9	86.5
	合計	652	517	622	780	865	816	100.0	25.2
特殊鋼板 (熱延) 【7225.30-40】	NAFTA域内	68	124	106	138	125	202	32.0	197.7
	その他	188	195	55	317	271	429	68.0	128.5
	合計	256	319	161	455	397	632	100.0	146.9
特殊鋼板 (冷延) 【7225.50】	NAFTA域内	76	69	115	164	123	152	46.9	100.3
	その他	105	74	61	48	140	172	53.1	63.2
	合計	181	143	177	212	263	324	100.0	78.7
特殊鋼板 (亜鉛メッキ) 【7225.92】	NAFTA域内	96	63	318	177	264	249	63.5	158.7
	その他	88	134	139	127	109	143	36.5	63.0
	合計	184	197	457	305	373	392	100.0	113.1
6品目合計	NAFTA域内	915	965	1,299	1,404	1,286	1,372	40.8	49.9
	その他	1,145	896	944	1,461	1,654	1,986	59.2	73.5
	合計	2,060	1,861	2,244	2,865	2,940	3,358	100.0	63.0

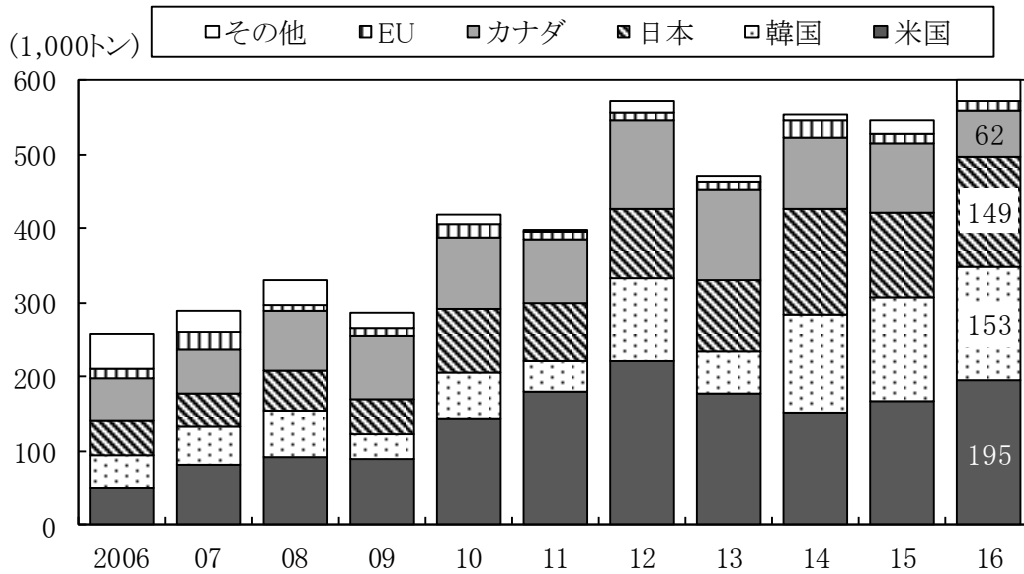
(出所) 国立統計地理情報院 (INEGI) 通関統計

メキシコは2016年に、熱延鋼板（自動車産業でよく用いられるHSコードに限定）を約123万トン（非合金鋼60万トン、特殊鋼63万トン）、冷延鋼板を約92万トン（非合金鋼59万トン、特殊鋼32万トン）、溶融亜鉛メッキ鋼板を約121万トン（非合金鋼82万トン、特殊鋼39万トン）、合計で336万トンを輸入している。そのうち、NAFTA域内産の輸入は4割にすぎず、残りは韓国、日本、EUなどからの輸入となっている。

過去10年間の推移をみると、自動車産業の成長に伴い、2016年の輸入量は2006年比63.0%増と拡大しているが、非合金鋼の分野では、現地で熱延鋼板を冷間圧延し、亜鉛メッキ処理を行う工場がここ数年で増えたため、冷延鋼板や亜鉛メッキ鋼板の輸入は熱延鋼板ほど伸びていない。他方、原料となる熱延鋼板（非合金鋼）の輸入は、メキシコ国内に有力な熱延鋼板のメーカーがないこともあり、10年前の2.3倍に拡大している。特殊鋼板の場合は、熱延、冷延、亜鉛メッキの全てで伸び率が高いが、その中でも熱延特殊鋼板の輸入の伸び率が特に大きい。同分野はまた、域外からの輸入に約7割を依存している。

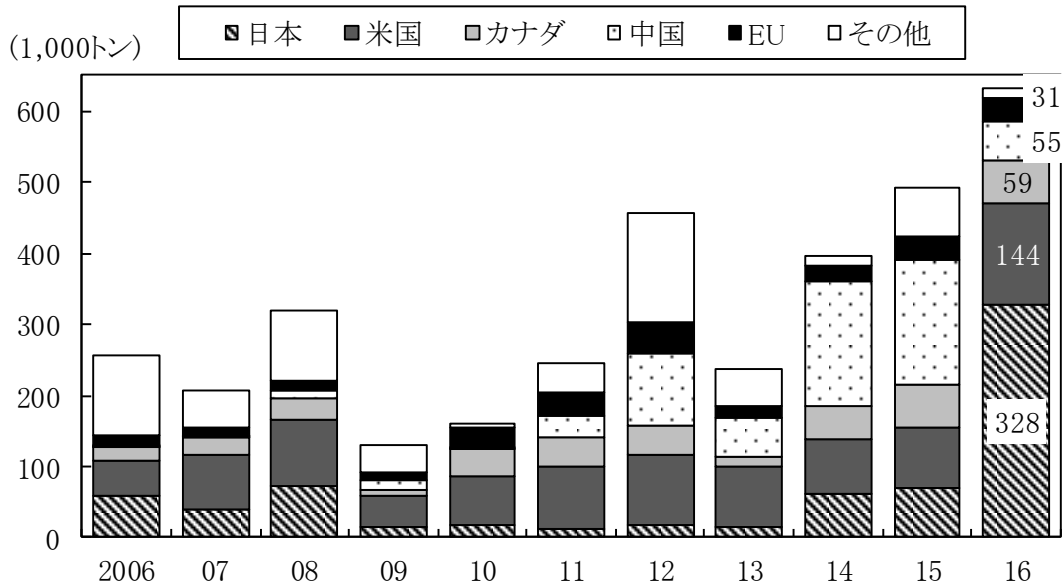
原産国・地域別に熱延鋼板の輸入量をみると、非合金鋼の熱延鋼板は米国、韓国、日本、カナダ、EUの順に輸入量が多く、上位3カ国は2016年の輸入量が10年前の3倍以上に達している（図1参照）。熱延特殊鋼板は2016年に日本、米国、カナダ、中国、EUの順に輸入量が多く、日本製の輸入量は10年前の5.5倍に達した（図2参照）。

図1 メキシコの熱延鋼板輸入量



(注) HS7208.26～27に分類される厚さ1ミリ以上4.75ミリ未満の熱延鋼板。
 (出所) 国立統計地理情報院 (INEGI) 貿易統計

図2 メキシコの熱延特殊鋼板輸入量



(注) HS7208.26～27に分類される厚さ1ミリ以上4.75ミリ未満の熱延鋼板。
 (出所) 国立統計地理情報院 (INEGI) 貿易統計

<トレーシング制度廃止なら鋼板のPSR改定が不可欠>

域外からの鋼板輸入が多い現状で、トレーシングリストに鋼板のHSコードが追加されることは、域外調達された鋼材の輸入価格を輸入された時点にさかのぼってVNMに計上することを意味するため、鋼材の利用量が多い自動車産業にとっては、VNMが大幅に上昇し、62.5%（完成車）や60%（主要自動車部品）といったRVCの達成が困難になることが予想される。

特に深刻な影響を与えると想定されるのは、熱延鋼板の HS コードがトレーシングリストに追加されることだ。メキシコでは近年、韓国のポスコやイタリア・アルゼンチン資本のテルニウム、日本の新日鉄住金などがメキシコで冷間圧延工程を行う工場や溶融亜鉛メッキ処理を行う工場をメキシコに建設している。従って、現在は冷延鋼板や亜鉛メッキ鋼板がメキシコでも生産されているが、原料となる熱延鋼板は日本や韓国などから輸入されている。このため、熱延鋼板がトレーシング対象に追加された場合、メキシコで製造されている冷延鋼板や亜鉛メッキ鋼板であっても、原料の熱延鋼板を NAFTA 域外から輸入していれば、最終的な鋼板の輸入調達価格に含まれる熱延鋼板の価格については VNM に計上しなければならなくなる。また、自動車産業など裾野が広くサプライチェーンが複雑な産業において、鋼材などあらゆる階層で使用頻度が高い素材がトレーシング対象となることは、サプライヤーから納入先へのトレーシング対象価格の伝達実務を煩雑にし、管理コストが大幅に増大することも懸念される。

なお、NAFTA 見直しの議論の中では、トレーシングの対象拡大のみならず、トレーシング制度そのものの廃止を提案する声もある。仮にトレーシング制度が撤廃された場合、自動車や自動車部品も通常の純費用方式による RVC の計算となり、トレーシング対象であるかないかにかかわらず、非原産材料であれば VNM に計上する必要がある、鋼材をトレーシングリストに追加するのと同様の効果となるからだ。

トレーシング制度が完全に撤廃された場合、現状でトレーシング対象品目を域外から輸入調達している企業は、その後の域内の製造工程中間製品が原産品となれば、当該品目の輸入調達価格は非原産材料として考慮しないロールアップの効果が期待できるほか、トレーシング対象価格を適切に管理し、納入先に伝達するための手間と管理コストが削減できる。ただし、現状でトレーシング対象でない部品を域外から輸入調達している企業にとっては、今まで考慮しなくてもよかった材料を VNM に計上しなければならなくなる。

さらに、トレーシング制度が完全に廃止された場合に鉄鋼分野で問題となるのは、NAFTA の品目別原産地規則 (PSR、別添 401) だ。NAFTA 別添 401 によると、鋼板の PSR は原則として 4 桁レベルの関税分類変更 (CTH、注 4) だが、その例外として、たとえ HS コードが上 4 桁で異なっても同じ素材のグループ (非合金鋼であれば非合金鋼の鋼板、棒鋼、形鋼、特殊鋼であれば合金鋼のインゴット、鋼板、棒鋼、形鋼) からの変更は認められないため、熱延鋼板を冷延工程で薄くのばし、亜鉛メッキ処理を施しても NAFTA 原産品とならない。

対米輸出の観点からすれば、米国の鋼板の MFN (最恵国) 関税率が 0% であるため、NAFTA 非原産品であっても米国側で関税が発生することはない。ただし、自動車メーカーや自動車部品メーカーの RVC の計算には影響するため、トレーシング制度が廃止された場合は、新日鉄・テルニウムの合弁企業やポスコがメキシコで生産している亜鉛メッキ鋼板は非原産材料扱いとなる可能性が高く、VNM に計上する必要が出てくる。

新日鉄住金がテルニウムとの合弁で建設し、2013 年に稼働させた亜鉛メッキ鋼板工場には約 3 億ドルが投じられている。同工場に隣接するかたちでテルニウムが建設した冷延鋼板工場への投資額は約 7 億 7,000 万ドルだ。JFE スチールも米国のニューコア (Nucor) と合弁でグアナフアト州に約 2 億 7,000 万ドルを投じ、自動車用亜鉛メッキ鋼板工場を建設中だ。これらの巨額の投資が伴う工場であっても、原料となる熱延鋼板が域内産でないと NAFTA 原産品とならないのが現状なため、トレーシング制度が完全に廃止されるのであれば、NAFTA 再交渉で PSR の変更を促し、熱延鋼板が域外産であってもその後の工程次第で原産資格が付与されるようにするというオプションは考えられるだろう。

米国商務省の統計によると、米国でも特殊熱延鋼板は 2016 年に 39 万 4,000 トンを NAFTA 域外 (スウェーデン、ドイツ、日本、オランダ、中国など) から輸入しているため、米国でも自動車産業の RVC 達成が今までよりも厳しくなると想定される。

(注1) 取引価格から利益を除いた総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティングおよびアフターサービスにかかる費用、使用料、輸送費および梱包（こんぼう）費などを減じたものを「純費用（NC）」と定義し、NCから非原産材料の価格（VNM）を控除して残った付加価値がNCの何%に相当するかを計算する方式。

(注2) TPPでは、取引価格（FOB）から品目別原産地規則（PSR）に規定されている特定の非原産材料（FVNM）を控除して、残った付加価値がFOB価格の何%に相当するかを計算する公式が採用されており、それを「重点価額方式」と呼ぶ。TPPの原産地規則については、ジェトロ [「TPP解説書（原産地規則編）」](#)（2017年1月）を参照。

(注3) 一般的にFTAの原産地規則で用いられているルールで、域内でしかるべき工程や付加価値を経た結果、協定の原産地規則に照らし合わせて原産品となった中間製品の中に、たとえ域外からの輸入などにより調達した非原産材料が含まれていても、当該非原産材料の価格は考慮せず、加工後の中間製品の価格を100%原産材料の価格として計上することができるというルール。

(注4) 製品を生産するために使用した非原産材料と製品の間、HSコードの上4桁の変更があれば原産品と見なす基準。

(中畑貴雄)

通商弘報 991623b9ffb83e2f

2017年07月18日 シカゴ事務所

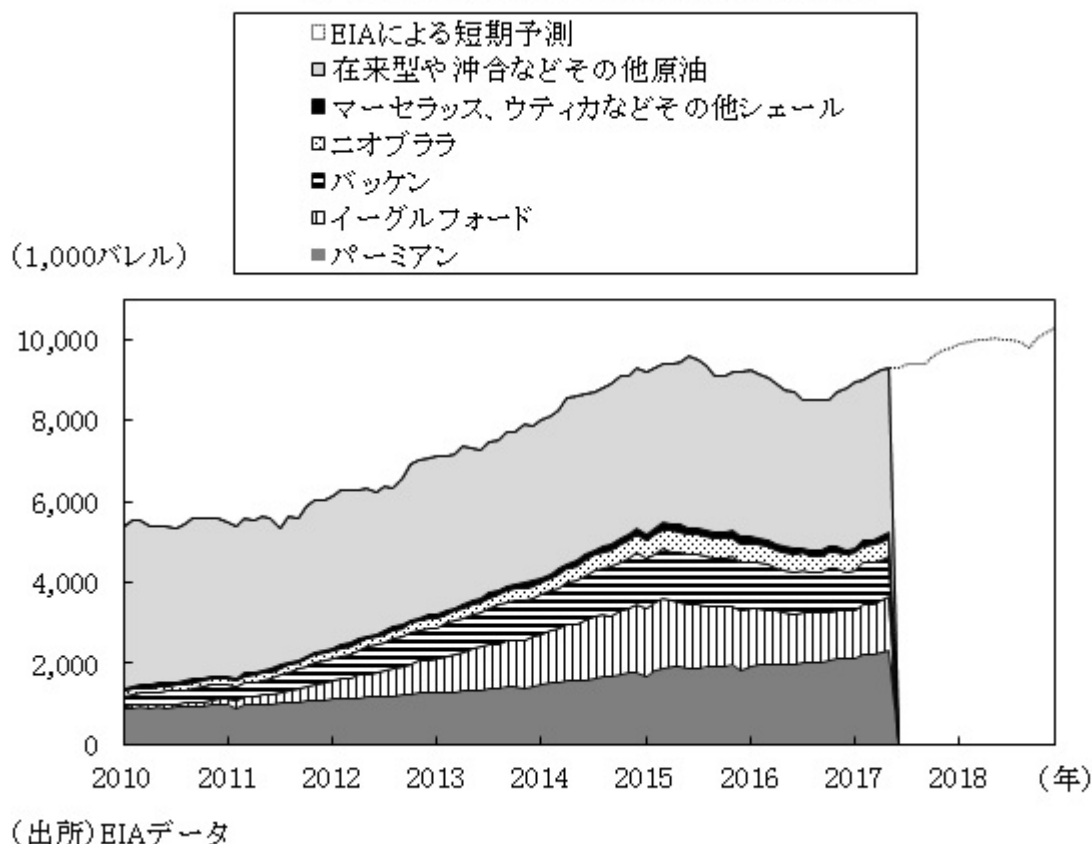
米国の原油生産量の増加は、OPECによる減産の一部を相殺している。原油増産を受けて、国内のパイプラインの建設が盛んだ。トランプ大統領によるパイプライン建設推進の覚書が後押ししているが、環境への影響懸念が住民の反対運動も引き起こしている。米国原油パイプライン建設をめぐる動向を2回に分けて報告する。

<2018年にはサウジを超える可能性も>

2016年12月にOPECがロシアなど非加盟国とも連携しながら、OPEC全体の原油生産枠を日量3,250万バレルとする協調減産を発表して以降、OPECにおける原油生産量は2016年11月の3,374万バレルをピークに2017年4月は3,173万バレルと約200万バレル減少している。その一方で米国の原油生産量は原油価格の回復もあり、米国エネルギー情報局（EIA）によると、2016年11月25日の870万バレルから2017年4月28日には930万バレルと60万バレル増加しており、OPECによる減産の一部は米国の原油増産により相殺されるかたちとなっている。

EIAによる米国原油生産量の推移と短期予測は図のとおり。2018年には全体で日量1,000万バレルを超える予想となっており、2017年4月の原油生産量が995万バレルだったサウジアラビアを超える可能性も出てきた。またシェールでは、パーミアン（テキサス州西部とニューメキシコ州東南部にまたがる盆地）原油の生産量の増加が顕著となる半面、バッケン（ノースダコタ州）などその他地域のシェール原油の生産は横ばいか減少傾向にあり、地域差がみられる。

図 米国原油生産量の推移と短期予測(日量)



米国は、国内の旺盛な石油製品需要にも支えられて、国内の原油生産量に匹敵するレベルの原油を輸入している。特に、カナダからの原油輸入が堅調に増加しており、中西部やメキシコ湾岸にパイプラインで輸送されている。

米国内で原油を輸送する手段としては、船舶、鉄道、パイプラインが挙げられる。ただ、米国内での船舶輸送はジョーンズ法の規定で米国籍、米国建造、米国人乗組員が求められ、パイプラインと比較すると割高となる傾向にある。鉄道輸送もフレキシブルな運用が可能なものの、パイプラインと比較するとやはり割高だ。こうした背景もあり、パイプラインの建設計画が進んでいる。

<パーミアン原油のパイプラインなどインフラ整備>

2017年第1四半期のコンファレンスコール（電話会議による決算説明会）において、パーミアンでシェールオイルを発掘する企業イーオージー・リソーシズは原油生産量が前年同期比18%増加したと発表し、パイオニア・ナチュラル・リソーシズは2017年通年の原油生産量が2016年比15～18%増加すると予想している。そのほか、パーミアンでシェールオイルを発掘する多くの企業も増産している。EIAによると、パーミアンの原油生産量は2016年5月の日量200万バレルから2017年5月には240万バレルにまで増加している。ブルームバーグは、パーミアンの原油生産量は2017年末までに265万バレルに達すると予想されるのに対して、パーミアン原油を輸送できるパイプライン能力は2017年末で254万バレルにとどまるとしており、鉄道輸送を考慮しなければパイプラインの輸送能力は限界に達しつつある。このような先行き見通しも影響したとみられ、パーミアン・ミッドランドにおけるWTI価格（WTI-ミッドランド原油価格）が、WTI原油のクッシングの価格（WTI-クッシング原油価格）を下回るようになり、その差は2017年4月に1バレル当たり1ドルを超えている。

パーミアン原油の輸送需要の増加を受けて、パイプラインの新規建設や拡張工事が進められている（表参照）。ただし、パーミアンに魅力を感じているのはパイプライン会社だけではない。投資ファンド会社のブラックストーンがパーミアンで主に天然ガスパイプラインを保有し運営しているイーグル・クローを20億ドルで買収したほか、エネルギー企業のニュースター・エナジーと投資会社のタルガ・リソーシズは500マイル（約800キロ）の原油パイプラインを15億ドルで買収することを発表している。

表 パーミアンを起点とする主なパイプライン建設計画

主なルート	パイプライン名	事業主体	現行能力 (万B/D)	拡張能力 (万B/D)	起点	終点	完成予定
パーミアン・ メキシコ湾岸	ブリッジ・テック (BridgeTex)	マゼラン・ミッドストリーム・パートナーズ (Magellan Midstream Partners)	30	40	コロラド・シティ (Colorado City)	ヒューストン (Houston)	2017年 第2四半期
	カクタス (Cactus)	プレーンズ・オール・アメリカン・パイプライン (Plains All American Pipeline)	25	39	マッケーミー (McCamey)	ガーデンデール (Gardendale)	2017年 第3四半期
	パーミアン・エクスプレス3 (Permian Express 3)	スノコ・ロジスティクス (Sunoco Logistics) エネルギー・トランスファー・パートナーズ (Energy Transfer Partners)	新規	初期10 将来30	ミッドランド (Midland)	ネダーランド (Nederland)	2017年半ば
	ミッドランド-シーリー (Midland-to-Sealy)	エンタープライズ・プロダクツ・パートナーズ (Enterprise Products Partners)	30	45	ミッドランド (Midland)	シーリー (Sealy)	2017年 第4四半期
	サウス・テキサス・ゲートウェイ (South Texas Gateway)	バックアイ・パートナーズ (Buckeye Partners)	新規	40	ウイंक、ミッドランド (Wink, Midland)	コーパス・クリスティ (Corpus Christi)	2019年
	EPIC	テックスター・ミッドストリーム・ロジスティクス (TexStar Midstream Logistics) CCI (Castleton Commodities International) アイロンウッド・ミッドストリーム・エネルギー・ パートナーズ (Ironwood Midstream Energy Partners)	新規	44	オーラ、ミッドランド (Orla, Midland)	コーパス・クリスティ (Corpus Christi)	2019年 第1四半期
パーミアン・ クッシング	パーミアン・クッシング (Permian-to-Cushing)	プレーンズ・オール・アメリカン・パイプライン (Plains All American Pipeline)	新規	35	ミッドランド、コロラド (Midland, Colorado)	クッシング (Cushing)	2019年半ば

(出所) 各種資料

表でも分かるように、多くのパイプラインはメキシコ湾岸に輸送される計画になっている。メキシコ湾岸では製油所で製油されるほか、輸出にも振り向けられると考えられる。原油輸出については、2015年末に米国産の輸出が解禁されたものの、2016年まで原油輸出量は日量40万～60万バレルの範囲で推移し、大きな変動はなかった。ただ、2017年に入って原油輸出量の増加がみられ、100万バレル超えも散見されるようになっている。これは、輸出用として地理的に優位なパーミアン原油の輸送インフラが整備されてきたことも要因として挙げられる。

原油輸出用インフラに関しては、パイプラインのほかに港湾の拡張が課題として挙げられている。長距離の原油輸送は、積載重量20万トン以上のVLCC船や32万トン以上のULCC船がコスト面で優位となる。しかし、米国メキシコ湾岸でVLCCクラスの船舶が荷揚げできるのはルイジアナ沖合石油港（LOOP）だけで、そのLOOPにしても現状は輸入用の設備対応にとどまっている。

これについて、パーミアン・シェール企業のオキシデンタル石油は、2017年5月にコーパス・クリスティ近郊の港湾で、原油輸出に向けたVLCC船の原油積載テストを行い、成功したと発表した。パイプラインの拡張と合わせ、さらなる原油輸出の拡大が期待される。

（ピン・チー、長尾正基）

通商弘報 4efc3f44a5d31a8d

各地で根強い建設反対運動－米国原油パイプライン建設をめぐる動向（2）－（米国）

2017年07月19日 シカゴ事務所

米国の原油パイプライン建設をめぐる動向報告の後編。パイプライン増設が進む中で、環境保護派による建設反対の動きも根強い。

＜石油集積地クッシングでもパイプライン新設へ＞

米国エネルギー情報局（EIA）によると、2017年3月時点で米国の原油貯蔵能力4億7,000万バレル（戦略備蓄分を除く）の16%に当たる7,672万バレルを、オクラホマ州クッシングが占める。WTI原油先物の現物受け渡し場所ともなっているクッシングは、原油貯蔵タンクだけでなくパイプラインも多く存在する。パーミアンほどではないにしても、表に示すように、パイプラインの新規建設が予定されている。最近ではスクープ地区やスタック地区（オクラホマ）のシェールも注目されるようになってきており、スタック・パイプラインはその原油輸送を担うことになると思われる。また、ダイヤモンド・パイプラインはメンフィスにあるバレルの製油所に原油を供給することが目的だ。しかし後述するように、ダイヤモンド・パイプラインは反対運動に直面している。オバマ前政権から続く一連の反対運動は、多くのパイプライン計画にさまざまな影響を及ぼしている。

表 クッシングをめぐる主なパイプライン建設計画

主なルート	パイプライン名	事業主体	現行能力 (万B/D)	拡張能力 (万B/D)	起点	終点	完成予定
パーミアン→ クッシング	パーミアン・クッシング (Permian-to-Cushing)	プレーンズ・オール・アメリカン・パイプライン (Plains All American Pipeline)	新規	35	ミッドランド、コロラド (Midland, Colorado)	クッシング (Cushing)	2019年半ば
STACK→ クッシング	スタック (STACK)	プレーンズ・オール・アメリカン・パイプライン (Plains All American Pipeline) フィリップス66・パートナーズ (Phillips 66 Partners)	新規	10～25 (将来35)	キャッシャーン (Cashion)	クッシング (Cushing)	2017年 第4四半期
クッシング→ メンフィス	ダイヤモンド (Diamond)	プレーンズ・オール・アメリカン・パイプライン (Plains All American Pipeline) バレル (Valero)	新規	20	クッシング (Cushing)	メンフィス (Memphis)	2017年 第4四半期

(出所)各種資料

＜キーストーン XL は裁判闘争に発展も＞

トランプ大統領は1月、キーストーン XL パイプラインおよびダコタ・アクセスパイプラインの建設推進に関する覚書に署名した（[2017年1月31日記事参照](#)）。キーストーン XL パイプラインは、カナダ西部の重質原油を既設のキーストーン・ガルフコースト・パイプラインを経由してメキシコ湾岸に輸送するパイプライン計画で、カナダのパイプライン企業トランスカナダが2008年に米国政府へ許可申請を提出した。しかし、湿地帯のサンド・ヒルズやオガララ帯水層を通過することや重質油輸送などの問題が争点となり、環境保護派の反対運動が巻き起こった。環境政策を重視したオバマ前政権は2015年11月に申請を却下したが、トランプ政権では建設推進に転じた。2017年3月に連邦当局が申請を承認したこともあり、建設に向けて進んでいる。ただし建設には、連邦とは別に州当局の承認や地権者との合意が必要なこともあり、専門家は2019年半ばまでにパイプラインが完成することはないだろうと予想している。さらに、環境保護団体がトランプ政権の決定は国家環境政策法に違反しているとして提訴しており、裁判闘争も待ち受けている。

ダコタ・アクセスパイプラインは、バッケン原油をエナジー・トランスファーのパイプライン（ETCOP）経由でメキシコ湾岸へ輸送する。オーウ湖の下を通過することから、近隣住民のスタンディング・ロック・スー族や環境保護団体は現場にキャンプを設営し建設に抵抗した。キーストーン XL パイプラインと同様に、オバマ政権は2016年12月に建設承認を取り消したものの、トランプ政権では建設推進となった。これに伴い、連邦当局の陸軍工兵隊は2017年2月に建設を承認した。住民は提訴したがワシントンの連邦裁判所は訴えを却下し、6月にダコタ・アクセスパイプラインが稼働した。

<会社側に求められるさまざまな妥協>

パイプライン建設への反対運動はほかにも起きている。マーセラスやウティカのシェールから得られる天然ガス液をペンシルベニア州西部から東部へ輸送するマリナー・イースト2パイプライン建設についても、州規制当局は建設を認めたものの、河川や湿地帯などの環境破壊、さらには周辺住民を危険にさらすとして、反対運動が展開されている。なお、ペンシルベニア州では、マーセラスのシェールガスを北東部から南東部に輸送するアトランティック・サンライズ・パイプラインについても同様の反対運動が起きている。

ダコタ・アクセスパイプラインについては、多くの反対派は非暴力で法律に従っていたものの、ごく一部が暴徒化したこともある。国土安全保障省は2017年4月、ダイヤモンド・パイプラインについて一部の環境保護派によるテロの懸念があるとの分析レポートを発表している。一方で、パイプライン会社も反対派も、平和裏に互いの活動ができるよう努力している。同時に、パイプライン会社では、承認手続きの長期化やルート変更といったさまざまな妥協が求められるようになってきている。スノコ・ロジスティクス広報のシェフィールド氏は「われわれは全てを法に従って進めていく。地権者や反対派も法に従って進めていってくれるものと期待している」とコメントしている。

国内需要や輸出用としてシェール原油やシェールガスの生産が増えるにつれ、今後もパイプラインの建設が進められるとみられる。連邦政府としては国内資源の積極活用が進められているものの、一連の反対運動をみると、パイプラインが通過する地域住民が抱く環境面での懸念にどう対応していくかがパイプライン企業の大きな課題となっている。トランプ政権の環境方針である「きれいな空気ときれいな水の推進」が地域レベルでどのように着実に実行されていくかをめぐって、連邦および州政府の対応が注目される。

(ピン・チー、長尾正基)

通商弘報 75d13eaf8e10a097

市場アクセスを維持、原産地規則の改定内容は示さず—NAFTA 再交渉の目的公表（1）—（米国、カナダ、メキシコ）

2017年07月20日 ニューヨーク事務所

米通商代表部（USTR）は7月17日、大統領貿易促進権限（TPA）法にのっとり、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関する交渉目的の詳細を公表した。1回目の交渉は8月16～20日にワシントンで行われる見込みだ。交渉目的の内容を2回に分けて紹介する。前半は、物品貿易、原産地規則、労働・環境条項について。

<8月16日から交渉開始>

USTRは7月17日にウェブサイト上で、[NAFTA 再交渉の目的](#)の詳細を公表した。2015年6月29日に施行された「[2015年超党派議会貿易優先事項説明責任法](#)」（2015年TPA法）105項は、通商交渉開始の30日前までに、各交渉分野について包括的で詳細な交渉目的をウェブサイト上で一般公開することを義務付けている。ロバート・ライトハイザーUSTR代表は、1回目の交渉を8月16～20日にワシントンで行うと発表している（通商専門誌「インサイドUSトレード」7月19日）。

USTRは交渉目的を公開したウェブページの冒頭で、「トランプ政権はNAFTA再交渉を通して、米国の貿易赤字を削減し、米国の製造業や農業、サービス産業に対するカナダやメキシコ市場のアクセスを改善する、より良い貿易協定を追求する」とした。特にメキシコとの貿易赤字の拡大や、カナダ側の乳製品やワイン、穀物などに対する貿易障壁に現行の協定では対処できていないとして、これらの課題に取り組む姿勢を示している。

17ページにまとめられた交渉目的の詳細は、物品貿易、衛生植物検疫措置（SPS）、通関・貿易の円滑化・原産地規則、貿易の技術的障壁（TBT）、規制協力、サービス貿易（通信・金融を含む）、デジタル貿易・国境を越えたデータ移動、投資、知的財産、透明性、国有企業（国の統制を受けた企業も含む）、競争政策、労働、環境、腐敗対策、貿易救済措置、政府調達、中小企業、エネルギー、紛争解決、為替など幅広い分野をカバーしている。

<繊維・アパレルは「センシティブ品目に配慮」>

物品貿易については、工業製品と農業製品に関して、現行の無税での「双方向の市場アクセス」を維持（Maintain existing reciprocal duty-free market access）すると明記した。米国の産業界や農業界は、USTRが実施したパブリックコメントと公聴会で、再交渉によりメキシコとカナダに対する無税での市場アクセスを損なわないよう一致して政権に求めていた。米国商工会議所は、トランプ政権の方針を歓迎する声明を出している。

ただし、繊維・アパレル産業については「米国の輸入に係るセンシティブ品目に配慮する」との記述が盛り込まれた。また、市場アクセスに関しても「双方向」ではなく、現行の無税での「NAFTA市場への市場アクセス」を維持（Maintain existing duty-free access to NAFTA country markets）するとの表現が用いられている。後述する原産地規則においても、「原産地規則の執行を強化するための手続き（証明制度など）の確立」という項目で繊維が唯一例示されており、同分野では国内産業保護が強化される可能性がありそうだ。

<農業分野の非関税障壁を撤廃>

USTRはまた、メキシコやカナダの貿易障壁の撤廃により、米国製品の輸出拡大を目指すとした。農業については、関税割当の貿易制限的な運用に加え、補助金や価格操作など不公平なカタチで米国製品の市場参入を妨げている非関税障壁を撤廃するとしている。米国の酪農業界は、カナダへの乳製品輸出に課されている高い関税枠外税率の引き下げとともに、乳製品の価格管理制度を非関税障壁と批判している。

一方、USTRは米国の農産品関税について引き下げの可能性を示唆している。交渉目的には「米国のセンシティブ品目に関する関税引き下げ交渉を実施する際には事前に議会と十分に議論し、関税引き下げ前に合理的な調整期間を置く」と記述された。米国際貿易委員会（ITC）は、ライトハイザーUSTR代表の要請に基づき、NAFTA再交渉に伴う米国の関税撤廃の影響調査を実施しており、調査結果は8月16日までにUSTRに提出される見込みとなっている（[2017年5月29日記事参照](#)）。

<原産地規則順守のため取り締まりを強化>

企業の関心が高い原産地規則については、「必要に応じて、米国や北米で真に生産された財にNAFTAの利益が与えられるように更新・強化する」と記載された。域内品の使用を促す方針だが、具体的な内容は示されていない。

また、原産地規則の順守に関しては、取り締まりを強化する方向性を示した。NAFTAの特恵関税を享受する製品が原産地規則を満たしていることを担保するための加盟国間の協力を促進するとしている。

<労働・環境はTPP協定の内容がベース>

労働分野については、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定と同様、各国の労働制度やその運用をILO宣言（労働における基本的な原則および権利に関する宣言ならびにその実施についての措置）など国際的な労働基準に則したものにしよう求めた。同宣言には、結社の自由や団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の廃止、雇用および労働における差別の排除などが盛り込まれている。現行のNAFTAの労働条項は各国が自国の労働法を執行することしか求めておらず、より高い労働基準の採用・維持を協定国に担保させるかたちだ。

環境分野においても、TPP同様、NAFTA加盟国が参加する多国間環境協定の義務に則した制度を採用・維持することを求めている。

USTRはまた、労働・環境条項をNAFTAの本協定に統合し、他の条項同様にNAFTA20章で規定される紛争解決手続きを適用するとしている。NAFTAにおける現行の労働・環境条項は補完協定と位置付けられており、同条項の違反には補完協定に関する特別な紛争解決手続きが適用される。しかし、その適用には両国が認める労働基準の履行や各国の環境法の効果的な実施を協定国が恒常的に怠った場合に限るなどの制約が課されており、十分に活用されていないとの指摘があった。

全米最大の労組組合である米国労働総同盟・産別会議（AFL-CIO）は、交渉目的で示された労働条項について「不成立となったTPP協定の内容を大きくまねたものであり、米国製造業の復興という大統領がつくり出した期待感を満たすものではない」と批判した。AFL-CIOは、加盟国から独立して違反行為を調査し、紛争解決のために提訴できる労働事務局の設置などを要求していた。

環境団体シエラクラブも、「トランプ大統領は自身が嫌っていると主張したTPPで合意された弱い労働・環境条項をただ複写したいようだ」と痛烈な言葉で批判した。特に、環境保護規制に対して企業が提訴することを可能にしているとして、団体として撤廃を求めている国対投資家の紛争解決手続き（ISDS）について、USTRは回答を示していないとしている。

（鈴木敦）

無税での市場アクセスが大前提で一致—NAFTAに関する公聴会・パブリックコメント（農業・畜産・酪農）—（米国、カナダ、メキシコ）

2017年07月21日 ニューヨーク事務所

北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関する米国の各団体の主張を、主要産業ごとに紹介するシリーズ2回目は、農業・畜産・酪農業界。メキシコへの輸出が多い品目の業界団体を中心に、NAFTA再交渉により無税での市場アクセスを損なわないよう政権を牽制する声強い。

<農業製品は2位、3位の輸出先>

2016年の米国の農業製品輸出額（加工品、飲料、畜産品・乳製品なども含む、注1）をみると、カナダは203億ドル、メキシコは178億ドルで、国別で中国に次ぐ2位と3位の輸出先になっている。両国への輸出額は米国の農業製品輸出額全体の3割弱を占める。

カナダ向けでは加工食品や野菜の輸出が多く、メキシコ向けではトウモロコシや大豆、食肉が多い（表参照）。米通商代表部（USTR）が6月27～29日に開催した公聴会やこれに先立ち実施したパブリックコメントでは、これらNAFTA域内への輸出が多い品目の業界団体が「現在の貿易関係に『害を及ぼさないこと（Do no Harm）』がNAFTA再交渉の大前提」だと一致して主張した。再交渉により両国への無税での市場アクセスが損なわれることがないよう政権に強く求めている。

表 米国のカナダ・メキシコ向け品目別農業製品輸出額(2016年)

<カナダ向け> (単位:100万ドル)			<メキシコ向け> (単位:100万ドル)		
順位	品目	金額	順位	品目	金額
1	加工食品	1,889	1	トウモロコシ	2,550
2	野菜	1,807	2	大豆	1,461
3	果物	1,634	3	豚肉・豚肉製品	1,360
4	スナック菓子	1,314	4	乳製品	1,218
5	その他中間生産物(香気性物質の混合物など)	1,237	5	牛肉・牛肉製品	977
6	非アルコール飲料(ジュースを除く)	1,156	6	鶏肉・鶏肉製品(卵を除く)	931
7	豚肉・豚肉製品	798	7	その他中間生産物(麦芽など)	898
8	牛肉・牛肉製品	758	8	大豆ミール	801
9	チョコレート・ココア製品	749	9	加工食品	709
10	調味料・ソース	704	10	砂糖、甘味料	621
	合計	20,309		合計	17,833

(出所)農務省統計

<メキシコ向け輸出の多い業界から強い懸念>

特に、トランプ政権がNAFTA再交渉の主な相手とするメキシコへの輸出が多い業界団体から懸念の声が強い。全米トウモロコシ生産協会（NCGA）のケビン・スクーネス筆頭副会長は公聴会で、「貿易関係が引き裂かれた際には農業がまず報復措置の対象となる」「経済連携関係の大幅な変更や断絶は、たとえそれが非農業分野におけるものであったとしても、米国の農家に壊滅的な影響を及ぼす可能性がある」と述べている。

メキシコ政府は2009年、NAFTAで合意された米国とのトラック相互乗り入れを米国政府が順守していないとして、NAFTA第209条「特惠の停止」に基づき、米国製品89品目（2010年にリストを改定し合計99品目、注2）に対する関税を最恵国（MFN）税率まで引き上げた（[2009年3月18日記事参照](#)）。これら対象品目には、スイートコーンや豚肉製品などの農業製品が多く含まれている。

米国大豆輸出協会（USSEC）もパブリックコメントの意見書で報復措置を誘発する可能性を指摘し、「関税やその他の輸入障壁をあらためて導入することを目的にした NAFTA の再交渉には反対する」とした。2016 年の米国の大豆輸出では、メキシコは中国に次ぐ国別 2 位の輸出先（カナダは 14 位）になっている。メキシコは 10 月 1 日から 12 月 31 日までに輸入された大豆について 15% の MFN 税率を課していたが、NAFTA では関税は撤廃されている。

全米豚肉生産者協議会（NPPC）や全米肉牛生産者・牛肉協会（NCBA）などの畜産業界も、市場アクセスの維持が大前提との立場で一致した。NCBA のケビン・ケスター次期会長は公聴会で、「率直に言ってメキシコとカナダへの無制限で無税での市場アクセスを上回るような条件改善は難しい」と述べ、「われわれの市場アクセスを危険にさらすことがないようにしてほしい」と訴えている。

また、米国食肉輸出連合会（USMEF）はパブリックコメントで、米国を除いた環太平洋パートナーシップ（TPP）協定「TPP11」が発効すれば、メキシコが輸入するオーストラリアやニュージーランド産牛肉の関税が撤廃され、価格に敏感なメキシコ市場で、米国産牛肉がさらなる競争にさらされる可能性があるとして指摘し、NAFTA における無税アクセスを維持することがこれまで以上に重要になっていると主張した。

なお、国際乳製品協会（IDFA）や全米生乳生産者連盟（NMPF）、米国乳製品輸出協議会（USDEC）などの酪農業界は、メキシコ市場への無税アクセスの維持と併せて、カナダ市場の開放を訴えている。パブリックコメントで、カナダへの乳製品輸出に課されている高い関税枠外税率を引き下げるとともに、同国乳製品価格の競争力維持を目的とした特別乳分類許可制度（SMCPP）への新カテゴリー（クラス 6、クラス 7）の追加措置（[2017 年 4 月 27 日記事参照](#)）を撤回するよう求めた。

<原産国表示要求規制をめぐる対立>

食肉の原産国表示要求（COOL）規制をめぐる畜産業界の中で意見が分かれた。公聴会において、牧場経営者や飼育農家が加盟するロビー団体の米国牧場主・肉用牛生産者財団（R-CALF）のビル・ブロード会長は「トランプ大統領は米国人に米国製品を買ってほしいと言っているが、NAFTA は消費者が米国産牛と輸入牛を区別できるようにすることを許容していない」として、NAFTA の再交渉で COOL 規制を再導入することを求めた。R-CALF は NAFTA の原産地表示に係る規則を変更し、「米国で生まれ、飼育され、食肉処理された牛肉」に限定して米国産表示を許可すべきと主張している。

一方、NCBA のケスター次期会長は、NAFTA 再交渉の機会を利用して COOL 規制を再導入するような試みには強く反対すると述べた。WTO の紛争解決制度において COOL 規制をめぐる米国が敗訴したことを指摘し、米国が再度 COOL 規制を導入すればカナダとメキシコは依然報復措置を發動する権利を有していると述べている（[2015 年 5 月 25 日記事参照](#)）。

<植物検疫の強化では多くの団体が賛意>

NAFTA の再交渉において衛生植物検疫措置（SPS）を強化することについては、多くの団体が賛意を示した。特に、TPP で WTO の SPS 協定を上回る水準がなされたとし、TPP で合意した SPS 措置を NAFTA に導入することを求めている。

NCGA はパブリックコメントで、「（われわれは）米国の農業界全体と同様、TPP において WTO の規定を上回る執行力のある SPS 措置の導入を支持していた。現代化される NAFTA においても TPP の SPS 章がそれと同様の規定の導入を求める」と述べている。

USMEF もパブリックコメントにおいて、各国が国内農業を保護するために SPS 措置を利用しているとし、SPS 措置を導入する際の透明性の確保や SPS 関連の紛争を迅速に解決するための協議

の枠組みの設置などの必要性を訴えている。また、TPPにはこれらの規定が盛り込まれているとし、TPPのSPS章の内容をNAFTAに導入することを求めた。

USMEFはまた、地理的表示(GI)保護制度についてもTPPの合意事項をNAFTAに導入するよう求めた。EUカナダ包括的経済貿易協定(CETA)での合意事項にGIが盛り込まれたこと(2014年9月29日記事参照)や、実施されているメキシコ・EU間のFTAの見直し交渉において同様のGI規定が導入される可能性があることを指摘し、米国産の加工肉が輸出先のメキシコやカナダ市場でGIとして保護されてしまう可能性があるとの懸念を示した。TPP協定には、GIとして認定や保護された地理的表示に対して、一般名称として用いられている用語であることなどを根拠に、利害関係者が取り消しを求めることができる規定が含まれている。

NMPFとUSDECも共同で提出した意見書において、米国がメキシコに多く輸出している「ゴルゴンゾーラチーズ」や「アジアゴチーズ」について、メキシコ特許庁がGI保護を認めたことを批判した。他国のGI保護制度により米国の輸出市場アクセスが損なわれないようにすべきとし、TPPの合意事項をベースにした規定がNAFTAにも盛り込まれるように求めた。

(注1) 農務省の統計に基づく。同省が定義する「農産物」には、HSコード第1類から24類までの品目の多くが含まれる。ただし、これらの類に含まれる水産物・水産加工品などは除外されているほか、これらの類以外の品目でも精油など一部対象となっている品目がある。詳細については、同省ウェブサイトを参照。

(注2) 対象製品の内訳は[商務省資料](#)参照。

(鈴木敦)

通商弘報 7d5a683f6ce1d303

NAFTA 再交渉に向け関税恩典や原産地規則の維持を要請－メキシコ日本商工会議所がパブリックコメントを提出－（メキシコ、米国、カナダ）

2017年07月21日 メキシコ事務所

メキシコ日本商工会議所は7月18日、メキシコ経済省の北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉に向けたパブリックコメントの募集に応じ、意見書を提出した。進出日系企業による NAFTA 域内輸出への貢献に触れつつ、域内の関税の恩典や原産地規則の維持を求めている。

<進出日系企業は生産・雇用・輸出に貢献>

メキシコ経済省は6月26日から1カ月間、NAFTA 再交渉に係るパブリックコメントを受け付けている。これに応じてメキシコ日本商工会議所（森本卓会頭）は7月18日、「NAFTA の近代化交渉に関する意見具申」を提出した。同会議所はメキシコ進出日系企業ならびに関連した経済活動に携わるメキシコ企業を中心に構成され、6月末現在で470社が会員になっている。

意見書では、同会議所が3月にアンケートを実施した結果、日系会員企業によるメキシコからの米国、カナダへの輸出額は年間19億5,300万ドルに上り、自動車・同部品でみれば対北米輸出全体の25%を占めるとした。また、NAFTA を活用していると回答した会員企業による雇用者は11万7,382人に上り、この数は毎年社会保険庁（IMSS）に登録される新規雇用者数の約20%程度に相当するなど、日系企業がいかにメキシコにおける生産活動、雇用の創出、対 NAFTA 域内向け輸出に貢献しているかについて述べている。

<協定の近代化には賛同も枠組みは維持>

同会議所は、こうした日系企業の貢献は NAFTA の存在が前提条件になっているとした上で、NAFTA 近代化に向けた再交渉について、以下のような要望を挙げている。

○現行 NAFTA 規定の維持：NAFTA 発効当時に想定されていなかった電子商取引など、現状の国際経済活動を反映した新たな項目を追加すること、すなわち協定の近代化には賛同するが、現行の制度的枠組みの変更は企業のコストアップにもつながることから、避けてもらいたい。

○関税免除の維持：いかなるかたちであれ、物品への関税賦課を復活させることや数量割当を導入するなど、保護的措置は避けてもらいたい。

○原産地規則における現行規定の維持

・品目別原産地規則（PSR）に関し、全ての品目について計算方式や域内原産割合（RVC）を変更することは避けてもらいたい。

・自動車・同部品分野におけるトレーシングルール（注1）、累積の規定、準費用のアベレージングなどの特別ルールも現行規定のまま維持してもらいたい。

・トレーシングルールについて、米国の鉄鋼業界から鋼材をトレーシング対象品目に加えるべきだとの意見も出されているが、仮にそのような事態になればメキシコで自動車を生産して NAFTA の原産地規則を満たすことは極めて困難になることから、必ず避けてもらいたい。

・以上言及した点は、わずかな変更であっても、これまで長い時間をかけて構築されてきた生産のサプライチェーンに影響を与え、企業にとってはコストアップ要因となり、その結果メキシコでの生産を見合わせざるを得ないといった事態にもつながりかねない。このような観点から現行制度の変更には反対する。

○労働規制強化の回避：労働規制を過度に強化する措置の導入は避けてもらいたい。

○投資家と締約国間の紛争処理規定の維持：NAFTA 第11章に規定されている「投資家対国家」の紛争処理規定を維持してもらいたい。

○現行の原産地証明書制度の維持：NAFTA で規定されている自己証明制度を維持してもらいたい。

○産業分野別生産促進プログラム（PROSEC、注2）の維持：NAFTA の近代化・改定にかかわらず、PROSEC 制度は維持してもらいたい。

<鉄鋼の原産地規則に強い関心>

意見書の要望は以上だが、メキシコ日本商工会議所として特に具体的に要請しているのは、自動車産業における鉄鋼をめぐる原産地規則についてだ。米国で6月末に開催された NAFTA 再交渉に関する公聴会で、米国鉄鋼協会 (AISI) はトレーシングリストに鉄鋼を加えるように主張した。特にメキシコは、熱延鋼板の多くを NAFTA 域外からの輸入に頼っており、熱延鋼板がトレーシング対象に追加されれば、メキシコで製造されている冷延鋼板や亜鉛メッキ鋼板であっても、原料の熱延鋼板を NAFTA 域外から輸入していれば、最終的な鋼板の輸入調達価格に含まれる熱延鋼板の価格については「非原産材料価格」に計上しなければならなくなる ([2017年7月18日記事参照](#))。従って、進出日系企業としては、トレーシングリストに鉄鋼を加えることは必ず避けていただきたい、と強く要請している。

(注1) NAFTA の完成車 (大型バス・トラックを除く) における RVC の算定においては、「トレーシングルール」と呼ばれる特別なルールが用いられている。トレーシングルールの下では、定められた関税番号リスト (Annex403.1) に該当する部品 (トレーシング対象部品) が域外から輸入されている場合にのみ、当該部品の輸入時点までさかのぼって「非原産材料価額」に含めることが求められる。Annex403.1 に該当しない部品については、たとえ域外から輸入したとしても「非原産材料」扱いにはならない。

(注2) 政令が定める 24 業種の企業 (生産者) は、必要な部品・原材料、機械などを 0%、3%、5% などの優遇関税で輸入できる制度。24 業種ごとのリスト (第4条リスト) にある製品をメキシコで生産する企業は、経済省にプログラム登録することにより、業種ごとに指定された原材料・部品および機械・設備 (工具類を含む) のリスト (第5条リスト) にある品目を優遇関税で輸入できる。

(中島伸浩)

通商弘報 a19b71ed75fae242

加盟国に対する貿易救済措置の発動を容易に—NAFTA 再交渉の目的公表（2）—（米国、カナダ、メキシコ）

2017年07月21日 ニューヨーク事務所

米通商代表部（USTR）が7月17日に公表した、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉の目的公表の後半は貿易救済措置について。USTRは、アンチダンピング（AD）や補助金相殺関税（CVD）措置に関する特別な紛争解決制度やセーフガード措置の適用除外の撤廃を目指す考えを示している。これらの措置が撤廃されれば、NAFTA加盟国に対する貿易救済措置の発動が容易になる。

<ADやCVD措置めぐり制約の撤廃を目指す>

USTRは7月17日に公表した [NAFTA 再交渉の目的](#)の中で、貿易救済措置の発動に関する条項を見直す方針を示した。「ADやCVD、セーフガード措置などの貿易措置を厳格に発動するための米国政府の能力を保持する」とし、AD・CVDの発動に関する紛争解決制度を設置した [NAFTA19章](#)や、セーフガード措置発動に関わるNAFTA加盟国の適用除外を定めた [NAFTA802条](#)の撤廃を目指す考えを示している。

NAFTA19章は、加盟国間でのAD・CVD措置（注1）の発動に際して、当該措置の妥当性を2国間パネルで審査する紛争解決制度を設置している。AD・CVD措置の発動が輸入国の国内法にのって行われたかを審査するもので、加盟国の措置がWTO協定の規定に適合したものであるかを審査するWTOの紛争解決手続きとは判断基準が異なる。

本制度はもともと、米国・カナダ自由貿易協定（1989年発効）において、米国のAD・CVD措置の適用除外を獲得しようとしたカナダ政府の主張を米国政府が一部受け入れるかたちで盛り込まれ、メキシコの支持も受けてNAFTAに引き継がれた。1980年代から続く米国・カナダ間の針葉樹材紛争では、同制度に基づき、カナダ政府が米国政府を提訴し勝訴した事例がある。

ピーターソン国際経済研究所（PIIE）シニアフェローのチャド・バウン氏は、NAFTA加盟国の間においてAD・CVD措置の発動が少ないことを指摘し、NAFTA19章により発動が抑制されてきたことを理由の1つに挙げている（注2）。その上で、「同条項を撤廃すれば、カナダやメキシコに対するADやCVD措置の発動は増加する」との見方を示した。

なお、米国政府は、4月24日にカナダ産針葉樹材に対するCVDの暫定適用を、6月26日にはAD税の暫定適用を決定している（[2017年5月15日記事](#)、[7月3日記事](#)参照）。本件の提訴を行った米国木材連合（U.S. Lumber Coalition）は「NAFTA19章は、憲法違反であり、実際には機能せず、カナダとメキシコによる不公平な貿易慣行に対する米国の貿易救済措置の執行を数十年にわたり妨げ、米国の企業や労働者に損害を与えてきた」との声明を出し、米国政府が19章の撤廃を再交渉目的に含めたことを歓迎している。

トランプ政権は、外国の「不公正な」貿易慣行を是正するため、政府が自主的に貿易救済措置を発動していくことも含め、ADやCVDなどの貿易救済措置をこれまで以上に積極的に活用する方針を示している。

<セーフガードの適用除外も撤廃へ>

USTRはまた、セーフガード措置の発動対象からNAFTA加盟国を除外するNAFTA802条の撤廃も交渉目的に含めた。セーフガードは、特定品目の輸入急増により国内産業に重大な損害が生じている場合などに、同品目の輸入に対する関税の賦課や輸入数量制限を許可するWTO上の制度だ。

セーフガードは、国内産業保護が目的であるため全ての国からの輸入に対して適用することが求められるが、NAFTA802条は原則加盟国を適用対象外とすることを定めている（注3）。実

際、ブッシュ政権は2002年3月、鉄鋼製品14品目に対するセーフガード措置を発動し、日本を含む他国からの輸入に対して通常の最恵国（MFN）関税に加えて8～30%の関税を課したが、メキシコとカナダからの輸入は適用除外としている。NAFTA802条が撤廃されれば、メキシコやカナダに対するこうした特例扱いが取り除かれる。

なお、トランプ政権は現在、太陽光発電パネルの輸入に関するセーフガード措置の発動に関わる調査を実施している。

（注1）AD関税措置とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出が、輸入国の国内産業に被害を与えている場合に、価格を正常な価格に是正する目的で、価格差相当額以下で賦課される特別な関税措置を指す。CVD措置とは、政府補助金を受けて生産などがされた貨物の輸出が輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、当該補助金の効果を相殺する目的で賦課される特別な関税措置を指す。制度の詳細は[経済産業省ウェブサイト](#)参照。

（注2）ピーターソン国際経済研究所開催セミナー[資料](#)（A Positive NAFTA Renegotiation: Part 2、7月17日開催）参照。

（注3）セーフガードの対象製品について、NAFTA加盟国からの輸入が直近3年間の輸入シェアで上位5位以内である場合などの場合には、加盟国に対してもセーフガード措置の発動が可能。

（鈴木敦）

通商弘報 de6cdf87f143ce58

原産地規則の例外措置をめぐり主張分かれる—NAFTAに関する公聴会・パブリックコメント（繊維・アパレル業）—（米国、カナダ、メキシコ）

2017年07月24日 ニューヨーク事務所

北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関して米通商代表部（USTR）が実施したパブリックコメントや公聴会での意見表明を主要産業ごとに紹介するシリーズ最終回は、繊維・アパレル業。繊維団体が原産地規則の例外規定の撤廃を主張する一方、アパレルや流通団体は域外国からの輸入品の扱いに関する柔軟性の維持を求めている。

<繊維団体：原産地規則の例外規定撤廃を要求>

全米繊維団体協議会（NCTO）のオーガスティン・タンティロ会長兼CEOは公聴会で、「われわれはトランプ大統領によるNAFTAの再交渉を強く支持する」と述べ、協定内容を現代化することで米国の繊維生産や雇用を増加させることができるとの見方を示した。

NCTOは具体的には、「ヤーンフォワード」ルールの適用除外規定の見直しなどを求めた。「ヤーンフォワード」ルールは、自由貿易協定（FTA）の特恵税率の適用を域内産の原糸を用いた生地（最終的にはそれらを用いた繊維・アパレル製品）に限る原産地規則で、米国が締結するFTAの多くに含まれており、NAFTAでも多くの繊維・アパレル製品が適用対象となっている。ただし同ルールには、企業の生産活動に配慮した例外措置も規定されている。例えば、上記の基準を満たさない特定の原糸・繊維・アパレル製品については、各製品の輸入上限量の範囲内であれば域外国からの輸入品であっても、縫製などの製造工程を協定国で行うことにより、協定税率での域内輸出を認める例外措置である「非原産繊維製品特恵関税割当（TPLs：Tariff Preference Levels）」が設けられている（注1）。

タンティロ会長兼CEOは、NAFTAのTPLsにより「中国製の原糸で作られた繊維がメキシコで縫製されることで、米国に無税で輸出することが許可されている」とし、加盟国の企業ではなく中国やインドなど非加盟国の企業がNAFTAの恩恵を享受していると批判した。NCTOは、NAFTAにおけるTPLs措置の撤廃を要求している。

NCTOはまたパブリックコメントにおいて、米国で裁断された生地を基にメキシコで縫製されたアパレル製品に対して関税を免除する「特別制度（Special Regime）」（両国間で特別に設定されたTPLs）や、男性用シャツや綿製の寝間着などに適用されている「1工程ルール」（縫製さえ加盟国で行えばNAFTA原産が認められる原産地規則）の見直しも求めている。全米綿花評議会（NCC）などの綿花団体も連名でパブリックコメントを提出し、「NAFTAには残念なことに『ヤーンフォワード』ルールの効果を弱体化する例外規定がある。現代化するNAFTAはこれらの例外規定を見直し、撤廃を検討すべき」と述べた。また、化学繊維メーカーが加盟する米国化繊協会（AFMA）も、NCTOの意見書への支持を表明している。

<アパレル・流通団体：柔軟性の担保を求める>

一方、米国アパレル・履物協会（AAFA）ステファン・ラマー上級副会長は、域外国からの輸入も一部可能とする柔軟性を維持することが米国を含むNAFTA域内企業の競争力にとって重要だと強調した。同協会には、ラルフローレンやギャップ（GAP）などの主要アパレルブランドも多く加盟している。AAFAはパブリックコメントにおいても、企業戦略の柔軟性に制約を加えれば、TPLsを利用して衣服やメリヤス製品を製造しNAFTA加盟国に輸出している米国の製造業などに損害を及ぼすと主張している。

全米小売業協会（NRF）もパブリックコメントに、「現状のTPLsやその他の柔軟性を担保するNAFTA内の制度は、米国の小売業や製造業者に利益をもたらしており、これらを維持するよう政権に求める」と明記した。

ジーンズ製造のリーバイ・ストラウスも個別にパブリックコメントを提出し、AAFA や NRF の主張に完全に同意すると述べ、「NAFTA は十分に機能しており再交渉の必要性は見いだせない」「交渉がうまく進まない場合に NAFTA から離脱するというトランプ政権の脅しに対しては大きな懸念を持っている」と強い言葉で牽制した。同社が公表しているサプライヤーリストにはメキシコの製造工場も多く含まれている。

<バイアメリカン条項の強化を主張>

NRF はまた、国防総省が調達する繊維・衣服・履物などを米国製品に限ると定めたベリー修正条項の維持を主張している。NAFTA の政府調達規定の見直しにより、ベリー修正条項が弱体化する可能性を懸念していると述べている（注 2）。

NCTO や NCC はまた、キッセル修正条項（注 3）で、国土安全保障省（DHS）の調達は米国産生地と義務付けているにもかかわらず、DHS 傘下の米国運輸保安局（TSA）の調達ではメキシコとカナダ産生地が米国産扱いになっていることを指摘し、再交渉においてこの例外扱いを取り除くよう求めている。NCTO は、2016 年度の TSA の繊維・衣服購入は合計 2,400 万ドルに上るとの政府発表データを紹介している。

（注 1）製品や輸入上限量の詳細は[商務省国際貿易局・繊維衣料品部（OTEXA）ウェブサイト](#)参照。

（注 2）ベリー修正条項やキッセル修正条項では、「米国製品」と見なされるためには当該製品が完全に米国で製造されることが条件となる。その他の一般的な連邦政府の調達において米国製品の購入を義務付ける「1933 年バイアメリカン法」では、製造品については部品の調達比率が 50%を超えることが「米国製品」の条件となっており、ベリー修正条項やキッセル修正条項の方が厳しい内容となっている。

（注 3）米国議会調査局の[レポート](#)によると、WTO 政府調達協定と米国が締結している FTA の合意事項により、キッセル修正条項が適用されるのは TSA と港湾警備隊の 2 機関に限定されている。

（鈴木敦）

通商弘報 b5071a9081293ad7

米国の TPP 復帰の訴えに多くの支持―「アジア太平洋の経済統合と日米の役割」セミナー（1） ―（米国）

2017年07月24日 ニューヨーク、シカゴ事務所

ジェットロは、「アジア太平洋の経済統合と日米の役割」と題するセミナーを6月14日にワシントン、翌15日にはシカゴで開催した。それぞれのセミナーの内容を2回に分けて紹介する。米国の戦略国際問題研究所（CSIS）と共催したワシントンのセミナーでは、多くの登壇者が米国のアジア太平洋地域への関与拡大を呼び掛けた。また、米国を中心に世界でみられる反グローバリゼーションに対しては、誰も置き去りにしないという「包摂性」が重要になるとの議論が交わされた。

<「米国の TPP 復帰」が優先事項の最多に>

セミナーでは、リック・ラーセン下院議員（民主党、ワシントン州）が来賓あいさつをした。同議員は「中国が主導する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）では、環太平洋パートナーシップ（TPP）が求めていたような高水準のルール形成にはならない」と述べ、米国はこれまでと同様に世界のルール形成に関与し続けるべきと主張した。続いて基調講演を行った石毛博行ジェットロ理事長は、日本の立場は TPP を推し進め、高水準な経済統合に引き続き取り組むことだとし、「日本は、米国が TPP に戻ってくることを望んでいる」と米国の TPP 復帰を訴えた。

セミナー登壇者だけでなく、セミナーに参加した聴衆も、米国の TPP 復帰を支持した。基調講演後に行われた「アジア太平洋の経済統合の新展開」と題するパネルディスカッションで投げ掛けられた「今後2～3年のうちに、米国と日本が優先すべきこと」との問いに対して、聴衆の6割が「米国の TPP 復帰」と答え、最多となった（注1）。パネリストのヴォ・チー・タイン（Vo Tri Thanh）ベトナム中央経済管理研究所（CIEM）シニア・エキスパートは「（米国抜き）の TPP11 を進められれば、将来的に米国が TPP に戻りやすくなる」と述べ、米国の TPP 復帰だけでなく、日本が主導する TPP11 も支持する立場を示した。

他方、東京大学大学院法学政治学研究科の高原明生教授は、日米が優先的に取り組むべきは TPP が理想との認識は示すものの、米国の現在の政治情勢などから現実的ではないとし、「現段階では第三国での経済協力を注力すべき」との見解を述べた。マシュー・グッドマン CSIS シニアアドバイザー（アジア経済）兼政治経済部長も、TPP それ自体は支持しているものの、「トランプ政権下では TPP 復帰は難しい」とし、第三国での経済協力を重視する高原教授の意見に賛同した。

<最も勢いのあるイニシアチブは「一帯一路」>

セミナーで、現在最も勢いのあるアジア太平洋地域のイニシアチブとして聴衆から選ばれたのは「一帯一路」だった（注2）。米国の TPP 脱退のみならず、5月に北京で「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムが開催されたことも要因にある、と多くのパネリストが語った。

ただし、「一帯一路」の実効性については、懐疑的な意見が出た。富士通総研経済研究所の柯隆主席研究員は「『一帯一路』などのイニシアチブは、中国の安定的な経済成長に支えられている」とし、中国には国営企業の民営化などの国内改革が必要で、それには時間がかかるとの見方を示した。また、モデレーターを務めたマイケル・グリーン CSIS 上級副所長（アジア担当）兼日本部長は「一帯一路はアジアの安全保障を脅かすほど、アジアの本質を変えるものではない」と独自の見解を述べた。

<包摂性の重要性にも賛意広がる>

セミナー冒頭の基調講演では石毛理事長が、グローバリゼーションや自由貿易への反発に対して、「誰も置き去りにしないという包摂性」が答えになると主張し、大企業の幹部や投資家

だけでなく、全ての労働者がグローバル化の恩恵を享受できる仕組みが重要と訴えた。セミナーの最後に行われたランチョン・ラウンドテーブルに参加したタミ・オーバービー（米国商工会議所副会長（アジア担当））はこの訴えに賛意を示し、「現在は、企業が労働者に求めるスキルと労働者が有するスキルの間にギャップが生じている。この差を埋めるのは、政府だけでもビジネス界だけでもできず、両者が協力して行わなければいけない」と官民協力の重要性を説いた。また、同じくラウンドテーブルに参加したスコット・ミラー（CSIS シニアアドバイザー）は、自動車業界が地元のコミュニティーカレッジと協力して高いスキルを持つ労働者を育成するプログラムを紹介した。その上で、「連邦レベルの施策をただつくるのではなく、何が成功しているかを実際に学び、そうした取り組みを早く、かつ多方面に広がるかたちで再現することが重要」と指摘した。

（注1）選択肢は、米国の TPP 復帰、日米の 2 国間 FTA 交渉、日米間の景気刺激策、第三国での日米による経済協力、の 4 つ。

（注2）選択肢は、TPP または米国抜きの TPP11、RCEP、ASEAN 経済共同体（AEC）、一帯一路、その他、の 5 つ。

（赤平大寿、イアン・ワット、河内章）

通商弘報 986ada3398d5b3bb

野党は政権にカナダ側の目標の説明を要請—NAFTA 再交渉めぐり米国の目的公表への政財界の反応—（カナダ、米国、メキシコ）

2017年07月24日 トロント事務所

米通商代表部（USTR）が7月17日に公表した北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉の目的詳細を受け、トルドー政権は野党からカナダ側の再交渉の目標を説明するように求められている。政界からは米国第一主義の色彩が強い内容に懸念が表明されたほか、米国側が廃止を求める紛争解決制度は何らかのかたちで組み込むべきだとの意見が出た。一方で、自動車業界は公表された内容に驚くべきものはなく、米国の政府と自動車業界は、規制の変更が自動車産業にどのような影響を及ぼすかよく理解しているとして、内容を評価した。

<各州首相も声明で意見を表明>

カナダの2大野党は7月18日、トルドー政権にカナダ側の NAFTA 再交渉の目標を議会の委員会で説明するよう要請した。与党・自由党は要請に応じる見込みだ。デレック・バーニー元駐米カナダ大使は「米国側の発表は米国第一主義のレトリックがあまりにも多過ぎ、カナダとメキシコが NAFTA の見直しから何が得られるのか議論が不十分」として懸念を示した（「グローブ・アンド・メール」紙7月19日）。さらに、米国側が廃止を求める、紛争解決制度を規定する NAFTA 第19章について、バーニー氏は「米国側は第19章がなぜ米国にとって不利な内容となっているのか説明すべきだ。われわれは一方的な廃止通告をそのままにしておくべきではない」との意見を述べた。また、デイビッド・マクノートン駐米カナダ大使は、7月18日にエドモントンで開催されたカナダ州首相年次会議の記者会見で、「（NAFTAには）何らかのかたちで紛争解決制度を組み込むことが重要」との見解を示した（「グローブ・アンド・メール」紙7月19日）。

各州首相も声明を発表している。サスカチュワン州のブラッド・ウォール首相は「カナダ連邦政府が米国との再交渉に向け、トランプ政権や米国州政府との取り組みも含めて準備をしっかりしてきている点は評価できる。しかし、もし再交渉が決裂した場合の貿易紛争に備え、カナダ側で報復措置が可能な貿易分野の一覧を準備すべきだ」と意見を表明した。ケベック州のフィリップ・クイヤール首相は「米国側が公表した広範にわたる交渉項目リストを考慮すると、再交渉に数年を必要とするだろう。NAFTA 再交渉が始まる前に、米国が針葉樹材協定にどの程度求めてくるのかも含めて、不明な部分が多い」とコメントした。

<過度な心配は不要との見方も>

一方で、過度な心配は不要、との論調もみられる。同紙（7月19日）は、「当初、トランプ大統領は NAFTA を廃止するつもりだったが、それに比べれば今回公表された NAFTA 再交渉のリストはそれほど過激な内容ではなく、そこそこの現代化を求めるものとなった。紛争解決制度の廃止については、既存の仕組みでは必ずしもうまく機能していない部分もあるので、より良い方法を議論すればよい」とする公共政策コラムニスト、ローレンス・マーティン氏の見解を紹介している。同日の別の記事では、「今回公表されたリストには、数カ月前の攻撃的な要求はなく、カナダの消費者にとって利益になる内容もあれば、越境取引の免税額の引き上げといった、カナダ国外のオンライン販売会社に有利となる内容もある。また、2国間紛争解決制度の廃止という、一世代前の協定交渉時に協定そのものが決裂しかけた問題も含まれている。交渉がうまくいく保証はないが、多くの米国有権者の攻撃の矛先はカナダではなくメキシコに向けられている。来年は米国とメキシコで選挙があり、両国の有権者は政治家がどのような決定を下すか、注目している」との見方を示している。

<自動車部品業界は公表された内容を評価>

NAFTA の原産地規則の強化について、トランプ政権は慎重な言葉を用いて要望している。自動車部品製造業協会（APMA）のフラビオ・ボルペ会長は、公表されたリストに自動車部品産業が驚くべき内容はなかったと述べた上で、「米国の政府と自動車業界の間では、規制の変更が産

業にどのような影響を及ぼすか、実質的な議論がされており、自動車産業が NAFTA 加盟国間
いかに深く結び付いているか、よく理解している」との見解を語った（「フィナンシャル・ポ
スト」紙7月18日）。

(伊藤敏一)

通商弘報 38d26aee32cf5299

シカゴでもアジアの広域経済連携に高い関心－「アジア太平洋の経済統合と日米の役割」セミナー（2）－（米国）

2017年07月25日 シカゴ事務所

「アジア太平洋地域の経済統合と日米の役割」をテーマにしたセミナー報告の後編。シカゴのセミナーは、ジェットロ、イリノイ商工会議所およびシカゴ日米協会との共催により行われた。約100人の聴衆を前に、アジアでの経済統合の展望や中国が進める「一帯一路」構想などについて、有識者が主張を述べた。

<経済効果を高めるための方策を提言>

セミナーではまず、イリノイ商工会議所国際ビジネス協議会のスザナ・メザ会長と在シカゴ日本国総領事館の伊藤直樹総領事が来賓あいさつをした。メザ氏は、同商工会議所による投資促進ならびに雇用創出を目的としたトレードミッション事業などを紹介し、「地域の経済推進に向け、何が提供できるか検討したい」と述べた。伊藤直樹総領事は、日系企業が中西部管轄10州で14万人の雇用を生み出していることに言及し、日本からの直接投資の重要性と日本のアジア太平洋地域発展に対するコミットメントを強調した。

基調講演で石毛博行ジェットロ理事長は、ワシントンのセミナーでも触れた「包摂性」の重要性をあらためて強調するとともに、ASEAN、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）や「一帯一路」構想などで活発化するアジア地域の動きに言及した（[2017年7月24日記事参照](#)）。続いて、製品の安全評価を行うアンダーライターズ・ラボラトリーズ（本社：イリノイ州）のキース・ウィリアムス社長兼最高経営責任者（CEO）が登壇し、環太平洋パートナーシップ（TPP）を支持すると明言した。米国にとって中国やアジアは巨大な市場であり、また米国が近年締結した自由貿易協定（FTA）が少ないことに触れ、「世界をつなぐ重要な貿易ルールの策定を追求すべきだ」と述べた。

パネリストによる発表では、ベトナム中央経済管理研究所（CIEM）のヴォ・チー・タイン（Vo Tri Thanh）シニア・エキスパートは、ASEAN経済共同体（AEC）とTPPが補完関係にあり、アジア太平洋地域の発展・統合のカギになると主張した。

富士通総研経済研究所の柯隆主席研究員は、アジア太平洋経済統合における中国市場の重要性を説きつつも、経済成長率を押し上げるために国有企業の民営化、輸出の強化、米国との貿易摩擦の回避など中国が解決すべき課題を指摘した。

東京大学大学院法学政治学研究科の高原明生教授は、EUや東アジアなどの地域統合は国家同士の利益の衝突を解決しなければ成功しない点を指摘した。中国が提唱する「一帯一路」構想については、「重要性をしっかりと見極め、現実路線で議論しなければならない」と主張した。さらに、アジアにおける米国のプレゼンスを高めるため、「日本と手を組み、東南アジアの経済発展を支援していくべきだ」と説いた。

コネクタなど電子部品を手掛けるモレックス（本社：イリノイ州）のトラビス・ジョージ上級副社長は、テクノロジー分野でアジア市場が急成長を遂げている中で、米国の存在感をどのように示すかが重要と指摘した。「世界のインターネット人口のうち、半数がアジアに集中している。2020年までにインターネット機器は3倍になると予想されており、モレックスとしても絶えず進化し続ける必要がある」と述べた。

<アジア太平洋の経済統合と中国の役割を議論>

シカゴ日米協会の前理事長エドワード・グラント氏をモデレーターに迎えたパネルディスカッションでは、「一帯一路」について、高原教授は「中国は外交にうまく活用しているが、われわれは中国が得意とするプレゼンの見掛けに惑わされるべきではない」と警戒を促した。他

方、「一帯一路」で期待される日本と米国の役割について、ウィリアムス社長は「半世紀前に行われた米国の高速道路建設の経済効果を想起させる。中国が抱える鉄鋼やセメントの生産過剰問題の解決にも良い手だ」と評価した。

ウィリアムス社長は続いて、米政権に対して、法人税の高さを指摘した。「米国はブルーカラーの労働者を増やし、より良いブルーカラー向けの仕事を用意する必要がある。製造業の法人税を下げ、国際的に最も競争力のある製造業の拠点とすべきだ」と述べた。ジョージ上級副社長は「自由貿易は全ての労働者および消費者にとって利益となる。短期的には競争力が低い産業に対して（保護）貿易措置を行うことは意味があるが、長期的には間違ったアプローチであり、可能性に焦点を当て、継続的に発展を続けて国際競争に打ち勝つ必要がある」と助言した。

TPPについては、柯主席研究員が「『一帯一路』も TPP を補完するかたちで進められるだろう」とした。高原教授も、「一帯一路」はコネクティビティーに必要なインフラを構築するイニシアチブであり、TPP と「一帯一路」は性質が異なると主張した。ジョージ上級副社長は「企業が投資する際にはビジネスの全体像を踏まえて決定を行う。投資は 20 年以上の長期的なものであるため、（自由貿易協定の遅延のような）不透明性は歓迎されない」と指摘した。

中国について、高原教授は「習近平国家主席は改革を進めようと努めてはいるが、さらなる発展を阻害する問題の核心である国有企業改革などの問題に取り組むとは思えない」と指摘すると、ヴォ・シニア・エキスパートからは「中国の国有企業の課題は認識しているが、最大の課題とは考えていない。知的財産、電子商取引、情報処理、労働基準などがより大きな課題となる」との見方も示された。

セミナーの休憩時間および終了後に行われたレセプションでは、中国、香港、タイ、マレーシアの領事館およびイリノイ州の貿易振興団体などが各事業をビジネス関係者に対して紹介する場が設けられ、セミナーの登壇者を交えた意見交換を行った。

(河内章)

通商弘報 414c993e01dce201

国防力維持に向けた製造業調査の大統領令に署名－サプライチェーンに含まれる全ての工業製品が対象－（米国）

2017年08月02日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は7月21日、国防力の維持を目的とした国内製造業基盤の調査実施を指示する大統領令に署名した。国防長官は大統領に対して、調査結果と国内製造業の強化策などの対応策を270日以内に取りまとめ、報告する。本調査は労働者の技術など幅広い分野を含むが、1962年通商拡大法232条に基づいて政権が既に実施している調査とは異なり、輸入制限措置の法的根拠にはならない。

<270日以内の報告を国防長官に求める>

トランプ大統領が7月21日に署名した大統領令（「[米国の製造業、国防産業基盤、サプライチェーンの弾力性（レジリエンス）に関わる評価と強化](#)」）は、国防力維持の観点から国内製造業基盤やサプライチェーンの現状を調査するよう国防長官に命じるものだ。具体的には、国防上不可欠な製品と同製品の国内生産能力およびサプライチェーンに負の影響を及ぼす可能性のある有事を特定した上で、国内製造業やサプライチェーンの強化策などの対応策とともに、270日以内に大統領に報告することを国防長官に求めている。

大統領令は「2000年以降、6万以上の工場や企業が閉鎖に追い込まれ、約500万人もの製造業雇用が失われた。これにより、国防上必要な基準を満たすための米国製造業の生産能力が質量ともに失われる危険性がある」とし、安全保障上の観点から国内製造業を強化する必要性を強調している。

通商製造業政策局（OTMP）のピーター・ナバロ局長は、「フォックスニュース」（電子版7月22日）に寄稿し、「例えば、海軍の潜水艦のスクリューを修理することができる企業は米国内に1社しかない」と述べている。また、航空機用液晶ディスプレイ、半導体（注1）、プリント基板、レアアース処理機を例示し、これら多くの分野で「米国は重要な国防能力を失う危険性に直面している」とした。トランプ政権が4月29日にホワイトハウス内に設置したOTMPは、経済成長の促進や貿易赤字の削減のほか、製造業と国防産業基盤の強化に向けた政策に関して、大統領に提案することなどを使命としている。

今回の大統領令は、全ての工業製品を対象にしている。直接的には国防には関係しない製品であっても、それらの部品が手に入らなければ国防に必要な製品を製造できない場合もあると指摘し、国防関連製品のサプライチェーン全体を調査対象にする方針を示した。

<職業訓練制度を拡充も強調>

ナバロ OTMP 局長は「調査は政府全体で行う」と述べている。「防衛を国防総省のみが関係するものとみるのではなく、労働省は熟練技術労働者の分野で、商務省はデュアルユース技術（軍事・民生ともに利用できる技術）で、エネルギー省は十分なエネルギー量の確保などで関係する」とし、調査・対応策が広範囲にわたることを示した。

特に、大統領令は「工場の閉鎖や製造業雇用の減少は、生産能力や防衛産業基盤の衰退だけでなく、国防にとって重要な労働者の技術の衰退も招いてきた」とし、新たな教育・職業訓練制度の創設の必要性を強調している。例示された調査項目の中にも、「製造業雇用者の技術や教育」という項目を盛り込んだ。ナバロ OTMP 局長は、中でも造船、車両製造、航空機施設（aircraft facilities）などの分野で国防の要件を満たす十分な労働力が供給されていない、との見方を示した。

なお、トランプ政権は6月15日、有給の実習を含む職業訓練制度の拡充を指示する大統領令にも署名している（[2017年7月5日記事参照](#)）。

<輸入制限措置の法的根拠にはならず>

安全保障の分野に詳しいワシントンの調査会社 ITTA のエリック・ランデル社長兼最高経営責任者（CEO）は「米国政府は防衛産業基盤の調査を行うことを法律によって既に義務付けられており、今回の大統領令は政府として『新たな』取り組みを必要とするものではない（注2）。ただし、政治的には、貿易政策と安全保障をつなげようとするトランプ政権の試みの表れと捉えられる」と分析している。

トランプ政権は、既に 1962 年通商拡大法 232 条に基づき、鉄鋼とアルミニウムの輸入が米国の安全保障に及ぼす影響に関する調査を実施している（[2017 年 4 月 24 日記事参照](#)）。今回の大統領令で指示された調査は、同じく米国の安全保障を目的としたものだが、他省庁とも協力しつつ国防総省が取りまとめることになっており、商務省が所管する 232 条調査とは枠組みが異なる。

232 条調査では、対象製品の輸入が米国の安全保障に脅威と商務省が判断した場合は、大統領は関税引き上げも含め当該輸入を是正する措置を取ることができるが、今回の国防総省による調査は単体では新たな輸入制限措置を取るための法的根拠にはなり得ない。ワシントンの通商分野の専門家は「今回の調査は 232 条調査などの今後の貿易措置の対象を洗い出すことが目的と捉えることもできるが、調査結果に基づいた措置の実施を裏付けるものでは全くない」と指摘している。

（注1）オバマ前政権は 2017 年 1 月 9 日、「半導体産業における米国の長期的なリーダーシップの維持に向けて」と題する[レポート](#)を発表している。同レポートでは、半導体分野での米国の競争力の低下が安全保障の脅威となるとの認識を示しており、競争力強化に向けた提言がされている。またトランプ政権は、半導体や他のハイテク分野の買収を促す中国の対外投資政策に対して、強い対抗策を打ち出すとみられている（[2017 年 2 月 15 日記事参照](#)）。

（注2）国防総省は年 1 回、防衛産業の状況をまとめた[レポート](#)を議会に提出している。同レポートの内容は、今回指示された調査分野と重なる部分が多い。

（鈴木敦）

通商弘報 5180357e48b10e00

トランプ政権と議会共和党、国境調整税の導入を断念—税制改革に関する共同声明を発表— (米国)

2017年08月02日 ニューヨーク事務所

トランプ政権と共和党の議会指導部は7月27日、税制改革に関する共同声明を発表し、国境調整税の導入を断念する方針を示した。同税の導入に反対してきた流通業界やアパレル業界は今回の決定を支持する声明を出している。ただし、同税に代わる税源や税制改革の具体的な内容は示されていない。声明は2017年秋中に税制改革案の議会関連委員会の通過を目指すとしているが、共和党内の調整には引き続き時間がかかるとの見方もある。また、国境調整税に代わる代替税源が見いだせない場合は、法人税率の引き下げ幅が縮小される可能性もある。

<共和党として足並みがそろったことを強調>

7月27日の[共同声明](#)は、共和党の議会指導部のポール・ライアン下院議長（ウィスコンシン州）とミッチ・マコーネル上院院内総務（ケンタッキー州）、議会で税制を所管する上院財政委員会のオリン・ハッチ委員長（ユタ州）と下院歳入委員会のケビン・ブレイディ委員長（テキサス州）、トランプ政権のスティーブ・ムニューシン財務長官とゲイリー・コーン国家経済会議（NEC）委員長の6人が共同で発出したものだ。

トランプ政権は4月26日に[政権の税制改革案](#)を公表し、議会共和党との調整を進めてきた（[2017年5月12日記事参照](#)）。今回の共同声明は、トランプ政権と議会共和党が税制改革に向けて足並みをそろえたことを強調する内容になっている。共同声明では「われわれは税制改革に向けた共通のビジョンを持っていると確信している」とし、「2つの関連委員会（上院財政委員会、下院歳入委員会）の主導により、大統領が署名する法案作成に取り組む準備が整った」と述べている。

<流通やアパレル業界は国境調整税の導入見送りを歓迎>

共同声明は、税制改革の目標として、最大限の税率引き下げ、（設備投資の即時償却などを認めることによる）資本支出の最大化、税制改革の恒久化の重視、海外利益の本国送還の促進、などを掲げている。

下院共和党が求めてきた国境調整税（注1）の導入は断念された。「われわれは国境調整を行うことによる経済成長の促進効果について議論してきたが、導入には未知な部分が多いとの認識に至った。税制改革を前進させるために、この政策の導入を見送ることにした」と明記している。

ブレイディ下院歳入委員長は「国境調整税が米国内の雇用維持にとって最良の解決策だと依然信じている」としながら、「われわれが団結する上では、今はそれを一度、脇に置いておくことが大切だ」と述べている。国境調整税については、トランプ大統領や上院共和党の議会指導部からも異論が出ており、政権が4月に示した前述の税制改革案にも同税の導入は盛り込まれなかった。今回の声明により、下院共和党の指導部としても正式に導入を断念した格好だ。流通業界やアパレル業界など国境調整税に反対してきた業界団体は、今回の共同声明を支持している。

全米小売業協会（NRF）は「消費者に負担を転嫁する国境調整税を導入せずに税率を引き下げる包括的な税制改革法案の可決に全力で取り組むことを、政権と議会指導部が宣言したものだ」として声明を歓迎した。NRFは、輸入品を税額控除の対象外とする国境調整税が導入されれば、コストが消費者に転嫁されることで、一般家庭に年間最大1,700ドルもの追加支出が生じるとの分析を示している。

米国アパレル・履物協会（AAFA）も、ビジネス界やその他関係者の「国境調整税の導入は米国の企業や雇用または消費者を害する」という懸念の声を米国政府や議会指導部が聞き、同税の導入によって生じる困難な問題と不確実性を理解してくれたことに感謝するとの声明を出した。

<法人税率の引き下げ幅縮小の可能性も>

共同声明は今後の見通しについて、「今秋中に税制改革案が上下両院の委員会を通過し、両院の審議にかけられることを期待している」とした。米国商工会議所は「今回の声明とそこで示された統一されたビジョンにより、税制改革が年内に成立する可能性があるとの確信をさらに深めた」とし、税率の引き下げを含む税制改革の早期実現に期待を示している。

ただし、税制改革の実現には依然多くの調整が必要だとの見方が多い。民間調査機関タックスポリシー・センター（TPC）は、法人税や個人所得税の具体的な税率や、法人税率のパススルー事業体（株式会社以外の事業体）への適用など、税制改革の詳細は不透明だとし、「共和党指導部が現在議論している内容が今回の文書にそのまま表されているのだとすれば、税制改革案の作成までにはまだ長い道のりがある」との見解を示している。

また、TPCは「政権や議会指導部は『アメ（Sweeteners）』を多く含んだ税制改革案の目標を示しているが、それらの実現に向けた資金をどう調達するかについては何も語っていない」とし、国境調整税の導入が見送られた一方で、代替税源が示されていないことを指摘している。民間調査機関タックス・ファウンデーションも「税制の簡素化や恒久化などの税制改革が実現すれば、米国人の税負担の軽減と米国経済の成長につながる」と税制改革自体は歓迎する一方、「国境調整税による1兆3,000億ドルの税収が見込めない状況では、法人所得税の引き下げを相殺するために、議員はその他の税源を探すか支出を減らすか、または法人税率の引き下げ幅をより小さくしなくてはならない」と述べている。タックス・ファウンデーションのシニアアナリストのスコット・グリーンバーグ氏は、国境調整税が導入されない場合、「税収中立」（減税による減収分を別の財源で補うこと）を維持するのであれば、法人税率は最も低くて27%への引き下げとなる」との分析を示した（ブルームバーグ7月28日）（注2）。

（注1）生産地ではなく、消費地をベースに課税（仕向け地課税）を行うもので、法人課税において、輸出品を益金不算入とし、輸入品の損金算入を認めない税制度。国内品に対して輸入品を不利に扱うため、輸入が多い企業や団体を中心に米国事業への影響を懸念する声強い。

（注2）連邦法人税の最高税率をめぐるっては、トランプ大統領は15%、下院共和党は20%への引き下げを提案している。なお前出のブルームバーグ（7月28日）は、2008～2015年の期間において米国の大企業150社以上が支払った税率は28%以下との研究結果を紹介し、現行の35%から28%への税率引き下げはこれらの企業にとっては大きな意味はないと分析している。

（鈴木敦）

通商弘報 309258168afff8f6

プーチン大統領、経済的対抗措置は取らず一米で対ロ制裁強化法成立（ロシア、米国）

2017年08月03日 モスクワ事務所

8月2日、米国のトランプ大統領が対ロシア制裁強化法案に署名した。これに先立ち、ロシア側は米上院本会議で法案が可決された翌日の7月28日、ロシア駐在の米外交官らの国外退去を要請するなどの対抗措置を発表した。プーチン大統領はインタビュー番組に出演し、米国を批判したものの現時点では経済的な対抗措置を取らない考えを明らかにした。

<ロシアは米外交官らの国外退去を要請>

7月27日に米国の上院本会議で可決された対ロシア制裁強化法案は、8月2日にトランプ大統領が署名し成立した。同強化法で制裁が強化される内容として、(a) ロシアの特定大手金融機関向け融資の償還期限を30日超から14日超に短縮、(b) 同様にロシアの特定大手エネルギー企業向け融資の償還期限を90日超から60日超に短縮、(c) 新規の石油開発技術に関する製品・役務などの輸出禁止の対象地域を、ロシア国内および水域における大水深、北極海、シェール層地帯から、世界全域における同3地帯層に拡大などが含まれた。

今回新たに、一定金額以上のロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設のための投融資や物資・技術の提供などを行った企業に対する制裁が盛り込まれた。欧州企業が関わるパイプライン計画「ノード・ストリーム」などに影響が出る恐れが生じたため、ドイツなどが反発した結果、同強化法では「米国の同盟国と協調して（制裁を科すことができる）」というただし書きが加えられた。

ロシア外務省は7月28日に、米国の制裁強化に対する対抗措置を発表した。(a) 9月1日までにロシアに駐在する米外交官と職員の数を455人まで削減すること、(b) 8月1日以降、米国大使館によるモスクワ市内の倉庫と保養施設の利用を停止することが盛り込まれた。455人は、米国が2016年12月に米国駐在のロシア外交官35人を国外追放した後のロシア外交官と職員数に相当する。ロシア駐在の米外交官らを455人とするには、755人を国外退去させる必要があるとされている。

<プーチン大統領は経済・国際関係を重視>

プーチン大統領は7月30日、国営テレビ・ラジオ局「ロシア」の独占インタビューに応じ、米国の制裁強化法案がロ米関係を悪化させるだけでなく、「ロシアとの関係の発展・維持を希望する米国の同盟国などに影響を及ぼすような不法な制裁」と批判した。

一方でプーチン大統領は、米国とエネルギーや航空・宇宙分野など多方面で長年にわたって協力関係を築いてきたと指摘し、「米国にとって敏感な、これらの分野における協力を制限する余地もあるが、そうする必要はないと考える」と述べ、現時点で経済的な対抗措置は取らない考えを示した。そして、その理由としてロ米関係にとどまらず国際関係やロシアに悪影響を及ぼす可能性を挙げた。

<アルミや鉄鋼輸出でも対抗措置はない見込み>

なお、「コメルサント」紙（7月27日）は、ロシアによる経済的な対抗制裁措置の導入可能性について論じる記事を掲載していた。ロシア産業家企業家連盟（RSPP）のアレクサンドル・ショーヒン会長は「『友人』に値しない米国に損害を与えられるほど、米国との貿易投資関係は発展していない」としたが、米国へのロケットエンジン「RD-180」の供給や国際宇宙ステーションの運用に関する協力を停止することを対抗措置の選択肢として挙げた。

ロシアの対米貿易をみると、輸出では、重油を中心とした燃料・エネルギー製品、アルミニウムや鉄鋼、チタンを含む金属および同製品のシェアが大きく、窒素肥料、パラジウムなども

ある。輸入では、乗用車や医療機器を含む機械類、医薬品、医療用品を含む化学品などが多い。

前述の「コメルサント」紙は、対抗措置としてロシア産アルミニウムの供給を制限する可能性は低いとみている。アルミ大手ルースアルの販売の4分の1を米国向けが占めるからだ。鉄鋼分野での対抗制裁導入の可能性も同様だ。米国にはロシアの主要メーカーが進出しており、大手 TMK の幹部が米国向けに鋼管の輸出を拡大する意向を表明したばかりだ。

(浅元薫哉、ワレリー・エスキソ)

通商弘報 a75bd4559bd2b33d

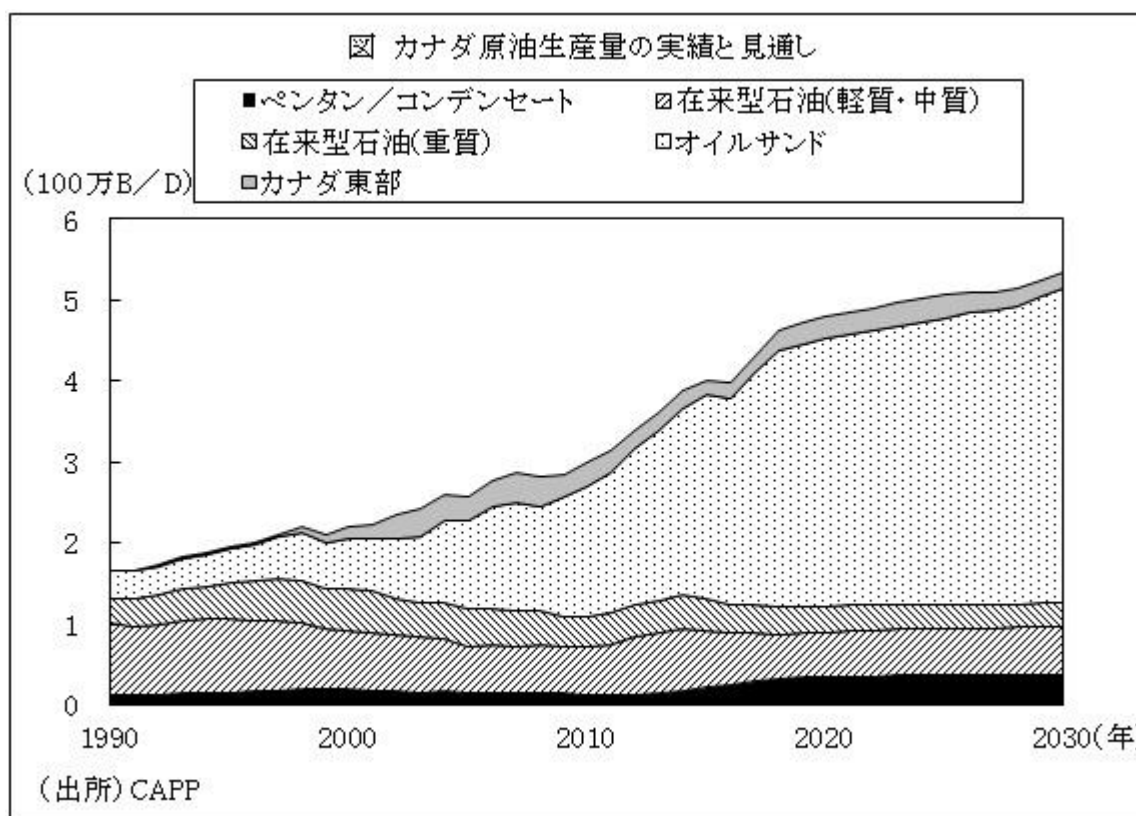
オイルサンドの資産や権益、カナダ企業への売却進むーアルバータ・BC 両州にみる石油・天然ガスの開発動向ー（米国、カナダ）

2017年08月07日 シカゴ事務所

原油価格の低迷で、世界有数の石油生産国カナダの石油業界は厳しい状況が続くものの、将来を見据えた企業間の資産や権益の売却、インフラの整備が進みつつある。主な原油生産地域であるカナダ西部の石油・天然ガス開発の動向を、アルバータ州を中心とするオイルサンドと同州およびブリティッシュ・コロンビア（BC）州にまたがるモントニー地区のシェールガスを中心に報告する。

<石油業界の投資は3年連続の減少の見通し>

カナダ石油生産者協会（CAPP）が6月に発表した「原油予測、市場、輸送動向」によると、原油価格は2016年初頭の1バレル＝20ドル台から50ドル近くまで回復してはいるものの、先行きの不透明さを踏まえたプロジェクトの変更などもあり、石油業界の2017年の投資は3年連続の減少になる見通し。一方で、2017年の在来型原油掘削数は2016年比で70%増加すると予想されることや、2016年のカナダ原油の生産量が日産385万バレル（B/D）から2030年には127万B/D増えて512万B/Dになると予想され、2016年のレポートからは若干上方修正となっていることなどから、明るい兆しもみえている（図参照）。



カナダの石油生産の主力はアルバータ州のオイルサンドで、今後もその地位は変わらないと予想されるが、一方で、米国と同様にカナダにおいてもモントニー地区に代表されるシェール開発が注目を浴びつつある。ここでは、強弱入り混じるカナダ石油・天然ガス業界の中で、オイルサンドやモントニー地区のシェールガス、そしてそれらを輸送するパイプラインの動向を解説する。

<オイルサンドの一部権益がカナダ国内石油企業に>

2014年からの原油価格の低迷により、オイルサンドの収益性が悪化している。ロイヤル・ダッチ・シェルは2015年にオイルサンド開発プロジェクトを中止し、20億ドルの評価損を計上した。ノルウェーのスタットオイルも2016年に少なくとも5億ドルの評価損を計上し、エクソンモービルは保有するオイルサンド35億バレルの埋蔵量がもはや「経済的に採掘可能 (economically producible) ではない」として、2017年2月に保有埋蔵量から外した。

さらに、財務諸表の改善を目的にオイルサンド資産の売却も進んだ。シェルは評価損を計上したオイルサンド権益を、2017年3月にカナディアン・ナチュラル・リソースズに売却し、米石油大手ココフィリップスはオイルサンド権益をカナダ西部の天然ガス権益とともに133億ドルでカナダのセノバス・エナジーに売却した。5月には米マラソン・オイルがオイルサンド権益を25億ドルでシェルとカナディアン・ナチュラル・リソースズに売却した。米アパッチは6月に、カナダの原油資産をカナダのカーディナル・エナジーに売却した。このように、カナダからみて外資企業による権益の売却が進んだ結果、権益の多くはカナダ国内の石油企業が保有することになった。カナダ石油企業は、ディスカウント価格（基準価格に対する割引）を踏まえ、オイルサンド権益が価値あるものと判断したと思われる。

<モントニー地区のシェールは米国マーセラスに匹敵>

BC州からアルバータ州にかけてのモントニー地区は、米国のペンシルベニア・ウェストバージニア両州にまたがるマーセラス地区に匹敵する有望なシェール鉱区とみられている。2013年11月にカナダ国家エネルギー委員会 (NEB) が発表したレポートによると、市場性のある埋蔵量として天然ガス449兆立方フィート、天然ガス液 (NGL) 145億バレル、原油11億バレルと見積もられており、天然ガスの埋蔵量に関してはマーセラスの410兆立方フィートを上回っている。近年カナダでの天然ガス価格が上昇基調にあることや掘削コストの低下などを背景に、2017年第1四半期におけるモントニー地区での掘削井戸数は前年同期に比べ80%増の277となっている。ウッドマッケンジーによると、現在は日産4.9Bcf/d (10億立方フィート) の天然ガス生産量が2019年には7Bcf/dに達し、NGLを含む液体燃料も現在の25万B/Dから2019年には47万B/Dになると予想している。モントニー地区の石油最大手エンカナは、三菱商事とパートナーを組み7億5,000万立方フィートの天然ガスと、2万1,000B/Dの液体燃料を生産しており、2019年の生産量について天然ガス1.2Bcf/d、液体燃料7万B/D以上に達すると期待している。シェルやセブン・ジェネレーションズ・エナジーなどの企業もモントニー地区での開発を進めている。

モントニー地区で産出される天然ガスを西海岸にパイプラインで輸送し液化天然ガス (LNG) として輸出する計画は幾つかあるものの、昨今のLNGの供給過剰による影響もあり計画は延び延びになっている。モントニー産のコンデンセートについては、パイプラインやその他の設備は十分に整っていないものの、オイルサンドの希釈剤の需要があることから有望視されている。

<大型買収でエンブリッジの天然ガス輸送能力は増強>

CAPPのレポートによると、現状のパイプラインでは400万B/Dの輸送が可能だが、今後の生産増（特にオイルサンドの増加）に対しては米パイプライン会社キンダー・モルガンのトランスマウンテン・パイプライン（オイルサンドを太平洋岸に輸送。拡張により59万B/D増加）、カナダ・エンブリッジの「ライン3」（オイルサンドを米国中西部に輸送。拡張により37万B/D増加）、トランスカナダのキーストーンXLパイプライン（オイルサンドを最終的に米国のメキシコ湾岸に輸送。新規で83万B/D）などのパイプライン拡張が必要になるとしている。トランスマウンテン・パイプラインは2019年12月、「ライン3」は2019年、キーストーンXLは早くても2020年の稼働予定となっている。

また、買収という点ではカナダのエンブリッジによる米国スペクトラ・エナジーの280億ドルに及ぶ買収が特筆される。この買収については、2月に米国ヒューストンで開かれたエネルギー

一関連の「CERA ウィーク」の会議でカナダのトルドー首相が、カナダと米国の密接な関係の例として挙げたほどだった。スペクトラ・エナジーは米国・カナダの原油と天然ガスのパイプラインを多数保有し、特にマーセラス地区からの天然ガス輸送ラインを多く保有している。この買収で、エンブリッジの天然ガス輸送能力は増加するとみられる。

モントニー地区に関連する買収としては5月のペンビアによるベレセンの買収が挙げられる。ともにアルバータ州、BC州にパイプラインを保有していることから、モントニーを含むカナダ西部のパイプライン網の整備につながると期待される。また、トランスカナダはモントニー北部から南部のターミナル（貯蔵や輸送量測定を行う設備）まで結ぶ北モントニー・メインライン天然ガスパイプラインの建設を進めている。

米国のシェールオイルの陰に隠れてはいるものの、カナダのオイルサンドやモントニー地区のシェールなども今後の原油供給動向においては目の離せない存在になるだろうと思われる。また、その進展にはパイプラインやターミナルなどのインフラ整備が不可欠だ。カナダの原油生産動向をみる上で、オイルサンドの権益の移動によりどこまで効率的な生産が可能になるのか、パイプラインやターミナルの整備はどこまで進むのか注目される。

(ピン・チー、長尾正基)

通商弘報 59b0d9c7fc9f46ec

メキシコ政府が NAFTA 再交渉での優先項目を発表—外相は講演で、日系企業の意向も尊重すると強調—（メキシコ、米国、カナダ）

2017 年 08 月 10 日 メキシコ事務所、米州課

メキシコ政府は 8 月 2 日、米国、カナダと 8 月 16 日から開催予定の北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉に向けた優先交渉項目を発表した。米国の貿易赤字削減目標にどう応えるのかや、原産地規則の見直しに関しての具体的な言及はなかった。イルデフォンソ・グアハルド経済相は米国で行われる再交渉第 1 ラウンドの後、第 2 ラウンドについては 9 月 10 日前後にメキシコ市で行う見込みであることを明らかにした。また、ルイス・ビデガライ外相は東京で行われた講演会で、進出日系企業など外資系企業の意見も尊重しつつ交渉に当たるメキシコ政府の姿勢を明らかにした。

<原産地規則の見直しについては言及なし>

経済省が 6 月 26 日から 1 カ月間行った、再交渉にかかるパブリックコメントの受付が終了し、寄せられたコメントを受けて政府は 8 月 2 日、再交渉に向けた優先交渉項目を発表した。文書の冒頭で「発効後の 23 年間で NAFTA は常にメキシコの工業と農業分野において競争力向上のカギとなっており、米国、カナダ企業のサプライチェーンにとって欠かせないものだ」とし、NAFTA がメキシコだけではなく米国とカナダにとっても有益な協定と述べている。続いて、「NAFTA の近代化は、NAFTA 圏におけるビジネスの機会をより大きく広げるものだ。そのために、現在直面している困難を新しいモデルに適合させる」と、再交渉を通じて NAFTA の近代化を歓迎する姿勢を示した。

議会に送付した文書では、以下の 4 つの柱を優先交渉項目としている。

- 北米地域全体の競争力の強化
- 北米地域の包括的かつ責任のあるビジネスの前進
- 21 世紀のビジネス機会の活用
- 北米地域への投資と安定的なビジネスの促進

いずれの柱においても、「北米地域は NAFTA を通じて、貿易で強い結び付きを発揮してきた」と指摘し、「ウィンウィンの関係構築を目指す」としている。具体的には、メキシコ産製品やサービスの域内優先アクセスの確保、特に農業分野の貿易において明確な規定や迅速な手続き、非関税障壁の撤廃を求める。税関業務の透明化および効率化も、併せて主張している。さらに、域内中小企業のサプライチェーン構築の促進、労働者が他国で働く際の新たな仕組みづくりを求める、と記載されているが、自動車業界や鉄鋼業界など業界間で意見の相違がみられる原産地規則の見直しについては特段の記載はない。「21 世紀のビジネス」については、メキシコのエネルギー改革や、米国とカナダのシェールガス革命などエネルギー分野における環境の変化を鑑みた規定の近代化、デジタルプラットフォームの普及に伴う電子商取引 (EC) の推進を掲げる。また、米国が主張するアンチダンピングなどの措置に対する規制については、「近代化する」という表現にとどまっている。

<メキシコの NAFTA 再交渉チームは万全の態勢>

グアハルド経済相は 8 月 2 日、NAFTA 再交渉に臨む代表団のメンバーを発表した。同氏自身も 1991～1994 年に在米メキシコ大使館で NAFTA 交渉に携わっており、メンバーも通商交渉のベテランがそろそろ顔ぶれとなった。ファン・カルロス・ベーカー通商担当次官は 20 年以上も通商交渉に携わる通商交渉のプロで、北米局長や環太平洋パートナーシップ (TPP) 次席交渉官などを歴任した。ケネス・スミス・ラモス駐米メキシコ大使館経済省代表も 1993 年から NAFTA 交渉に携わり、メキシコ農牧省 (SAGARPA) 勤務、連邦経済競争委員会 (COFECE) などの要職を経て、経済省北米局長を務めた。これに、現経済省北米局長のサルバドール・ベハール氏が加わる。

「(通商交渉の) ドリームチーム」(「エル・エコノミスタ」紙8月3日)と評される政府交渉団に加え、民間部門からは各産業分野およびテーマに関する専門家を広く集めた国際交渉戦略諮問評議会(CCENI)を組織。交渉会場近くのホテルなどに「サイドルーム(Cuarto de Junto)」を設け、メキシコ政府と交渉に係る打ち合わせを密に行う。また交渉中には、メキシコ政府からの要望に対して必要に応じて意見を述べる。再交渉に官民一体となって、万全の態勢を敷いた格好だ。なおグアハルド経済相は、再交渉の第2ラウンドは9月10日前後にメキシコ市で行われる見通しであることも明らかにした(「エル・エコノミスタ」紙8月2日)。

NAFTA 再交渉に関して、メキシコ進出日系企業470社で構成されるメキシコ日本商工会議所(森本卓会頭)は7月18日、域内関税の恩典や原産地規則の維持を求めるパブリックコメントを提出している([2017年7月21日記事参照](#))。

<NAFTA 再交渉は「ポジティブな機会」と外相>

東京で8月3日、日本経済新聞社主催によるビデガライ外相の講演会が開催された。同外相が基調講演をしたほか、早稲田大学の浦田秀次郎教授、MS&AD インシュアランスグループホールディングス社長の柄澤康喜氏、ジェトロの赤星康副理事長らが参加したパネル討論が行われた。基調講演で、ビデガライ外相は「サプライチェーンの実態は25年前と大きく異なる。NAFTAの再交渉は現行の協定を改善する交渉ができるポジティブな機会(チャンス)と捉えている」と述べた。「ただし、協定の本質である『自由な貿易』は守るつもりだ」と、関税分野の交渉は行わないという従来からのメキシコ政府の姿勢を再確認した。

パネル討論では、浦田教授から原産地規則の改定についてどのように考えているかと問われたのに対し、ビデガライ外相は5,000以上ある古い品目別原産地規則を現実に即したかたちで変更することが必要だと語った一方、「原産地規則を厳しくすることで域内調達コストが上がれば、域内で原産地規則を満たすことを諦め、米国の最恵国(MFN)関税を支払って域外から完成品を輸出することを選択する企業が出てくるかもしれない。そうなると域内産業へ打撃となる」として、過度な厳格化が域内産業に与えるマイナスの影響を指摘した。また、赤星副理事長が「在メキシコの外資系企業はメキシコにとって大きなステークホルダー(利害関係者)で、NAFTA再交渉時には進出外国企業の意見を広く取り入れて臨んでもらいたい」と要望したのに対し、ビデガライ外相は「経済連携協定(EPA)を締結して経済関係を強化してきた日本が、メキシコに多くの投資を行っているステークホルダーであることを念頭に置いており、再交渉に当たってはもちろん日系企業の意見を取り入れていくつもりだ」と明言した。

(岩田理、志賀大祐)

通商弘報 c24b537336acc7f2

制裁の免除・撤廃には議会の承認が必要にーロシア制裁強化法ー（米国、ロシア、ウクライナ）

2017年08月16日 ニューヨーク事務所

8月2日に成立したロシア制裁強化法は、既存の対ロシア制裁を強化するものだが、制裁免除・撤廃に議会の承認を必要とするなど、制裁実施に関する大統領の裁量を大きく制約するものとなっている。トランプ大統領とロシア政府のつながりに対する懸念が背景にあるが、外交交渉の柔軟性が失われると指摘する声もある。

<大統領の裁量権を大きく制約>

[ロシア制裁強化法 \(H.R. 3364\)](#)（注1）は8月2日にトランプ大統領が署名し、成立した。同法は、クリミア併合やサイバー攻撃の問題などに関して、米国政府がロシアに対して発動した制裁をさらに強化する内容になっている。


同法はまず、ロシア制裁の発動・免除・撤廃に関する大統領の裁量権に制約を課している。第1に、ロシア制裁の実施に関する大統領令を法制化し、大統領が制裁の免除や撤廃を行う場合には議会の審査・同意を得ることが必要とした。第2に、一部制裁の発動を大統領の裁量に委ねている既存の法律の条項を改正し、それら制裁の発動を大統領に義務付けている。

大統領令の法制化は、オバマ前大統領が署名した6つの大統領令（13660、13661、13662、13685、13694、13757）が対象になる。ウクライナ情勢へのロシア政府の介入を受け、オバマ氏は2014年3月10日に大統領令13660に署名し、国際緊急経済権限法（IEEPA）などに基づき、ウクライナの主権や領土保全を脅かす特定の個人や団体の米国内の資産凍結や米国への入国禁止などの制裁措置の発動を決定した。その後、上述の一連の大統領令に基づき、ロシア政府の高官や金融・防衛・エネルギー企業などに段階的に制裁対象を拡大してきた（[2014年5月1日記事](#)、[7月18日記事](#)、[2015年1月5日記事](#)参照）。2015年4月にはコンピュータネットワークへの不正侵入を行った者を制裁対象とする大統領令13694を発出し、大統領選挙後の2016年12月には同令を改正した大統領令13757において、制裁対象にロシア政府の情報機関や連邦保安局などを追加している。

大統領令に基づく制裁措置は、大統領の権限で撤廃が可能だ。しかし、今回のロシア制裁強化法は大統領令で課した制裁内容を法制化することで、大統領権限に基づく制裁解除を不可能にした。法制化された大統領令の内容も含め、対ロシア制裁の適用免除や撤廃を行う場合は、大統領はその理由などを明記した報告書を議会の関連委員会に提出し、議会の審査・承認を得ることが必要となった。

さらに、ロシア制裁強化法は、大統領令に基づいて行われている既存の制裁の一部を強化する条項を盛り込んでいる。例えば、財務省外国資産管理局（OFAC）は大統領令13662に基づき、ロシア領海内の深海・北極海・シェール田における原油開発プロジェクトへの物資・サービス・技術の提供を米国企業に禁止しているが、ロシア制裁強化法は対象プロジェクトの地理的範囲を拡大し、制裁対象の企業が関係するロシア領海外の深海・北極海・シェール田における新規プロジェクト全て（注2）も対象にするとしている。

<制裁発動を大統領に義務付け>

ロシア制裁強化法はまた、「[2014年ウクライナ自由支援法](#)

2014年ウクライナ自由支援法は、ロシアのエネルギー・防衛関連企業に対する直接的な制裁強化のほか、ロシア領海内の深海・北極海・シェール田における原油開発プロジェクトに多大

な投資を行った外国法人や個人に対する制裁措置（米輸出入銀行による支援禁止、政府調達からの排除、輸出規制など）や、特別指定国民（SDN）リストに記載されたロシア法人・個人との取引を行った外国金融機関に対する制裁措置（米国口座の開設禁止）など、外国企業を対象とした二次的制裁も規定している。同法では、これら2つの措置の発動は大統領の裁量に委ねられており、オバマ前大統領は発動を控えてきた（[2014年12月26日記事参照](#)）。ロシア制裁強化法は、これらの制裁措置の発動を義務化している。

2014年ウクライナ独立・保全・民主主義・経済安定支援法は、ロシア国内で不正を犯したロシア政府高官に対する制裁措置（資産凍結、米国入国禁止）などを規定している。同措置の発動も大統領の裁量に委ねられていたが、今回、発動が義務付けられた。

ロシア制裁強化法はそのほか、サイバーセキュリティ、制裁回避、人権侵害、シリアへの武器輸出、情報機関や国防企業との取引、国有企業の不正なかたちでの民営化などに関わった個人・団体に対しての制裁発動などを大統領に義務付けている。

なお同法には、ロシアのエネルギー輸出パイプライン建設への投融資や物資・技術の提供などを行った企業に対する制裁も盛り込まれたが、その発動は「同盟国と調整を行った上で」大統領の裁量で行えることになった。本制裁措置については、ロシアのガスを欧州に輸出するパイプライン計画が適用対象となる可能性があり、EUなどから懸念の声が上がっていた（[2017年8月3日記事参照](#)）。

<外交交渉の柔軟性を制限すると懸念の声も>

ロシア制裁強化法は、上下両院を超党派の賛成多数（下院：賛成419、反対3、棄権11、上院：賛成98、反対2）で通過した。「ワシントン・ポスト」紙などの現地メディアは、共和党議員も含め、ほとんどの議員が大統領の裁量を制約する本法案に賛成したことについて、トランプ大統領とロシア政府のつながりに関する深い懸念が超党派で広がっていることが背景にあると分析している。

一方、ピーターソン国際経済研究所（PIIE）シニアフェローのギャリー・クライド・ハウバウアー氏とリサーチアナリストのユージン・チャン氏は、この法律は制裁対象国の行動を変えようという本来の制裁目的を達成するための外交の柔軟性を制限してしまう可能性があるという指摘している。ロシア制裁をめぐる状況を考慮すれば、議会に制裁解除の権限を移すことは容易に理解できるとしながらも、将来の制裁実施のひな型にすべきではないと警鐘を鳴らしている。トランプ大統領も同法案には署名したものの（注3）、「この法案は、行政府の柔軟性を制限することで、米国が米国人のために良い取引をすることをより困難にする」として、法律の内容を強く批判する声明を発表した。

（注1）同法には、ロシアのほか、イランと北朝鮮に対する制裁強化が含まれている。

（注2）ただし、原油生産につながるプロジェクトで、制裁対象の個人・企業が33%以上の権益を持つものが対象。

（注3）大統領は法案成立を阻止するために署名を拒否することもできるが、その後、議会が両院で拒否権を覆す採決を行い、各院で3分の2の支持が得られれば、法案は成立する。ロシア制裁強化法は圧倒的な賛成多数で議会を通過しており、トランプ大統領が署名拒否を行ったとしても議会で覆される可能性が高かった。

（鈴木敦）

通商弘報 c0b7f42d55792f2e

NAFTA 再交渉が開始、USTR 代表は大きな改善が必要と主張－（米国、カナダ、メキシコ）

2017年08月18日 ニューヨーク事務所

北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に関する第1回会合が8月16日にワシントンで始まった。ロバート・ライトハイザー米通商代表部（USTR）代表は共同記者会見において、現協定の単なる微修正では十分ではなく、大きな改善が必要と述べた。NAFTAの現代化には誰もが合意しているとしながら、その後の交渉がヤマとなるとの見通しを示した。NAFTA再交渉の第1回会合は8月20日まで開催される予定。

<初日に3カ国代表が共同記者会見>

8月16日の共同記者会見では、ライトハイザーUSTR代表、メキシコのイルデフォンソ・グアハルト経済相、カナダのクリスティア・フリーランド外相がそれぞれ発言した。

グアハルト経済相とフリーランド外相はNAFTAの加盟国経済への貢献を強調したが、ライトハイザー代表は「NAFTAは多くの米国人を根本的に失望させてきた」と述べた。現協定の単なる微修正や幾つかの規定の現代化では十分ではなく、大きな改善が必要と主張した。ヤマは「現代化」交渉の後になるとの見通し

ライトハイザー代表の発言内容は、7月17日にUSTRが発表した再交渉目的の詳細（[2017年7月20日記事](#)、[7月21日記事](#)参照）にのっとっているが、米国政府の交渉方針がより明確に示されている。

ライトハイザー代表はまず、「NAFTAの現代化の必要性には誰もが合意している」とし、デジタル貿易、サービス貿易、電子商取引、通関手続き、知的財産権保護、エネルギー、透明性の確保、科学に基づいた農業貿易の分野での規定の導入や現代化が必要だと述べた。NAFTA再交渉を通じて、今後の貿易協定のモデルとなる規定をつくりたいとしている。

ライトハイザー代表はその上で、「現代化（交渉）の後に、厳しい作業が始まる」との見通しを示している。「各国の農家や企業家、労働者、家族などの文字どおり何百万人もの正当な利益を釣り合わせなければならない」とし、米国の農家や牧場経営者にとってメキシコとカナダは最大の輸出先との認識を示す一方、われわれはNAFTAの下で生まれた巨大な貿易赤字や製造業雇用の喪失、企業の閉鎖や移転を無視することはできないと述べている。

農業・畜産・酪農団体は、製造業分野での貿易赤字削減に主眼を置いた再交渉により、カナダとメキシコへの農産品の無税での市場アクセスを損なわないよう、トランプ政権に求めてきた（[2017年7月21日記事参照](#)）。全米豚肉生産者協議会（NPPC）は交渉前日の8月15日に声明を発表し、両国への市場アクセスを維持するよう、米政権を再度牽制している。

なお、ライトハイザー代表は、NAFTA加盟国に対する米国の関税撤廃の影響を調査するよう国際貿易委員会（ITC）に命じており（[2017年5月29日記事参照](#)）、機密情報扱いの同調査の結果は8月16日にUSTRに提出された（通商専門誌「インサイドUSトレード」8月16日）。センシティブ品目として保護されている砂糖の業界団体は、同調査の公聴会で、輸入関税を維持するよう求めている。

<米国政府は自動車の原産地規則を強化の方針>

記者会見ではまた、米国政府が再交渉の議題に挙げる具体的な事項が列挙された。

企業の関心が高い原産地規則については、自動車と同部品を名指しし、より多くのNAFTA産（NAFTA content）と「相当量の米国産（substantial U.S. content）」が含まれるようにしなければならないとした。後者の言葉遣いが米国産品に限定した原産地規則の導入を意図してい

るかは不明だが、グアハルド経済相やフリーランド外相は特定国に限定した原産地規則の導入には否定的な意見を示している（「インサイドUSトレード」8月16日）。自動車の原産地規則をめぐっては、米系を含めた自動車メーカーが比率の現状維持を求める一方、労働組合は引き上げを求めており、労使で意見が対立している（[2017年7月14日記事参照](#)）。ライトハイザー代表は、原産地規則の認証規則の強化に取り組むとしている。

為替操作条項については、「実効的な（effective）」規定を導入すべきだと述べた。為替操作条項は、前述のNAFTA再交渉目的の詳細にも、「NAFTA加盟国が国際収支の効果的な調整や不公平な競争優位を獲得するために為替操作を行うことがないように、適切な仕組みにより保証する」と明記されている。同条項は米系自動車メーカーが導入を求めてきたが、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定では、本協定に最終的に盛り込まれず、関係国間の協議事項として位置付けられた。米系自動車メーカーは、NAFTAで将来の貿易協定のひな型を作るとし、為替操作を行った国に対する協定特惠税率の適用を停止する「強制力のある（enforceable）」規定の導入を主張している。

またライトハイザー代表は、国家主権と民主制度を尊重した紛争解決手続きの構築を挙げた。NAFTA再交渉目的の詳細には、アンチダンピング（AD）や補助金相殺関税（CVD）措置に関する特別な紛争解決制度（NAFTA19章）の撤廃が記載（[2017年7月21日記事参照](#)）されている。これに対し、フリーランド外相は、同制度の撤廃に強く反対する姿勢を示している（ロイター8月14日）。

そのほか、ライトハイザー代表は、貿易赤字の縮小と均衡が取れた相互主義に基づく貿易関係の維持に向けて定期的な見直しを行うことや、厳しい労働条項の導入、非加盟国からのNAFTA域内へのダンピング輸出や国営企業への対応、政府調達と農業分野における公平で互恵的な市場アクセスなどを交渉議題として挙げた。

（鈴木敦）

通商弘報 717475528ba27662

NAFTA19章の維持に断固たる姿勢で臨むと強調－フリーランド外相が再交渉の主要目標を公表－ (カナダ、米国、メキシコ)

2017年08月21日 トロント事務所

米国、メキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉が8月16日に始まったが、これに先立ち、クリスティア・フリーランド外相は「NAFTAの現代化」と題して、再交渉の6つの柱となる項目を公表した。自由貿易の推進と国内政策の連携によるカナダ国民への恩恵を強調するとともに、主な交渉項目はEUとの包括的経済貿易協定（CETA）を意識したものとなっている。

<自由貿易と国内政策の連携が重要>

フリーランド外相は8月14日、オタワ大学で行われた公共政策フォーラムで、NAFTA再交渉に向けたカナダ政府の主要目標を公表した。NAFTA再交渉に向けて6月3日から7月18日まで実施したパブリックコメントについて、同外相は「カナダ政府は、カナダ人から2万1,000件以上のNAFTAに関する意見や懸念する点の提出を受け、その中には16のシンクタンク、158の団体、55の民間企業から提出されたものも含まれる」と述べた。また、「たとえ政治的な見解の方向性が異なっているとしても、貿易は人々を結び付けるように作用する」と、暗にトランプ政権を牽制した。

同相はさらに、「貿易から得られる恩恵は全てのカナダ国民に共有されるべきで、そのためには富裕層に対する増税と、その他への減税を行い、年金受給者や家族の生活を支援する。これらの政策を実現するには、自由貿易と公平な国内政策が連携することが重要であり、どちらかが欠けると機能しない」と述べ、自由党政権の政策である自由貿易の推進がカナダ人の利益に合致していると強調した。

<再交渉の目標は現代化など6点>

フリーランド外相は発言の中で、以下の6つの柱を再交渉の目標として挙げた。

- (1) NAFTAの現代化
- (2) NAFTAの革新的な進化
- (3) 事務手続きの簡素化と規制の調和によるビジネスの円滑化
- (4) 政府調達分野のより高い自由化
- (5) 専門職の国境を越える移動の簡便化
- (6) アンチダンピングや相殺関税に関する内容を規定したNAFTA19章やカナダの文化産業、酪農などの供給管理制度の維持

さらに、上記(2)を以下の5項目に細分化している。

- a. 労働基準の強化条項の追加
- b. 環境保護対策の強化と条項の本協定への統合
- c. ジェンダーの平等の権利を明記した新条項の追加
- d. 先住民との関係改善を約束するための新条項の追加
- e. 政府が公益に資する確固たる権利を確保するための、投資家と国との紛争解決（ISDS）条項（11章）の刷新

<EUとの協定を意識した内容>

目標の多くの項目は、2016年10月末に調印したCETAの内容を意識したものとなっており、声明の中でたびたび引き合いに出されている。上記(1) NAFTAの現代化について、NAFTAは成立から23年が経過し、世界、北米、そしてカナダ経済は技術革命により変化してきている状況の中、活力があり国際的な競争力がある技術分野の維持と、全ての産業がデジタル革命から恩恵を享受できるように、NAFTAの現代化を目指すとしている。また、NAFTA19章の維持について

は断固たる態度で臨むとしており、もし交渉が行き詰まった場合は、交渉から撤退することも辞さないとの姿勢を表明した。

なお、フリーランド外相のこの発言を主要紙は論説で取り上げた。「グローブ・アンド・メール」紙（8月15日）は、外相には守りの姿勢が目立ち、市場アクセスでの主要な要求事項は米国の政府調達分野に対するより自由な参入だけだが、現行の NAFTA で州レベル以下の政府調達への参入は規定されていないため、同分野の要求は重要としている。また、「ナショナル・ポスト」紙（8月15日）は、ジェンダーや先住民問題を貿易協定に含めるのは異例であり、これは自由党政権の進歩主義的な姿勢をカナダ国民に示すことが目的と思われ、トランプ政権がこのような条項を含めることに同意するとは考えにくい、とした。

(伊藤敏一)

通商弘報 099ad8e09775854e

2017 年 08 月 24 日 北京事務所

トランプ大統領による米国の通商法第 301 条に基づく中国の知的財産権侵害状況の調査指示について商務部報道官は 8 月 15 日、強い懸念を表明し、中・米経済貿易関係を侵害する行動を取るならば絶対に看過せず、中国の合法的な権益を固く守るため、あらゆる適切な措置を講じるとした。そして、調査が必要とされた知的財産権侵害については、中国が知的財産権の保護を非常に重視しており、これまで各種取り組みを展開してきた点を強調した。外交部も同様に、強い懸念を示した。

< 談話で 3 つのメッセージ発信 >

商務部報道官は、米国のトランプ大統領が 8 月 14 日に通商法第 301 条に基づき、通商代表部（USTR）に中国の知的財産権侵害の状況を調査するよう指示する覚書に署名したことに関して、8 月 15 日に談話を発表し、強い懸念を表明した（注）。

談話では、米国はマルチの貿易ルールの破壊者になるべきではないとし、USTR が客観的な事実を尊重し、慎重に対応することを望むとした。そして、もし米国が事実を無視し、マルチの貿易ルールの尊重せず中・米経済貿易関係を侵害する行動を取るならば、中国は絶対に看過せず、中国の合法的な権益を固く守るため、あらゆる適切な措置を講じるとした。

調査が必要とされた知的財産権侵害については、中国は知的財産権の保護を非常に重視し、関連法規の整備、知的財産権を侵害する違法行為の取り締まり、知的財産権司法保護の強化、知的財産権に関する国際協力と交流を積極的に行い、大きな成果を上げており、国内外からも高く評価されているとした。

このほか、近年、数回にわたり「外商投資産業指導目録」の改定を行い（[2017 年 8 月 14 日記事参照](#)）、外資企業のビジネス環境の改善に取り組んできた点や、中・米首脳会談を受けて、中・米双方が包括的経済対話など 4 つのハイレベル対話メカニズムを構築しつつ、「100 日計画」にも取り組んできた点にも言及した。

外交部の華春瑩報道官も 8 月 15 日の定例記者会見において、商務部報道官が談話を発表し、強い懸念を示したことに言及した。そして、同談話は、（1）米国がマルチの貿易ルールの破壊者になるべきではないということ、（2）米国のいかなる保護主義的な措置も中・米の経済貿易関係および企業の利益を損なうこと、（3）もし米国が事実を無視し、マルチの貿易ルールの尊重せず双方の経済貿易関係を損なう行動を取るならば、中国は絶対見過ごすことはできず、中国の合法的な権益を固く守るため、あらゆる適切な措置を講じなければならないこと、の 3 つの重要なメッセージを発信したと説明した。トランプ大統領の調査指示について、両部ともに強い懸念を表明した。

< 米国の威嚇手段で影響は大きくないとの見方も >

国営メディアの新華網（8 月 15 日）の報道をみると、8 月 14 日にトランプ大統領が署名した覚書は、米国がすぐ何か具体的な調査を行うことを意味するのではなく、中国に対して必ずしも制裁措置を行うとは限らないとの見方を伝えている。そして、米国の政界・財界からの少なくない声として、米国が一方的な行動を取ることで貿易パートナーとの紛争を解決しようとすることは、紛争の解決に役立たないだけでなく、むしろ、米国自身の消費者や貿易企業などの利益にまで害を及ぼすことになる可能性があるとの見方を紹介している。中・米経済貿易関係への影響を懸念しつつも、その影響を大きく騒ぎ立てて報じるかたちではなく、冷静にさまざまな見方を伝えた。

中・米経済貿易関係への影響について、中国人民大学国際関係学院の金燦栄副院長は「これは中国からさらなる譲歩を引き出すためによく使われる威嚇手段で、中・米関係に及ぼす影響は大きくない」「中国に対して、過去数回も通商法第301条が用いられたが、大半は『雷の音が大きく、雨が少ない（実際のアクションはあまりない）』だ。その狙いは貿易問題について中国に譲歩させることで、本格的に制裁措置を取ることは少なかった」としている（参考消息網8月16日）。また、中国社会科学院世界経済・政治研究所の倪月菊研究員も「今回もし大規模な貿易戦争に発展してしまったら、両者に不利な結果をもたらすのみで、米国にとっても好ましくないと思っているはずだ」と、両国経済関係への大きな影響は避けられるとの見方だ（国際在線8月15日）。

その一方で、商務部国際経済貿易合作研究院国際市場研究所の白明副所長は「米国に進出した中国のハイテク企業や、米国のハイテク企業とよく取引している中国企業が、直接的な影響を受けるだろう」と、個別企業への影響を懸念している（「新京報」8月15日）。

貿易をみると、2016年の中国の輸出全体に占める米国の割合は18.4%（3,851億ドル）で1位、輸入全体に占める割合は8.5%（1,344億ドル）で6位となっている。投資では、2016年の中国への対内直接投資（金融分野を除く）に占める割合は3.0%（38億ドル）で4位、2015年の中国からの対外直接投資（金融分野を含む）に占める割合は5.5%（80億ドル）で5位となっており、米国の存在感は大きい。両国経済が緊密化している中、今後の動向が注目される。

（注）USTRは8月18日、通商法301条に基づく調査を開始したと発表した。

（宗金建志）

通商弘報 14460146f84c5683

中国の技術移転策などに関する通商法 301 条調査を開始－WTO 協定に則した対応が取られるかは不透明－（米国、中国）

2017 年 08 月 24 日 ニューヨーク事務所

米国通商代表部（USTR）は 8 月 18 日、中国の技術移転策や知的財産権の侵害について、1974 年通商法 301 条に基づいた調査を行うと発表した。USTR は通商法 301 条により、貿易協定違反や米国政府が不公正と判断する他国の措置について、その撤廃や是正を目的に制裁措置を発動する権限を与えられている。制裁措置の発動プロセスが WTO の協定に則したかたちで行われるかどうかは現段階では不透明だが、通商分野の専門家からは米国政府による一方的な制裁措置の発動を警戒する声が聞かれる。

<調査対象は中国政府の 4 つの行為の有無>

ロバート・ライトハイザー USTR 代表は 8 月 18 日、1974 年通商法 301 条に基づいて、中国の技術移転策や知的財産権の侵害に関する調査を行うと [発表](#)した。トランプ大統領は 8 月 14 日に同調査の実施検討を USTR に指示する [大統領覚書](#)に署名している。今回の発表は、その検討の結果、調査発動を正式に行うと USTR が示したものだ。

通商法 301 条は、貿易協定違反や米国政府が不公正と判断する他国の措置について、貿易協定上の特惠措置の停止や輸入制限措置などの貿易制裁を行う権限を USTR に与えている（注 1）。貿易協定違反の場合には、USTR は当該措置の撤廃・是正に向けた制裁措置を発動することが原則として義務付けられている。また、貿易協定に違反していなくても、USTR が「不公正」と判断した貿易措置については、制裁措置の発動が可能となっている。

USTR によると、以下の 4 つの中国政府の行為の有無が今回の調査対象になる（パブリックコメントの内容を受けて、今後追加される可能性あり）。中国企業への技術移転を強制する行為やライセンス規則、米国企業の買収、サイバー攻撃など幅広い行為が含まれている。

(1) 米国企業の技術や知的財産を中国企業に移転することを目的に、米国企業の中国事業を規制・干渉する中国政府の行為（不透明で裁量的な許認可の行政プロセスや合弁事業の強制、外資資本比率の制限、調達に係る差別などを含む）。

(2) 市場原理にのっとったライセンスや技術契約を、米国企業が中国企業と結ぶことを妨げる中国政府の行為〔技術輸出入管理令により義務付けられている補償（注 2）や改良技術の帰属に関する条件（注 3）などを含む〕。

(3) 中国の産業政策に合致した先端技術や知的財産権を取得することを目的に、中国企業による米国企業の組織的買収や投資に対して中国政府が行う指示や不当な支援。

(4) 米国の商業コンピュータネットワークへの違法侵入、知的財産・営業秘密・ビジネス関連の機密情報を電子上で窃盗する行為への中国政府の関与または支援。

通商法 301 条の発動にかかる調査は、同法 302 条に基づき、利害関係者（interested parties）からの要請があった場合に加えて、USTR が自主的に発動することもできる。前者による発動実績が多いが、今回は USTR による自主的な発動となっている。

USTR は 3 月に発表した「[2017 年通商政策の課題および 2016 年次報告](#)」の中で、「米国通商法を厳格に執行する」として、通商法 301 条の制裁措置などを積極的に発動していく姿勢を示していた（[2017 年 3 月 8 日記事参照](#)）。

<WTO 協定に該当するかどうかの判断がカギ>

調査開始後に、USTR は対象措置が WTO 協定や自由貿易協定（FTA）など米国が締結する貿易協定の内容に該当する行為であるかを判断する。WTO 協定に該当すると USTR が判断した場合は、同協定の実施法（ウルグアイ・ラウンド協定法）に基づき、USTR は WTO の紛争解決機関（DSB）

に相手国の違反行為を提訴することが義務付けられている。つまり、通常の WTO の紛争解決手続きに則した紛争解決処理が行われる。

他方、WTO 協定に該当しないと USTR が判断した場合は、調査結果に応じて、米国政府は独自に制裁措置を実施し得る。ただしこの場合、他国が米国の制裁措置を WTO に提訴し、同措置が WTO 協定違反と判断されれば、他国は逆に米国の措置に対して報復措置を取ることが可能となる。米国政府は WTO が設立されて以降、301 条による一方的な制裁措置の発動を見合わせてきた。ワシントンの通商専門家は「トランプ政権が 301 条に基づいた一方的な制裁措置を発動すれば、近年の米国政府の貿易政策からの逸脱となる」と指摘している。

トランプ政権はこれまで、WTO のルールや DSB の在り方について強い不満を示してきた。ウィルバー・ロス商務長官は、4 月 29 日の大統領令で指示された貿易・投資協定の見直しに関する調査において、WTO も対象にするとしている ([2017 年 5 月 15 日記事参照](#))。

なお現段階では、今回の調査対象が WTO 協定に該当するかどうか（該当する措置を含むかどうか）の判断は示されていない。

< 一方的制裁措置の発動を懸念する声も >

現地メディアでは今回の調査について、北朝鮮問題への対応強化に関して中国政府に圧力を加える手段の 1 つだと報じる向きが多い。ロイター通信（8 月 2 日）の記事（注 4）は「これは単に（米中）2 国間交渉のレバレッジにすぎない」との、元 WTO 上級委員会委員長および元下院議員のジェームス・バッカス氏の発言を紹介している。

今回の措置は産業界と政界で広範な支持を受けていると報じるメディアもある。「ワシントン・ポスト」紙（8 月 14 日）は「シリコンバレーのハイテク企業とラストベルトの製造業がともに今回の措置を支持している」「貿易・経済政策をめぐってはホワイトハウス内で意見の不一致があると多くの人々が指摘しているが、今回の措置については完全に意見が一致している」とのホワイトハウス高官の発言を引用している。

また、前述のロイター通信の記事によると、上院少数党院内総務のチャック・シューマー議員（ニューヨーク州）、上院財政委員会少数党筆頭委員のロン・ワイデン議員（オレゴン州）、上院銀行住宅都市委員会少数党筆頭委員のシェロッド・ブラウン議員（オハイオ州）の民主党有力 3 議員が、中国の技術移転策に関して強い対応を取るようトランプ大統領に働き掛けたとして、本調査の発動が与野党両党派の支持を得る可能性を示唆している。

ただし通商分野の専門家からは、一方的な制裁措置を政権が発動した場合の影響を懸念する声が聞かれる。

ワシントンの通商弁護士は、米国が WTO の DSB から外れた一方的な制裁措置を中国に対して行えば、中国は WTO に基づいた報復措置を発動し、米国は制裁措置の解除か WTO で認められた中国の報復措置を受け入れなければならないと述べている。

ピーターソン国際経済研究所（PIIE）シニアフェローのチャド・バウン氏は「中国は現在、同国が問題視する米国の貿易政策について WTO に提訴する方針を取っているが、しばしば敗訴している」と指摘し、「トランプ大統領が一方的な措置を取るのであれば、中国が独自に米国の 301 条調査のようなプロセスを設けることを妨げることはできない」との見方を示した。そしてその場合、「中国の措置は現在よりも不透明で乱用的になる。最終的には中国の報復措置により、米国の輸出者が損害を受ける」との懸念を示した。なお中国政府は、米国はマルチの貿易ルールの批判者になるべきではないとして、米国の一方的措置に対してあらゆる対抗措置を取る考えを示している。

また、元 USTR 代表補でアジア・ソサエティ政策研究所副所長を務めるウェンディ・カトラー氏は「中国でビジネスをしたければ、知的財産を譲り渡さなさい」という厳しい選択に米国企業は迫られており、政府はこれらの問題に対処する必要があるとしつつ、「301 条調査が行われれば、中国は交渉の場に着きにくくなる。また、欧州や日本など他の貿易相手国も米国と手を組むことに消極的になる。これらの国の企業も同様の問題を抱えており、われわれはその支援も必要としている」と述べている。

USTR は調査を開始した 8 月 18 日に、本件に関して中国政府に協議要請を行った。今後は、9 月 28 日まで本件に関するパブリックコメントを受け付け、10 月 10 日に公聴会を開催する予定。また、調査期間は最大 12 ヶ月となっている（注 5）。

（注 1）米国憲法によって、関税賦課や外国との通商を規制する権限は議会に属しているが、1974 年通商法などにより、通商協定に係る権限は大統領に付与されている。同法 301 条は、他国の措置を迅速に撤廃・是正することを目的として、同権限を行政機関である USTR に付与している。

（注 2）具体的な内容は不明。ただし、USTR が 3 月に発表した「2017 年版スペシャル 301 条報告書」では、技術提供者が技術受入者の権利侵害の責任を負うことを義務付けた規定を問題視している。措置の詳細は、経済産業省発行の「不公正貿易報告書」（第 1 章 中国の知的財産の項）参照。

（注 3）技術輸出入管理条例第 27 条は、ライセンスなどにより供与された技術を改良した技術は改良を行った当事者に帰属するとしている。また、技術供与側は、技術受入側がライセンスなどにより供与された技術を改良し、この改良された技術を実施することについて制限を加えることはできないとしている。

（注 4）記事は、トランプ大統領が USTR に 301 条調査の検討を指示するという報道が出たことを受けたもの。

（注 5）調査期間は通商法 304 条（a）（2）（B）で規定されているが、同規定は WTO 協定対象外の行為の調査実施に適用されるものとなっている。また、トランプ政権は中国に対する協議を申請したとしているが、WTO 協定に基づいた協議申請は現時点で行われていない。これらの点を指摘し、「政権は少なくとも一部の中国政府の行為について、WTO 協定に該当しないと判断する」と分析する見方（在ワシントン通商弁護士）もある。

（鈴木敦）

インフラプロジェクトの手続きを迅速化、大統領令に署名－主導機関を一本化、平均約2年以内の完了を目指す－（米国）

2017年08月31日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は8月15日、インフラプロジェクトの環境影響評価や許認可決定に関する手続きの迅速化を図る大統領令に署名した。道路や橋といった大型のインフラプロジェクトの実施に必要な連邦政府の手続きに関し、主導する政府機関を一本化し、プロセス全体を合理化することで、平均して約2年以内に全ての手続きを完了させることを目指す。

<道路や橋、鉄道、水路など大型プロジェクトが対象>

トランプ大統領は8月15日、道路、橋、鉄道、水路、トンネル、高速道路といった大型のインフラプロジェクトについて、環境影響評価や許認可決定に必要な手続きの迅速化を図る[大統領令](#)に署名した。トランプ大統領は、ニューヨークのトランプタワーで行った記者会見で、連邦政府の環境影響評価や許認可決定に係る手続きに過度に規制がかかっていることから、「何十億ドルものコストを生み、米国民が享受すべき安全で現代的なインフラが実現できていない」と述べた。

大統領令では、大型のインフラプロジェクトに関する決定について、省庁間で重複するプロセスを排除し、主導する連邦政府機関を一本化することで、効率的・効果的な手続きを実現するとした。これにより、平均して約2年以内に全ての手続きを完了させることを目標として設定した。また、各省庁には、目標の達成状況に関する説明責任を負わせ、手続きの透明性を高めることで、政府全体のパフォーマンス向上にもつなげるとしている。

主導する機関の一本化については、環境問題諮問委員会（CEQ）と行政管理予算局（OMB）に対して、許認可改善に係る運営評議会（FPISC）とも協議しつつ、1つの機関が主導するための枠組みなどを策定するよう指示した。主導する機関は、手続きの連絡窓口を担うとともに、国家環境政策法（NEPA）に基づく意思決定記録（ROD、注1）についても、1つにまとめた上で公表する。イレーン・チャオ運輸長官は、今回の大統領令に関する[声明文](#)を公表し、「新しい大統領令は、新規の重要なインフラプロジェクトに関して、承認から実行までにかかる時間を大幅に短縮するものだ」と指摘した。

目標の達成状況に関する政府の説明責任については、OMBに対して、今回の大統領令の発出から180日以内に、手続きに要する期間を平均して約2年以内に短縮させることを含めて、許認可手続きの近代化に係る省庁横断的な優先目標（CAP Goals、注2）を策定するよう指示した。各省庁に対しては、OMBが策定したCAP Goalsとも整合を図りつつ、省庁ごとに策定する年次業績計画書を修正することが求められる。このほか、OMBに対して、プロジェクトごとに大統領令の実施状況を監視し、少なくとも四半期に一度、CAP Goalsの達成状況を示すスコアカードを作成することが指示された。仮に十分な進捗がみられない場合は、予算編成過程でパフォーマンスの低下が考慮され、必要なペナルティーが科されるとしている。

<オバマ前大統領が署名した大統領令の廃止も決定>

今回の大統領令では、2015年1月にオバマ前大統領が署名した[大統領令](#)の廃止も決定された。前大統領が署名した大統領令では、連邦政府が資金を提供するプロジェクトについて、将来の洪水リスクを考慮することなどが求められていたため、建設コストの上昇を招くなど一部からは否定的な見方があった。この大統領令に反対していた全米住宅建設業者協会（NAHB）のグランジャー・マクドナルド会長は、今回の大統領令について「必要な規制緩和が行われ、住宅購入者を助けることになるだろう」と歓迎の姿勢を示した。一方で、消費者保護団体など、2015年大統領令の支持派は、洪水などの自然災害が起こった際、人命を守り、連邦政府の支出を減らすことにつながるとしてきたため、今回のトランプ大統領による大統領令について「財

政面が無責任な決定」で、「本来は建設すべきではない地域に、納税者の税金を無駄遣いすることになる」と否定的な意見を述べた（ブルームバーグ 8 月 15 日）。

トランプ大統領は、5 月 26 日に発表された 2018 会計年度予算教書において、今後 10 年間で累計 1 兆ドルをインフラへ投資する方針を示したが（[2017 年 6 月 13 日記事参照](#)）、依然として財源確保などの課題が残っている。大統領の記者会見に同席したゲイリー・コーン国家経済会議（NEC）委員長は「（11 月 23 日の）感謝祭までに税制改革を実現し、その後にインフラ（投資計画）に移りたい」と語った（「CNBC ニュース」電子版 8 月 15 日）。

（注 1）連邦政府機関が、環境に影響を及ぼす可能性があるプロジェクトなどを実施する際は、国家環境政策法（NEPA）に基づき、環境影響評価の実施が義務付けられている。環境影響評価に関する決定を行った際は、検討した代替案や環境への影響緩和策を含め、最終的な決定に関する意思決定記録（ROD）を官報で告示することとされている。

（注 2）政府業績成果現代化法（GPRAMA）に基づき、複数の省庁間の積極的な協力が必要と考えられる優先分野について、関係省庁と調整しつつ、OMB が設定する省庁横断的な業績目標。

（権田直）

通商弘報 e7d342b0f2bf46b8

米韓 FTA の見直しに向けた特別協議を実施—USTR は小幅な修正で合意を目指すとの見方も— (米国、韓国)

2017 年 09 月 05 日 ニューヨーク事務所

米通商代表部 (USTR) は 8 月 22 日、ソウルで韓国政府と米韓自由貿易協定 (米韓 FTA、通称 KORUS) の見直しに関する特別協議を実施した。米国政府が貿易赤字の削減に向けた協定の見直しが必要と主張する一方、韓国政府は KORUS が貿易赤字の要因との見方を否定し、両国間で共同調査を行うことを提案した。議論は平行線に終わったもようだが、USTR は今後数週間にわたり協議は継続すると述べている。なお、USTR は大統領貿易促進権限 (TPA) 法に基づいた議会通知などの手続きを行っておらず、専門家は「USTR は小幅な修正での合意を目指す」と指摘する。

<韓国側は議論が平行線との認識>

USTR は 8 月 22 日、KORUS の見直しに関する韓国政府との特別協議をソウルで行った。ロバート・ライトハイザー USTR 代表は 7 月 12 日、韓国政府に同協議の実施を要請する書簡を送付しており、今回の協議はこの要請を受けて実施されたもの (注 1)。トランプ大統領は、韓国との貿易赤字を問題視し、KORUS の「再交渉 (または脱退)」を主張してきた。

特別協議は KORUS の [22.2 条 4 項 \(b\)](#) に基づくもので、両国政府で構成される共同委員会が実施する。共同委員会は協定の監督のほか、両国の貿易関係のさらなる改善に向けた方策を検討する義務を負っており、協定の「改定 (amendments)」や合意事項の「修正 (modification)」を検討することができる (注 2)。

8 月 22 日の特別協議において、USTR は米国側の貿易赤字の削減に向けた協定の改定や修正を議題とすることを提案し、韓国側にさらなる市場開放を求める姿勢を示した。一方、韓国政府は KORUS が貿易・投資・雇用において両国に利益をもたらしてきたとの立場に立ち、その影響に関する共同調査の実施を主張している。

韓国の金鉉宗 (キム・ヒョンジョン) 通商交渉本部長によると、合意は得られておらず、議論は平行線に終わったもようだ (ロイター 8 月 21 日)。USTR は今後、数週間にわたり議論を続けていくとしているが、具体的なプロセスは示されていない。

<米国産業界に多い KORUS への高い評価>

米国の産業界では、KORUS の効果を肯定的に捉える意見が多い。

米国商工会議所のタミ・オーバービー副会長 (アジア担当) は、(KORUS 発効前の) 2011 年と 2016 年の貿易額を比較すると、韓国経済の停滞により韓国の世界全体からの輸入額 (物品・サービス) が 22.57% 減だった中で、米国からの輸入額は 3.32% 増だったと指摘し、KORUS による米国の輸出促進効果を強調している。

KORUS 交渉の争点の 1 つだった牛肉の輸出についても、業界団体は KORUS の効果をたたえている。全米肉牛生産者・牛肉協会 (NCBA) は、米国食肉輸出連合会 (USMEF) や北米食肉協会 (NAMI) と共同で、ソニー・パーデュー農務長官とライトハイザー USTR 代表宛てに書簡 (7 月 27 日付) を送り、「KORUS は米国の牛肉産業が韓国市場で成功するための理想的な環境をつくり出した」と述べている。KORUS による米国からの牛肉輸出にかかる関税の削減 (40% の関税を段階的に削減) や、科学的根拠に立脚した衛生植物検疫措置 (SPS) の設置を評価している。NCBA などによると、韓国への牛肉輸出は 2012 年の 5 億 8,200 万ドルから 2016 年には 10 億 6,000 万ドルに拡大しており、米国にとって韓国は第 2 位の輸出先となっている。

全米豚肉生産者協議会（NPPC）も、韓国側の関税削減で輸出が大きく増加したとして、KORUSを支持した。また、EUとチリが韓国との間でFTAを発効させていることを指摘し、KORUSからの脱退はこれら豚肉輸出が多い国に韓国市場を譲り渡すことを意味すると述べている（注3）。

<米国側の具体的な交渉事項はまだ不透明>

前述のとおり、USTRは韓国との貿易赤字を問題視しているものの、具体的な交渉事項をまだ示していない。ライトハイザーUSTR代表が特別協議後に出した声明でも、「長い間、米国企業を排除する負担の大きい規制や米国の知的財産権に関する人為的な価格設定（注4）について対応策を取るよう韓国政府に求めてきた。今回の協議は、これらを含む障壁に対処する機会だ」と述べるにとどまっている。

USTRの通商政策に関する諮問機関（ACTPN、注5）は8月15日、ライトハイザーUSTR代表の要請に基づきKORUS再交渉に係る意見提出を行っている。ACTPNは、対応が必要な事項として、KORUS労働章の完全な実施（財閥関連企業などにおける労働組合の結成阻止などを問題視）や協定実施スケジュールの迅速化、規制の透明化、国内企業と同等の扱いが与えられていない製品やサービスに対する貿易障壁の撤廃（海外クレジットカード会社に対する参入規制や米国製品に対する試験・認証要求）、データ移動の自由化、関税評価手続きに関する問題への対応、知的財産権の執行強化などを挙げている（注6）。

米自動車大手3社「ビッグスリー」（注7）が組織する自動車政策会議（AAPC）は7月14日付の[声明](#)で、「われわれはKORUSに依然高い期待を持っているが、その期待を実現するためには韓国の非関税障壁や為替政策に対処する必要がある」と主張している。AAPCは、USTRと商務省が別途実施している貿易赤字の要因分析調査（[2017年4月10日記事参照](#)）に対する[意見書](#)（2017年5月10日付）の中で、米国自動車安全基準（FMVSS）を順守した輸入自動車の受け入れ台数をKORUSでの合意台数より引き上げること（注8）や、米国の環境基準も受け入れることを、韓国政府に求めている。

<USTRはTPA法の手続きをせず>

USTRは今回の特別協議の実施に際して、交渉開始に関する議会通知など大統領貿易促進権限（TPA）法にのっとりた手続きは行っていない。米国憲法によって、外国との通商関係は議会が管轄しているが、TPA法はこの通商交渉に関する権限を大統領に一時的に付与するもの。議会への報告・相談義務など、同法に定められた目的や手続きに沿って政権がまとめた通商協定法案は、議会で修正を受けずに賛否のみの採決に付すことができる。一方、同法のプロセスを活用しない場合、国内の法改正は、通常の議会審議のプロセスを経ることが必要になる。

ワシントンの通商弁護士はこの点を指摘し、USTRは今回のKORUSの見直しについて小幅な修正での合意を目指すと分析する。具体的には、（1）KORUS実施法201条（a）が規定する大統領権限の範囲で実施可能な関税の修正、または、（2）協定の実施規定の変更だけにとどめ、協定のテキストの変更は行わない（例えば、韓国側の自動車規則の変更など、韓国側のみの規定変更であれば米国側の対応は不要）かたちでの合意、のどちらかを追求する可能性が大きいとみる。

なお、議会で通商政策を所管する上院財政委員会のオリン・ハッチ委員長（共和党、ユタ州）とロン・ワイデン少数党筆頭委員（民主党、オレゴン州）、下院歳入委員会のケビン・ブレイディ委員長（共和党、テキサス州）とリチャード・ニール少数党筆頭委員（民主党、マサチューセッツ州）は、7月17日にライトハイザーUSTR代表宛てに書簡を送り、国内規定の修正が必要な場合には、大統領権限でそれを行う場合であっても、議会と事前に協議することを強く求めている（通商専門誌「インサイドUSトレード」7月20日）。

(注1) 米国政府の書簡は首都ワシントンでの開催を要請していたが、韓国政府は KORUS の規定（要請を受けた側の国で開催）に従い、韓国で特別協議を行うことを主張していた。両国の交渉の結果、開催地はソウルに決定した。

(注2) KORUS 協定では「改定」と「修正」の定義は示されていない。ただし、KORUS 協定 24 条 2 項は、「改定」について、国内で必要な手続きを行うことを記載しており、改定は国内の法改正が必要な事項を想定している可能性が高いとワシントンの通商弁護士は指摘している。

(注3) NPPC の主張は、後述の ACTPN のレポートの中で示されたもの。なお NCBA も、KORUS が韓国・オーストラリア FTA に先立って発効しており、オーストラリアよりも早いスケジュールで韓国の牛肉関税の削減が行われることを評価している。

(注4) 詳細は不明。ただし、[商務省国際貿易局の資料](#)では、韓国政府の医薬品に係る償還価格の設定が、米国の医薬品の「革新性 (innovative)」を不当に評価し、そのプロセスも KORUS で定められた透明性のある手続きに沿っていないと批判しており、ライトハイザー USTR 代表の発言はこの点を指摘している可能性がある。なお、USTR が発行する「2017 年外国貿易障壁報告書」の中では、医療機器の償還価格も同様に問題視している。

(注5) 企業関係者や農業団体、労働組合の代表者などがメンバー（詳細は [USTR ウェブサイト](#) 参照）。1974 年通商法 135 条 b 項に基づいて設置されており、USTR に対して通商交渉の方針や貿易協定の実施状況などについて助言を行う。

(注6) ただし、ACTPN は北朝鮮による挑発行為が行われている中、「2 国間の貿易紛争で米韓両国の相互支援の弱点や亀裂を示すようなことはしてはならない」として、貿易紛争を激化させないよう政権に求めている。

(注7) ゼネラルモーターズ (GM)、フォード、フィアットクライスラー・オートモービルズ (FCA) の 3 社。

(注8) 韓国は、前年の韓国内での販売台数が 2 万 5,000 台以下のメーカーが生産し、米国から輸入された自動車は米国の安全基準 (FMVSS) を順守している場合、韓国自動車安全基準を順守したものと認定すると KORUS で合意している。ただし、バス・トラックなど商用車の一部は、韓国自動車安全基準を適用する（詳細は [外務省資料](#) 参照）。

(鈴木敦)

トランプ政権、研究開発は5分野を優先—2019年度の予算方針を発表—（米国）

2017年09月12日 米州課

行政管理予算局（OMB）のミック・マルバニー長官は8月17日、2019年度（2018年10月～2019年9月）の研究開発予算の優先分野を発表した。トランプ政権が重視する軍事技術、治安・安全保障などの分野が優先される一方、前政権が注力した環境分野を軽視する姿勢が目立つ。

<環境技術分野は後退>

発表された覚書では、a. 軍事技術（米軍の優越性）、b. 治安・安全保障、c. 経済成長に資する科学技術（米国の繁栄）、d. エネルギー支配、e. 保健衛生技術、の5分野を優先する方針を示した（表参照）。5分野に共通するのが、安全保障、経済成長、雇用創出への寄与が期待される点で、これはトランプ大統領が発表してきた大統領令や大統領覚書の方向性と一致する。一方、オバマ前政権が注力した環境技術については、再生可能エネルギーを含めたクリーンエネルギーのポートフォリオに関する記述にとどまった。

今回の覚書でトランプ政権は研究開発予算の執行の在り方にも踏み込んだ。その最大の特徴は、民間分野と重複しやすい応用研究ではなく、軍事技術など一部を除いて基礎研究を重視する姿勢を鮮明にした点にある。経済性の面で民間企業が投資を渋りがちな基礎研究に公的資金を投入し、その成果を民間に積極的に供与して、研究活動の効用を最大にすることを目指す。同時に、政権側は不要な研究内容の重複を避けるため、各省庁間や研究組織間の調整の最大化（Maximizing Interagency Coordination）も強く求めている。

表 研究開発予算の優先分野

分野名	具体的な研究対象
軍事技術 (米軍の優越性)	ミサイル防衛技術、戦略的抑止技術、超音速兵器・防衛装置、自律的宇宙配備システム、超小型電子技術、次世代演算技術の研究開発を通じて軍事・民生両部門で利用することを想定。
治安・安全保障	テロ予防、自然的・敵対的な脅威や危険の軽減、国境警備。物理的脅威とサイバー攻撃に対する重要なインフラの安全性と耐久性の向上や陸空海の国境防衛に資する技術開発を重視。
経済成長に資する 科学技術 (米国の繁栄)	自動システム、生体認証、エネルギー貯蔵、遺伝子組み換え、機械学習、量子計算など、新ビジネス・新産業を通じて雇用創出が期待できる技術。民間と重複しない基礎研究を優先する。
エネルギー支配	化石燃料、原子力、再生可能エネルギーを組み合わせたクリーンエネルギーのポートフォリオを通じて、安価なエネルギーを長期にわたり安定供給できるよう、研究初期段階の革新的な技術に優先的に配分する。
保健衛生技術	疾病予防・対処に資するイノベーションをもたらすバイオ医療プログラム、アンチエイジングや薬物依存などに対処するための技術、より効率的・効果的な医療に資する技術開発を重視。

（出所）行政管理予算局文書

<新たな研究開発計画に影響か>

今回の覚書は、ホワイトハウスで予算計画を担当するマルバニー行政管理予算局長官が各行政機関向けに発状したもの。各機関はこれに基づいて2019年度の予算額を検討することが求められる。対象となる予算年度までに時間があることに加えて、もともと政府が支出する研究開発事業は複数年にまたがるが多いため、今回の見直しが研究開発の現場に与える影響は当面は限られたものとなるものの、今後、研究機関などが新たに事業計画を立てる際には影響が確実に及ぶと予想されている。今回の見直しについてワシントンの有識者の1人は「基礎研究

を重視する姿勢は従来の保守的な政策に依拠しており、議会共和党の主要議員のスタンスとも一致している」と評価している。

(秋山士郎)

通商弘報 9b5d9926821b23ab

トランプ政権、中国企業による米半導体企業買収を阻止－（米国、中国）

2017年09月26日 ニューヨーク事務所

トランプ大統領は9月13日、外国投資委員会（CFIUS）の勧告に基づき、米半導体企業「ラティスセミコンダクター」に対する投資ファンド「キャニオン・ブリッジ・ファンド（CBFI）」などによる買収を差し止める大統領令に署名した。CBFIには中国政府関連ファンドが出資しており、同買収案件は米国の安全保障に脅威となり得ると判断した。外国企業の投資差し止めはトランプ政権下で初めて。議会でも、中国企業による米国企業の買収に警戒感が強い。

<CFIUSの法制化後4件目、トランプ政権で初の差し止め>

トランプ大統領は9月13日、投資ファンド「キャニオン・ブリッジ・ファンド」（CBFI）と関連企業による米半導体企業「ラティスセミコンダクター」（以下、ラティス）の買収を差し止める大統領令に署名した。CBFIには中国政府関連ファンドCVCF（China Venture Capital Fund）の子会社が出資しており、外国投資委員会（CFIUS）がこの買収案件を審査していた。

スティーブ・ムニューシン財務長官は、今回の買収が米国の安全保障の脅威となり得る点として、（1）外国の買収者に知的財産が流出する可能性、（2）この取引に対する中国政府の支援、（3）米国政府にとっての半導体サプライチェーンの保全の重要性、（4）米国政府によるラティス製品の使用などを挙げた。

ラティスはオレゴン州に本社を置く株式公開企業で、スマートフォンなどモバイル端末、自動車、医療、通信などの半導体の設計に加え、軍事用のデバイスなども手掛けている。同社のダリン・ビラーベック代表取締役は、大統領令を受けてCBFIによる買収の受け入れを断念すると発表した。

CFIUSは、「[1950年国防産業法](#)」721条で法制化されている米政府の省庁間委員会（注1）で、外国企業による米企業の買収案件が米国の安全保障の脅威となり得るかを審査しており、大統領には、CFIUSの勧告に基づき、外国企業の買収を差し止める権限が与えられている。外国企業による米国企業の買収を差し止めたのは、トランプ政権下で初めてであり、CFIUSの権限が強化された1988年以降で4件目となる。これまでの差し止め事例をみると、今回を含む全ての案件が中国企業に対するものとなっており、半導体企業の買収差し止めが、2016年のアイクストロン、ラティスと続いたことになる（表1参照）。

表1 CFIUSの勧告に基づく過去の投資差し止め事例

実施年	大統領	概要
1990年	ジョージ・H・W・ブッシュ	中国宇宙航空技術輸出入公司(CATIC)によるシアトルの航空機部品メーカーMAMCOマニュファクチャリングの買収について、契約解消を指示。買収により輸出規制の対象技術をCATICが入手する可能性があることが理由。
2012年	バラク・オバマ	中国系企業ロールズ・コーポレーションなどによるオレゴン州の風力発電関連企業4社の買収について、契約解消を指示。ロールズが計画していた風力発電事業の所在地が、同州の米海軍訓練施設近くの飛行制限区域内にあることが理由。
2016年	バラク・オバマ	中国系投資ファンド福建芯片投資基金による、米国資産を持つドイツ半導体企業アイクストロンの買収差し止めを指示。議会調査局は、アイクストロンの技術や実績が軍事転用される可能性があることが理由との報道内容を紹介。

（出所）議会調査局資料など

<中国企業による買収に議会も警戒>

CFIUS の[年次報告書 \(2016年2月発行\)](#)によると、データが公開されている最新の2014年において、審査件数は中国が24件と最多だった(表2参照)。2012年(23件)と2013年(21件)も中国が最大の審査対象国となっている(注2)。

表2 CFIUSによる審査件数上位5カ国
(単位:件)

国名	2012年	2013年	2014年
中国	23	21	24
英国	17	7	21
カナダ	13	12	15
日本	9	18	10
フランス	8	7	6
全世界	114	97	147

(出所) CFIUS年次報告書(2016年2月発行)

議会では、中国企業の米国企業買収に対する警戒感が強い。ロバート・ピッテンガー下院議員(共和党、ノースカロライナ州)は2016年12月6日、超党派の21議員と共に、ラティスの買収差し止めを求める書簡を財務長官宛てに[発出](#)している。同議員は9月14日、「米国にとって極めて重要なインフラに安全な商業取引であることを装って入り込もうとする中国政府の戦略的で組織的な取り組みに対して、われわれは意識的でなくてはならない」と述べ、ラティスの買収差し止めを[支持](#)した。同議員は、上院多数党院内幹事のジョン・コーニン議員(共和党、テキサス州)と共に、CFIUSの機能強化に向けた法案提出に取り組んでいる。なお、上院銀行住宅都市委員会は9月14日に、CFIUSの機能強化を議論する公聴会を開催している。

オバマ政権(当時)は1月6日、半導体産業における米国の長期的なリーダーシップの維持に向けて」と題するレポートを[発表](#)している。このレポートは、半導体やほかのハイテクセクターの買収を促す中国の対外投資政策に対して、米国は強い対抗策を打ち出さなければならないと提言している。

なお、トランプ政権は8月18日に中国の技術移転策や知的財産権の侵害に関して、1974年通商法301条に基づく調査を発動している([2017年8月24日記事参照](#))。通商代表部(USTR)が調査の対象として示した中国政府の行為には「中国の産業政策に合致した先端技術や知的財産権を取得することを目的に、中国企業による米国企業の組織的買収や投資に対して中国政府が行う指示や不当な支援」が含まれている。

(注1) 審査メンバー(オブザーバーや投票権のないメンバーは除く)は以下の省庁部局の代表者で構成される:財務省、司法省、国土安全保障省、商務省、国防総省、国務省、エネルギー省、通商代表部、科学技術政策局。委員長は財務長官が務める。

(注2) 2011年の審査件数では、中国(10件)は英国(25件)とフランス(14件)に次いで3番目。

(鈴木敦)

通商弘報 5a879ad2e651d6fc

USTR 代表、中国の脅威を名指しで批判—トランプ政権の通商政策の優先事項について講演— (米国、中国)

2017年09月28日 米州課

ロバート・ライトハイザー米国通商代表部 (USTR) 代表は9月18日、ワシントンで行われた戦略国際問題研究所 (CSIS) 主催のセミナーで講演を行った。同代表は、米国の通商政策の優先事項として、(1) 通商政策の転換、(2) 貿易赤字の是正、(3) 中国の脅威と WTO 体制が抱える問題、(4) 貿易協定の精査、の4点について説明し、中国を名指しで批判した。質疑応答では、トランプ政権の対アジア通商政策や米国と EU の包括的貿易投資協定 (TTIP)、北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉などについて答えた。

<諸外国の非経済的行為に対し積極的に行動>

ライトハイザー代表は、トランプ政権の通商政策の基本理念として、最初に通商政策の転換を挙げた。多くの市場は公平ではなく、各国政府は助成金や閉鎖的な市場、規則による制限といった複数の戦略によって自国に有利な成果を得ようとしており、長年にわたる協議でこうした問題が解決されない中、トランプ政権は「積極的に行動し、あらゆる手段で非経済的行為をやめさせ、国内外の市場で相互性を求めなければならない」と指摘した。

続いて、同代表は貿易赤字について「何十年にもわたり多くの国々に対し巨額の貿易赤字を抱える状況において、現行の貿易制度が問題を引き起こす一因だと考えるのが合理的」と述べ、他の先進国が高関税や国境調整税をかけたり、通貨切り下げを続けており、米国の輸出品に高関税が課されるのは公平とはいえないと指摘した。

<中国は世界貿易システムにとって先例のない脅威>

ライトハイザー代表は、世界の貿易システムにとって先例のない脅威として、中国を名指しし、「中国政府の助成金による自国企業の育成や技術移転の強要などが中国市場や世界市場をゆがめている」と批判した。そして、WTO やその前身の GATT が、中国のような規模での重商主義に対処できるように設計されていないため、米国企業や労働者、経済システムを守るため、トランプ政権は新たな対応策を講じる必要がある、と主張。また、中国の技術移転策や知的財産権の侵害について、USTR が 1974 年通商法 301 条に基づいた調査を開始したことについて、「調査中であり予見できないが、必要に応じて大統領に制裁措置を提案する」「301 条を活用するのは米国が有する調査ツールだからで、調査の結果、対象措置について WTO 協定に該当する措置であれば WTO に提訴し、WTO 協定に該当しない措置であれば制裁措置を検討する」と発言した ([2017年8月24日記事参照](#))。

WTO について同代表は、「紛争解決制度は不完全で、透明性やスタッフに問題がある」「過去の紛争解決過程で、米国は交渉で得た権利が制限されたり、同意していない義務が課されたりする事例が、アンチダンピング、相殺関税、貿易救済措置などで多数ある」と指摘した。

また同代表は、米国が締結した全ての貿易協定が、米国に利益をもたらしているか精査しているとし、協定の発効から一定の期間が経過した中で、貿易赤字額やその他の要因が不均衡を示す場合は「再交渉を行うべき」と述べた。

<2 国間協定によりアジア地域への関与を継続>

質疑応答の中で、ライトハイザー代表はトランプ大統領のアジア通商政策について、「2 国間協定により、アジア地域への関与を続けていく」と答えた。トランプ大統領が複数国間や多国間の貿易協定より 2 国間の貿易協定を好む理由として、米国の経済規模は 18 兆ドルあり、個別に交渉した方が米国に有利な協定を締結できるとともに、2 国間協定の方が協定の合意事項を執行しやすい点を挙げた。また、英国との 2 国間協定の締結について、同代表は「両国にとって有益な協定を締結することを確信しているが、英国の EU 離脱の方向性が見えるまでは、いつ協

議に入れるかは明確でない」と回答した。さらに、EU との関係については「非常に重要で、TTIP を締結したいが、協議が進んでいない理由は欧州各国で選挙が続いているため」と発言した。

<NAFTA 再交渉を合意できるかは「分からない」>

ライトハイザー代表は、カナダやメキシコとの「NAFTA 再交渉は猛スピードで進めているが、合意に至ることができるかどうか、まだ分からない。交渉を急いでいる理由は、来年メキシコや米国で選挙があり、また交渉結果が農畜産業従事者や事業者に影響を与えるからだ」と発言した。2015 年貿易促進権限法に基づき、トランプ政権は NAFTA 再交渉の交渉目的やカナダ、メキシコとの協議の進捗などについて議会と緊密に協議する必要がある。同代表は「3 カ国で同様のプロセスを行う必要がある、非常に困難な作業だが、今のところ非常によくやっている」と述べた。なお、米国が NAFTA 再交渉で提案するとしている協定を 5 年ごとに自動的に見直す「サンセット条項」について、同代表はコメントを控えた。

(中溝丘、須貝智也)

通商弘報 ba3e4983d99d0c99

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170077>

2017年10月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部

<問い合わせ先>
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5545
(海外調査部 米州課)
